

平成25年旭市議会第2回定例会会議録目次

第1号（5月31日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	3
開 会	4
人事の紹介	4
永年勤続表彰伝達並びに記念品の贈呈	5
議長報告事項	5
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
議案上程	7
議案第 1号 平成25年度旭市一般会計補正予算の議決について	
議案第 2号 平成25年度旭市下水道事業特別会計補正予算の議決について	
議案第 3号 工事請負契約の締結について	
議案第 4号 工事請負契約の締結について	
議案第 5号 専決処分の承認について（平成24年度旭市一般会計補正予算）	
議案第 6号 専決処分の承認について（旭市税条例の一部を改正する条例）	
議案第 7号 専決処分の承認について（旭市都市計画税条例の一部を改正する条例）	
議案第 8号 専決処分の承認について（旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	
報告第 1号 平成24年度旭市一般会計繰越明許費繰越計算書について	
報告第 2号 平成24年度旭市一般会計事故繰越し繰越計算書について	
報告第 3号 平成24年度旭市農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書について	
報告第 4号 平成24年度旭市水道事業会計予算繰越計算書について	
報告第 5号 平成24年度旭市病院事業会計継続費繰越計算書について	
報告第 6号 平成24年度旭市病院事業会計予算繰越計算書について	

報告第 7号 旭市土地開発公社の事業経営状況について
報告第 8号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）

提案理由の説明並びに政務報告	7
議案の補足説明及び報告の説明	17
散 会	30

第 2 号（6月4日）

議事日程	31
本日の会議に付した事件	31
出席議員	31
欠席議員	31
説明のため出席した者	31
事務局職員出席者	32
開 議	33
議案質疑	33
常任委員会議案付託	42
常任委員会請願付託	42
散 会	43

第 3 号（6月6日）

議事日程	45
本日の会議に付した事件	45
出席議員	45
欠席議員	45
説明のため出席した者	45
事務局職員出席者	46
開 議	47
一般質問	47
1番 大塚 祐 司	47
20番 高橋 利 彦	58

4番 太田 將 範	79
5番 伊 藤 保	94
6番 島 田 和 雄	105
散 会	124

第 4 号 (6月7日)

議事日程	125
本日の会議に付した事件	125
出席議員	125
欠席議員	125
説明のため出席した者	125
事務局職員出席者	126
開 議	127
一般質問	127
12番 滑 川 公 英	127
15番 木 内 欽 市	140
8番 伊 藤 房 代	155
16番 佐久間 茂 樹	163
散 会	184

第 5 号 (6月17日)

議事日程	185
本日の会議に付した事件	185
出席議員	186
欠席議員	186
説明のため出席した者	186
事務局職員出席者	187
開 議	188
常任委員長報告	188
質疑、討論、採決	191

常任委員長請願報告	194
質疑、討論、採決	195
発議案上程	197
発議案第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について	
発議案第2号 国における平成26年度教育予算拡充に関する意見書の提出について	
提案理由の説明	197
質疑、討論、採決	199
旭市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙	200
事務報告	202
議長辞職の件	203
議長選挙の件	204
副議長辞職の件	207
副議長選挙の件	209
議長報告事項の件	211
千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	212
閉 会	213

平成25年旭市議会第2回定例会会議録

議事日程（第1号）

平成25年5月31日（金曜日）午前10時開会

- 第 1 開 会
- 第 2 人事の紹介
- 第 3 永年勤続表彰伝達並びに記念品の贈呈
- 第 4 議長報告事項
- 第 5 会議録署名議員の指名
- 第 6 会期の決定
- 第 7 議案上程
- 第 8 提案理由の説明並びに政務報告
- 第 9 議案の補足説明及び報告の説明

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
- 日程第 2 人事の紹介
- 日程第 3 永年勤続表彰伝達並びに記念品の贈呈
- 日程第 4 議長報告事項
- 日程第 5 会議録署名議員の指名
- 日程第 6 会期の決定
- 日程第 7 議案上程
- 日程第 8 提案理由の説明並びに政務報告
- 日程第 9 議案の補足説明及び報告の説明

出席議員（21名）

- | | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 大 塚 祐 司 | 2 番 | 飯 嶋 正 利 |
| 3 番 | 宮 澤 芳 雄 | 4 番 | 太 田 將 範 |
| 5 番 | 伊 藤 保 | 6 番 | 島 田 和 雄 |

7番 平野 忠作
 9番 林 七巳
 11番 景山 岩三郎
 14番 柴田 徹也
 16番 佐久間 茂樹
 18番 林 俊介
 20番 高橋 利彦
 22番 林 一哉

8番 伊藤 房代
 10番 向後 悦世
 12番 滑川 公英
 15番 木内 欽市
 17番 日下 昭治
 19番 嶋田 茂樹
 21番 林 正一郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	明智 忠直	副市長	加瀬 寿一
教育長	寿田 哲雄	秘書広報課長	堀江 通洋
行政改革 推進課長	林 清明	総務課長	米本 壽一
企画政策課長 兼被災者 支援室長	伊藤 浩	財政課長	加瀬 正彦
税務課長	佐藤 一則	市民生活課 主幹	大木 廣巳
環境課長	新行内 弘	保険年金課長	加瀬 喜久
健康管理課長	野口 國男	社会福祉課長	加瀬 恭史
子育て 支援課長	山口 訓子	高齢者 福祉課長	石毛 健一
商工観光課長	堀江 隆夫	農水産課長	大久保 孝治
建設課長	高野 晃雄	都市整備課長	林 利夫
下水道課長	石毛 隆	会計管理者	宮應 孝行
消防長	佐藤 清和	水道課長	鈴木 邦博
病院事務部長	菅谷 敏之史	病院経理課長	土師 学
庶務課長	横山 秀喜	学校教育課長	菅谷 充雅
生涯学習課長	佐久間 隆	体育振興課長	石嶋 幸衛
監査委員 事務局長	田杭 平三	農業委員会 事務局長	高木 寛幸

事務局職員出席者

事務局長 伊藤恒男 事務局次長 向後嘉弘

開会 午前 10時 0分

○議長（林 俊介） おはようございます。

ここで、会議を開会する前に、あらかじめご了解を願いたいと思います。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行いますので、ご了解をいただきたいと思います。

◎日程第1 開 会

○議長（林 俊介） ただいまの出席議員は21名、議会は成立いたしました。

これより平成25年旭市議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第2 人事の紹介

○議長（林 俊介） 日程第2、人事の紹介。

4月1日付けの異動により、人事の紹介をいたします。

米本壽一総務課長。

伊藤浩企画政策課長兼被災者支援室長。

堀江通洋秘書広報課長。

加瀬恭史社会福祉課長。

加瀬喜久保険年金課長。

山口訓子子育て支援課長。

石毛健一高齢者福祉課長。

野口國男健康管理課長。

田杭平三監査委員事務局長。

高野晃雄建設課長。

林利夫都市整備課長。

新行内弘環境課長。

土師学病院経理課長。

高木寛幸農業委員会事務局長。

佐久間隆生涯学習課長。

石嶋幸衛体育振興課長。

石毛隆下水道課長。

鈴木邦博水道課長。

なお、その他の異動並びに昇格につきましては、過日お配りいたしました人事異動の文書によりご了承願います。

◎日程第3 永年勤続表彰伝達並びに記念品の贈呈

○議長（林 俊介） 日程第3、永年勤続表彰伝達並びに記念品の贈呈。

これより永年勤続表彰伝達並びに記念品の贈呈を行います。

過日開催されました全国市議会議長会の定期総会におきまして、市議会議員として15年以上在職し、市政の振興に努められました功績により、表彰の栄に浴されました林正一郎議員に表彰状の伝達と記念品の贈呈を行います。

林正一郎議員、前のほうにお進みお願いいたします。

（議長より表彰状伝達並びに記念品贈呈、拍手）

◎日程第4 議長報告事項

○議長（林 俊介） 日程第4、議長報告事項。

議長報告事項を申し上げます。

お配りいたしました印刷物により、ご了承いただきたいと思います。

◎日程第5 会議録署名議員の指名

○議長（林 俊介） 日程第5、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

14番、柴田徹也議員、15番、木内欽市議員、以上の2議員を指名いたします。

◎日程第6 会期の決定

○議長（林 俊介） 日程第6、会期の決定。

会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。本定例会の会期は、本日から6月17日までの18日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 俊介） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月17日までの18日間と決しました。

なお、お配りいたしました日程表により会議の運営を図りたいと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。

○議長（林 俊介） 市長より送付を受けております議案は、議案第1号から議案第8号までの8議案と、報告第1号から報告第8号までの報告8件であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 配付漏れないものと認めます。

議案等説明のため、市長、副市長、教育長ほか関係課長等の出席を求めました。

◎日程第7 議案上程

○議長（林 俊介） 日程第7、議案上程。

議案第1号から議案第8号までの8議案と報告第1号から報告第8号までの報告8件を一括上程いたします。

- 議案第 1号 平成25年度旭市一般会計補正予算の議決について
- 議案第 2号 平成25年度旭市下水道事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第 3号 工事請負契約の締結について
- 議案第 4号 工事請負契約の締結について
- 議案第 5号 専決処分の承認について（平成24年度旭市一般会計補正予算）
- 議案第 6号 専決処分の承認について（旭市税条例の一部を改正する条例）
- 議案第 7号 専決処分の承認について（旭市都市計画税条例の一部を改正する条例）
- 議案第 8号 専決処分の承認について（旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 報告第 1号 平成24年度旭市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 報告第 2号 平成24年度旭市一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 報告第 3号 平成24年度旭市農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 報告第 4号 平成24年度旭市水道事業会計予算繰越計算書について
- 報告第 5号 平成24年度旭市病院事業会計継続費繰越計算書について
- 報告第 6号 平成24年度旭市病院事業会計予算繰越計算書について
- 報告第 7号 旭市土地開発公社の事業経営状況について
- 報告第 8号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）

◎日程第8 提案理由の説明並びに政務報告

○議長（林 俊介） 日程第8、提案理由の説明並びに政務報告。

提案理由の説明並びに政務報告を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） おはようございます。

本日、ここに平成25年旭市議会第2回定例会を招集し、当面する諸案件についてご審議を

願うことといたしました。

本年も、はや5か月が過ぎようとしており、水田を渡る風に初夏を感じる季節となりました。時の流れは早いもので、私の任期もあと2か月となりました。

私は、平成21年7月の市長就任にあたり、旭市が掲げる将来都市像である「ひとが輝き海とみどりがつくる健康都市“旭”」に向かって、住んで良かった、住んでみたい、そして真に合併して良かったと思えるよう、市民一人ひとりの心が一体感を持ち、通じ合える絆づくりの醸成が必要と述べさせていただきました。

今も、この思いは変わることなく、実現に向け鋭意努めております。また、何と云っても、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による被害は甚大で、復興に向けた取り組みは、まだスタートしたばかりであります。これまでの経験を生かしながら各種事業を進め、一刻も早い、目にみえる形での復興を進めていきたいと考えているところであります。

震災復興を通じた「安全安心なまちづくり」に引き続き全力を傾注していくことが、今、私に課せられた最大の責務であると認識し、さらには人口減少の歯どめ、そして課題となっている道路、学校、道の駅の整備等についても、着実に進めていくことを強く決意しているところであります。

議会をはじめ市民の皆様のご支援とご協力をお願い申し上げます。

初めに、本議会に提案いたしました各議案の提案理由を申し上げます。

議案第1号は、平成25年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,940万円を追加し、予算の総額を269億3,940万円とするものであります。

議案第2号は、平成25年度旭市下水道事業特別会計補正予算の議決についてでありまして、地方債の繰上償還をするにあたり、歳入歳出にそれぞれ4,040万8,000円を追加し、予算の総額を7億7,340万8,000円とするものであります。

議案第3号及び議案第4号は、工事請負契約の締結についてでありまして、議案第3号は、旭市災害公営住宅建設工事について、議案第4号は、（仮称）飯岡地域統合保育所建設工事について、それぞれ仮契約を締結いたしましたので、この契約について議会の議決を求めるものであります。

議案第5号から議案第8号までは、専決処分の承認についてであります。

議案第5号は、平成24年度旭市一般会計補正予算について専決処分したため、議会の承認を求めるものであります。

議案第6号は、旭市税条例の一部を改正する条例の制定、議案第7号は、旭市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定、議案第8号は、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、いずれも地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い専決処分したため、承認を求めるものであります。

報告第1号は、平成24年度旭市一般会計繰越明許費繰越計算書について、報告第2号は、平成24年度旭市一般会計事故繰越し繰越計算書について、報告第3号は、平成24年度旭市農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、報告第4号は、平成24年度旭市水道事業会計予算繰越計算書について、報告第5号は、平成24年度旭市病院事業会計継続費繰越計算書について、報告第6号は、平成24年度旭市病院事業会計予算繰越計算書について、報告第7号は、旭市土地開発公社の事業経営状況について、報告第8号は、議会の指定した専決処分についてでありまして、それぞれ報告するものであります。

次に、平成24年度の一般会計並びに各特別会計の執行結果について概要を申し上げます。

平成24年度の一般会計並びに各特別会計は、現在、事務当局において決算作業を進めているところであります。

財政運営にあたっては、税収等の一般財源の確保、交付金や起債等の活用を図るとともに、経費の節減合理化に努めてまいりました。

その結果、平成24年度の一般会計は、概算で歳入総額316億800万円、歳出総額290億7,400万円となり、翌年度に繰り越しになる財源を差し引いた実質収支額は22億800万円の黒字と見込まれるものであります。

また、その他の特別会計についても、おおむね順調な決算となる見込みであります。

次に、東日本大震災発生から今日までにおける被災者の生活再建、復旧・復興に向けた取り組みなどについて申し上げます。

初めに災害の支援状況について申し上げます。

本市単独の災害見舞金については、3,382世帯に対して2億3,551万円を支給いたしました。また、災害義援金については、3,574世帯に対して、国・県分を合わせて13億6,433万4,100円を配分し、このうち市の義援金としては4億8,833万4,100円を配分しております。

なお、これら災害見舞金並びに災害義援金の申請受付については、広報紙等でもお知らせしてございますが、4月30日をもって終了しているところであります。

このほかに災害援護資金の貸付については、5月1日現在、106件、貸付総額2億2,002万円の申し込みがありました。

次に、国及び県の支援金の支給状況について申し上げます。

国の被災者生活再建支援金については、基礎支援金が、対象世帯の約99パーセントにあたる803世帯に、加算支援金が、対象世帯の約78パーセントにあたる628世帯に、合わせて13億3,275万円が支給されております。また、県の液状化等被害住宅再建支援金については、271世帯に、1億3,399万6,000円を支給したところであります。

次に、応急仮設住宅について申し上げます。

応急仮設住宅は、5月で貸与期間の2年が過ぎ、1年間の延長が決定された中で、4月に再度、戸別に今後の住宅再建等に関する意向調査を実施し、引き続き入居を希望する方々について、今月、契約を更新いたしました。現在の入居者数は、旭地区が19世帯39人、飯岡地区が65世帯158人、賃貸住宅が7世帯14人で、合計91世帯211人の方々が入居しております。

今後も、入居者の方々の住宅再建等について県をはじめ、関係機関と連携を図りながら、積極的に支援に取り組んでまいります。

次に、液状化対策について申し上げます。

市街地液状化対策事業については、現在、被害状況の分析作業、液状化の検証、追加地質調査の検討を行っております。今後、旭市液状化対策検討委員会による再液状化診断を踏まえ、要対策地区の設定及び対策工法の検討や事業費、個人負担額の算定を行ってまいります。

次に、災害公営住宅整備事業について申し上げます。

災害公営住宅建設工事については、5月17日に建築及び外構工事の入札を執行し、5月21日、株式会社伊藤工務店と仮契約を締結したところであり、関連する議案を本定例会に提案するものであります。

今後の予定としましては、6月に電気設備及び機械設備の入札を執行し、平成26年3月末の完成を目指して取り組んでいるところであります。

次に、復興交付金の申請状況について申し上げます。

復興事業の財源となる国の復興交付金については、5月21日に復興庁へ申請いたしました。申請事業は、前回の申請で継続協議となっていた避難道路の調査・設計費をはじめ、いいおか荘の屋上避難施設や震災に関する展示施設、また、文化の杜公園への防災倉庫の設置などであります。

今後は、国の配分決定を待って、これらの事業を確実に推進してまいります。

次に、津波避難対策について申し上げます。

市では、復興計画の基本方針の一つである「災害に強い地域づくり」に基づき、津波避難

対策の一環として、三川浜地区の飯岡体育館駐車場及び椎名内西町区民館の南側に、津波避難タワーを1基ずつ建設しました。この津波避難タワーは、車椅子の利用者など、体の不自由な方でも避難できるよう、通常の階段のほかに、らせん状のスロープを併設したところがあります。

このタワーの使用方法等については、三川浜地区の皆様には5月12日に、椎名内東町・仲町・西町地区の皆様には5月26日にタワーを開放し、実際に上がって体験していただきました。また、市民の皆様や小中学校などから要望があれば随時開放し、見学・体験をしていただきたいと考えております。

また、6月23日に東総文化会館において「旭市防災フェア」を開催いたします。「想定を超える災害にどう備えるか」を演題に、群馬大学の片田敏孝教授の講演会を予定しておりますので、市民の皆様には是非お越しいただき、災害・震災について見つめ直す機会にさせていただきたいと考えております。

なお、3月に作成しました「津波ハザードマップ」につきましては、各区長を通じて全戸に配付したところであります。

今後も、地域の皆様の安全・安心のため、防災教育や各種対策を進めてまいります。

次に、この機会に市政の近況についてご報告いたします。

初めに、行政改革について申し上げます。

事務事業評価については、現在、平成24年度に執行した事業の中から本年度の評価対象事業を抽出するとともに、担当者等に対する研修会を開催したところであります。今後、評価を進めていく中で、昨年度と同様に外部の意見も取り入れながら市として方向性を打ち出し、改善策を翌年度の予算編成に反映してまいります。

また、昨年度に評価した事業の改善策についても、引き続き着実に取り組むことで、効率的で効果的な行財政運営を推進し、市民が真に求めるサービスの実現に努めてまいります。

徴収対策については、平成24年度に設置した徴収対策室を中心に、債権所管課相互の連携を図りながら、徴収率の向上に取り組んでまいりました。この結果、平成24年度については、全体で1億5,000万円程度の滞納額の縮減が図れる見込みとなり、一定の成果が得られたものと考えております。

今後も引き続き、市民負担の公平性を確保するため、債権の回収に毅然とした姿勢で臨むことで、さらなる徴収率の向上と滞納額の縮減を目指してまいります。

次に、道の駅施設整備事業について申し上げます。

旭市道の駅建設準備委員会において検討してまいりました「旭市道の駅実施計画」の策定作業が3月末に終了しましたので、計画の内容をホームページ等により公表し、市民の皆様方に広く周知を行ってまいります。また、5月9日に平成25年度第1回旭市道の駅建設準備委員会を開催し、今年度のスケジュール及び検討項目、運営組織の設立準備について協議を行ったところであります。

次に、旭中央病院検討委員会の状況について申し上げます。

3月28日に第4回、その後5月14日に第5回検討委員会が開催され、検討項目であります地域医療における旭中央病院が果たすべき役割や旭中央病院の課題とその対策、また、経営形態に関する報告書を昨日提出いただいたところであります。この報告書については、市のホームページで公表してまいります。

次に、旭市イメージアップキャラクターについて申し上げます。

4月6日に開催された袋公園桜まつりにおいて、「あさピー」をお披露目いたしました。当日は、多くの子どもたちと触れ合いながら写真撮影を行い、来園された皆様から好評をいただいたところであります。

また、5月1日に市ホームページに「あさピー」紹介コーナー「あさピーアール部」を開設いたしました。今後は、活動記録等を紹介するとともに、各種イベントに出向くなど効果的に活用しながら、旭市のイメージアップを図っていきたいと考えております。

次に、生活環境について申し上げます。

環境保全と地域の環境美化を推進するため、きれいな旭をつくる会を中心に市民の皆様のご協力をいただきながら、各種事業を実施しているところであります。

5月26日に実施いたしました春のゴミゼロ運動は、約1万人の市民の皆様のご協力をいただき、約14トンの空き缶、空きびん、ペットボトルなどの散乱ごみを回収し環境美化促進を図ることができました。きれいな旭をつくるため、今後もこの運動を継続し、ごみの減量化に向け、ごみの発生抑制、再使用、再生利用等を推進してまいります。

次に、子育て支援について申し上げます。

飯岡地域の統合保育所の建設については、5月17日に建築及び外構工事の入札を執行し、5月21日、鈴木建設株式会社と仮契約を締結したところであり、関連する議案を本定例会に提案するものであります。

子ども医療費助成事業については、少子化対策にも効果的であるという視点から、8月診療分からの通院医療費、調剤費についても中学3年生まで拡大いたします。7月上旬には広

報紙等により制度拡大の周知をするほか、対象家庭へは個別通知によりお知らせいたします。

次に、障害福祉について申し上げます。

4月8日、海上保健センター内に旭市こども発達センターを開設いたしました。この施設は、心身の発達に心配のある未就学児の成長を積極的に支援するため、言語聴覚士や作業療法士等を配置して対応するもので、現在7名の子どもたちが利用されているところであります。

次に、保健事業について申し上げます。

現在、首都圏を中心に大人の風疹が大流行しております。

特に、風疹抗体を持たない妊婦が感染した場合、生まれてくる赤ちゃんへの影響が懸念されており、妊婦と赤ちゃんの健康を守るための緊急対策として、4月1日接種分より妊娠を予定又は希望している女性及び妊婦の夫に対し、予防接種費用を助成することといたしました。

接種対象者には、市ホームページをはじめ母子手帳発行時や医療機関等により周知しており、今後も風疹予防対策に万全を期してまいります。

なお、助成に伴う所要額については、補正予算議案を本定例会に提案するものであります。

次に、義務教育施設の整備について申し上げます。

飯岡中学校改築事業については、建設を予定しております非農用地について土地改良事業の手続きが遅れている状況であります。本年度の着工を目指し事務を進めているところであります。

小学校大規模改造工事については、老朽化した校舎の改修として、本年度は琴田小学校と嚶鳴小学校を、また、小学校屋外運動場整備については、古城小学校と滝郷小学校を実施いたします。

次に、文化振興について申し上げます。

5月19日、東総文化会館においてウィーン少年合唱団の公演を開催いたしました。ウィーンの象徴、音楽大使として世界中の人々の心を癒す天使たちの歌声は、大勢の方々に感動を与え、観客から盛大な拍手が送られました。

市民参加型事業として8月4日開催予定の「旭市民音楽祭」には、15団体121人の参加申し込みを得たところであります。

また、9月29日には「あさひのまつり」の開催を予定しており、4月の広報紙等で募集のお知らせを行ったところであります。

今後も市民の文化意識の高揚が図れるよう、幅広い文化事業を展開してまいります。

次に、農業について申し上げます。

人と農地に関する問題など今後の農業のあり方について考える「人・農地プラン」を昨年度末に作成いたしました。これは、地域の中心となる経営体を決め、将来の農業の担い手を確保し、規模拡大等を図っていくもので、中心経営体以外の農業者にも農地集積などにおいてメリットがあります。プランについては、農業者の農地集積や新規就農者の情報に基づいて随時見直してまいります。

水田農業については、今年度から名称変更により「経営所得安定対策」となりますが、「農業者戸別所得補償制度」と基本的に同じ枠組みで実施されることから、市では昨年度と同様に飼料用米での取り組みで推進を図ることとし、5月21日から24日まで市内4か所で、国・県と連携した説明会を開催し、現在、取りまとめを行っているところであります。

園芸については、県の補助事業「輝け！ちばの園芸」を活用して低コスト耐候性ハウスなどの生産施設整備や施設のリフォームについて、事業主体である農業者の意向が十分反映した整備となるよう、県と連携して事務を進めております。

次に、都市との交流について申し上げます。

例年行っている幽学の里で米作り交流事業の田植えを5月3日、4日に、412人の参加により行いました。親子の笑顔が幽学の水田にあふれ、作業を通じて自然の大切さを感じてくれたことと思います。

次に、圃場整備事業について申し上げます。

平成10年に着工しました、経営体育成基盤整備事業万才Ⅱ期地区が整備完了となり、5月17日に竣工式典が行われました。今後も市内で実施されている事業につきまして、県、地元工区とともに事業が円滑に進捗するように支援してまいります。

次に、海岸保安林について申し上げます。

昨年度にユートピアセンター南側の海岸保安林に整備した減災盛土への植栽について、上総ライオンズクラブから黒松などの苗木が寄贈され、4月23日に地元の旭、飯岡両ライオンズクラブにより植栽を行っていただきました。また、4月27日には銚子商工信用組合から黒松などの苗木の寄贈並びに植栽を行っていただきました。当日は200人以上の信用組合職員の方々に作業していただき、改めて絆の強さを感じたところであります。ご厚意に対し心から感謝申し上げますとともに、今後は保安林として機能するように十分な管理をしてまいります。

次に、飯岡漁港について申し上げます。

飯岡漁港において、県に親水型防波堤として整備を行っていただいた西防波堤が3月末に完成いたしました。今後は、関係機関との連携により、利用者の安全を最優先として管理してまいります。

次に、商業の振興について申し上げます。

国においては、いわゆる「アベノミクス」と表される金融緩和を中心とする経済政策が実行されておりますが、経済情勢は依然として厳しい状況が続いております。こうした中、旭市商業振興連合会では、商店会等の振興策として、プレミアム付共通商品券の発行事業に本年も取り組んでおります。

今年度の発行は、昨年同様に7月と12月の2回を予定し、1回目の7月には7,000セット、総額7,700万円分を7月7日、8日に販売いたします。

なお、使用期間は12月に2回目の発行をすることから、半年間と設定されております。

市としても、これらの施策に対して商店街等の活性化が図られるよう、引き続き支援してまいります。

次に、工業振興について申し上げます。

あさひ新産業パークへの企業誘致については、県並びに県土地開発公社と連携しながら誘致活動を展開しております。

昨年度に進出が決定した太陽光発電を行う企業2社が、6月中に工事を終了し操業予定となっておりますが、本年度については、新規の進出は現在見込まれておりません。

今後も、地域経済の活性化と雇用の創出を図るため、優良企業の誘致に向けて努力してまいります。

次に、観光について申し上げます。

旭市の三大まつりと位置づけております、「袋公園桜まつり」が4月1日から14日まで開催されました。4月6日には、袋公園桜まつり実行委員会の主催による演芸大会や、「わくわく市場」の開催、さらにはイメージアップキャラクター「あさピー」のお披露目により、1万3,000人余りの親子連れなどで賑わいを見せたところであります。

また、「旭市いいおかYOU・遊フェスティバル」が7月27日、28日に、「旭市七夕市民まつり」が8月6日、7日に開催が予定されております。

海水浴場については、本年は昨年より1週間早い7月13日から8月25日までの44日間、飯岡海水浴場と矢指ヶ浦海水浴場を開設する予定であり、観光協会をはじめ関係機関のご協力

をいただきながら、来遊者が安全で楽しく過ごしていただけるよう準備を進めているところであります。

なお、期間中に矢指ヶ浦海水浴場西側を会場として「あさひ砂の彫刻美術展」が7月16日から31日まで開催され、20日と21日には花火大会などのイベントが開催される予定であります。

また、21日に「サマーフェスティン矢指ヶ浦」が開催され、宝探し等が予定されております。

それぞれのイベントには、より多くの市民の皆様に参加をしていただき、大勢の観光客を迎えられるよう各実行委員会を中心に検討がされているところであります。

次に、「食彩の宿いいおか荘」について申し上げます。

いいおか荘については、構造検証調査を実施したところ、建物本体は一部改修工事が必要となるものの再使用が可能との結果であったため、1階は震災を後世に伝える展示スペースなどを設置し、屋上は地域住民や海水浴客等の緊急避難場所として利用したいと考えております。

また、2階・3階等については宿泊施設として民間事業者へ貸し付けすることとし、現在、必要な手続きを行っているところであります。

次に、市道の整備について申し上げます。

旭中央病院アクセス道整備事業については、国道126号から広域農道までの整備に向け、物件調査、用地取得等を進めてまいります。

飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業及び南堀之内バイパス整備事業については、引き続き工事を進めてまいります。未取得地については関係地権者のご理解とご協力をお願いし、早期完成に努めてまいります。

また、先ほども申し上げましたが、津波避難道路については、復興交付金事業として国へ申請をしたところであります。事業採択を受けた後は、早急に整備すべく取り組んでまいります。

次に、下水道事業について申し上げます。

下水道の供用区域については、認可区域の約93パーセントにあたる187.8ヘクタールの区域で使用が可能となりなりました。

現在、対象世帯2,689世帯のうち1,464世帯で使用され、日量約1,700立方メートルの汚水を適正に処理しております。

また、本年度は、ニ地先の5ヘクタールの面整備工事を予定しており、地元説明会を開催するなど早期に発注できるよう準備を進めているところであります。

最後に、病院事業について申し上げます。

平成24年度の経営状況については、医師の減少による影響が懸念されましたが、引き続き黒字経営を維持し、当期利益金約1億3,700万円余りを計上の見込みであります。

平成25年度についても引き続き経営努力を重ね、健全な経営を維持してまいります。

以上、このたび提案いたしました案件の趣旨をご説明し、あわせて市政の近況について申し上げます。

詳しくは事務担当者からご説明し、また質問に応じてお答えいたしますので、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（林 俊介） 提案理由の説明並びに政務報告は終わりました。

◎日程第9 議案の補足説明及び報告の説明

○議長（林 俊介） 日程第9、議案の補足説明及び報告の説明。

初めに、議案の補足説明を求めます。

議案第1号、議案第3号、議案第4号、議案第5号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 加瀬正彦 登壇）

○財政課長（加瀬正彦） 議案第1号、平成25年度旭市一般会計補正予算（第1号）について補足説明を申し上げます。

それでは、補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,940万円を追加し、予算の総額を269億3,940万円とするものです。

2ページから3ページまでは歳入歳出予算の款項の補正額ですので、説明を省略いたしまして、内容は事項別明細書でご説明申し上げます。

次に、歳入について順を追ってご説明いたします。事業内容につきましては、歳出のところで説明させていただきますのでよろしくをお願いいたします。

7ページをお願いいたします。

13款 2項 5目教育費国庫補助金950万円の追加は、2節小学校費国庫補助金及び3節中学校費国庫補助金として、それぞれ説明欄1番の学校教育設備整備費等補助金として計上するものでございます。

3項 3目教育費委託金201万3,000円の追加は、説明欄1番の緊急スクールカウンセラー等派遣事業委託金を新規に計上いたしました。

14款 2項 3目衛生費県補助金137万5,000円の追加は、説明欄1番の風しんワクチン接種緊急補助事業費補助金を計上するものです。

6目商工費県補助金464万2,000円の追加は、説明欄1番の千葉県消費者行政活性化基金事業費補助金を計上するものです。

8ページになります。

17款 2項 2目災害復興基金繰入金3,000万円の追加は、中小企業復旧支援事業補助金の財源として計上するものです。

18款 1項 1目繰越金1,187万円は、今回の補正財源として追加するものです。

以上で、歳入の説明は終わります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

9ページをお願いいたします。

4款 1項 2目予防費の説明欄1番、感染症予防対策事業275万円の追加は、風疹ワクチン接種費用の助成を行うものであります。

7款 1項 1目商工総務費の説明欄1番、消費者保護対策事業379万7,000円の追加は、県基金事業の期間延長に伴いまして消費者教育推進事業等を拡充するものでございます。

2目商工振興費の説明欄1番、中小企業復旧支援事業3,000万円の追加は、東日本大震災で被災した中小企業者に対し、施設、設備の復旧に係ります経費の一部を補助するものでございます。

10ページになります。

同じく2目の商工振興費の説明欄2番、工業振興支援事業80万2,000円の追加は、鎌数工業団地内の有害鳥獣の駆除を行うものです。

10款 2項 2目教育振興費の説明欄1番、小学校教材備品等購入事業1,500万円の追加及び、次ページの11ページの3項中学校費の説明欄1番、中学校教材備品等購入事業500万円の追加は、理科備品を購入するものです。

10ページに戻っていただきまして、2項小学校費の説明欄2番、小学校スクールカウンセ

ラー配置事業160万3,000円の追加及び、次のページの3項中学校費の説明欄2番、中学校スクールカウンセラー配置事業44万8,000円の追加は、被災した児童・生徒の心のケア等のため、国の委託費により小学校へ1名を追加し2名に、中学校へは新たに1名を配置するものです。

以上で、議案第1号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第3号、工事請負契約の締結につきまして補足説明を申し上げます。

裏面をご覧くださいと思います。

契約の名称は、旭市災害公営住宅建設工事（建築・外構）であります。

契約の方法は、一般競争入札で、契約金額は、2億9,127万円であります。

契約の相手方は、旭市ニの1469番地、株式会社伊藤工務店、代表取締役伊藤晃であります。

次に、契約の経過を説明いたします。

平成25年4月17日に入札の公告、4月26日までに入札参加資格申請の受け付けを行いまして、6社の申請がございました。全てが資格要件を満たしておりました。

6社による一般競争入札を執行し、入札の結果、予定価格に達したため、契約の相手方と決定し、5月21日に仮契約を締結いたしました。

なお、工事の期限は、平成26年3月17日でございます。

続きまして、議案第4号、同じく工事請負契約の締結についてでございます。

契約の名称は、（仮称）飯岡地域統合保育所建設工事（建築・外構）であります。

契約の方法は、随意契約となっております。この契約の経過を先にご説明いたします。

平成25年4月17日に入札の公告、4月26日までに入札参加資格申請の受け付けを行いまして、6社の申請がございました。全てが資格要件を満たしておりました。

この内の3社から辞退届が提出され、3社による一般競争入札を執行いたしました。

しかし、落札者がございませんでした。

よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定によりまして、随意契約となったもので、5月21日に仮契約を締結したものでございます。

契約金額は、2億1,451万5,000円であります。

契約の相手方は、旭市後草2364番地の3、鈴木建設株式会社、代表取締役鈴木和彦でございます。

なお、工事の期限は、平成26年3月17日でございます。

以上で、議案第4号について、補足説明を終わります。

続きまして、議案第5号、専決処分の承認について補足説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定によりまして専決処分をいたしまして承認を求めるもの、これは、平成24年度旭市一般会計補正予算（第7号）でございます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,390万5,000円を追加し、予算の総額を296億8,690万5,000円としたものでございます。

2ページは、歳入歳出予算の款項の補正額ですので、説明を省略させていただきます。

5ページ、お願いいたします。

初めに歳入になります。

13款2項7目総務費国庫補助金8,390万5,000円の追加は、説明欄1番、東日本大震災復興交付金を計上したものです。

下の歳出です。

2款1項4目財政管理費8,390万5,000円の追加は、歳入で説明いたしました、東日本大震災復興交付金を東日本大震災復興交付金基金へ積み立てるものでございます。

東日本大震災復興交付金につきましては、平成25年度に国から1億8,388万円を見込んでおったところでございますが、このうち、8,390万5,000円が24年度末に入ることになったため、専決処分による補正を行ったものであります。

なお、本基金につきましては、平成25年3月29日に積み立てを行ったところでございます。

以上で、議案第5号の補足説明を終わります。

○議長（林 俊介） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第2号について、下水道課長、登壇してください。

（下水道課長 石毛 隆 登壇）

○下水道課長（石毛 隆） 議案第2号、平成25旭市度下水道事業特別会計補正予算の議決について、補足説明を申し上げます。

今回の補正は、特定被災地方公共団体における復旧・復興を支援するため、平成25年度限りの措置として、年利4%以上の旧公営企業金融公庫資金に係ります地方債について補償金免除繰上償還が行えることから、補正するものでございます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算にそれぞれ4,040万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ7億7,340万8,000円とするものでございます。

2ページは、歳入歳出予算の款項の補正額であり、3ページから4ページはそれぞれ事項別明細書の総括となっておりますので、詳しい内容につきましては5ページ以降でご説明申し上げます。

5ページをお開きください。

歳入についてご説明申し上げます。

6款1項1目繰越金、説明欄1番、前年度繰越金に4,040万8,000円を追加し、補正後予算額を9,040万8,000円とするものでございます。平成24年度の決算見込みの中で繰越金が見込めることから、繰上償還の財源とするものでございます。

6ページをお開きください。

歳出についてご説明申し上げます。

3款公債費、1項1目元金、説明欄1番、借入金償還費に4,133万6,000円を追加し、補正後予算額を2億2,922万6,000円とするものでございます。

2目利子、説明欄1番、借入金利子支払費は平成26年3月に支払いを予定しておりました利子92万8,000円を減額し、補正後予算額を9,165万7,000円とするものでございます。

7ページをお願いいたします。

地方債の現在高の見込みに関する調書でございます。

平成25年度末現在見込み額は元金4,133万6,000円を繰上償還することから、43億2,267万2,000円となる見込みでございます。

以上で、議案第2号の補足説明を終わります。

○議長（林 俊介） 下水道課長の補足説明は終わりました。

議案第6号、議案第7号、議案第8号について、税務課長、登壇してください。

（税務課長 佐藤一則 登壇）

○税務課長（佐藤一則） 議案第6号、旭市税条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

お配りしてあります新旧対照表のほうをよろしくお願いいたします。

1ページをお開きいただきたいと思っております。

今回の改正につきましては、地方税法の一部改正に伴い改正を行ったものであります。

初めに、第34条の7第2項、寄附金税額控除については、平成25年から復興特別所得税が課税されたことに伴い市民税における寄附金控除の適用割合が変更されたため、読みかえ規定を整備するものであります。

続きまして、第54条第5項、固定資産税の納税義務者等については、地方税法の引用箇所から「森林総合研究センターの行う事務を含む」の文言が削除されたための整理でございます。旭市については該当はございません。

次に、3ページをお願いいたします。

下のほうになりますが、附則第3条の2第1項、延滞金の割合等の特例については、近年の低金利の状況を踏まえ、国税において延滞税等の割合の見直しが行われることとあわせ、地方税に係る延滞金の割合を見直したものです。延滞金の特例割合については、14.6%が適用される場合は新特例基準割合に7.3%を加えた割合、7.3%が適用される場合は新特例基準割合に1.0%を加えた割合となり、平成26年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用されます。

なお、新特例基準割合とは、租税特別措置法第93条第2項によりまして告示された割合、市中金利となります。

続きまして4ページをお願いいたします。

附則第3条の2第2項、法人市民税に対する延滞金は、その他の税目にかかわる延滞金の特例と異なる利率を設定するため、第2項を新設したものであります。

次に附則第4条第1項、納期限の延長に係る延滞金の特例については、法人市民税の納期限の延長に係る延滞金の特例であります。

続きまして5ページをお願いいたします。

下のほうになりますが、附則第4条の2、公益法人等に係る市民税の課税の特例については、租税特別措置法第40条に第10項が追加されたため、引用条文の追加による文言の整理でございます。

6ページをお願いいたします。

附則第7条の3の2、個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除は、住民税の住宅ローン控除が延長され、平成29年居住開始者まで適用されることとなったため、特例適用年度が平成35年度から平成39年度に延長されたものであります。

7ページをお願いいたします。

附則第10条の2第3項は、法附則第15条第37項が新設され、管理協定倉庫に対する課税標準の特例割合を市町村が定めることとなったため、当該割合を税法どおり3分の2としたものです。

下のほうになりますが、附則第22条の2、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係

る譲渡期限の延長等の特例は、譲渡特例の新設等でございます。

少し飛ばしまして、10ページをお願いいたします。

附則第23条第1項、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例につきましては、寄附金控除の特例が追加されたことによる文言の整理でございます。

以上で、議案第6号の補足説明を終わりにいたします。

続きまして、議案第7号、旭市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

新旧対照表12ページをお開きください。

附則第4項は、法附則第15条第37項が新設され、管理協定倉庫に対する課税標準の割合を市町村が定めることとなったことから、当該割合を税法どおり3分の2に規定したものでございます。

また、これに伴い、旧附則第4項以下の項番号を繰り下げるとともに、各附則条文を引用している箇所の文言を整理したものでございます。

以上で、議案第7号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第8号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

新旧対照表の15ページをお開きください。

第5条の2、国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額については、特定世帯に係る世帯別平等割額を5年間2分の1減額する現行の措置に加え、その後3年間を特定継続世帯とし、4分の1減額するもので、世帯別平等割額を1万5,000円としたものであります。

一番下になりますが、第23条、国民健康保険税の減額については、第5条の2で規定した特定継続世帯に対する世帯別平等割額の減額を規定したものであります。

少し飛びまして、17ページをお願いいたします。

下のほうになりますが、附則第17項、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例については、震災による滅失家屋の譲渡の特例が第4項で再定義され、また、市税条例に今回追加された相続人に対する特例適用が第5条で整備されたため、引用箇所の整理を行ったものです。

以上で、議案第8号の補足説明を終わります。

○議長（林 俊介） 税務課長の補足説明を終わりました。

ここで11時20分まで休憩いたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時20分

○議長（林 俊介） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、報告の説明を求めます。

報告第1号、報告第2号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 加瀬正彦 登壇）

○財政課長（加瀬正彦） 報告第1号及び報告第2号について、ご説明申し上げます。

報告第1号は、平成24年度旭市一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。

本計算書は、平成24年度一般会計補正予算第3号、第5号及び第6号において、繰越明許費として設定した事業について翌年度へ繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

繰り越した事業は、全部で16事業となります。

まず、2款1項総務管理費の旭駅バリアフリー施設整備事業は、JR旭駅へのエレベーター設置に関する詳細設計の補助金で、JRにおいて工事に発生する振動、騒音等対策について不測の日数を要し、設計スケジュールに遅れが生じたため補助金1,000万円を繰り越したものでございます。

8款2項道路橋梁費の一番上、道路維持補修事業は、市内4路線の調査・測量委託料及び工事費で、国の24年度1次補正予算事業であったことから6,200万円を繰り越したもので、事業の完了は26年3月を予定しております。

次の道路新設改良事業は、市内3路線の道路改良工事、道路排水整備工事に係る事業費で、用地交渉に不測の日数を要したため7,758万5,500円を繰り越したもので、事業の完了は平成26年3月を予定しております。

次の排水路整備事業（西野地区）でございますが、西野地区の地域排水工事で、用地交渉に不測の日数を要し、工期が確保できなかったため1,916万円を繰り越したもので、事業の完了は12月を予定しております。

次の蛇園南地区流末排水整備事業は、関連工事が遅延したことから1億1,360万円を繰り越したもので、事業の完了は平成26年3月を予定しております。

次の飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業は、用地交渉の難航により7,300万円を繰り越したもので、事業の完了は平成26年3月を予定しております。

次の橋梁新設改良事業は、文化の杜公園南側の橋梁の工事費で、詳細設計に日数を要し、工期が確保できなかったため7,261万円を繰り越したもので、事業の完了は平成26年3月を予定しております。

3項都市計画費の街路整備事業（谷丁場遊正線）は、用地交渉に不測の日数を要し、工期が確保できなかったため1億2,210万円を繰り越したもので、事業の完了は平成25年9月を予定しております。

次の公園維持管理費は、国の平成24年度1次補正予算事業であったことから2,650万1,500円を繰り越したもので、事業の完了はこの10月を予定しております。

4項住宅費の災害公営住宅整備事業は、9月補正の対応であり、工期が確保できなかったため、4億6,924万2,000円を繰り越したもので、事業の完了は平成26年3月を予定しております。

9款1項消防費の消防施設整備事業は、防火水槽設置工事に係る事業費で、国の平成24年度1次補正予算事業であったことから1,211万7,000円を繰り越したもので、事業の完了は、9月を予定しております。

次の災害に強い地域づくり事業につきましては、避難誘導看板設置委託料で、経費の節減と情報伝達の相乗効果を考慮し、消防庁が設置する掲示板の柱へ設置することとしたため472万5,000円を繰り越したもので、事業の完了は7月を予定しております。

10款2項小学校費の小学校施設改修事業は、古城小学校屋外運動場整備に係る事業費で、国の事業採択により事業を前倒ししたため3,045万円を繰り越したもので、事業の完了は12月を予定しております。

次の小学校大規模改造事業は、市内小学校の工事及び設計・管理に係る事業費で、防災機能の強化等を新たに追加したため2億3,732万8,000円を繰り越したもので、事業の完了は平成26年3月を予定しております。

4項社会教育費の働く婦人の家管理費は、第二市民会館、これは旧働く婦人の家でございますが、耐震改修工事に係る事業費で、国の平成24年度1次補正予算事業であったことから4,520万3,000円を繰り越したもので、事業の完了は9月を予定しております。

13款2項公営企業費は、水道事業会計出資金で、国の平成24年度1次補正予算対応のため2,663万4,000円を繰り越したものです。

以上で、報告第1号の説明は終了いたします。

続きまして、報告第2号、平成24年度旭市一般会計事故繰越し繰越計算書について、ご説明申し上げます。

本計算書は、一般会計の平成24年度予算の事業について翌年度へ事故繰越したもので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものでございます。

8款2項道路橋梁費の交通安全施設維持補修事業は、松ヶ谷地区の交通安全施設整備工事で、震災復興により材料の調達に時間を要したため378万9,450円を繰り越したものでありますが、4月29日に工事は完了しております。

次の道路新設改良事業は、飯岡地区の道路改良事業及び岩井地区の道路排水整備工事で、電柱移設に時間を要したため1,585万5,970円を繰り越したもので、事業の完了は7月を予定しております。

次の蛇園南地区流末排水整備事業は、電柱移設に時間を要したため4,161万6,900円を繰り越したもので、事業の完了は6月を予定しております。

次の飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業は、用地購入費、補償金に係る事業費で、用地交渉に時間を要したため676万3,741円を繰り越したもので、事業の完了は9月を予定しております。

次の飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業（繰越明許）分については、工事に係る事業費で、用地交渉に時間を要したため115万5,000円を繰り越したものでありますが、4月30日に完了しております。

9款1項消防費の災害に強い地域づくり事業は、津波退避櫓建設工事で建設予定地が狭小のため工事、資材の搬入に時間を要したため1,659万円を繰り越したものでありますが、4月10日に完了しております。

11款3項公共土木施設災害復旧費の道路橋梁災害復旧費は、湧水が発生し工事が遅延したため1,303万8,700円を繰り越したものでありますが、4月30日に完了しております。

以上で、報告第1号及び報告第2号の説明は終了いたします。

○議長（林 俊介） 財政課長の説明は終わりました。

報告第3号について、農水産課長、登壇してください。

（農水産課長 大久保孝治 登壇）

○農水産課長（大久保孝治） 報告第3号、平成24年度旭市農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、ご説明を申し上げます。

本計算書は、平成24年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算第1号におきまして、繰越明許費として設定した事業について翌年度へ繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会へ報告するものでございます。

繰り越した事業の2款1項管理費の江ヶ崎地区排水施設維持管理費は、県道旭笹川線に係る管路施設約800メートルを改修するための実施設計で、適正な工期を確保することができなかつたため繰り越したものでございます。

なお、事業の完了は、本年6月を予定してございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（林 俊介） 農水産課長の説明は終わりました。

報告第4号について、水道課長、登壇してください。

（水道課長 鈴木邦博 登壇）

○水道課長（鈴木邦博） 報告第4号、平成24年度旭市水道事業会計予算繰越計算書について、ご説明申し上げます。

本計算書は、平成24年度において、支払い義務の生じなかつた建設改良費を翌年度に繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。

繰り越した事業は、国の補正予算に伴う干潟地区配水管布設替工事5,000万円でございます。

以上で、報告4号についての説明を終わります。

○議長（林 俊介） 水道課長の説明は終わりました。

報告第5号、報告第6号について、病院経理課長、登壇してください。

（病院経理課長 土師 学 登壇）

○病院経理課長（土師 学） 報告第5号及び第6号について、ご説明申し上げます。

報告第5号は、平成24年度旭市病院事業会計継続費繰越計算書についてであります。

これは、建設改良費であります再整備事業に係る改修工事、その他整備工事の24年度継続費予算額4,410万6,758円及び病院情報システム設備整備事業で3,150万円を25年度へ繰り越すものであります。

続きまして、報告第6号についてご説明申し上げます。

報告第6号は、平成24年度旭市病院事業会計予算繰越計算書についてであります。

1項建設改良費は、合計7,922万1,950円を繰り越すものであります。主なものは、放射線治療室準備工事3,838万5,000円で、搬出口の大きさにより切断箇所等が多くなり、施工時間

の延長が生じたことによるものであります。

10項特別損失は、第1期の4、5、6号館の解体等工事で、近隣への配慮から、施工時間の延長が生じたため、2億1,919万5,403円を25年度へ繰り越すものであります。

ともに、平成25年5月末日に完了しております。

以上で、報告を終わります。

○議長（林 俊介） 病院経理課長の説明は終わりました。

報告第7号について、商工観光課長、登壇してください。

（商工観光課長 堀江隆夫 登壇）

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは、報告第7号、旭市土地開発公社の事業経営状況につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定によりご報告申し上げます。

初めに、平成24年度の事業報告及び決算について説明申し上げます。

1ページをお開きいただきたいと思います。

平成24年度の事業につきましては1点、1点目の総括事項に記載のとおり、旭市からの受託事業に係る1事業のみとなっております。

都市計画道路3・5・3号旭駅前線事業用地取得事業における所有地、26.32平方メートルを処分しまして、当該事業に係ります借入金261万2,423円を償還いたしました。

2点目の経理状況につきまして申し上げます。

収益的収支については、収益合計で362万4,475円、費用合計は469万1,528円となり、当年度の純損失は106万7,053円となりました。

また、資本的収支ですが、収入についてはなく、資本的支出については、261万2,423円となりました。

詳細につきましては2ページから4ページ、後ほどお目通しいただきたいと思います。

5ページから9ページについての損益計算書、貸借対照表、キャッシュ・フロー計算書につきましては説明を省かせていただき、公社の保有財産の状況につきましてご説明をさせていただきます。

10ページをお願いしたいと思います。

本年3月31日現在の財産目録となります。

預金、1億391万1,479円となります。公有用地としましては、保有面積、1万2,971.11平米、資産の合計としましては、3億4,993万6,166円となります。

代替地としまして、保有面積は6,945.70平米でございます。資産としましては8.384万

4,627円となります。その他、有価証券、車両等の固定資産の合計としまして、21万3,979円
であります。

合計資産としましては、5億3,790万6,251円となっております。

なお、負債としては長期借入金としまして4億2,326万6,088円、これは旭市土地開発基金
からの借り入れとなっております。

次に、11ページから17ページ、決算の明細書でございます。後ほどご参照いただきたいと
思います。

次に、少し飛びまして、19ページをお願いいたします。

25年度の予算及び資金計画についてご説明申し上げます。

25年度の現時点での事業計画につきましてはございません。

なお、予算については、旭市からの運営費の補助金100万円を予定し、事業外収益は1万
2,000円、収入合計を101万2,000円といたしました。

支出につきましては、一般管理費としまして298万2,000円を予定しました。

明細につきましては20ページから21ページに記載してございます。後ほど、ご確認をいた
だきたいと思っております。

22ページから24ページ、これにつきましては、平成25年度の予定損益計算書、予定貸借対
照表、資金計画となっております。

なお、最後に、公社につきましては、昨年度の開催の理事会、さらには5月の定例理事会
等の席上におきまして、地価下落が続く中で公社の果たす役割、これは終了したとの議論を
いただき、平成25年度をめどに公社の解散を進める等の確認をいただいたところでございま
す。

以上で、報告第7号、旭市土地開発公社の事業経営状況の説明を終わります。

○議長（林 俊介） 商工観光課長の説明は終わりました。

報告第8号について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 米本壽一 登壇）

○総務課長（米本壽一） 報告第8号、専決処分の報告について、補足説明いたします。

地方自治法第180条第1項の規定により、当市では、市の義務に属する損害賠償の額の決
定等で100万円未満のものについては市長において専決処分することと委任されております。

この専決処分については、同条第2項の規定により議会へ報告することとなっており、平
成24年度に専決処分したものについて、今回一括して議会へ報告するものでございます。

それでは、案件ごとにご説明申し上げます。

案件1は、平成24年5月20日、旭市蛇園地先道路上において、路面の穴に自動車が入り、タイヤ及びホイールが破損した自動車物損事故で、同年6月14日に専決しております。

損害賠償額、相手方及び和解の条件等は記載のとおりでありまして、以下同様でございます。

案件2は、平成24年7月2日、旭市八木地先文化の杜公園内において、老朽化した遊具から幼児が転落し、後頭部、背中等を打撲した事故で、同年8月8日に専決しています。

案件3は、平成24年8月27日、旭市駒込地先において、草刈作業中に小石がはね、住家の窓ガラスを破損した物損事故で、同年9月10日に専決しています。

案件4は、平成24年10月25日、旭市八木地先道路上において、市有自動車の接触による自動車物損事故で、同年11月30日に専決しております。

案件5は、平成25年1月10日、飯岡中学校において、生徒の自転車の接触による自動車物損事故で、本年2月18日に専決しております。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 総務課長の説明は終わりました。

以上で、議案の補足説明及び報告の説明を終わります。

○議長（林 俊介） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は4日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午前11時42分

平成25年旭市議会第2回定例会会議録

議事日程（第2号）

平成25年6月4日（火曜日）午前10時開議

- 第 1 議案質疑
- 第 2 常任委員会議案付託
- 第 3 常任委員会請願付託

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案質疑
- 日程第 2 常任委員会議案付託
- 日程第 3 常任委員会請願付託

出席議員（21名）

1番	大塚 祐 司	2番	飯 嶋 正 利
3番	宮 澤 芳 雄	4番	太 田 將 範
5番	伊 藤 保	6番	島 田 和 雄
7番	平 野 忠 作	8番	伊 藤 房 代
9番	林 七 巳	10番	向 後 悦 世
11番	景 山 岩三郎	12番	滑 川 公 英
14番	柴 田 徹 也	15番	木 内 欽 市
16番	佐久間 茂 樹	17番	日 下 昭 治
18番	林 俊 介	19番	嶋 田 茂 樹
20番	高 橋 利 彦	21番	林 正 一 郎
22番	林 一 哉		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	明智忠直	副市長	加瀬寿一
教育長	笏田哲雄	秘書広報課長	堀江通洋
行政改革推進課長	林清明	総務課長	米本壽一
企画政策課長 兼被災者支援室長	伊藤浩	財政課長	加瀬正彦
税務課長	佐藤一則	市民生活課 主幹	大木廣巳
環境課長	新行内弘	保険年金課長	加瀬喜久
健康管理課長	野口國男	社会福祉課長	加瀬恭史
子育て支援課長	山口訓子	高齢者福祉課長	石毛健一
商工観光課長	堀江隆夫	農水産課長	大久保孝治
建設課長	高野晃雄	都市整備課長	林利夫
下水道課長	石毛隆	会計管理者	宮應孝行
消防長	佐藤清和	水道課長	鈴木邦博
病院事務部長	菅谷敏之史	病院經理課長	土師学
庶務課長	横山秀喜	学校教育課長	菅谷充雅
生涯学習課長	佐久間隆	体育振興課長	石嶋幸衛
監査委員 事務局長	田杭平三	農業委員会 事務局長	高木寛幸

事務局職員出席者

事務局長	伊藤恒男	事務局次長	向後嘉弘
------	------	-------	------

開議 午前10時 0分

○議長（林 俊介） おはようございます。

ただいまの出席議員は21名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 議案質疑

○議長（林 俊介） 日程第1、議案質疑。

議案の質疑を行います。

議案第1号から議案第8号までの8議案を順次議題といたします。

議案第1号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） 議案第1号、9ページ、衛生費説明欄、感染症予防対策事業、20番の扶助費、風しんワクチン接種費用助成金の275万円とありますけれども、この風疹ワクチンとそれからMRワクチンの単価、それと金額の算定根拠と対象人数を伺います。

それと、10ページの教育費、説明欄2、中学校スクールカウンセラー配置事業2名と、それから11ページの教育費の説明欄2の中学校スクールカウンセラー配置事業1名と、説明がありましたけれども、小学校15校全校と中学校5校全校にこのスクールカウンセラーは配置できたのかどうか、これでできたのかどうか伺います。

○議長（林 俊介） 伊藤保議員の質疑に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（野口國男） それでは、風疹ワクチンにつきまして答弁申し上げます。

まず、お尋ねの単価ということでございますけれども、助成額でお答えをしたいと思います。風疹ワクチン単独につきましては、3,000円の助成を予定しております。また、混合ワクチンでありますMRワクチンについては、5,000円をそれぞれ1人1回助成、こういう形で予定しております。

そして、根拠でありますけれども、まず対象者数、これは年間の出生者数を基本に考えました。昨年度までの統計から年間550人と見込みまして、妊娠を予定または希望している女性の数を550人、そしてその夫を550人見まして、1,100人を基本に見させていただきました。

そして、接種率でありますけれども、任意の予防接種ということでありまして、今までの事例等がございます。高齢者肺炎球菌の接種率、実績でありますけれども、20%というようなこともございました。これよりは風疹につきましてはかなり関心が高いというふうに判断をいたしまして、接種率については50%という形で見込ませていただきました。よろしくお願いたします。

○議長（林 俊介） 学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） それでは、ご質問のスクールカウンセラーの配置事業でございますが、いわゆる東日本大震災を受けての緊急のスクールカウンセラー配置事業でございますが、対象者につきましては、東日本大震災の地震や津波被害の恐怖体験によるトラウマとか、あるいは液状化現象による家屋損壊のショック、そして生活環境の変化に伴うストレスが依然として拭い切れない児童・生徒、こういった子どもたちを対象としております。

そこで、そういった該当の学校に配置するものでございまして、配置する学校につきましては全校ではございません。小学校につきましては6校、中学校につきましては1校ということで、そういった対象の児童・生徒がいる学校に限ってということでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（林 俊介） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） 先ほど550人というお話がありましたけれども、これは今、全国的に非常に多く広がっているということで、千葉県でも40倍という高い数字になっているわけですね。都市部でかなり多いんですけれども、これは昭和54年から昭和62年までのこの間の方々が、男女が受けていない割合が非常に高いということなんです。

平成7年3月まで、この62年以降、62年生まれですから63年4月から平成7年3月まで、これは日本では女子だけ受ければよいという形のもので、女子中学生のみ接種していたわけなんですけれども、この平成7年4月からは男女とも1歳から7歳半までこれはやっておりますので、20代の方は26歳までは大体大丈夫だということなんですけれども、これを足すと、受けていない人を足すと、男子は40代、49歳までというのはあまりないと思いますけれども、49歳まで仮に接種すると、旭市に住んでいる方だけで1万4,000人ぐらいいるんですね、男子だけで。それで女子は1,530名ぐらい、35歳まで、仮定するとそのぐらいいるんです。こ

それは、この予算がもし足らなくなった場合には、追加で出すつもりはあるのでしょうか。また、この単年度で終わってしまうものなのでしょうか。それを伺います。

○議長（林 俊介） 伊藤保議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（野口國男） お尋ねの件でございますけれども、もう風疹につきましては三日ばかりと言われていまして、男性については症状が比較的軽いというようなことでございますけれども、特に妊娠された女性が感染しますと非常に重篤な被害をもたらすというようなこと、これはご承知のとおりかと思っておりますけれども、やはり県下でもほぼ全市町村がこれは助成制度を設けておりますし、こういった制度をこれからも蔓延防止のためにはぜひ必要かなというふうに、担当課としても考えるわけでありまして、今後こういった事業は、ぜひ担当課としては進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（林 俊介） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） ぜひ、お願いしたいと思います。

以上で質疑を終わります。

○議長（林 俊介） 伊藤保議員の質疑を終わります。

続いて、高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、8ページの繰越金についてまずお尋ねします。

24年度は22億8,000万円ほど残るわけでございますが、一般的なこの繰越金、何%くらいが妥当なのか。そういう中で、それと比較した場合、これは多いのか少ないのか。

それから2点目は、10ページ、中小企業支援事業補助金、これは先般説明がありましたが、この具体的な内容についてお尋ねします。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、8ページの繰越金につきまして財政課より答弁申し上げます。

まず、何%が妥当かというご質問でございました。通常言われているのは3から5%程度ということでございます。今回、これを歳入で割り返してみますと、今、最新、5月27日現在の数字で見ますと6.97ぐらい、約7%ということ、若干多いかなという状況でございます。ただ、前年度とほぼ同じぐらいであったということでございます。

○議長（林 俊介） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは、議員から10ページにつきましてご質問いただきました。中小企業復旧支援事業補助金の具体的な内容ということでございます。

この事業につきましては、ご承知のように東日本大震災、これによりまして被災をした中小企業者の災害復旧支援の補助金、これとしまして、平成24年度まで国・県による補助金、いわゆるグループ補助金があったわけでございます。旭市の復興に対しましては大きく寄与してまいりました。

このグループ補助金につきましては、実は平成25年からは、制度自体はあるわけですが、実は東北3県の被災地に限るということで、千葉県あるいは茨城県が補助対象の地域から除外をされている、そういうようなことでございます。そんなことで新規の事業採択、申請すらできない状況でございます。現在まで国・県にいろいろお願いしておったわけですが、この制度の変更はできない、そんな状況でございます。

ただ、状況の中で、昨年まで事業採択においても、各種の要件等から採択から漏れるあるいは申請すらできない、そういう事業者も市内で一部見受けられます。そういうような状況を鑑みまして、本事業補助金につきましては、国・県の事業採択に至らなかった事業者、まだ復興半ばである、意欲はあるけれども自力での再建が困難、そういうような事業者の支援を目的としたいというふうに考えております。

なお、本事業の対象者につきましては、市内で事業の再開または継続を希望するため、施設・設備の復旧経費が20万円を超える商工事業者で、実現可能な自ら復興事業計画の作成と既存の復興グループとの事業協力や連携のできる事業者、そういうようなことを要件としまして、支援の中身としましては、施設・設備の復旧のための経費、これ2分の1以内、補助金の上限は100万円、こういうような支援制度でこの補助金を使いまして、中小企業者の復旧、これに使っていききたい、そういうふうに考えております。

以上です。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、繰越金について再度お尋ねします。

率はわかりましたが、金額的にはどういうふうになっているのか。

それから、中小企業復旧支援事業でございますが、そうしますと100万円までということでありまして、それ以上は該当しないわけですね。そうしますと何件もないと思うんですが、この3,000万円の該当になるのは何件くらいあるのかお尋ねします。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 金額ということでございます。今まだ決算、正式に出ているわけではございませんが、あくまでも見込みということで、実質収支額ですが、22億800万円ほどの数字になろうかと思っております。

（発言する人あり）

○財政課長（加瀬正彦） 5%でいきますと15億8,000万円程度でございます。

○議長（林 俊介） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは、先ほどの中小企業復旧支援事業補助金につきましての何件くらいを想定ということでご質問いただきました。

実は今、商工会等と一緒に、震災を受けた事業者の状況を把握してございます。大きな被害のあった事業者、我々は356事業者というようなことで、現時点では把握をしております。この中で国・県の支援を受けた事業者、採択を受けた事業者が102事業者おります。さらには、現時点でもう廃業を決断をしたという、そういう事業者が21ございます。ただ、我々全ての事業者ということよりも、実はグループ補助金で今まで説明会を何回か実施をさせていただきました。その際に出席をいただいたけれども、例えば商店街でグループを組もうと思ったら、地理的な条件でその商店街のグループに入れなかったとか、あるいは職種によってそのグループに入れなかった、そういうような意欲のありながらそのグループに入れなかった、そういう方々、これがおおむね30事業者程度ということで見込んでおります。その30事業者に対しまして、上限100万円ということで見込んでいただく、復興に対して意欲を出していただく、そういう意味で本補助金の制度を創設したい、そういうふうを考えています。よろしく申し上げます。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、これは課長と市長に分けて質問しますが、こういうことになったということは財政の見通しが甘かったということですね。そういう中で、結局、これだけ残すということは住民サービスの低下、そういうことになるわけですね。それに対して市長はどう思うのか。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 住民サービスの低下というふうには考えておりませんが、基本的

に年度当初予算化されたものについてはきちっと事業をやっておりますし、そのほかのいろんな部分で財政健全化のために担当の方々が一生懸命やっていた中で、剰余金といいたしうか、そういったことが出たのかなど。それと、いろんな仕事をやってみての入札の残とか執行残とかそういった部分もありますし、もう1つは、定員適正化計画の中で、人件費の削減、超過勤務とか、そういった部分のきちっとあまり多くしないような、そういったような努力をした結果だと、そんなように考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（林 俊介） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、今、少し補足しながら細かな数字を申し上げたいと思ひます。

まず、大幅な黒字となった要因なんですけれども、まず歳入面で市税収入、これが3億円ほど多く予算よりも入っている。それから地方交付税の増、これが2億円ほどあった。それから歳出面では、今、人件費のお話がありましたけれども、実際に予算を組んだよりも1億3,000万円ほどこれが下がっている。そういったものの収支があつて、あとは細かな不用額を積み上げたものがこの金額になっている。前年度は21億5,000万円ほどございましたので、前年度とそれほど大きな違いはないということでご理解いただければなと思ひております。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第1号の質疑を終わります。

議案第2号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

議案第3号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

議案第4号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、4号議案の入札の方法等について質問します。

まず、この入札の関係でございますが、随意契約に至るまでの詳細な経過、それからこの予定金額ですか、それで落札金額はここにあるから結構なんですけど、せつかくでございますので落札金額。そういう中で、予定価格と落札金額の差額。それから、この随意契約になった中で見積もりを2回やっておられますが、この見積もりは2回やるということは、書類か何かで入札方式になっていると思うんですが、これは入札方式になっているのか、それとも対面での話し合いの中で決めたのか、まずその点についてお尋ねします。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、随契に至る詳細な経過ということでございましたので、入札の日からということよろしいでしょうか。

まず、5月17日が電子システムによります入札日でございます。1回目の入札が開札10時ということで、これにつきましては、当初6社手を挙げてあったところ3社が辞退で、3社の入札がございました。うち1社につきましては、この4号議案の前の3号議案の落札者となりましたので、それは無効にするということで当初から公告しておりましたとおり、1社は無効になりました。それで2社の開札となりました。

2社の開札となりまして、その開札結果、予定価格に達しておりませんでしたので、その入札について再度の入札を実施する旨、電子において再入札通知書というのをこの当事者のほうに配信いたしました。再入札の締め切りを5月20日10時ということで通知しております。

2回目の入札でやはり落札いたしませんでした。再入札の通知をするときには、1回目の入札の最低金額をお知らせして再入札の通知をいたします。2回目の入札でも落ちませんでしたので、再度入札に付するも予定価格に達しないため、見積書の提出を今度求めます。これは地方自治法の施行令に基づきまして、入札に付しても落札者がいないときということで随契に至るということで、随契の手続きをしております。このときに、やはり電子によりまして見積もりの提出依頼をお出ししています。

この見積もりの提出依頼が20日の12時でございます。開札の予定が1時、これも電子で行っております。それでも予定価格に達しておりませんでしたので、再度見積書の提出を求めたということでございます。その段階で今度は、当日5月20日3時ということで、2回目の見積書の提出期日を定めました。それで今回、その段階でようやく予定価格に達したということで、やりとりは電子上の中でそれぞれやっている状況でございます。

予定価格でございますが、これは消費税抜きのいわゆる入札書の比較価格ですけれども、2億430万円です。最終的な2回目の見積金額は2億4,300万円、同額でございました。

見積もりのやり方ということで、これは電子上で実施しているということです。あと、対面ではございません。

以上です。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 私は今、説明を聞いてびっくりしたんですが、これは口頭でのやりとりで、最低予定価格はこれだからここまでにして、これならいいけれども、電子入札でやって1銭も狂わない予定価格と。まさにこれは誰もこういうことは、聞いたら官製談合そのものですよね。よく多少の金額の違いなら、針の穴を糸を通すと言いますけれども、まさにこれは神わざで、こういうことが起き得るのか。

そういう中でまたこの入札、6社のうちで3社が辞退、1社は無効だからこれはやむを得ないと思いますけれども、最初から2社、これをなぜ、こういう状態の中で入札をしたのか。本来であればこれは再入札に付すべきだと思うんですけれども。ですから、なぜ再入札をしなかったのか。

それから、こういう数字に1銭も違わない、まして2億円ですよ。2億円の中で1円も違わない。神わざなんですよね。こういうことがあり得るのか、なぜ起きたのか、それをお尋ねします。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 予定価格と見積金額が全く同じ、神わざではないかと、そのようなご質問でございましたけれども、これはそういう金額を提示されたということしか言えませんけれども、ちなみに4回の入札の金額をそれぞれ申し上げたいと思います。1回目が2億1,200万円です。2回目が2億650万円、入札はこれで終わりました、今度は随契に移行するということで、見積もり1回目が2億530万円、2回目の入札が2億430万円ということで、それぞれ入札以降、見積もり1回目で120万円下げて、次が100万円下げたというような形だったんだろうなというふうにはしか、ここの中では読み取れないと思います。

それとあと、2社しか札を入れていないじゃないかということで、なぜこれを中止にできなかったんだということなんですけれども、実際にはこれは一般競争入札ということで、少なくとも審査会の中で地域を定めまして、その中で18社程度の業者が見込める、その区域で

の今回の入札案件になっています。一般競争入札はどの業者が入れたかというのはわかりませんが、そこの中で競争性が保たれているということで、これは従来もそうなんですけれども、1社でも2社でもこの一般競争入札は実際にはそのまま執行しているということでございます。

あとちなみに、こういった随契は、今年に入ってから建築関係でやはり非常に労務単価が上がっているのかもしれませんが、非常に厳しいものがございます。ちなみに働く婦人の家の耐震も2回の入札、その後2回の見積もりでようやく予定価格以下になった。それと、琴田小の大規模改造につきましては、2回の入札とその後2回の随契を実施いたしましたけれども、それでも予定価格以下にならなかったということで、これについては規定どおり不調にして、再度、今、入札の手続きを行っているところでございます。これはうちのほうといたしましては、決められた手順に従って粛々と実施している状況でございます。再入札という案件ではなかったということでございます。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いずれにしましても、こういう疑惑を持たれるような入札にならないようにしてもらいたいと思うんですよ。それといいますのも、やはりある組織はこの旭市、やっぱり注目しているわけですよ。それで、この議会、初日終わった後、ある組織からすぐにこの問題、話があったわけですよ。やはりその組織は何といいますか、皆さん方を望んでいるときもあるわけですね。

いずれにしましても、旭市、2回不祥事続いているわけです、ここ。3回目の不祥事にならないように、特にこの入札問題については、皆さん方気をつけていただきたいと思います。以上です。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第4号の質疑を終わります。

議案第5号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

議案第6号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 俊介) 質疑なしと認めます。

議案第7号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 俊介) 質疑なしと認めます。

議案第8号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 俊介) 質疑なしと認めます。

以上で議案の質疑を終わります。

◎日程第2 常任委員会議案付託

○議長(林 俊介) 日程第2、常任委員会議案付託。

これより各常任委員会に議案を付託いたします。

議案第1号から議案第8号までの8議案を、お手元に配付してあります付託議案等分担表

1、議案の部のとおり、所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました議案は、6月13日までに審査を終了されますようお願いいたします。

◎日程第3 常任委員会請願付託

○議長(林 俊介) 日程第3、常任委員会請願付託。

本定例会までに提出されました請願は、請願第2号、請願第3号の2件であります。

配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 俊介) 配付漏れないものと認めます。

これより常任委員会に請願を付託いたします。

請願第2号、請願第3号の2件について、お手元に配付してあります付託議案等分担表2、請願の部のとおり、所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました請願は、6月13日までに審査を終了されるようお願いいたします。

○議長（林 俊介） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は6月6日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午前10時34分

平成25年旭市議会第2回定例会会議録

議事日程（第3号）

平成25年6月6日（木曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（21名）

1番	大塚 祐司	2番	飯嶋 正利
3番	宮澤 芳雄	4番	太田 將範
5番	伊藤 保	6番	島田 和雄
7番	平野 忠作	8番	伊藤 房代
9番	林 七巳	10番	向後 悦世
11番	景山 岩三郎	12番	滑川 公英
14番	柴田 徹也	15番	木内 欽市
16番	佐久間 茂樹	17番	日下 昭治
18番	林 俊介	19番	嶋田 茂樹
20番	高橋 利彦	21番	林 正一郎
22番	林 一哉		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	明智 忠直	副市長	加瀬 寿一
教育長	笏田 哲雄	病院事業 管理 行政 推進 課長	吉田 象二
秘書広報課長	堀江 通洋	改革 課長	林 清明

総務課長	米本 壽一	企画政策課長 兼被災者 支援室長	伊藤 浩
財政課長	加瀬 正彦	税務課長	佐藤 一則
市民生活課 主幹	大木 廣巳	環境課長	新行内 弘
保険年金課長	加瀬 喜久	健康管理課長	野口 國男
社会福祉課長	加瀬 恭史	子育て 支援課長	山口 訓子
高齢者 福祉課長	石毛 健一	商工観光課長	堀江 隆夫
農水産課長	大久保 孝治	建設課長	高野 晃雄
都市整備課長	林 利夫	下水道課長	石毛 隆
会計管理者	宮應 孝行	消防長	佐藤 清和
水道課長	鈴木 邦博	病院事務部長	菅谷 敏之史
病院経理課長	土師 学	庶務課長	横山 秀喜
学校教育課長	菅谷 充雅	生涯学習課長	佐久間 隆
体育振興課長	石嶋 幸衛	監査委員 事務局長	田杭 平三
農業委員会 事務局長	高木 寛幸		

事務局職員出席者

事務局長	伊藤 恒男	事務局次長	向後 嘉弘
------	-------	-------	-------

開議 午前10時 0分

○議長（林 俊介） おはようございます。

ただいまの出席議員は21名、議会は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（林 俊介） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 大塚 祐 司

○議長（林 俊介） 通告順により、大塚祐司議員、ご登壇願います。

（1番 大塚祐司 登壇）

○1番（大塚祐司） 1番議員、大塚祐司です。

政府の社会保障制度改革国民会議は、必要なときに適切な場所で最小の費用で受ける医療政策を打ち出しました。その中で、病院の統合再編により病院ごとの役割分担を明確にして、急性期から回復期、介護に至るまで切れ間のない医療・介護サービスを提供することが示されています。外国と比較した日本の病床は、急性期病床が多く、病床分布が偏っているための弊害も生じています。4月23日の読売新聞には、例えば脳卒中で入院し、手術後、状態がある程度回復しても受け皿となる病院がないために転院できず、新たな救急患者を受け入れられないとの都内大学病院救急医のコメントが紹介されました。今後増え続ける医療需要に対応するためにも、地域の病院同士を経営統合して、限りある病床と人的資源を有効活用することが必要です。この点において、先日、市長に提出された総合病院国保旭中央病院検討委員会の報告書の内容は妥当です。

今回の一般質問は大きく分けて3項目あります。最初の2つは総合病院国保旭中央病院検

討委員会報告書に関連した質問、最後の1つは児童の通学路安全確保に関する質問です。

千葉県市町村総合事務組合に加入したことにより、結果的に中央病院に不利益がもたらされていることは御存じのとおりです。現在の条例では、脱退時に旭市が大きな損失をこうむりますので、実情と対策について伺います。

1つ目、千葉県市町村総合事務組合における平成22年度以降の旭市全体、一般行政、中央病院の退職手当負担金と退職手当の累計収支は幾らになるでしょうか。

2、中央病院が同組合を脱退した場合の精算額の見通しについてご教示願います。

3、同組合をこれまで脱退した団体名、脱退年度、精算額についてご説明願います。

4、中央病院単独で計算した場合の脱退時の精算額の見通しはどのくらいになるでしょうか。

5、現行制度では同組合の脱退が1年遅れるごとにどのくらいの還付金の減額があるのかご説明願います。

次に、旭中央病院検討委員会について。

中央病院独法化が旭市の財政に及ぼす影響についてご説明願います。

最後の質問ですけど、農業高校南側の通学路の安全確保についてです。

農業高校南側、特にテニスコート南側のカーブは、小学生が歩く側溝のふたにスピードも落とさずにはみ出る車が多数あり、非常に危険です。

そこで、3つの質問を行います。

1つ目、これまでの市民からの要望と、とられた対策についてお願いします。

2つ目、市内有数の危険箇所であるカーブについて、どのように考えているのかお聞かせ願います。

3つ目、農業高校との交渉をこれまでしてきたのか、今後する予定はあるのか、こちらについて教えていただきたく存じます。

1回目の質問は以上です。2回目以降は自席で行います。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） それでは、1番目の総合事務組合に係るご質問にお答えいたします。

初めに、（1）平成22年度以降の旭市全体、一般行政、中央病院の退職手当負担金の累計収支でございます。累計収支につきましては、市が納付した負担金総額から職員に支給した退職手当額を差し引いた累計収支の額で、100万円単位でお答えいたします。

平成22年度は、旭市全体としては69億700万円です。それを分けて、一般行政分はマイナスの27億5,000万円です。中央病院は96億5,700万円です。次に、23年度です。旭市全体として73億8,800万円です。一般行政はマイナスの28億5,800万円です。中央病院は102億2,400万円です。

次に（2）です。中央病院が総合事務組合を脱退した場合の精算額の見通しはということにお答えいたします。

中央病院が単独で負担金の精算を行う場合というのは、移行型の一般地方独立行政法人となる場合が考えられるわけですが、根拠となるものは千葉県市町村総合事務組合市町村負担金条例第13条に規定されています。それによりまして試算しましたところ、平成23年度の確定数字でお答えいたします。退職手当負担金の還付額は22億6,500万円です。

次に（3）です。同組合をこれまで脱退した団体名と脱退年度、精算額についてでございます。

これまで3団体あります。金額はまた100万円単位で申し上げたいと思います。平成15年度に関宿町6億4,600万円還付です。平成17年度、沼南町14億4,400万円還付です。平成21年度、国保成東病院5億8,300万円、これは納付です。

次に（4）です。中央病院単独で計算した場合の脱退時の精算額の見通し、つまり中央病院が単独で加入していたと仮定した精算額であります。

中央病院は旭市の公営企業ですので、条例の規定では単独で精算して共同処理を廃止することはありませんけれども、市長部局、中央病院それぞれにこれまでの負担金等を把握しており、計算はできますのでお示ししたいと思います。中央病院の平成23年度までの負担金総額187億1,400万円、一般負担金186億6,000万円、退職手当額84億6,800万円。精算額は負担金総額から一般負担金の10%と先ほど述べました退職手当額を差し引いた額となりますので、精算額、つまり還付額は83億7,900万円ということの数字で試算させていただきました。

最後に（5）です。現行制度では同組合の脱退が1年遅れるごとにどのくらいの還付金の減額があるのかというご質問でございました。現在その数値が確定しているのは平成23年度まででございますので、比較できるのは平成22年度と平成23年度の比較でお答えさせていただきます。

平成23年度は先ほどお答えしましたとおり還付額は22億6,500万円であります。22年度は21億200万円です。1年で還付額は1億6,300万円増加します。がしかし、中央病院単独での累計収支差が1年で5億8,800万円増加するということになり、納める額がそれだけ多くな

りますので、還付額が多くなっても納める額との差し引きが5億8,800万円増加するということになるわけです。還付額は計算しますと実質4億2,500万円の減額ということになるわけでありまして。ただ、ここで申し上げておきたいのは、先ほど申し上げました……、ごめんなさい、ここまでにさせていただきたいと思います。失礼しました。

○議長（林 俊介） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、大塚議員の2つ目の中央病院の独法化が旭市の財政に及ぼす影響というご質問にお答えしたいと思います。

あくまでも仮にということで、旭中央病院が地方独立行政法人へ移行した場合における旭市の財政への影響でございますが、地方独立行政法人法の規定を勘案して説明させていただきたいと思います。

この法の規定によりまして、現に市が有する権利、いわゆる義務そういったもの、これは移行後の地方独立行政法人が承継いたします。起債残高につきましては、一旦市のほう、今も市全体としては累計で数値は持つておるんですけれども、それを旭市が全て引き継ぐような形になって一般会計等の起債残高は大幅に増加するだろうと。

あと、地方独立行政法人が新たに長期借入れを要する事業を行う場合については、市が起債を行いまして、市がお金をつくって地方独立行政法人へ貸し付けることになるという規定もございます。

あと、地方独立行政法人の起債の残高ですけれども、この額の債務につきましては独立行政法人が負担することとなっておりますので、市が実質的に負担する額が増えるということではない、今までどおり中央病院で借りたものは中央病院で返していただくという形になるうかと思えます。

あと、財政の状況を表す数値として使われているのに健全化判断比率がございますけれども、この影響をちょっと見てみますと、実質公債費比率についてはおおむね変わらないんだろうなという見込みです。その中の将来負担比率、これは今1番の質問でもございましたとおり、千葉県市町村総合事務組合への退職手当負担金の累計負担額等の差額が変わることによりまして将来負担比率については上昇するだろうと、そういったことが考えられます。

以上です。

○議長（林 俊介） 建設課長。

○建設課長（高野晃雄） それでは、質問項目の3番目、農業高校南側の通学路の安全確保についてお答えいたします。

まず、1番目のこれまで市民からの要望と市がとった対策についてお答えいたします。

歩道の設置や拡幅については、地区懇談会において質問がされたほか、一般住民からの要望もありました。また、平成24年8月に通学路の緊急合同点検を実施しましたが、その際に中央小学校からも歩道の設置、道路の拡幅の要望が出ております。対策につきまして、建設課では平成22年度に旭農高野球場南側交差点にカラー舗装を実施しました。また、昨年度はテニスコート南側のカーブにカラー舗装や「学童注意、速度落せ」の路面標示の安全対策を実施したところです。

続いて、2番目の市内有数の危険箇所であるカーブについての認識ということですが、テニスコート南側のカーブの地点の道路幅員は5.2メートルでございますが、曲がり急なため前方の見通しが悪い状況であり、安全対策の必要性は認識しております。カーブ等危険箇所の有効な安全対策の一つとして歩車道を分離することが挙げられますが、現在の道路幅員では不可能な状況でございます。今後は、地権者の皆様にご理解とご協力をお願いして用地を取得させていただき、歩道を設けるなど危険箇所の解消に努めたいと思います。

3番目の農業高校との交渉についてでございますけれども、これまで旭農高に用地取得について正式な交渉をした経緯はありませんでしたが、先般、旭中央病院の再整備にあわせた市道の歩道設置についての状況の説明を農学校のほうにいたしまして、旭農高用地を取得することが可能かどうかを伺いました。旭農高からは、道路の現状についての理解はいただきましたが、用地については学校だけで判断することができないものですので、県のほうの担当課に市の意向として伝えていただけることになっております。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） 3人の課長さん方、ご丁寧なご説明ありがとうございました。非常にわかりやすかったです。

1つ目ですけど、非常にこちら総務課に実は平成17年の合併時から資料をいただきまして、非常にこちらにも迅速に職員班の方につくっていただいたんですけど、億単位で読みますと、平成17年の累計収支、中央病院が65億円、18年度が72億円、19年度が78億円、20年度が84億円、21年度が90億円とどんどん膨れ上がっているわけで、やはりちょっとこれはまずかったかなと思います。もちろん、これ市長を批判するという意味ではなくて、市長は昨年、検討委員会をつくって頑張ってくださいしていますし、議員さん方も去年の意見書で全員一致で可決していますので、批判をしません、ありがたいと思っています。ただ、やはりここを放っ

ておいて反対運動をしている人たちが、自分たちが現職のときに何も手をつけずに反対、反対とやっている人たちがいるので疑問に思っています。

それでは、次の2つ目の質問、ここが一番大事なポイントで、13条、千葉県市町村総合事務組合市町村負担金条例という長い条例の第13条の2項なんですね、ここ。これで中央病院が仮に脱退した場合、市として脱退したと数える、この規定がどうもこのような結果になっていると、これは私かなりまずい規定。これで、見ようによっては地方独立行政法人の財産権を侵害するわけで、違法・違憲の可能性が十分あると。これはもう法律事務所へ行って今後相談する予定ですけど、やはり市としてこの規定、独法に移行するしないにかかわらず、例えば今のメンバーだと独法はだめということになっても、5年後、10年後にやっぱりなろうと思ったときにこの規定をこのまま放置、今からしておくのはまずいと思うんです。それに対して旭市としてどのように考えているのかお聞かせいただきたいのですが。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 確かに旭市が脱退しなければ中央病院も脱退できないというようなことは不合理だというような部分はありますし、千葉県の市長会の中でもそういった発言をさせていただいておりますけれども、病院と旭市が別枠で加入をできないのかどうかと今検討をさせていただいているというようなことで、残念ながら総合事務組合の10市の中に我々旭市は理事として入っていませんのであまり発言の機会が少ないわけでありまして、行ったときには病院と旭市を別に分けられるような方策を考えてくださいということは言っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） いろいろなやり方があると思いますけれども、市長が既に要望を出していただいているということで、議会としてもまた意見書を出すとか、あるいは場合によっては行政訴訟ですね、条例の無効確認訴訟であればそれほどお金がかからないと。それで、行政訴訟の場合は誰が訴訟を起こせるかというところが難しいところで、これはちょっと今後調べて、もし自分でできるのだったらやってもいいかなと思います。ただし、あくまでもやはり市長、議会という顔があるわけですから、そちらからの要望を最優先にして、この条例ですね、脱退時にこのような収支102億円払っておいて返ってくるときの22億円で、これが世の中通るわけではないと私は思っています。特に法律家にはこのような論理が通用しませんから、いろいろな方面ですね、そのほかまだまだ手はあると思いますので、考えて執行部と力を合

わせてこの問題を解決していきたいと思いますので、ご協力よろしくお願いたします。

それから、次の規定ですけど、いずれも額としてそれほど小さいので問題に、中央病院と違ってそれほど問題にならなかったのではないかと思いますけど、還付したところでも収支から幾ら引かれたというのがあると思うんですけど、もしそれがわかればお答えいただきたいと思います。もしわからなければ、この還付するときに関していろいろ何かトラブルとなるようなことがあったのかどうか、それを教えていただけますか。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） 先ほど申しあげました関宿町、沼南町、これ還付された団体です。

脱退するときには総合事務組合に10%分を納めると、一般負担金の10%を納めるというルールになっています。したがって、今の質問はきっとこのことだと思います。累計収支から還付額を差し引いた額、関宿町につきましては2億3,600万円、沼南町は4億2,200万円、当時の町ですね、ということが一般負担金掛ける10%の額であるということになります。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） ありがとうございます。

では、次の質問に移ります。

今の数字が中央病院脱退時に目安となるべき数字なんです、そのやり方が。それで、一般負担金の1割が引かれる、これは仕方ないと思います。なぜかという、総合事務組合の建物とか、あとは職員の人件費、それから大きな消防関係の費用、そういうものもあるので、102億円全部返せというのはこれは私も理不尽だと思うんですけど、普通のほかの自治体では例えば中央病院が単独の独立した市であれば83億円返ってくる規定なんですよね、本来であれば。ですから、こちらに規定を合わせるということが大切だと思いますけど、旭市も今までの答弁からするとそのように執行部も考えていらっしゃるのかなと思いますけど、一応確認のために、こちらの本来であれば22億円ではなく83億円のほうが市民の感覚からすると近いのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） 大塚議員おっしゃるのはごもっともだと思います。ただ、組合はやめることをあまり考えていないんですね。納めるほうで調整しましょうということで、御存じかと思われますけれども、収支差の60億円という数字を定めまして、それを出た分につい

ては納付額で減免しましょうということを言っているんですよね。ですので、還付額は先ほど大塚議員が言ったとおり100億円も納めてあるのに20億円と、こんなというのはごもつともだと思います。ただ、総合事務組合は事務組合で負担金のほうで調整していますので、その辺は今のところ旭市として脱退時には計算をして、さらに旭市と中央病院の案分というか係数を掛けるわけです。その係数を掛けたのが先ほどの22億円ということになりますので、この辺のところは申し上げられることは今ここのことまでということでございます。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） そのとおりだと思います。実際、減免されていますので、実際に返ってくるのは70億円ぐらいかなと私は思うんです。それにしても22億円とは50億円近い開きがあって、はいさようですかというわけにはいかない。それで、私、意見書を出すときに言ったら、やはり向こうの考え方というのはこう言うんです。財源がないので、黒字のところにはもう少し辛抱していただきたいと。だからこれはまずいと、感覚が違うなど、市民の感覚。財源があるから辛抱してください、その分、中央病院ちょっと再生するのにお金足りませんとって旭市民が納得するかと、するわけないです。それを聞いて、これマスコミに流さなきゃだめだと思って朝日新聞が採用していただいたんですけど、やはり一番大切なのはこの地域の旭市民、それから地域住民、患者さんがどう考えるかだと思うんです。

それで、22億円しか返ってこない、あとはほかの自治体に退職金が使われてしまいました。これは納得しないと思いますので、議会と相談しながらここはもう強く言っていくしかない。そもそも独法は賛成、反対ある、これはやむを得ないと思うんですけど、先ほど言いましたように、今なくて、5年後、10年後やったときにもう何も返ってこない状態になりかねないわけです。中央病院単独で脱退すると考えると、年間大体1億1,000万円程度だんだん減ってくるんですよ、収支が。還付のとき計算する1割、減免されても払ったとカウントされますから11億円程度実際払っていることになりますから。ですから、放っておけば放っておくほど、どんどん102億円という数字が減ってくるということで、きちんとルールを変えて、脱退するルールだけをつくっておいて、あと脱するかしないか、独法にするかしないか、それはもう議会と執行部の判断ですから、ルールだけをつくっておく必要があると思います。

今後、市長は十分もう要望を出していただいているのでこれ以上、嘆願書も議会が出すときまた一緒に出していただければなと思いますけれども、そのあたりはあまりけんかをしてくださいという意味ではないですけど、今後とも同組合に機会があれば要望を続けていただきたいのですが、そのあたりはいかがでしょう、見解をお聞かせ願います。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） とにかく総合事務組合には働きかけると、これだけはお約束しておきます。

2つだけ申し上げたいところがあります。それは、今、議員は毎年1億円ずつ増えていくというか、減っていくんですよとかそういうこと、理論上はそうなります。でも、負担金側でもって60億円の上限を定めるということは減免措置があるわけです。ですので、必ずしも1億円ずつ毎年毎年減っていくんですよとかという話にはならないという私はちょっと計算しているんですけども、その辺のところはまた後で詳しく述べさせていただきたいと思えます。単純に還付額がどんどん減っていくとか、負担金の1割がどんどん増えていくというものではないというふうに私は思っています。

それと、もう一つ申し上げておきたいのは、中央病院は本当に特殊なんですよね。退職手当額というのは年数イコール金額、例えば縦軸に金額を置いて横に年数を置いて、1年が1か月分、50年が50か月分と全く正比例していれば何ら問題ないんですけども、中央病院の場合には10年未満でやめる方が多いわけですね。したがって、退職手当額というのはすごく、例えば自己都合で10年ですと10か月、ところが最大の大きいところは50何か月まで手当額がいつてしまいますので、グラフにしますとこういう形に、長ければ長いほどいっぱいもらえるという制度ですので、その辺のところはどう説得していくか。還付額の少ないところ、退職金の少ないところをいかに有利に持っていくかというのがこれからのちょっと作戦じゃないかなというふうに思っています。

いずれにしても、組合にはそういった実情を理解してもらって、検討してもらうように要望することだけは約束させていただきます。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） 先に2つ目のほうからですけど、私は指数関数的という表現をするんですけど、そのように退職金というのは動くので病院は不利なんです、だから意見書に職種ごとに考えてくださいと入れたんです。だからといって別に損して病院が気前よくあげていわけではないでなくて、市民あるいは住民、千葉県民でもいいですよ、の感覚で、役人の退職金を保障するのと医療の充実どちらをあなたたちはとりますかとアンケートをとったら、ほとんど9割方医療の充実と思うんです。私は別に、役人の方々は優秀だしちゃんとした試験を受けて入っていますし一生懸命やっているから、何でもかんでも減らせなんて思って

いませんけど、ほかの自治体に気前よくあげることはないんじゃないかなと私は思っています。

それからもう一つ、重要なことなんですけど、数字の上では減免されて確かに60億円を超えた分は返ってきて負担金もその分減っているんですけど、数字の上では一般負担金は積み重なっているんですね。そこの分は減らないのかというそれを私聞いていて、もし長くなるようであればまた後日面談で構いません、ちょっとややこしい話になるので。どうですか、それは。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） この関係になりますと、ほかの議員さん、何を言っているのかときっとわからないかもわかりません。この辺のところは、私の計算ですと必ずしも下がるだけではないよというふうには計算しています。この辺のところはまた説明させてもらいたいんですが、どうでしょうか、それで。

（発言する人あり）

○総務課長（米本壽一） そういう声なんですけれども、具体的に額が決まっていますので。今年度確かに決まるんです、決まりますので、その数字をもってすれば現実的な話ができるのかなというふうに思っていますので、申し訳ございません。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） 次の質問です。

明智市長になってから財政状況は好転してしまして、毎年安定した財政運営です。市長、それから前副市長、現副市長、財政課長、非常によく頑張っていらっしゃると思いますけど、要するに中央病院が独法化されたら市の事業に影響があるのかないのか、ここなんです。私はないと思っていますよ、全く。実質公債費比率変わりませんし、将来負担比率も市の財政規模からするとそれほど大きいものではないと思います。特に実質公債費比率というのが大事ですけど、これ市の事業に影響しますか、何か。道の駅がくれなくなるとか、市役所の建てかえができなくなるとか、ごみ処理場ができなくなるとか。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 市の事業に直接影響するかということなんですけれども、それは現時点では今のところ考えられません。ただ、先ほど申し上げましたとおり、一般会計の中で

起債の残高がいわゆる一般会計の予算額から比べると非常に大きな額になるというところで、これは見ばえ上非常に悪くなるんだらうなというそういうところがあると。それをじゃどうするのかというところは、よその事例でいけば、その債務だけについて特別会計を設けるとかそういう処理をしているところも現実にあることはあります。というところまでしか今のところ申し上げられません。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） 要するに事業には支障がないということですね。

それで、もちろん実質公債費比率については今でも入っているのでそれほど悪影響はないと思うんですけど、一般会計が膨れ上がると何か悪影響があるのか、見ばえが悪い以外に。それから、別に特別会計をつくればいいだけであればそれで対応、見ばえが悪いのが嫌であればつくればいいだけだと思うのですが、財政課長のお考えをお聞かせいただけますか。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 先ほども申し上げましたけれども、新たに事業をするときにやはり長期の借入れは独立行政法人単体ではできません。そうすると、あくまでも市がお金を調達して貸し付けることになります。ですから、市が第三、いわゆる法人、そこに貸し付けたお金、その債務が残ってくるということで今のところ影響はないものと思いますけれども、そういったところというのは、やはり特に旭市と旭中央病院の関係というのは全国でも例がありませんので、例がないというのは市よりも大きな病院ですから、そのところというのは全国に事例がないということで旭市がやればそれは初めてのことになるので、どういう形というのは今の状況では推測での話になってしまって、ちょっと予測がつかない部分はあるということでご理解いただきたいと思います。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） ただ、実際には別に地方独立行政法人になったからといって病院が勝手に何でもかんでもできるわけではないですし、病院のほうとしても新病棟を建てた後にさらに大きな病棟を建てるなんてあり得ないわけです。当然、借金が減ってから次の借金をするわけで、普通に考えるとそのような財政的リスクは今と変わらないと思います。ですから、そのあたり誤解ないような説明、ニュートラルにお願いします。それは次の事業を、もう一個新病棟建てたらそれは大借金になりますよ、でもそれはあり得ませんので、そこを市民から誤解を受けないようにお願いします。答弁はいりません。

次の農高ですけど、これはもう15年ぐらい前からPTAの役員さんが一生懸命やっています、ところが記録に残っていないようですので、あえてこのようなことは個々にお願いすればいいことなんですけど、非常に危ないし事故が起こってもおかしくない。少し前にあそこポール立ててくださった方がいたんですね、あのカーブのところに。誰が立てたかわからないんですけど、そのポールどうなったか。10日ぐらいで破損しました。あそこの道路、明智市長も近所ですからよく御存じだと思いますけど、東側から来る道路、車の中には非常に飛ばす車があります。それで、飛ばしているだけだったらいいんですけど、カーブで減速せずに飛ばしたまま側溝を踏んで、だだだだと曲がるんです。あれ非常に危ない。私もあそこを実は職場が、精神科が昔の救急救命センターで、裏から出ているのであそこを通れば家まで近いんです。十日市場はもちろん、中央小学校のすぐ近くなので。でもあそこは私はめったに通らないんです、急いでいるとき以外。福田屋さんの横を明智市長の家のほうへ向かって、それで水路の手前で奥入っていく、住宅路を通って帰るんです。あれはもう非常に危ないからであります。

それで、ここの所はぜひやっていただきたく思っていたんですけど、要望も多かったんですけど、非常によくやっていただきました。それで、この3については特に再質問はしません。

それで、2について、議長、すみません、2についてもう1回質問できますよね。最後に2についてもう1回戻って2の1ですけど……

○議長（林 俊介） 大きい2ですか。

○1番（大塚祐司） 大きい2です。

○議長（林 俊介） これはだめです。

○1番（大塚祐司） もうできない、終わっちゃった。はい、わかりました。ではいいです。

では、これで私の一般質問を終わります。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員の一般質問を終わります。

◇ 高 橋 利 彦

○議長（林 俊介） 続いて、高橋利彦議員、ご登壇願います。

（20番 高橋利彦 登壇）

○20番（高橋利彦） 20番、高橋です。6点の一般質問を行います。

まず初めに、土地開発公社についての1点目は、土地は必ず値が上がるという土地神話の時代につくられた旭市土地開発公社、時代にそぐわないということで、昨年12月議会におい

平成25年度中に解散ということを書明されましたが、その具体的なスケジュールについて伺います。

2点目でございますが、解散ということは今以上に負の財産を増やさないためですが、現状での含み損の額と、そのほかにも問題はあるのか、あれば具体的に伺います。

次、大きな2点目の広域ごみ処理施設について伺います。

まず初めに、焼却施設、最終処分場は同一市、つまり銚子市につくるという旭、匝瑳、銚子各市の合意により進められていますが、焼却施設の用地取得については明確に明示されていますが、肝心かなめの最終処分場用地、文言が不明瞭です。そこで、これら2つの施設の用地取得の具体的な計画について伺います。

2点目は、ごみ処理施設基本構想についての概要版が先般示されました。その中で、焼却施設の処理方式については、灰の処理方法により必要量が大きく異なるため、最終処分場用地はそれらを勘案して取得ということですが、簡単に取得できる見込みがあるのか伺います。

大きな3点目は滝郷診療所についてでありまして、まず1点目は、新市誕生以来間もなく10年、中央病院も滝郷診療所も市の一部、つまり中央病院から医師の派遣がなぜできないのか、その理由について伺います。

2点目は、中央病院からほかの病院への医師の派遣先、そして人数等の現況について伺います。

3点目は、旭市の一部署である病院に医師の給与条例があるのに、旭市という一つの組織に全く同じ法律、つまり条例をつくる必要があるのか、その理由について伺います。

4点目は、毎週1日はほかに勤務そして報酬をもらうということは兼業の禁止にならないのか、根拠等、理解できるよう詳細に伺います。

大きな4点目の職員の福利厚生事業についてであります。公費の負担による公務員への厚遇が問題となり是正はされつつありますが、本年度の近隣市の現況について伺います。

それから、2点目は職員駐車場についてであります。契約の内容と使用料金等を含めた使用の現況について詳細に伺います。

5点目は旭市手をつなぐ育成会について、補助金の返還等について伺います。

障害者のよりどころであるNPO法人旭市手をつなぐ育成会による補助金の不正請求問題、県の調査で不正が判明、法人格の許可の取り消しと補助金の返還が決まりましたが、不正と認定された金額は、そして返還を求める相手は、また返還交渉が難航したときは、手法はともかくどのような手段をとるのか伺います。

6点目は、中央病院検討委員会の答申と私は当初考えていましたが、報告が出されたのでこの対応についてであります。医師不足が原因でつくられた中央病院検討委員会、医師不足の問題はなおざりに、ただ経営形態の検討のみ。そして出た答えは、旭中央病院は平成26年度末までに地方独立行政法人へ移行すべきであるという答申ではなく報告書が出ました。せっかく時間と金をかけた報告に対し市はどのような検討をしたのか、そして今後対応はどのようにするのか伺います。

以上で1回目の質問を終わります。あとは自席で行います。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 高橋議員のほうからの一般質問にお答えをいたします。

私のほうからは、広域ごみ処理施設についてということと中央病院検討委員会の検討結果についての今後の対応ということでお答えをしたいと思います。

まず、広域ごみ処理施設ということでもありますけれども、去る平成25年5月22日、銚子市長が新たに就任しました。そういうこともありまして、合意形成、今までの進捗とこれからの方向性ということで、三者で協議をいたしました。その結果、焼却施設と最終処分場は銚子市内に一体整備をすることは再度確認をしております。主なというよりも3点ほど合意をさせていただきました。1つ目は、広域ごみ焼却施設は3市で継続して進めるということがあります。2番目、焼却施設と最終処分場は銚子市で建設するという合意をしました。3番目の焼却の処理方式の決定については、最終処分場の方向性といいたいまいしょうか、ある程度、越川市長これから市内、議会、そういったものと協議をする中で目に見える形、最終処分場が出てくるまでしばらく待つてほしいと、処理方式の決定についてはそういったことで継続審議とするということで、三者間で協議をしたところであります。

次に、旭中央病院検討委員会の検討結果、報告書に対しての市としての対応ということでお答えをいたしたいと思います。

検討委員会で医師不足から始まったことで、現実には独立行政法人だけしか議論されないということでありましたけれども、過去5回の検討委員会の中で、当初1回目、2回目は1つ目、2つ目の検討項目についても十分検討をいただいたと私は聞いております。

まず1つ目の地域医療において旭中央病院が果たすべき役割に関しては、報告書にありますように、旭中央病院は広域医療圏の中核的な拠点病院として維持し、周辺病院との連携、

ネットワークによる役割分担を進めていきたいと考えております。このことにつきましても、せんだっての東広での首長間の話し合いの中で、できるならば今ちょっと休止状態にある東総医療圏連絡協議会、とりあえず首長間だけでも事務サイドを含めながら首長間で話し合ってみようというような提言を私のほうからさせていただきまして、東総地域、匠瑛市、銚子市、旭市、東庄町、その4つの首長間でまず最初に話し合っていこうというようなことで発言をさせていただきました。

それと、2つ目の旭中央病院における課題及びその対策に関してであります。中央病院の課題は言うまでもなく医師確保であり、その対策は平成24年度にいろいろと行った措置の継続・拡充とあわせ、医師の増員を目指した最大限の取り組みを行うことが挙げられました。引き続き医師確保に取り組むよう、中央病院に求めてまいりたいと思っております。

3つ目の旭中央病院の経営形態ということですが、21年に出了たガイドライン、その方向でも経営形態については折に触れて研究しなさいというようなことがあります。そういった部分でも今回の検討委員会の中で十分に議論されたものと、そんなように思っているところであります。職員の意識の変化を促し、より一層の迅速・柔軟な経営を可能とするため、移行費用や職員の身分等について検証を進め、平成26年度末までに地方独立行政法人へ移行すべきということが報告でありました。

しかし、せんだっての全員協議会でもお話を申し上げましたけれども、60年に及ぶ中央病院の組合立、あるいはまた市立病院ということでもあります。一番肝心な市民の考え方、そしてまた病院職員の考え方、これはやはり設置者としての義務がありますので、そのことは十分これから精査していかなければならないと、そんなように思っておりますし、慎重にこれから進めていきたいと、そんなように思っております。

以上です。

○議長（林 俊介） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは、議員のほうから旭市土地開発公社につきまして2点ほどご質問をいただきました。

1点目のこの土地開発公社解散に向かつての具体的なスケジュールというようなご質問でございました。

御承知のように、土地開発公社につきましては、近年の地価の継続的な下落傾向、あるいは公共用地の需要及び公社経営におけます土地の先行取得の意義が薄れてきた、こういうような理由から公社の解散に向かつてはいろいろと今まで議論をいただきました。先日、5月

20日に公社の理事会を開催いたしました。この席上でも理事の方々の全員のご賛同をいただきまして、今後解散に向けた取り組みを積極的に行うものとする、さらに解散の目標年度を平成25年度と、これを確認したわけでございます。

解散に向かったの具体的なスケジュール、このご質問でありますけれども、解散に向かつては理事会の同意、これが一番先になるかと思えます。理事会の同意は無論、住民への説明、これもやはり必要になってくるかと思えます。さらには議会の同意、さらに公有地拡大の推進に関する法律、これに基づきまして知事の認可等の手続きが必要でございます。こういうようなことで、こういうような事務作業を行いまして平成25年度中、具体的には来年の3月までに解散に向かつて今後必要な事務作業を進めてまいりたい、そういうふう考えております。

2点目の解散に当たっての問題点、具体的には含み損の関係とその他いろいろな問題点があるのかというご質問でございます。

公社保有の財産の含み損についての質問、第1点目いただきました。簿価、いわゆる帳簿価格、購入時の価格と現在の価格の差についてのご説明を申し上げます。公社の資産の中で特に3つの大きな資産がございます。商工会館北側の旧扇屋ジャスコの跡地、それと下水道課南側の運動広場、さらに仁玉地先の運動広場、この3か所、面積的には4,870坪ほどございます。この土地については、帳簿価格、これは取得費と合わせまして今までの金利の利子等を含めまして公社の資産としましては4億2,326万円で、現時点での時価、これにつきましては平成23年度の近隣土地の不動産鑑定、これを参考としまして私どもは時価としまして2億3,172万円、そんなことで含み損としましては1億9,154万円程度ということで理解をしております。

なお、3か所以外に多目的用地としまして3,844平米、この資産を保有してございます。この資産の保有金額、簿価が1,051万円、ただこの1,051万円の資産の中には一部現況で道路あるいは水路、この道路というのは私道とかそういうのもあります。そういうようなことで、そういう土地利用があると。実際の資産価値としては、私どもは農地、雑種地等のみであるのかな、この面積が1,938平米でございます。実勢価格としましては284万円程度かな、そういうようなことで見ております。そんなことで、多目的用地の含み損おおむね767万円、こういうことで見ております。

そうしますと、公社の現在での総額の含み損おおむね1億9,921万円、約2億円程度とっております。

さらに、議員のほうから解散に向かつてのほかにもいろいろな問題がというようなことでご質問をいただきました。解散に向かつての問題点、多くの公社では市等の公社保有土地の買い戻し、これが遅れによりまして公社の借入金から生じます利子の累積、これが多くの公社では言われております。幸い、旭市の土地開発公社、借入金の全てが現在約2億2,300万円あるわけですけれども、これが全て旭市の土地開発基金からの借り入れでございます。利子としましては0.1%というようなことでございます。

公社の解散に向かつて大きな問題点、ご質問いただいたわけですけれども、これにつきましては、公社の前身であります財団法人旭市開発公社、さらには財団法人旭市開発振興公社、この時代……、すみません、先ほど公社の借入金額4億2,300万円ということでご訂正いただきたいと思っております。現在借入金額は4億2,300万円ほどでございます。

今ご説明しましたように、前身が2つの公社がございました。この公社時代に昭和40年代あるいは50年代に取得した資産、この財産を公社がそのまま引き継いでおるわけですけれども、この中に一部問題があるということで、一例を申し上げますれば、1つとしましては、物件が農地であります。これ農地ですので農地法の許可がないと公社は取得できないと、そんなことで農地法の許可が得られない、そんなことでいまだ仮登記の物件があるということが一つあります。あるいは公社への登記がされなくて、その後所有者におきまして相続が発生している、あるいはさらに第三者の権利登記がされている物件もあるということです。3つ目は、現在公社が持つておるわけですけれども、どこにあるのか。極端に言いますと、占有物件がちょっとわからない、あるいは占有の土地が公図上においても特定できない、そういう土地もございます。

いろいろな問題がございます。問題解決に向かひまして農業委員会等関係機関と連携を密にしながら問題解決に向かつていきたい、そういうふうに考えております。

以上です。

○議長（林 俊介） 環境課長。

○環境課長（新行内 弘） それでは、私のほうから広域ごみ処理施設について、（2）のごみ処理施設整備基本構想についてでございますけれども、ごみの処理施設基本構想は組合計画区域の生活環境及び自然環境を保全、かつ長期的な処理の効率、経済性及び技術的な安定性に配慮した中間処理施設及び最終処分場等を建設する上での基本方針、また必要となる設備等の概要について定めたものでございます。この基本構想の中で最終処分場についての基本的な考えとして、1つ目としては周辺環境を保全し安全かつ安心な施設を目指す、2つ目

に残渣の資源化を進め最終処分量の低減を図る、また、3つ目といたしまして跡地利用計画の検討の3点を挙げております。

また、候補地の選定については、熱回収施設の処理方式の選定結果により、最終処分容量を定め、選定作業を進めていくと記載されております。

また、検討委員会の最終答申においてシャフト方式が妥当であるとの結論に至りました。以上でございます。

○議長（林 俊介） 一般質問は途中ですが、11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

○議長（林 俊介） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、高橋利彦議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） それでは、私のほうから大きい3番目、滝郷診療所についてのご質問にお答えいたします。

まず1問目ですが、なぜ中央病院から診療所に医師派遣はできないのかというご質問でございますが、旭中央病院では、地元医師会等からの要請によりまして平成23年度まで滝郷診療所へ医師の派遣を行っておりました。しかしながら、平成24年度当初にかけまして当院でも医師の減少が生じ、各病院等への派遣を縮小せざるを得ない状況になったことから派遣を取りやめております。こうしたことから、診療所への当院医師の派遣は困難な状況にあります。

続きまして、中央病院からほかの病院への医師派遣状況はどうかというご質問でございますが、当院から各地域の医療を担っている病院への派遣を行っているところでございます。平成23年度は常勤派遣が匝瑳市民病院、小見川総合病院、多古中央病院の3施設に4名、時間等を区切った非常勤派遣が滝郷診療所を含めまして11施設に行っておりました。しかしながら、24年度は医師の減少に伴いまして常勤派遣が2施設の2名減となりまして、非常勤派遣も9施設に縮小をさせていただいているところでございます。本年度につきましては、常勤派遣に変更はなく、非常勤派遣もほぼ同様の形の派遣となっております。

以上です。

(発言する人あり)

○議長(林 俊介) では、病院事務部長。

○病院事務部長(菅谷敏之史) それでは、派遣先について具体的にというお話ですので、具体的に申し上げます。

23年度の常勤派遣については3施設申し上げましたので、非常勤派遣を行っている11施設について申し上げます。私どものほうから非常勤派遣を行っている施設は、匝瑳市民病院、小見川総合病院、多古中央病院、東庄病院、島田総合病院、さんむ医療センター、山野病院、多古特別養護老人ホーム、滝郷診療所、東陽病院、君津中央病院、この11施設に23年度は行っておりました。24年度の9施設につきましても申し上げます。匝瑳市民病院、小見川総合病院、多古中央病院、東庄病院、島田総合病院、さんむ医療センター、山野病院、多古特別養護老人ホーム、聖隷佐倉市民病院、以上の9施設でございます。

○議長(林 俊介) 総務課長。

○総務課長(米本壽一) それでは、滝郷診療所に係るご質問の(3)です。医師のための給与条例をなぜ制定したのかについてお答えいたします。

滝郷診療所は国民健康保険で運営しております。中央病院は診療所に医師を派遣できないという状況でありましたので、市独自で医師を確保しました。滝郷診療所のあり方に関する検討委員会の中でもありましたけれども、滝郷診療所に対しては、地域からの要望、期待は極めて大きなものであったということでした。患者さんのことを考えると、常勤の医師が望ましいと考えました。患者さんは高齢者の方が多く、継続的に通院されております。同じ先生に診てもらえるという安心感があります。きめ細やかな診療につながります。今回、経験豊かで地域医療の適任者である医師を採用することができましたので、新たに医療職の給料表を制定したという理由でございます。

次に(4)です。兼職の禁止規定についてです。

地方公務員法第38条では、営利企業等の従事制限が設けられております。職員は、任命権者の許可を受けなければ、報酬を得ていかなる事業もしくは事務にも従事してはならない、こういう規定になっているわけであります。滝郷診療所医師については、旭市職員服務規程第10条の兼職等の許可を任命権者、つまり市長から受けまして兼職、東庄病院に勤務しておると、こんな状況でございます。

それともう1点、大きな4番目の職員の福利厚生事業についてということで、(1)旭市

を含めた近隣市の福利厚生事業補助金の状況でございます。お答えいたします。

旭市と銚子市、香取市、匝瑳市について状況を説明いたします。旭市は公費の補助金がありまして、平成25年度予算は231万円でございます。銚子市は公費による補助金はありません。香取市は公費の助成がありまして、平成25年度予算は213万6,000円です。匝瑳市はやはり公費の助成がありまして、平成25年度予算で65万円となっております。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 職員の福利厚生事業のうち、職員駐車場につきまして財政課からお答え申し上げます。

契約の内容とそれから使用料金等、現状を詳細にということでございました。この職員駐車場につきましては、この駐車場の舗装、区画線などの整備は所有者がまず行っていると、行ってあったもの。それで、平成3年12月より現在の所有者と県もあわせて使いますよということでお話しした上で借り上げを実施していると。

契約の内容ですが、面積は約7,600平方メートル、325台分になります。現在の契約ですが、平成24年4月1日から27年3月31日までということで、3年ごとに更新をしてきたという状況があります。

それと、市役所などで必要な職員ということで、これは県、いわゆる海匝地域振興事務所ですね、これが25台分あります。職員が210台分。235台、これが1台当たり月3,000円。残る90台分につきましては、市役所来訪者の駐車場として1台当たり1,800円、いわゆる6掛けの数字でお借りしているという状況です。使用料金ということでしたので、市役所職員もとめておりまして、この職員の駐車場の負担は職員互助会を通じて1台当たり月1,000円でございます。県の分につきましては月3,000円、これは県から市のほうに納付されて、これを經由して所有者のほうに納めるような形の契約になっています。

以上です。

○議長（林 俊介） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（加瀬恭史） 私からは、5番目のNPO法人旭市手をつなぐ育成会による自立支援給付費の不正請求についてお答えいたします。

本件の不正請求額ですが、1,939万9,130円となっております。

返還を求める相手はということで、NPO法人旭市手をつなぐ育成会です。

また、返還交渉が難航したときはどのような手段をとるのかということでございますが、

本件は原因者が特定されております。そのあたりも考慮いたしまして、債権回収に向けまして、弁護士も交え、内部で慎重に検討しているということでご理解をいただきたいと思っております。

(発言する人あり)

○議長(林 俊介) 大きい3の(4)について答弁漏れがございました。

総務課長。

○総務課長(米本壽一) 大変失礼しました。私、地方公務員法第38条を引用しまして述べたつもりでありますけれども、もっと詳細にということでございます。

この法律に基づきまして本人から申請があったと、3つほど要件がありまして、それに合致すれば市長が認めると、この辺のところを述べたいと思います。1つには、事務遂行上、能率の低下を来すおそれがないこと、それから2つ目には、相反する利害関係を生ずるおそれがないこと、その他職務の公正を妨げるおそれがないこと、それから3つ目としまして、職員及び職務の品位を損ねるおそれがないこと、この要件に合えば、この公務員法第38条では原則禁止ですよと言っていますけれども、市長に申請をして市長はこれに支障がありませんので許可をしたと、こういう状況でございます。

○議長(林 俊介) 高橋利彦議員。

○20番(高橋利彦) では、再質問をします。

まず、土地開発公社の1番目の問題でございますが、土地開発公社、これは市の事業計画等によって土地を取得するわけなんですけど、今ではもう全然業務をしていないわけですよ、休眠状態なんですよ。そういう中で市も名称を変えながら補助金出しているわけですよ。ましてこういう行革、市長、そうでしょう、行革課をわざわざつくったわけですよ。そういう中では、これはもう一日も早く解散すべきでありまして、先ほど答弁ありましたが、3月末には解散ということでございますが、そういう中で、解散となればこの土地を市は買わなくちゃならないわけですね。その予算、市長、一日も早く計上してもらいたいと思いますが、いかがですか。

○議長(林 俊介) 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長(明智忠直) 土地開発公社につきましては、もうその使命といいましようか、それが終わったというようなことは私も認識をしているところでありまして、一刻も早く開発公社を解散したいという思いは同じであります。そういった意味で、担当課とよく相談をしながら

ら、予算がどこの時点で、手続きが終了してお金を実質的にいるというようなことがあるのかどうかそういった部分もよく聞きまして予算化をしないと、そんなように思っておりますのでよろしくをお願いします。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） そんな悠長なことでは困ると思うんですよ。先ほどはあれでしょう、執行サイドから3月末に解散という答弁でしょう。それでは最初の答弁と全然違うんじゃないですか。その辺、答弁もらえますか。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 解散につきましては、もう一つは議会の同意がいるということもありますし、全体でどのくらいの総予算があるのかももう少し時間がかかる、そんなようなこともありますので、いつ補正が、年度当初かというような部分で時期を、今適切に処置をしたいと、そんなように思っておるところであります。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 議会の同意といっても、これはこういう内容であれば議会は通ると私は思いますよ、それははっきりはわかりません。ただ、議員の皆さん方もこういう公社であれば一日も早く解散、私は望んでいると思います。

次に、土地開発の2点目です。私もこれはびっくりしましたよ、あいた口が塞がらないというのが実態です。結局この土地の含み損だけで約2億円。そういう中で、今度昭和40年代ですか、取得した土地。その土地に根抵当権がついていたり、それで所有者が死んでしまったので相続権が発生したり、現況と地目が違っている。また公図と現況が違う、どこにあるかわからない。全くこれはずさんというより、しっちゃかめっちゃかというのが現状と思うんです。そういう中で、これがなぜこんなに、40年代というと、今平成25年ですから50年近く表面化しなかった。これは旭市の悪い体質だと思うんですよ。それについて市長はどう思いますか。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 50年もそのまま放置しておいたということは本当に行政の怠慢なのかなと、そんなようにも感じております。一刻も早くそれを克服して、解散の方向で努力をしたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いずれにしましても、50年もこの問題が表面化しなかった中で、担当課長としては、これはその場に遭遇したわけですからこれは貧乏くじ引いたということになっちゃうと思うんですよ。そんな中で、今さらこんな50年前のことを言ってもしょうがないから、一日も早くこの問題を解決して解散できるようなことに努力していただきたいと思います。答弁ありません、これは。

次に、広域ごみ処理施設の問題でございますが、最終処分場の用地の取得計画ですか、先ほど市長は焼却施設、最終処分場は銚子市につくるということを3市の首長で話し合って確認したということですから、これは当初の計画どおり、つまり合意どおり進んでいただきたいと思います。

ただ、そんな中で、この前、5月ですか、いいおかユートピアセンターでこのごみ処理施設の基本構想の説明がなされたわけでございますが、先ほど私が質問したように、かなり最終処分場だけはトーンダウンしているんですよ。匝瑳市に回答を出しても、匝瑳市の回答で焼却施設については明確に答えているんです。しかしながら、今度は最終処分場になると、広域ごみ焼却施設用地取得と最終処分場に関する事務を並行なんかという、まさにお役人言葉を使って逃げの言葉になっているんです。しかし、そういう確認とったとか何とかというのは誰も知らないわけですよ、3人しかいない。やっぱり文書化されたものが一番証拠になると思いますので、やっぱりそういうことであれば再度文書化してやっていただきたいと思います。どうですか、それは。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 文書化でその最終処分場のスケジュールもきちんと出せということでありましてけれども、3首長間の話し合いの中で、6月の定例議会があるということの中で、各市ともこのごみの焼却施設あるいはまた最終処分場については質問があるだろうというようなことの中で、そこである程度の合意したことについて議会答弁していくというようなことでやっていこうというような話になりましたので、その辺はご理解をいただきたいと思いません。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） じゃ、まあそれはわかりました。

あと、3番目の滝郷診療所の問題でございますが、滝郷診療所へ医師が減少して派遣でき

ないということですが、私病院まで派遣してなぜ医者派遣できないのか。

それと同時に、市長は中央病院の開設者、一番の責任者ですね、人事権まで持っているわけですが。それをなぜ市長は事業管理者に対して、何ていいますか、医師を派遣しろという命令を出せないのか。その辺お尋ねします。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） それでは、再質問にお答えいたします。

派遣先の中に私病院も入っているではないかというご質問でございますが、私どもが派遣している趣旨というのは、公私の病院というよりは、どの分野の医療を担っていただいているのかということに着目しております。私どもが送っておりますのは、例えば島田病院さんに送っているのは脳外科の医師を送っております、やはりあの病院で脳外科をやっていることが当地域のやはり医療のために非常に意味があると、やっぱり私どものほうに、ここでなければ患者が来てしまうと。そういうような観点から送っているものでございまして、その病院がどの診療科でどういう機能を担っているかという観点からあくまで送っているものでございますので、その辺はご理解をいただきたいと思っております。

○議長（林 俊介） 明智市長。

○市長（明智忠直） 医師を滝郷診療所に派遣をしろという命令を出せないかということでありましてけれども、私のほうから要望はいたしました。何回か恐らく要望を出してあると思っておりますけれども、ただ、一番の旭市にとって大事なことは、やはり旭中央病院の持続可能といましようか、経営のことを最優先で考えなければならないという点もありますので、それ以上のことは開設者といえども医療の問題ということで、黒字経営をずっとやっていくために、医師不足もその裏にはあるわけでありましてけれども、そういったことで理解をいたしたところでありまして。よろしく申し上げます。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） この問題、結局地域医療云々という大きな観点で捉えているかもしれませんが、これは県立病院、国立病院であればそのようなグローバルな考えはいいと思う。ここはあくまでも市立病院なんです、市立病院がほかの病院の面倒まで見る必要があるのか、もし経営がおかしくなったらどうするのか。

それと同時に、市長はお願いしましたと、病院のことは私よくわかりませんというような答弁なんです。やはり交渉事でも何でもそうでしょう。やはりよく、例えば中央病院の問題

を認識して捉えていないと、ああ医者が少ないですよ、それで断られちゃうわけです。ですから、やはり市としてもこれだけの大きな病院抱えているんですから、それなりの体制と
る必要があると思うんですが、その辺、中央病院とそれから市の両方から答弁いただきます。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） 滝郷診療所につきましては、中央病院の診療所ではありませんので、まず一言。これは市の診療所でありますので、うちのものではありませんので一言お断り申し上げます。

それからもう一つ、向こうに送らないのは必要がないから送らないということで、前から申し上げていますように、向こうに常勤のいい先生がいらっしゃれば非常に地域にとって非常にいい診療所になるだろうと。しかしながら、パートでつなぐようなそういうことにつきましては今の事情ではちょっとできないと、必要ないと。車で10分で、いい道をつくっていただきましたのでそれでどうぞ来ていただくと、こういうような方針でございます。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いや、あのね、滝郷診療所は市の病院と言いますが、中央病院だって市の病院なんですよ、そうでしょう、市長。同じ市の中で人事関係、なぜスムーズにいかないのか。ちょっとそこは事業管理者、違うんじゃないですか。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） ですから、組織を見ていただければうちの組織には入っておりませんので、よくご覧いただきたいと思います。

○議長（林 俊介） 明智市長。

○市長（明智忠直） 市立病院と診療所ということで市が両方設置者ということでありまして、医療、総合的な部分、市も詳しいことを知らなければならないということでありまして、そういった部分の中では、議員のほうからも提案がありましたように、今、市と中央病院で1か月に1回、意見交換会を開催しておりまして、その中でいろいろな問題点あるいはまた今後の課題とかいろいろな部分では話し合っているつもりでありまして、中央病院の抱えている問題、あるいはまた地域医療の抱えている問題、そういったものを少しずつ理解をし合えるようなそんなような今状況をつくっておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、3番目の給与条例の問題でございますが、常勤が望ましいから給与条例をつくったということでございますが、旭市に同じ給与条例、全適とはいえ、旭市の中央病院も一部なので、そこにわざわざなぜ法律を、法律というのはつまり給与条例をつくる必要があるのかということなんです。わざわざ市をぶっちゃいていくような感じになっちゃうでしょう、それ市長はどう思いますか。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） 先ほど事業管理者のほうからの説明がありました。全適なんです、企業会計なんです。そういうこととは別に、今回なぜというところは、常勤の医師をどうしても採用したかったというところで、その常勤の医師になったその方は中央病院ではなくてあの診療所に勤務したいんだと、この本人の希望があったわけです。だからこの辺のところを一番の原因、2つ目の原因ですか、1つはそういうことで、先ほど申し上げた。2つ目の原因は本人の希望もそうであったということで、ご理解をいただきたいと思いますが。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） じゃ、それは一つの条件の中でできたんじゃないですか、中央病院の職員としてずっと定年まではそこに勤務させると。それをわざわざなぜこういう条例をつくるのか。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） 先ほど申し上げましたように、とにかく公営企業とこちらの一般職、もちろん違うという理屈は別にしましても、とにかく本人は中央病院に採用ではなくて、旭市の診療所に採用をとということの希望があったわけです。それを重視したということで、この辺はどうかご理解願いたいと思いますが。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） その問題はいいです。

あとは、そうしますとこの兼業禁止の問題でございますが、任命権者が特に必要と認めて許可したということでございますが、これはどのようなことなのか。

それからあと、この前、議会答弁でもしていますけれども、本来業務が達成できる、業務に影響がないということでございますが、病院であろうとも一般的には週5日業務がこれは

基本だと思う。そういう中で、何人かいてそれで1人、週に1日送ってもいいから、これはそれも通用すると思うんですが、1人しかいないでしょう。その中で1日休むことは当然業務に影響が出るわけですよ。それで、あとは無給でありますよということですが、それはたしか市はその1日分の給料を差っ引いていますけど、向こうからもらっているでしょう。

それであと、結局この医者が1日いることによってかなり医療収入が増えるわけですよ、医業収入、何ていいますか、その辺が。そういう中で結局1日を職免にするということですが、一般的に職免ということは勉強、研修ということなんですよ。それが労働に見合う報酬をもらって、それが職免になるのか、その辺お尋ねします。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） この辺はどうやって整理してご説明していいかちょっと申し訳ございませんが、今回、医師は兼職規定で申請を出して許可を受けています。議員さん、今職免、職務専念義務というこれは公務員法で第35条ですか、地方公務員法の中にちゃんと規定されています。職務専念義務の免除というのは勤務時間内のことであります。兼職規定というのは365日、日曜だろうと何だろうとそれはやっちゃいけませんよというこの原則規定があるわけです。兼職規定の中には、ただ、市長には裁量がありますよと、幾らかの裁量がありますよと、影響がなければ許可出せますよということで許可出したわけです。議員さんは、月火水木金のうちの水を休んで東庄へ行っていたら影響あるでしょうと言っているものの、その診療所のほうはそれは影響の少ない範囲というか、医師の融通もし合ってもいいとか、今研修とおっしゃいましたけれども、その辺のところは本人のこれも希望であったと、医師本人の採用するときの希望であった。この辺も酌み入れまして、法律にも別に違反しているわけでもないしというところを総合的に勘案しまして採用して、水曜日を診療所お休みして東庄に行ってもらっていると。こんなところで、ちょっとあまり整理した回答ではありませんけれども、どうかよろしく願いいたします。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 結局研修というのはあれですか、研修というのは普通あれですかというより、結局相手の時間に合わせて勉強したり何なりするのが私は研修だと思うんです。しかしこっちの、早い話が一方的な条件、それでなおかつ報酬もらう、これが研修に当たるんですか。じゃ職員の皆さん方、一般に研修に行っても報酬もらえるんですか。それと同時に、じゃ今度は医者でなくとも、例えば一級建築士の資格を持っていて建設課あたりにその方が

いる。じゃそれもやっぱり認めるということなんですか。同じじゃないんですか、それは。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） 兼職禁止というのと職務専念義務免除というのと別々に考えたいと思います。職務専念義務免除ということだと思います。建設課の職員が、じゃ土木の会社に勤めますよという申請がありましたら市長は許可しないはずですよ。というのは、幾つかあるんですね、幾つかあるんです。そういった請負に関係するような会社に勤めちゃいかんとか、ふだんの勤務に影響のあるような、自分でもうけをしちゃいかんとか、幾つかの規定があるわけです。でも、この医師についてはそれらの規定に触れないということで行ってもらっているということでもあります。その触れないというのは、兼職を認めた条文がございます。認めていますので職務専念義務、その勤務時間の免除もしましよよということでも市長のほうは許可を出しているというところでもありますので、よろしく願いいたします。

（発言する人あり）

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） これ幾ら話ししても堂々めぐりですから。

次の職員の福利厚生事業でございますが、先ほど福利厚生費、銚子市はゼロ、旭市はこの近隣でもだいぶ多いわけなんです、どういうことを基準に出しているのか。

また、行革をしている中でこれはどういうふうを考えているのか。

そしてまた、よく皆さん方は県に準じてとか何とかと言うことがありますが、県あたりはどうなっているのか、その辺をお尋ねします。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） 福利厚生事業でございます。さきに平成25年度の金額を申し上げました。それは昨年度と比較しまして若干減らしたとかというそのことは言い訳で言うつもりはありません。ただ、職員の福利厚生というものは地方公務員法の中の第42条で規定されておりまして、職員の保健、元気回復、その他厚生に関する事項については計画を立てましてそれを実施しなければならないという義務規定がありますので、これによりまして市から助成をいただいてやっていると、運営しているということで、この辺もご理解をお願いしたいと思います。

（発言する人あり）

○総務課長（米本壽一） 県の状況はと言いますけれども、ちょっと県の状況の資料がございませんので、申し訳ございません。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 県の状況はわからないということでございますが、県はもう平成17年にやめているんです。

いずれにしても、その辺をひとつ参考にした中で、また銚子市を参考にした中で、財政これからもう合併による交付税の優遇措置もあと一、二年で切れちゃうでしょう、そうしたらあとは、その後5年間で今のメリット、約20億円全然なくなっちゃうんですね。その辺を十分に念頭に入れた中で検討してくださいよ。

それからあと、次に駐車場の問題でございますが、これは市が借り人となれば、これは誰が使おうが貸す人にとってはこんないい条件はないわけです。その中で何点かお尋ねしますが、まず職員の分、通勤費を払っているわけです。そういう中で、しかも駐車場まで市で手配しなければならないという何かがあるのか。

それから、県の職員の分ですが、県の職員の分を何で市で借りてやらなければならないのか。

それから、予備の分でございますが、これは何に使っているのか。

それから、県の職員の分、これは25台ということ、これは25台確認しているんですか。25台以上使われているとか、またそれ以上、以下か。

それで、あと市の職員の分です。これは先ほどの答弁ですと、互助会から二百四、五十万円ですか、もらっている。そうしますと、これ相手に払っているのは750万円でしょう、520万円ほど差があるわけです。これは闇の職員の福利厚生費にならないんですか。

それから、あとは県の分、なぜ市が借り人にならなければならない中で、そういう契約は違反じゃないかと思うんですが、県の職員の分まで含めた契約ですね、その辺お尋ねします。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、財政のほうから何点かお答えいたします。

まず、県分なんですけれども、県の分というか、実際には市が借りている。県については行政、市の借りた駐車場、いわゆるこの本庁舎に付随するものということで、行政財産の取り扱いになっております。ですので、県につきましては、これは所有者と既にその段階で協議して県が使って、その所有者自体も県と幾つもの契約になるよりは、使用許可でどうでし

ようかねという話が当初あったんだと思います。ですので、毎年県については使用許可証を出して1年更新を市と県で結んで、これについては県から3,000円もらっている。それは25台きちんと確認をしている。県はまた別途にも借りているようなので、そちらのほうはわかりませんが、そういう状況にあります。

それと、市で負担する分、市職員が今210台、3,000円分で借りているんですけども、実際に職員が今車をとめている台数196台です。これについては1,000円で、これ12か月相殺して3,000円で計算いたしますと実際に市が賃借料として余分に負担している分は470万円ほどになるかと思えます。

それ以外の部分についてはどういう形というか、実際に会議等開催したときには当然その部分に使う。あとこういう議会、それから申告時期、その他いろいろ忙しい時期があるんですけども、そういうときには公用車はみんな向こうへ持って行ってとめるとか、あと向こうに駐車場がありますというような形でご案内申し上げたりする。市民サービスにつながっているようなそういう公共のための、市に直接来訪される方の駐車場として活用して市が確保しているという状況があるということです。予備の分の使い方はそのような形でございます。

以上です。

○議長（林 俊介） 県の、県職員。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 市が負担している470万円、実際には闇の手当じゃないかというそういう意味合いでご質問されているのかと思います。これは先ほど総務課のほうでお答えしました福利厚生の一環というような形だったんだと思います。これは当初からそういう形で来ておりますので、この辺見直す必要があるのかどうか、その辺は十分検討する必要があると考えています。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） あなた方はよくほら行財政改革だとか何とかで市民を締め付けるけれども、自分らのことはみんな棚に上げるんですよ。ですから、この問題だって本来なら行財政改革の中の一環として上がっていていいと思うんです。それは課長、上がっているんですか。

それと同時に、この契約について市長は当然判を押していると思うんですが、市長はどういう認識持っているんですか。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（林 清明） 現在のアクションプランの中ではありません。ただ、事務事業評価というのを別にやっておりますので、そこではやることになるのかなど。現在まではやっていませんが、今後のこととしてあるかもしれません。

○議長（林 俊介） 明智市長。

○市長（明智忠直） そういうことが行政改革につながっていくんだというような高橋議員の話ですけれども、職員も近い人、遠い人結構大勢いますし、ある部分では近隣でも最低限の保障は、福利はしているというようなこともありますし、少しは職員の意欲を駆り立てるために福利厚生事業として考えていく必要があるのではないかなど、そんなように私自身は考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いや、市長、市長は選挙やるときは市民のためになりますよと公約しているわけでしょう、職員のためになりますと公約しているんですか。そんな中で、ある程度多少はやってもいい。しかしながら、これ見ると表面は福利厚生費二百何十万円しか使っていない。しかし、裏では垂れ流しのように500万円から使っちゃうわけですよ、そうじゃないんですか。

これは、この問題だけじゃなくいろいろな問題に出ているんです。例えば人件費だって、減らした、減らしたと科目を変えて出しちゃっている。まさにお役人のやる仕事なんですよ。そういう中で、市長はだからこの契約に対して、当然市長は契約に判を押しているわけですよ。そういう中でどういう認識を持ったのか、それをお伺いします。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 判を押す時点ではちょっと多いなというような気持ちは持ちました。改善をしていけるものであれば改善をしていかなければならないのかなど、そんなような考えはありましたけれども、現状今市役所の内部で駐車場そんなにもありませんので、そういったことで必要だというようなことで判を押しました。いろいろ改善はこれからしていかなければならないと思いますので、よろしくお願いします。

（発言する人あり）

○議長（林 俊介） いや、もう4回目ですから終わりです。

高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 手をつなぐ育成会ですか、これにつきましては約1,900万円ですか、慎重に対応していくということでございますが、ですから私は最終的な、この1,900万円というのは最終的には市の損失になっちゃうわけでしょう、もしもらわなかったら。そういう中で、最終的な手段はどうするのか。あくまでもこれは個人じゃなく、手をつなぐ会なんですよね。そういう中で、そこにどういうふうに対応するのかなんですよ。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（加瀬恭史） この不正額については一時的には手をつなぐ育成会、法人のほうに請求する形になります。しかし、原因者が今回は特定されておりますので、その原因者からの債権回収に向けて現段階では精査していきたいと考えております。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それは内部の問題でしょう。手をつなぐ会の中で、じゃあおまえ使ったんだからおまえ払えよと。市はその人に何ら関係ないわけですよ、あくまでも市対会の問題だと思っんです。この問題については、いろいろ揣摩臆測が絡んでいて市もやりづらいなんていう話も聞いています。その市と手をつなぐ会、そこと個人、全く別なんですよ、それを履き違えないでもらいたいですけど。ですから、そういう中で市はどういうふうに法的な、私は手法は聞きません、細かいのは。その手段だけ、最終的には法的な問題でやりますよと、その答えもらえばいいです。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（加瀬恭史） 滞納処分的手法ですとかそういったいろいろな手法がございますけれども、それと同じかがちょっと難しいんですけれども、一つの市の債権であることは間違いございませんので、この債権回収の手法として法的というか、その手段を検討していきたいと考えております。方向性としてはそのように考えております。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） これは税金とはまた違うんですよ、刑法に引かかるでしょう。要は、早い話が横領になっちゃうでしょう。税金をもらえないからとかそれとは違う、早い話が横領でしょう。それは十分にわきまえて対応してもらいたいと思います。

あと、次の中央病院の検討委員会の問題でございますが、課題とかいろいろありました。

地域医療とか、それから東総医療連携圏というんですか、これらの中でという話がありましたけど、やはり中央病院は旭市の病院ということを十分に認識した中で私はやってもらいたいと思います。それは答弁いりません。

これで私は終わります。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、昼食のため午後 1 時 5 分まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 2分

再開 午後 1時 5分

○議長（林 俊介） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 太 田 將 範

○議長（林 俊介） 続いて、太田将範議員、ご登壇願います。

（4 番 太田将範 登壇）

○4 番（太田将範） 4 番、日本共産党、太田将範でございます。

ただいまより一般質問を行います。

大きい一つ目といたしまして、旭中央病院のあり方について質問いたします。

昨年、旭中央病院の医師が大量に退職し、地域医療の崩壊が声高に叫ばれ、検討委員会が設立され、5月に報告が出されました。私の質問はこの検討委員会の論議と重なりますけれどもよろしく願いいたします。

検討委員会では、（1）として、旭中央病院の果たす役割について。（2）として、医師及び看護師確保に対する課題と対策。（3）として、病院の経営形態について検討し、報告を提出しました。私は次の3点について質問させていただきます。

（1）地域医療と自治体病院である旭中央病院の理念と役割について、検討委員会ではあまり議論がされていない部分なので、説明をお願いいたします。

（2）としまして、検討委員会の議論の中で、医師の大量退職は本年度は回避できたこと。事業については全体に小康状態であり、経営状況は黒字を見込んでいっていますが、

もう少し細かい説明をしていただきたいと思います。

(3) といたしまして、検討委員会の報告も病院の経営形態は独立行政法人が望ましいとなっています。医師確保のためにどのような経営形態がよいのか、考え方として最も大切なことだろうと思います。独立行政法人化することで、これが可能かどうか答弁をお願いいたします。

次に、大きな2番目といたしまして、一般廃棄物処理基本計画について。

東総地区広域市町村圏事務組合への検討委員会の報告について。

東総広域市町村圏事務組合による東総地域循環型社会形成推進地域計画と東総地域広域ごみ処理焼却施設処理方式選定に関する報告書が提出されました。4月2日に東総広域の全員協議会あるいは4月5日に行われました構成3市の全市会議員への説明と意見聴取が行われ、4月12日は東総広域の全員協議会が開かれました。そこで3市長が答申に対する態度を表明する予定でありましたが、見送りになっております。

4月の銚子市の市長選挙が行われ、その結果、市長が代わりました。5月30日、東広の職員より、4月5日、3市の全市議会議員の報告意見聴取の回答の報告を受けました。その際、5月22日、3市長会の協議の結果、広域ごみ処理行政を今後も続けるのかの合意があったとの報告がありました。先ほど、高橋議員の報告にもありましたように、その中身について質問させていただきます。

その結果、広域ごみ処理行政というのは、今年に入りまして大きく動き出しております。地域計画と焼却施設選定の報告が3月の第1回定例会後に出され、東総広域よりの報告も4月に入ってなされています。今まで議論されていないこの二つの報告について、担当課に説明を求めたいと思います。

大きな3番目、議会における行政の評価ということについて質問いたします。

私が4年前議員に立候補するに当たり、共産党として市政全般についてアンケートを行いました。その中に、市議会や市会議員に対する要求という項目がありました。その結果、最も大きな要求が行政や市政に対するチェック機能で、検証や評価の機能を期待するということが最も多く出されておりました。政策能力などはあまり期待されていないということがわかりました。

そのことと関連しているのですが、地方分権に対する国の姿勢がどんどん変わってきており、地方の自治事務がどんどん変化しております。地方自治法は毎年のように改正され、数年前とはもうさま変わりになっております。

1 番目の問題として、最近の地方自治法の改正、平成23年度改正で2条4項の削除、平成24年改正286条の2項について改正が行われました。改正の必要性などや考え方の説明を求めます。

小さな2番目として、議会による行政のチェックを考える前に、行政内部で総合計画等の目標達成率や市民の行政に対する満足などを独自に評価し、見直し計画実施のPDCAサイクルを体系立てて行っているようでは、どのようなものを行っているのか説明してください。

3番目として、一部事務組合について。協議会や一部事務組合からの撤退が簡単になった大きな理由は、もはやこういった制度は時代遅れになっており、用なしになっている組織ではないかというように考えられます。

また、東総広域を3市で運営するには無理があるのかと思います。特に財政状況があまりにも違い過ぎます。広域ごみ処理計画から撤退すべきと思いますが、市長の見解を求めます。

以上、大きな三つの問題について質問いたします。今後の質問は自席で行いますので、よろしく願いいたします。

○議長（林 俊介） 太田将範議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 太田議員の一般質問に、私のほうから1番目の旭中央病院のあり方について、今後の経営形態ということでお答えいたします。

そしてまた一般廃棄物処理基本計画について、検討委員会の答申についてということでお答えいたします。

3番目の一部事務組合について市長はどのように考えているかということで、3点私のほうからお答えしたいと思います。

1点目の今後の経営形態についてということでお答えしたいと思います。

先ほどの高橋議員のほうからの質問もありました。中央病院検討委員会の検討報告書が出まして、三つほどありました。その最後の中での3番目の経営形態ということで、報告書に記載がありました。報告書によりますと、旭中央病院の経営形態に関しては、職員の意識の変化を促し、より一層の迅速、柔軟な経営を可能とするため、移行費用や職員の身分等について検証を進め、平成26年度末までに地方独立行政法人へ移行すべきとことが報告がありました。

この点について、この報告に沿いまして、議会をはじめ中央病院職員や市民の皆様の意向を伺いながら、慎重に判断していきたいと考えております。

続きまして、一般廃棄物処理計画ということで、検討委員会の答申でありますけれども、平成25年5月22日、先ほどこれも高橋議員のほうにお答えをいたしておりますけれども、構成3市、銚子市長が代わったということで、市長会においてその問題について話し合いました。

合意がなされた3点でありますけれども、先ほど申し上げましたように、焼却施設と最終処分場は銚子市内で一体整備するということであります。そしてまた、市長も発言がありましたけれども、銚子市の中でも最終処分場の建設がまだ見えていない現状である。そんなようなことの中で、進捗が市民にも議会にも見えるような形になるまで、焼却炉の選定、決定は凍結というより、決めないでいきたいと、そんなような合意がしたわけであります。

いずれにしても、3市で広域ごみ焼却施設をやっていくということには、強いそれぞれ匝瑳市も銚子市もそういった意気込みがありましたので、今後とも広域でごみ焼却施設を進捗させていきたいと、そんなように考えているところであります。

市町村の行政評価というようなことの中で、3番目に一部事務組合について市長はどのように考えているかということであります。制度上は、改正により一部事務組合を構成する個々の地方公共団体の意思のみで、当該一部事務組合から脱退できることとなりました。しかしながら、現在の地方自治が置かれた状況の中では、一つの団体に処理できる問題も、本当にそういった大きな問題は一つの自治体で取り組むことができない、そういった部分も大変あるわけであります。先ほど、太田議員は用済みの組織ではないかというような話がありましたけれども、それとは逆に、広域的に多くの力を結集して取り組まなければならない課題が大変増えていると、私自身はそう思っております。

震災の影響でありましたけれども、合併特例期間の延長、あるいはまた液状化対策について、液状化については国も県もほぼゼロであったわけであります。いろいろなそういったことがなかったわけありますので、関東、特に茨城、千葉の80市町村の市町長が集まりまして、国に要望して液状化の条例とかいろいろなことを提言をしたわけであります。そういった大きな問題については、一部事務組合ということもこれからはもっとそれよりも広域の大きな連携が必要ではないのかと、そんなように思っているところであります。

一部事務組合を構成する各公共団体が、この規定により、その思惑だけで一部事務組合から脱退するようなことになれば、私は個人的には信義誠実の原則というものが守られなくな

るのではないかと思います。いつも言っていますように信頼関係、自治体でも信頼関係の中で地方の発展に努めていくということはぜひ必要ではないか、そんなように思っているところでありまして、これからもそういった思いで、近隣の市町村あるいはまた県のそれぞれの自治体と交流を深めていきたいと、そんなように思っております。

以上です。

○議長（林 俊介） 病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） それでは私のほうからは旭中央病院のあり方についての1問目、地域医療と旭中央病院の役割についてのご質問にお答えいたします。

病院としての考え方でございますが、旭中央病院は旭市が設置している市立病院ではございますが、香取海浜医療圏のみならず、茨城県南東部をも含めた広域医療圏の中核的拠点病院としての役割を期待され、それを担っていくものと考えております。

以上です。

○議長（林 俊介） 病院経理課長。

○病院経理課長（土師 学） それでは私のほうから1の（2）病院の事業と経営状況についてご回答申し上げます。

病院事業につきましては、おかげさまで一大事業でありました再整備事業も旧病棟の一部解体工事を残すのみとなっております。最重要課題であります医師の確保など引き続き継続して取り組む課題はありますが、おおむね順調に事業が推移しているところでございます。

また経営状況につきましては、平成24年度の決算がここで閉まりましたので、24年度の決算でご説明申し上げます。

24年度は医師の減少による影響等、多々ご心配いただきましたが、最終的な決算では当初予算で計上した5,600万円を上回る約1億3,700万円の利益を確保できる見込みであり、引き続き健全な経営を維持しております。

以上、ご回答申し上げます。

○議長（林 俊介） 総務課長。

○総務課長（米本壽一） 3番の（1）地方自治法の改正についてのご質問にお答えいたします。

初めに平成23年5月2日に公布されました地方自治法の一部を改正する法律により、法第2条第4項が削除された。従来市町村が基本構想を定めるに当たっては、議会の議決を経ることが義務付けされていましたが、法的な策定義務がなくなり、策定及び議会の議決

を経るかどうかは市の独自の判断に委ねることとなったわけです。

この法改正の趣旨でございますけれども、平成21年12月15日閣議決定されました地方分権改革推進計画に基づきまして、国の義務付けを廃止するものでありまして、地方自治体の組織及び運営について、その自由度の拡大を図ることが目的とされているというものでございます。

次に、平成24年9月5日に公布されました地方自治法の一部を改正する法律により、一部事務組合を組織する地方公共団体は、議会の議決を経て脱退する日の2年前までに、他の全ての構成団体に書面で予告することにより、一部事務組合から脱退することができるものとされました。

この法改正の趣旨につきましては、個々の地方自治体の意思のみでは脱退できない仕組みを改めまして、平成の合併後の広域連携を促進するものとされております。

以上です。

○議長（林 俊介） 企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（伊藤 浩） それでは、3番の（2）市町村の行政事務の範囲と議会の検証についての中で、地方自治法の改正によりまして、基本構想の義務付けがなくなりました。このことによつて、基本構想のPDCAサイクルはどうなるのかというご質問だと思います。

今、旭市においては、現行の基本構想が平成28年度末、平成29年3月まで計画期間となっておりますので、これらの構想の取り扱いについては検討していくこととなります。近隣の動向や全国的な情勢を見た上で、基本構想の位置付けについては今後考えていきたい、こう思っております。

以上です。

○議長（林 俊介） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（林 清明） 実施した事務事業の検証と評価の方法はというご質問に関して、現在取り組んでおります事務事業評価についてお答えいたします。

これは各担当課が毎年計画を立てて実施した事業の内容について、その結果を翌年度に評価しているものであります。流れとしては、当然のことではありますがプラン（計画）からドゥー（実施）、チェック（検証）、アクション（見直し）といういわゆるPDCAサイクル、これに沿って取り組んでおります。

また評価の具体的な方法ですが、まず対象とした事業について目的、妥当性をはじめ有効

性、効率性、公平性、これら四つの観点から担当課による評価を行います。さらに、その中の一部の事業につきましては、外部評価として市民、行革委員の皆様のご意見も聞き、その後市長をはじめとする庁議メンバーによる評価を行います。

こうした評価の過程を通じまして、今後の改善策を担当課がしっかりと考え、翌年度の予算編成に反映させていこうというものであります。

なお、評価の結果につきましては、議会の皆様にも報告し、ホームページで市民の皆様にも公表しているところであります。

総合計画との関連ですが、現在の評価は市が取り組んでいる事務事業の一部にとどまっていますので、将来的には総合計画の施策体系に沿って、個々の事務事業評価を基礎とした施策の評価、そこまで高めていければと考えているところであります。

以上です。

○議長（林 俊介） 太田将範議員。

○4番（太田将範） それでは、大きな1の旭中央病院のあり方について、小さい項目で地域医療と旭中央病院の役割を問うという中身でございますけれども、中央病院の場合、公益性、公共性、この辺が非常に重要なこととなります。その上なおかつ不採算部門を抱えながら経済性を追求するという非常に難しい経営をしていると思われましてけれども、打ち合わせ悪くて肝心のことをお願いするのを忘れてしまったんですけれども、自治体病院憲章というのがございます。あるいはまた旭中央病院におきましては旭中央病院の経営の理念と言いますか、そういったものがあるかと思えます。その辺が私はい方検討会の出発点になるのではないかというふうに思うんです。ですから、そのことにつきましてご回答をいただきましたかっただんですけれども、できればお願いいたします。

○議長（林 俊介） 太田将範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） 私どもの病院の基本理念としましては、全ては患者様のためというこれまでのそういった考え方は変わっておりませんので、その考え方につきましてはいろいろな面で委員会の中でも私どもの意見の大もとになっているものでございますので、そういった考え方から意見等を申し述べておるつもりでございます。

以上です。

○議長（林 俊介） 太田将範議員。

○4番（太田将範） 自治体病院憲章につきましては、事業管理者の吉田先生が相当お詳しい

と思いますので、できれば中身についてお聞かせいただければと思いますがいかがでしょうか。

○議長（林 俊介） 太田将範議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） すみません、そらで暗記しておりませんもので、あらゆるところに今書いてありますけれども、諸橋先生の今までのビジョンをまとめて、全ては患者様のためというのが大項目でありまして、医学的にも社会的にも、経済的にも模範的な医療を行うと、こういうようなのがもとなる部分でありまして、これにあと付随していろいろ10項目ぐらいでしたかつくってあります。一応それが理念になっておりまして、それをもとにずっと続けていると、こういうのが実態であります。

あとそれ以上詳しいことは、ちょっと手元に用意しておりませんでしたので。

○議長（林 俊介） 太田将範議員。

○4番（太田将範） （1）の問題につきましてはそのぐらいいたしまして、とにかく一応中央病院のあり方を問うということにつきましては、その辺が一番の出発点ということでご確認していただいてよろしいわけですね。では次に進みます。

旭中央病院の事業と経営状況につきましてということで質問しまして、検討委員会の論議の中で、一部の公立病院の経営のように漫然と非効率で採算を考えないような経営体と旭中央病院をまぜこぜにしたような議論がされているんじゃないかというふうに、私非常に感じているんです。旭中央病院はもうけの非常に薄い事業をやりながらも、効率化、合理化、採算性を追求してきた経営体であると私は思っているんです。特に、千葉や中央から来た委員の人たちと地元の病院の関係者の方とか、地元の委員の方々との意識のずれというのは相当あったような検討委員会ではなかったかと私は思うんです。旭中央病院の場合は、その辺のずれをどう感じたのかということについてはいろいろあるんですけれども、とにかく公立病院というのは非常に採算性が悪くて、仕事もろくすっぽやっていないというようなはなから決めつけたような感じがあるんですけれども、旭中央病院におきましては採算性だとか合理化の形、こういったものは相当程度、日本の病院の中でもトップクラスで進められているんじゃないかというふうに感じているんですが、その点についてご回答をお願いいたします。

○議長（林 俊介） 太田将範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） 今、議員からも一部お話がありましたように、私どもの病院

としてもできる限りの努力は続けているつもりではございますが、私どもが委員会の中で特に強調させていただきましたのは、現在一定の評価なりをいただき、また経営的にも一定の成果を上げているというふうに自負はございますが、この状態を継続していくためには、やはりどういったことが必要か。やはりこういった今の状況を将来に向かって安定した経営を続けていくためにはどうしたらいいのかというところを中心に、私どもとしては委員会の中で意見等を述べさせていただきました。

以上です。

○議長（林 俊介） 太田将範議員。

○4番（太田将範） 医師不足ということで問題になっているということなんですけれども、合理化だとか経営の効率化を進めた上でも、なおかつ患者が一極集中したということで、医者が大変超過勤務があったりとか大変な状況になって、大量の医者が退職したというふうに私は聞いております。ですから、その辺につきましてはいろいろ家庭的な問題だとか離職の原因はあると聞いておりますけれども、やはりこういった形での集中が原因だというふうに考えているんですけれども、この辺が原因だということがはっきりしませんと対応ということもあまりうまくいかないというふうに思うんですがいかがでしょうか。

○議長（林 俊介） 太田将範議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） 医師の不足の問題につきましては、これまでも何回かご質問等いただきまして、お答えをさせていただいておりますが、医師の退職の重なった要因につきましては、単一の問題ではないというふうに考えております。幾つかの問題がやはり要因として重なっているのではないかとというふうに思います。その中には、医師の年齢層によっても違うと思うんですが、やはり自分のキャリアプランの中で一定年数勤めたら次の病院へ移ろうという、ある程度計画性を持って自分の専門性を高めていच्छやるとい年代の先生もいच्छやいますし、あるいはちょうどお子さんの教育の関係、あるいは今議員からご指摘にあったように病院内部での処遇の問題、あるいは勤務状況の問題、そういったように幾つかの問題がやはりございますので、これが一つの問題だという決めつけはちょっと難しいのかと。やはりそういった複合的な問題があるというふうに考えております。

ですので、病院といたしましても、病院内ですぐにできることあるいはいろいろな地域のご支援をいただく問題、あるいはもっと広く国や県の広域的な関与が必要な問題、それぞれ多面的にわたると思っておりますので、まずは病院としては病院内部でできるところから順

次やっっていこうという考え方でいろいろ取り組んでいるところでございます。

○議長（林 俊介） 太田将範議員。

○4番（太田将範） 最後に確認ですけれども、しつこいようですが経営上の問題とか事業上の問題はとりあえず小康状態を保っており、大丈夫だということは確認しておきたいんですがよろしいでしょうか。

○議長（林 俊介） 太田将範議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） 今ご指摘にありましたように、医師不足の数の問題につきましては、今年4月1日現在241ということで若干の減少に何とか押しとどめることができたということ。また24年度の決算見込みにつきましても、当初予算を上回る決算を確保できる、決算上の利益を確保できる見込みとなっておりますので、特段大きな問題はないというふうに考えております。

○議長（林 俊介） 太田将範議員。

○4番（太田将範） では、次に3番目の今後の経営形態についてということで質問させていただきます。

検討委員会の報告では独立行政法人の経営形態が望ましいということでありまして、ある委員からはその理由として職員の意識が大きく変化したことが挙げられるとありました。

大学病院では地域医療はしておりませんし、教育や研究の機能をあわせ持っておりますから、合理化や効率化の余地が大幅に残っていると思うんです。ですから合理化の取りしろがいっぱい残っているというふうに考えるんです。

それからまた経営破綻直前の公立病院、これにつきましても独立行政法人化することによって債務の繰り延べをすとか、さまざま有利な状況がありました。

そういったメリットがあって独立行政法人化したということが多いと思うんですけれども、それに対して旭中央病院は地域医療の最前線ということでございます。いわば野戦病院みたいな感じで、超多忙だというふうに聞いております。これ以上効率化せよとか、意識改革をせよといってもこれはもう無理じゃないか。もうそんなことはとっくにやっているというようなことがあるんじゃないかと思うんです。その辺を確認したいんですけれども、大体そのような私の今言ったことでよろしいでしょうか。

○議長（林 俊介） 太田将範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） 先ほどもお答えをさせていただきましたけれども、今回の検討委員会に当たりまして病院としては、現在の安定した経営を将来にわたって引き続き維持していくためにはどういったことが必要かという観点に重きを置きまして、いろいろな資料あるいは意見等を述べさせていただきました。

以上です。

○議長（林 俊介） 太田将範議員。

○4番（太田将範） ありがとうございます。もう当面のことだけではなくて、将来に向けていろいろやっているということを証明していただいたと思います。

次に、議論の中で旭中央病院より医師の流出もとまり、小康状態だということであるということ。そしてまた黒字ならば何もしないほうがよいのではないかというシンプルな意見があるということが委員の中から出ております。また変化を望まない旭市民に独立行政法人化をするのはどう説得するのかという声が多いと。これについてはこういう意見が具体的に出ていましたので、どのように考えておられるのかお聞きしたいと思います。

○議長（林 俊介） 太田将範議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 全協でもお話をしましたように、議員のほうからもお話がありました。

独法と全適でどれだけの差異があるのか。メリット、デメリット、そういった部分をよく詳しくこれから精査しまして、市民そしてまた病院職員、そういった方々に説明やらアンケートやら、そういった部分で進めていきたいと、今そういうように思っていますのでよろしくをお願いします。

○議長（林 俊介） 太田将範議員。

○4番（太田将範） 先ほど来、独法化と医師確保の問題ということの関連性につきましては、あまりご回答がなかったように思うんです。ですからそのことにつきましては、恐らく独立行政法人化したとしても医師確保とは関係ないだろうというふうに考えます。

また、近隣の公立病院との機能の分担や広域化しても、医師不足の解消にはならないというふうに私は考えます。この解決は、検討委員会の報告書では旭中央病院の内部努力に丸投げされている、私はこういう印象を受けました。実際、外部から来た先生方が何も提言することもできなかったというふうに思うんです。ですから、この部分につきましては独立行政法人というものと関係ないのではないかと思うんです。

また、医師不足に対して行政ができる範囲というのは限られております。医師の志望者に

奨学金を出すとか、開業医をリクルートするとか病院を退職する先生方になるべく旭で開業していただくように頼むとかという、いろいろな施策を講じるというようなことで一定の今ある外来だとか一次救急の問題について多少の緩和にはなるとは思いますけれども、決定的なものはやはり中央病院の内部努力になってしまうという、結論はそこに行っていると思うんです。

また、今後少子高齢化社会になりますと、医療の需要が質的に変化してくるんだらうと思います。現在の10年先を見越して長期の計画を立てて、医療政策が求められてくると思うんです。ですから病気の質も今の状態とは変わってきて、介護や福祉、そういったものとの境目がわからないようになってくる患者が増えてくるはずですよ。ですからそういったことを見越して将来の長期的な計画を立てるのであれば、最も適した経営形態というのは現在の市民病院で、今のままの経営形態が一番適しているんだらうと思うんです。市長の見解をお聞かせ願います。

○議長（林 俊介） 太田将範議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 医師不足に端を発しての検討委員会ということでありまして、医師不足は要因としては本当に先ほど部長のほうからお話がありましたように多岐にわたっているいろいろな要因があると思います。そういったものを一つ一つ精査をしながら病院自体努力をして、今改善をしているところでありまして、そのところについてはその努力を継続していただきたいとそんなように思っているところであります。

また、全適から独法へというような検討委員会の方向性が出たわけでありましてけれども、正直言って検討委員会のメンバーも国を代表するような医療機関の方々でもありました。外部から来た方々は。そうした部分の意見を十分に参考にしながら、先ほども申しましたように中央病院の職員の皆さん方、そして市民の皆さん方、最終的には議決権ということで議会の皆さん方の承認がなければ独法には移行できないということでもありますので、その三つの機関、市民、病院、議会、そういった部分で十分にこれから検討していただきたい、そのように思います。

私の個人の意見は、そういった部分がある程度でき上がってきってから自分の思いは出したいとそんなように思いますので、よろしく願います。

○議長（林 俊介） 太田将範議員。

○4番（太田将範） では次の一般廃棄物処理基本計画についてのところの質問をさせていた

できます。

地域計画の中で焼却施設についての評価は6項目あります。周囲の安定面、運転安全面、コスト面、維持管理面、環境保全面、資源化面、この六つでよろしゅうございますけれども、それにつきまして検討委員会の報告の中で、この六つについての評価の評点が下されております。建設費、維持費、安全等は全ての焼却炉の数値というのは民間の出してきたアンケートの結果、非公開ということになっております。ですから第三者が見て、この検討結果が正しいかどうか。あるいは正当性があるのかどうか。これは全くわからない。

そういう中で、こういった面での評価の非常に高かったのがシャフト式溶融炉、ガス化溶融炉です。これが非常に評価が高いということで報告に上がっております。

ところが建設費だとか維持費、安全面、4月5日の東総広域の説明会のときにさまざまな問題点が指摘されておりました。議員たちから7名の方々が発言されましたけれども、この問題について全て否定的な考え方でした。これについての検討がどう見なされているのかわからないけれども、とにかくこの部分における未公開部分の評点が非常に高かったというようになっております。

一部先日30日にいただいた資料の中では、建設費のほうではなくて、見積もりのほうではなくて、入札の結果のほうでばらつきを見た表が出ておりました。これを見ますと大体ストーカ炉が100トンクラスの炉が2基ということになりますと、大体1トン処理能力当たり3,000万円から4,000万円ぐらい。シャフト炉のほうは4,000万円から6,000万円ぐらいの間にばらつきがあります。ですから約2倍近くの値段の差がある。それなのに建設費のコスト、これにつきましてはシャフト炉が非常に評点が高く出ております。

それから安全面につきましても、匝瑳市の市議会議員からはシャフト炉につきましては事故が多数発生していると。これについても非常に安全面での評価が高い。そういうふうになっております。

それから維持費、これにつきましてもバイオコークスと言いまして、要するにコークスを入れて燃す、要するに新日鐵の高炉と同じなんです、溶鋳炉と。それと同じなのに運転コストは同等かそれより若干高い程度だというようになっております。

そういった形で、企業のメーカーの非公開部分、この部分について非常に評価がシャフト炉で高くなってきている。これははっきり言いまして最初にもうシャフト炉を入れるという前提があつての評価ではないのかと疑ってしまっているんです。これは恐らく皆さん、ちょっと炉の問題がわかる方はそういう疑問を持っておられるのではないかと思います。この点

につきましてそういう流れがあったのかどうか、市長にお尋ねしたいと思います。

○議長（林 俊介） 太田将範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） そういうことがあったら大変なことでありまして、最初から何かに決めていくというようなことであれば、検討委員会の必要もないし、癒着の問題だとかいろいろなそういったものも出てきます。それはもう絶対にないと神に誓ってそれは申し上げたいと思います。

ただ先ほども申し上げました検討委員会、皆さん方のほうがもっとよく知っているというような方も恐らくいると思いますけれども、これも千葉大の名誉教授と千葉科学大学の教授が来て、委員長、副委員長になって検討を加えていただいたわけでありまして。その人を全面的に否定するという部分では、何回検討委員会をやっても同じことだと思しますので、その点は十分理解をしていただきたいとそんなように思いますのでよろしくをお願いします。

○議長（林 俊介） 太田将範議員。

○4番（太田将範） そのようなことはなかったということは一応確約をしていただきました。

その次に最終処分場検討委員会というのが4月から検討を始めているわけですが、最終処分場の検討委員会というのはもう6月になりますから、今までどういことをやってくるのか報告を求めたいということと、今回報告書を出した二人の正副委員長が、また処分場のほうの検討委員会でも正副の委員長になっております。これはやはり別の方のほうがいいのではないかというふうに私は思うんですが、その点についてのご見解を伺いたいと思います。

○議長（林 俊介） 太田将範議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 太田議員も今東広の議員でありますね。東広の議会の中で最終処分場の検討委員会が立ち上げてもう委嘱を出してしまったということもありますし、専門家ということで二人が今度の最終処分場も東広の事務サイドでそういったことになったわけでありまして、ご理解をいただきたいと思います。

最終処分場の進捗ということでもありますけれども、4月に1回、5月の初めか、最終処分場の視察、検討委員会のメンバーで視察をいたしました。そのほかについては、銚子市の市長がかわったということもありますし、最終処分場の問題をきっちりと地元で市民、地元の議会、そういったものに対応して、それからやろうということでもありますので、今、具体的

には最終処分場の候補地、そういったものについては今進めていないのが現状でありますのでよろしくをお願いします。

○議長（林 俊介） 太田將範議員。

○4番（太田將範） わかりました。ほとんど進んでいないということですのでよろしいですね。
（発言する人あり）

○4番（太田將範） わかりました。

次に移ります。行政評価ということについて、議会のほうで地方自治法が変わって、二つの23年、24年の説明を行っていただきました。総合計画というのは18年に策定して19年に出ているんですね。総合計画の策定につきましては23年前ということで議会の議決があったというふうに記憶しております。23年の改正の主な趣旨といたしましては、そういった自治事務を地方自治体が地方分権に基づいて自発的に条例等で定めて、事務の範囲を決めろというような趣旨だと思うんです。

具体的に千葉県では印西市、市ではありますけれども7条ぐらいの小さな条文ですけれども、総合計画につきましては議会の議決事項という条例をつくっております。ですから旭市におきましてもやはり総合計画のそのものにつきましては、議会の議決事項だという条例を検討してもいいのではないかと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（林 俊介） 太田將範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（伊藤 浩） 今議員おっしゃるように、印西市それから酒々井町ですね、何件かがちょうど時期が来て構成をしている。新たな基本構想を出しております。今議員おっしゃるように、基本構想をこれから出すというときには条例化して議会議決をするということになっております。

私どものほうもまちづくりの基本方針、それから指針であったものであります。今後も十分検討してその辺のことを確認していきたいと思っております。

以上です。

○議長（林 俊介） 太田將範議員。

○4番（太田將範） 検討していただけるということで、ぜひ実現していただきたいと思いません。

特に、議会におけるチェックというのはやっぱり市民の皆さんが非常に大きな期待を持っておられる中身でございます。ある程度基本構想に基づくいろいろな行政チェック、こうい

ったものも議会としてもこれから勉強しながら、私もまだ不慣れですので、勉強しながらお互いチェック機能を行政の内部でもやる。それから議会の中でもやっていくというそういう二つの流れをつくっていく必要があるんじゃないかと思います。

次に一部事務組合についてということで、先ほど市長がお答えになりましたけれども、3市の信頼関係があるということなんですけれども、協議会とか一部事務組合というのは先ほど言ったように整理の対象として国は考えているのではないかというふうに考えるんです。特に一部事務組合で財政力の違い過ぎるところが組んで、もし万が一のことになったらどうするかというようなことがあるわけです。そういった場合、国の考えているのは広域連合というこういう大きな組織にしておいて、広域連合による実務をやっていくという、地方自治体をつくっていくという方向ではないかというふうに私は考えたんです。ですから広域連合にこれから移っていくんではないか。これに県が絡みますとほとんど撤退することは不可能になります。ですからこういった方向ではないかと思うんです。そういうことから一部事務組合につきましては、これから慎重に考えていく必要があるのではないかということを表示いたしまして、私の一般質問とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（林 俊介） 太田将範議員の一般質問を終わります。

◇ 伊 藤 保

○議長（林 俊介） 続いて伊藤保議員、ご登壇願います。

（5番 伊藤 保 登壇）

○5番（伊藤 保） 5番、公明党、伊藤保、議長より発言の許可が出ましたので、通告に従い一般質問を行います。

一つ目、公文書の管理について伺います。

近年、自治体において公文書管理を見直す動きがあります。これは2009年6月に国会で成立し、2011年4月に施行された公文書管理法を受けての動きです。公文書管理法は、公文書を適正に管理することにより、行政を適正かつ効率的に運営し、将来にわたって国民に対する説明責任を果たすことを目的としています。

この法律制定の背景のもととなったのは、いわゆる消えた年金記録問題や海上自衛隊の航海日誌の誤破棄などです。これら国のずさんな文書管理が明るみになったことを受けて、制定への機運が高まりました。この公文書管理法の趣旨にのっとり、保有する文書の適正な管

理に関して必要な施策を策定し、実施する努力義務が自治体に課せられたため、自治体において公文書管理見直しの動きが出始めました。

公文書は国のみならず自治体においても、市民生活に関する諸活動や歴史的事実の記録であり、市民共有の知的資産であります。公文書を適切に管理することは、自治体においても必要な課題であります。なぜなら自治体における施策の決定過程と地域のあり方そのものにかかわる重要事項について、住民によるその検証を可能とするものとなり、民主主義の基本にかかわるものと言えるからです。まさに公文書の管理は自治体の重要な責務と言えます。

また、東日本大震災の教訓から、大規模災害等から公文書をいかに守るかということも自治体の重要な役割であります。現在の一部の自治体においては公文書管理条例を制定し、情報公開の仕組みをあわせて、具体的に公文書管理に関する取り組みを進めているところもあります。

しかしながら、本当に重要な公文書を適正に管理し、住民に対して有効に利用されるためには、受け皿となる地方の公文書館が必要と考えられますが、財政状況に鑑みて新規に公文書館などの施設を設けることが困難なところもあると思いますが、これが実情かと思えます。公文書館として新たな施設を建設するのではなく、使用しなくなった施設などを公文書館として設置するなど、財政負担を軽減しながら適切な公文書管理を進めるための取り組みをさまざま工夫しているところもあります。今後、地域主権、道州制に向けた流れもあり、自治体において行政の意思決定の過程等を文書として記録し、保存することで、過去の経緯を検証し、将来の施策づくり、政策づくり、行政運営に役立てることができる公文書管理の仕組みは、ますます重要になると考えられます。

そこで1項目めに、旭市の公文書の保管はどのようになっているのか伺います。

2項目めは、市民がいつでも閲覧できるようになっているのか伺います。

次の質問に移ります。

総務常任委員会の行政視察で、島根県太田市へ人口減少対策の一つに定住促進事業があると聞いて行ってきました。山陰地方は人口が著しく減少しており、この旭市より人口が少なく約3万8,200人、面積は旭市の約3.4倍の436.12平方キロメートル、議員定数24というところでは、県の単費の補助金などを利用して、定住推進委員を設置、5年で83組、210名が定住しているそうです。民間の島根県宅地建物取引業協会太田宅建センターと連携し、空き家事前調査、売買及び賃貸価格の調査など、さまざまな取り組みをしております。

旭市においては、定住促進について、現在の施策について伺います。

2項目めは、空き家バンク制度について伺います。県内でも、いすみ市をはじめ隣の匝瑳市など近隣でも始まっておりませんが、わかりやすく説明を伺います。

3項目めに、これから人口が減ってきますが、今後の促進施策について伺います。

次の質問は、旭中央病院検討委員会について伺います。この質問は、さまざま今まで出ておりますけれども、新聞の折り込みや千葉日報の記事に独立法人化への文字がありました。市民には関心があるようです。設立の目的について伺います。

また、新館ができて2年ですが、経営は関係者の努力もあって黒字経営となっておりますが、2項目めに今後の方向について伺います。

最後の質問は、新庁舎建設について伺います。

山口県岩国市の新庁舎を視察してまいりました。旭市と自治体の規模が違うし、基地の町として防衛省から交付金がかかり来たようで、合併特例債などを活用し、市の持ち出しは少しだったようですが、旭市の新庁舎の建設を当初平成30年以降と聞いておりましたが、ここに来て前倒しで行うような話を耳にしましたが、1項目めは建設計画について伺います。

2項目めは、建設検討委員会について、いつごろ立ち上げるのか伺います。

以上、再質問は自席で伺います。

○議長（林 俊介） 一般質問は途中ですが、2時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時 1分

再開 午後 2時15分

○議長（林 俊介） 会議を開きます。

伊藤保議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 伊藤保議員の質問にお答えいたします。

私のほうからは、3番目の（2）の検討委員会の報告について、今後の方向性ということでお答えしたいと思います。

もう一つ、新庁舎の建設について、進捗状況ということでお答えしたいと思います。

初めに、検討委員会の報告を受けて、今後どうするかということでもありますけれども、検

討項目三つお願いしました。その項目別に報告が出されまして、それごとにお答えしたいと思います。

一つ目の地域医療において旭中央病院が果たすべき役割に関しては、報告書にありますように、旭中央病院は広域医療圏の中核的な拠点病院として維持し、周辺病院との連携、ネットワークによる役割分担を進めていきたいと考えております。

二つ目の旭中央病院における課題及びその対策に関しては、中央病院の課題は医師確保であり、その対策は平成24年度に行ったさまざまな措置の継続、拡充とあわせ、医師の増員を目指した最大限の取り組みを行うことが挙げられておりますので、引き続き医師確保に全力で取り組むよう、中央病院に求めてまいりたいと思います。

三つ目の旭中央病院の経営形態に関しては、職員の意識の変化を促し、より一層迅速、柔軟な経営を可能とするため、移行費用や職員の身分等について検証を進め、平成26年度末までに地方独立行政法人へ移行すべきとのことでありますが、これまでに議員の皆さん方から質問がありましたように、議会をはじめ中央病院職員、そして市民の皆様の意向を伺いながら、慎重に判断していきたいと思っております。

4番目の質問であります新庁舎建設についての進捗ということではありますが、新庁舎の建設については、昨年3月の定例会施政方針において、平成30年度の完成をめどに庁舎建設基本構想の策定を進める旨を申し上げたところであります。

しかしながら、建設後50年ほどを経過する現庁舎は耐震基準を満たしていないこと、さらには庁舎の防災拠点機能としての重要性を踏まえれば、少しでも早くに建設に着手することが最善であることから、平成29年度完成を目指して進めていきたいと考えております。今、言われております南海トラフの問題、今日も2回ほど大きな地震がありました。そういったこともいろいろ総合して、少しでも早くできればと、そんなように思っているところでありますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（林 俊介） 総務課長。

○総務課長（米本壽一） それでは、1点目の（1）公文書の保管についてということでございます。市の公文書の保管体制はどうなっているかということでございますけれども、文書の作成、整理、保存等の取り扱いにつきましては、旭市文書管理規程に基づき行っておるところでございます。收受や起案した文書については、決裁が済んだ後に文書管理システムに登録しまして、年度を単位としまして簿冊にしているという状況です。当該年度及び前年度の文書につきましては、常用的に取り扱うことから各課の執務室において保管し、そ

れ以前の文書については、それぞれ指定した書庫において保存しているところな状況です。合併以降、本庁舎及び支所庁舎等に各課が分散しておりますので、それぞれの庁舎において書庫を設置しまして、文書を保管しているところな状況でございます。

それと、(2)の公文書は市民がいつでも閲覧できるのかということのご質問がございました。文書の閲覧につきましては、旭市情報公開条例に基づきますけれども、本市における情報公開の趣旨は市民の知る権利を十分に尊重しまして、積極的な公表に努めるということにしております。よって、市民の求めに応じていつでも情報公開コーナーや所管課において閲覧していただくこととなります。

また、公表している文書のほかに、個別具体的な文書について市民から閲覧または写しの交付依頼があった場合には、公文書開示請求を行っていただき、文書を特定しまして開示することとなっております。

それともう一点、4番目の質問です。新庁舎建設について、市民も含めてのことと思います。建設の検討委員会なるものをいつ立ち上げるのかというご質問がございました。4番目の(2)でございます。幾つかの先進市の例を見ますと、庁内組織のほかに一般市民及び学識経験者で組織する市民会議や議会で組織する調査委員会を設置した事例もあります。旭市におきましては、基本構想を今年度作成、その後建設計画を作成するにおいては、議会の意見をいただくとともに市民の声を反映する推進体制をとることになります。その体制ですけれども、組織につきましては平成26年度に立ち上げたいと、こんなふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長(林 俊介) 企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長(伊藤 浩) 私のほうからは、2番目の定住促進の(1)、(2)、(3)、それと3番目の旭中央病院検討委員会についての(1)設立の目的についてご回答いたします。

まず、定住促進の事業概要ということですが、現在、旭市において定住を促進し、人口減少を抑制するためにさまざまな施策を行っております。定住促進するためには、特に子育て環境の充実を大切と考え、出産祝金支給事業や乳幼児紙おむつ給付事業、また子ども医療費助成事業なども行っております。

定住促進奨励金交付事業につきましては、4月より開始いたしました。その概要についてご説明申し上げます。

まず、市内に定住する意思を持って住宅を取得し、購入した方に対して、一律50万円を交付いたします。交付要件についてですが、まず1番目として平成24年1月1日以後に住宅を取得していること。2番目といたしまして、住宅の取得の日と転入の日との間に1年以上の期間がないこと。3番目ですが、転入の日から起算して過去3年以上旭市の区域以外に住所を有していたこと。4番目ですが、交付申請時において旭市に定住していること。5番目として、世帯全員に市税及び国民健康保険税の滞納がないこと。6番目ですが、過去に当該定住促進奨励金の交付を受けていないことが概要です。

次に、空き家バンクについてご説明いたします。

空き家バンク制度につきましては、空き家の売却または賃貸を希望する所有者からの申し込みにより登録された空き家情報を、空き家の利用を希望する人に対して市が提供する制度であります。なお、この制度は運用するに当たりましては、市が宅地建物取引業者の協会と提携を結び、実際の取り引きに至る場合には、宅建業者がその仲介に当たるというケースがほとんどであります。

それでは、3番目の(1)検討委員会の設立の目的についてということでお答えいたします。

旭中央病院検討委員会においては、医師確保ではなく経営形態について検討したかとのことですが、検討委員会では設置当初の会議において、地域医療における中央病院の役割並びに中央病院の課題と対策について議論をしております。その中で、医師確保については平成23年度に生じた医師の退職理由をはじめ、その後医師確保のために病院が行った対策、また医師の勤務状況等について、中央病院に対して説明を求め、その上で医師確保について最大限の取り組みを行うこととしております。

次に、経営形態についての経緯ですが、平成21年3月策定の旭中央病院改革プランにおいて、計画期間である25年度までに調査研究をしていくということとされております。あわせて検討委員会において中央病院の課題と対策、検討する上で職員の採用や予算の執行等に関連があることから、検討項目の一つとしたものであります。

以上です。

○議長(林 俊介) ただいまの質問に対し、答弁漏れがあったようでございます。大きい2の(3)の答弁がありませんので、答弁をお願いします。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長(伊藤 浩) 今後の促進ということですが、定住奨励金4

月から始まりました。今後も積極的に進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（林 俊介） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） それでは再質問をさせていただきます。

公文書の保管ですが、今現在各支所で課別にこれは行っているという理解でいいのでしょうか。例えば建設課なら建設課、あるいは農水産課なら干潟というような形でよろしいですね。そうすると、1か所では閲覧できないという形になりますね。そうすると、やはりこの市内干潟まで20分ぐらいかかります。飯岡までも15分かかるんです。15分から20分ぐらいかかる。そうすると非常に時間的なロスも含まれてきますので、何とか1か所で閲覧できるような、そうしたものができないかということだと思うんですけども、その辺のところはどうでしょうか。考えておりますでしょうか。

○議長（林 俊介） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） 今、議員から再質問ございました。現在、各課の執務室が本庁、支所、その他の施設に分散している状況にある中、効率的なスペースの問題から、新たな庁舎を建設しまして、組織を一極に集約するまでは現状でいかざるを得ないのかなというふうに考えております。議員のおっしゃるのはよくわかります。図書館のように1か所に行って全部の公文書が見れたらいいというのはよくわかります。しかし、どの書庫においても非常に限りがあります。

また、庁舎の空きスペースの有効利用ということから、実は海上支所3階の議場であったところを改修しまして、新たな書庫を設置したところであります。海上支所3階の書庫には、全ての課における合併以降の永年保存分とあとは10年保存分の文書を、そこだけは集めさせていただきました。

以上です。

○議長（林 俊介） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） そうすると、早く新庁舎をつくってもらわなければならないようなことになってしまうんですけども、公文書においてはやはり、1年以内だったら窓口へ来ているという聞けばわかるんですけども、合併後ですと前のものが知りたいということになると、どうしても日数とかそういったもの、何日何日までお待ちください、用意しておきますからという形になると思うんです。ですから、その辺のところを何とか早くやっていただきたい

というふうには思うんですけども、閲覧する人もあまり少ないかもしれませんけれども、一応公文書の管理ですから、そういう法律もありますので、やっぱりそれ相当のことを対策をしていかなければならないのかとこういうふうに思います。

2番目の質問に移りますけれども、市民がいつも閲覧できるのかということですが、所定の手続きがあると思うんですけども、所定の手続きが終わればすぐに閲覧できるということで考えてよろしいでしょうか。その辺はお聞きします。

○議長（林 俊介） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） はい、そのとおりでございます。手続きをすれば見れるということでご理解をお願いいたします。

○議長（林 俊介） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） わかりました。

では、次の質問に移らせていただきます。

定住促進についてですけれども、現在の施策については、これは定住促進というよりは子育てとかさまざまな施策が重なって行われていると思うんですけども、その中で先ほどありましたけれども、アパートに居住しています。1年以内ということですが、旭市内に住所があって、アパートで、大体期限が2年ぐらいだと思うんですけども、市外から来た方でそういう方がいるとなると、これは住所がもう旭市にあるわけですから、対象にならないと思うんです。そういった市外から旭市のアパートに住んでいて、2年間住んでいてこのまちがいいというふうに思われたときに、これを可能にするということはどうでしょうか伺います。

○議長（林 俊介） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（伊藤 浩） 今回つくった制度の中では、住民票の移動がありました。あってから1年以内に建物、要は家屋の取得ということになっております。議員おっしゃるように、住んでみていい状況というか、いいまちだということで、それから家を建てるということであれば、1年とか2年、1年はちょっと無理かと思います。実際にこの制度をつくるときに、このようなことの検討もしました。いつまでの期間が適当なのか。基本的には市外にいて、それは3年以上いた人です。来てから1年以内に建ててくださいということになっておりますが、いずれにしても4月から始めたばかりです。だものですから、

その辺経過を見ながら検討させていただければと思っています。今現在、3件の交付決定をしました。それと2件が直ちに來ております。その辺で内容を少し経過を見ながら検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（林 俊介） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） 太田市の定住対策事業ということ、資料をいただいてきたんですけれども、この中にはさまざまな施策があります。千葉県は単費で補助金を出すということはないんですけれども、定住推進委員の配置、そういったもの、これは積極的に空き家活用対策とか定住相談とか、定住者のフォローですね、定住者に対してのフォローそういったものを行うということで、そういった太田定住支援センターというものがあるんです。ですからそういった専門的なものもあってもいいのではないかと、こういうふうに思うんです。

先ほど、定住奨励事業ということで50万円ということでした。空き家改修事業、これも補助金を出すようにしているんです。これがいいですよという形になったときに、ある程度リフォームしますから、そのときにやっぱり実費じゃなくてある程度補助金を出すというような対策も含まれているんです。

それから、先ほどお話がありましたけれども、宅建業界と一緒に見に行き、査定とかそういったのも一緒にやっているんです。そこに決まったときに、そういった事業の話があって、促進にかかわってなったときには、1件につき5,000円ぐらいの補助金を宅建業界に出しているんです。

それから、田舎体験施設利用者促進事業ということで、1週間ぐらい旭市に例えば住んでもらって、そこに1日当たり3,000円ぐらいを補助して、空き家の持ち主にですね、そういったこともやっているということなんです。

その成果として、5年間で83組、210名が来ているということなんです。恐らく高齢社会ですから、亡くなる人のほうが多いと思いますけれども、そういった形で実績があるということなんです。そういったさまざまな雇用環境の整備とかそういったのもやっております。これはハローワークに出されていない職種、職業の開拓とか企業の紹介とかやっているんです。だからある意味、こういった定住支援センターみたいなものを立ち上げてはどうだろうかと思っています。この辺のところをこれからどういうふうにしていくか、ちょっと伺いたいと思います。今後の施策について。

○議長（林 俊介） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（伊藤 浩） いろいろな施策の内容、ありがとうございます。
した。

空き家バンクにつきましては、隣の匠瑛市がやられているということです。それから空き家改修事業、それと宅建業界との連携を結んだそういった住宅確保、いずれにいたしましても旭市も今人口減少対策として積極的に取り組んでおります。その辺を我々も聞いたり、それから研究して、ぜひ実現できるものであれば、支援センターですか、そういうような形になればと思っておりますので、検討させていただきたいと思います。

○議長（林 俊介） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） ぜひこの支援センター、早く立ち上げたほうがいいと思うんです。急速に人口が減ってくると思われます。ですのでそういった意味では早めに手を打っていただいて、いろいろな形で支援ができるような体制を整えていただきたいと思います。

空き家バンクの制度ですけれども、空き家バンク制度、これはいわゆる民間を圧迫させるというようなそういったこともあると思いますけれども、これは先ほどお話があったとおり、宅建業界の業者とそれから借り手の方々の話になりますので、ましてや調査に対しては一緒に行って、補助金を出しているということです。太田市では宅建業界のほうから話があったと。こういう制度があるんだけれどもどうだろうかということで、協力してやりましょうという話になったということなんです。ですから決して民を圧迫するような政策ではないと私は思っておりますので、その辺のところも促進をお願いしたいと思います。ですので、2番目の定住促進は終わりました、次の質問に移らせていただきます。

旭中央病院の検討委員会についてということで、午前中も何人か、また先ほども太田議員が質問されておりました。あまりそういう意味では突っ込んだ内容ということではできないんですけれども、この質問を出した後、報告書が出ました。この報告書の中に、読んでみると開催経過ということでずっと読んでみると、2回目からもう地方独立行政法人の経営形態に関すること出てきているんです。先ほど、医師確保の問題という話が出ましたけれども、これに対してほとんど時間を費やしていないような感じを受けて、どうしても独法のほうに独法のほうにというような内容になってしまっているというのが、私の見方なんです。ですから、もう少し医師確保の問題について内容をもっと細かくやっていただきたいと思います。まだ報告書ですからまたさらに検討を加えていくと思うんですけれども、そういった中でやっぱりいろいろな意見があると思うんです。医師確保で成功したところは何か所ぐらいあるのかと

か、そういったこともあると思うんです。そうしたことも加えていただきたいとこのように思います。大体答えは同じような答えでしょうから、これで病院の委員会についてはおしまいになります。

次に、新庁舎建設についてですけれども、先ほどの市長のお話では29年ですか、なるべく完成を早く目指すということです。我々も市民相談とかさまざまな形で、いろいろな市民相談を受けます。そうするとやっぱり行ったり来たりにかなり時間を費やしてしまいます。能率的に非常に悪いような状況なんです。ですので一極集中して、やはりなるべくだったらやってもらいたいというふうに思うんです。電話で聞くやつは大体電話で済ませてしまうんですけれども、電話では見えないところもありますので、そうするとこの範囲内というのはやっぱり最低でも行き帰り1時間ぐらひはかかります。そうすると内容等話しているとやっぱり2時間ぐらひはかかってしまうのかというふうに思いますので。

また新庁舎の岩国市のほうを見てきましたけれども、かなり立派な新庁舎でした。旭市とは財政規模、先ほども述べましたように違います。ですけれども、中に市民が自由に入れる食堂とか、あるいは屋上の公園とかそういった形で市民が憩いの場になるような、そういったことも考え合わせてつくられていました。ですのでそういったことも兼ねて、市民が気軽に来れる庁舎という形でできたらいいのかというふうに思いますので、その辺のところも検討の一つの課題だと思いますので、そういう意味ではぜひ市民の側に立った新庁舎の設計等考えていただきたいとこのように思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（林 俊介） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） 議員ご提案の市民の触れ合えるような場をとということで、今実はワーキンググループを組んで三つの班をつくってそれぞれ検討しております。

今議員提案のありました市民のためのというのは、環境班という班をつくりましてやっているというような状況で、そのスペースについても検討しているところですので、ぜひ取り入れたいとそういったことを検討しているところということでご理解をお願いいたします。

○議長（林 俊介） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） そうというような形で要望をお願いしまして、以上で私の一般質問を終わります。

○議長（林 俊介） 伊藤保議員の一般質問を終わります。

◇ 島田和雄

○議長（林 俊介） 続いて島田和雄議員、ご登壇願います。

（6番 島田和雄 登壇）

○6番（島田和雄） 議席番号6番、島田和雄です。

東日本大震災から2年余り経過した今、市を挙げて復旧、復興に全力を傾けて取り組まれた結果、公共施設はほぼ復旧が果たされました。しかし、被災された市民を中心に、市民生活はまだ元に戻ったとは言えません。今後は被災者の支援、内面的な部分を含めて支援等に取り組んでいただくとともに、以前にも増しての旭市の活性化、また大災害に遭遇し、目撃した世代の責任として、被災を教訓とした災害に強いまちづくり等に取り組んでいただきたいと思います。明智市長をはじめ市職員の皆様のご尽力をお願いするものです。

今回、私の質問は、災害発生時に寸断された水、電気のライフラインについて、その確保に向けた取り組みを中心に4項目の質問をします。

1項目めは旭市の水道施策について伺います。

1点目として、水道施設についてですが、旭市に4か所ある配水場の貯水量は、市民の使用料の何日分くらいの貯水量になるのか。また維持管理費はそれぞれどのくらいかかっているのか伺います。

2点目として、災害に強い水道づくりということで質問します。23年3月11日の震災で水道がとまり、市民生活が混乱しました。市内水道の元は4か所の配水場です。その後水道の経路をたどっていくと、小・中学校や市役所など公共施設には受水槽と呼ばれるタンクと建物の屋上に高架水槽と呼ばれる二つのタンクが設置されています。これらのタンクに蓄えられている水量はどのくらいか。またこれらの水が3月11日の災害時に全て使い切られたのか。使われずに残っていた水もあったのかお伺いします。残っていたとすればなぜ残っていたのか伺います。

2項目めに再生可能エネルギーについて質問します。

1点目として、災害時の電源として活用できないかということで質問します。

24年7月から再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度が始まり、鎌数工業団地のメガソーラーを初めとして太陽光パネルの発電所が市内各地に設置され始めています。風力発電所の建設の動きもあります。これら再生可能エネルギーの設置状況について伺います。また、震災後に始まったこれら再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度による発電所の電気は売電用となっていますが、災害時の停電のときに使うことができないか伺います。

2点目として農地での発電について伺います。昨年的一般質問でも触れましたけれども、農水省が昨年国会に出した農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案は、その後どのようなようになったか、国の動きについて説明をお願いします。

3点目は農業施策について伺います。

1点目として、人・農地プランについて質問します。農水省が平成24年度に打ち出した人・農地プランは、地域農業マスタープランです。それぞれの地域の土地利用型農業で中心となる経営体に農地を集中させて、強い農業を実現しようとする政策です。具体的には、旭市の水田農業においては20から30ヘクタールの経営体がほとんどになるような農業を目指すというものです。

市町村がプランを作成することになっていますが、旭市のプランはどのようなものか伺います。

2点目として、経営所得安定対策について伺います。民主党政権時には農業者戸別所得補償制度と呼ばれていた対策ですが、自民党政権になって名称が変更されました。今のところ内容は同じものですが、来年度についてはまだはっきり継続の姿勢は示されておられません。この対策への平成24年度旭市の農家の加入状況を、経営規模別にお伺いします。

4項目めに旭中央病院の救急について伺います。

旭中央病院の救急は、市民にとって安心のかなめとなっております。しかし、医師不足と周辺病院の医療機能縮小の影響で、診療機能が限界に近いところまで達してしまいました。

この対策として、時間外選定療養費の徴収と飯岡診療所の休日救急診療の二つの対策がとられました。両方の対策とも旭中央病院への一次救急患者の集中を防ぐことが狙いで実施されましたが、狙いどおりの効果が出ているかどうか伺います。それぞれの対策の効果を数字等で示してください。

これで1回目の質問を終わります。答弁をよろしく願いいたします。

○議長（林 俊介） 島田和雄議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（鈴木邦博） それでは、大きい1番の旭市の水道施策についての（1）水道施設についてお答えいたします。

まず、配水池容量が何日分あるかについてでございますが、給水区域全体の配水池容量は9,447立方メートルとなっており、1日最大給水量を基準にした場合、約10.5時間分が確保されております。

個別に見ますと、旭配水場の配水容量は5,040立方メートルで約8.6時間分、海上配水場は1,261立方メートルで11.1時間分、飯岡配水場は1,920立方メートルで12.4時間分、干潟配水場は1,226立方メートルで8.7時間分となっております。

次に、維持管理経費についてお答えいたします。配水場の維持管理経費としては、電気代、委託料、修繕費等を積み上げた経費となりますが、そのうちの電気代委託料は年度による大きな差はありませんが、修繕費が年度によって差があるため、平成10年度から24年度までの7年間の実績値からある程度の幅を持たせた数字でお答えさせていただきます。

旭配水場は2,132万円から3,240万2,000円、海上配水場は266万8,000円から894万6,000円、飯岡配水場は307万4,000円から1,265万円、干潟配水場は415万4,000円から1,568万8,000円となっております。

なお、維持管理経費は各配水場の配水量とも関係してきますので、平成24年度の地区別配水量についてもお答えさせていただきます。

旭配水場は1年間ですけれども362万1,000立方メートル、海上配水場は71万8,000立方メートル、飯岡配水場は74万4,000立方メートル、干潟配水場は72万7,000立方メートル、合計で581万立方メートルとなっております。率にしますと旭配水場は62.3%、海上配水場は12.4%、飯岡配水場は12.8%、干潟配水場は12.5%となっております。

私のほうからは以上です。

○議長（林 俊介） 庶務課長。

○庶務課長（横山秀喜） 庶務課のほうから、災害に強い水道づくりということで、震災の状況等を含めまして回答申し上げます。

まず、震災時における学校施設の水道状況についてお答えいたします。市内小・中学校における貯水槽及び高架水槽の水量というご質問ですが、矢指小学校を除く19校で現在約400立方メートルとなっております。矢指小学校の場合には平屋建てということで、高架水槽等設けてございません。ただし、震災時には矢指小学校改築前ということで、受水槽6立方メートル、高架水槽6立方メートルのものがありません。

このような状況で、震災時には水道設備の損傷により、市内全域で断水が起きたことから、市内小・中学校では貯水槽及び高架水槽に蓄積されている水でトイレ等を賄いました。しかしながら、当時避難所となった学校施設の中で、避難者の数が多かった施設、例えば飯岡小ですとか海上中等ですが、その日のうちに貯水槽の水を使い切ってしまったことから、消防が設置した貯水プール等からバケツで水をくみ、トイレへ運び流していたという状況であり

ます。

ただ、水が残っていたかどうかということですが、これに関しましては、施設によりまして電源が確保されていたかどうかという状況によります。停電した場合には受水槽から高架水槽に上げる揚水ポンプが働かないということから、高架水槽の水は間違いなく使い切っていたはずですが、受水槽のほうにつきましては電源の確保がどうだったかということによると思います。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 総務課長。

○総務課長（米本壽一） それでは、再生可能エネルギーについて、2番目の質問です。

(1)です。災害時の電源として活用できないか。二つご質問がございました。1点目は再生可能エネルギーの設置状況、2点目は再生可能エネルギーの発電所の電気を災害時の停電のときに使うことができるかどうかというご質問でございました。

まず1点目です。再生可能エネルギーの設置状況についてお答えします。まずメガソーラーです。あさひ新産業パークに設置済み及び設置予定の事業者は現在4社で、総発電出力1万89.22キロワット、メガにしますと10.08922メガワットということになるわけです。

それとメガソーラー以外の太陽光発電の設置数です。市で独自に調査した範囲ですので、ちょっと不足しているかもわかりませんが、市内に6か所確認しております。ただ、総発電出力というものはわかりませんでした。

それと風力発電施設については、二つの企業で風車6基、総発電出力は5,750キロワットということでした。

次に2点目です。再生可能エネルギーの発電所の電気を災害時の停電のときに使うことができるかということでした。

まず、メガソーラーです。設置事業所の電力供給の協定や災害時の非常用電源設備の整備など、メガソーラー設置事業者との協議が必要となるわけですが、したがってすぐには困難ですが、技術的には可能ということです。

それと、市内のメガソーラー以外の太陽光発電の発電所につきましては、市内のある事業者を確認しましたところ、発電設備にコンセントが付いているので蓄電池があれば電気の供給はできるということを申しておりました。

次に風力発電ですが、市内の事業者にやはり同じようにお伺いしました。そうしましたところ、可能ではあるけれども電力供給設備がないためにその設備が必要になる。現状

では対応できないとのことでした。供給には自治体や電力会社の協議が必要となって、また停電時に必要になるのはバックアップとして専用の送電線が必要になるということの説明をお伺いしました。

以上です。

○議長（林 俊介） 農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） 3点ほどご質問ですので、まず初めに2番目、再生可能エネルギーについての（2）農地等での発電についてお答えを申し上げます。

議員おっしゃいます農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案でございますが、当初から農業農村より発電事業者の立場に偏った内容との批判がある中、2012年の通常国会に提出されました。ご承知のように昨年11月の衆議院の解散により、法案の審議入りできないまま廃案となっております。

その後の国の動きについてはとのご質問でございますが、日本農業新聞によりますと、自民党内で農村と調和する再生可能エネルギー、これらを推進する観点からプロジェクトチームでの課題を整理し、先の法案を修正、早ければ今秋召集されます臨時国会において、政府提出法案としての再提出を目指す考えであるとの記事が掲載されておりました。しかしながら、詳細についてはいまだ承知しておりません。

続きまして、3番目の農業施策についてのうちの（1）人・農地プランについてお答え申し上げます。

人・農地プランにつきましては、3月末に作成しているところでございます。プランにつきましては、青年就農給付金、農地集積協力金、スーパーL資金の当初5年間無利子化等のメリットがあることから、早期のプラン作成を目指して、農業者へのアンケート、認定農業者の営農計画などに基づいた意向を反映させるなど、現時点でわかる範囲の計画内容としており、中心経営体としては認定農業者865名、新規就農者2名をそれぞれ名簿登録しております。

計画の方向性としましては、地域の中心経営体となる法人、認定農業者に農地集積を図る。規模拡大を図り、作業の効率化を目指す。また生産施設、機材の整備を進め、農産物の品質を向上させ、産地の知名度を上げることによる有利販売を目指す、以上のことを今後の地域農業のあり方として位置付けております。

今後は、新規就農者や規模拡大を目指す方などへの利用集積等、農業者の話し合いを通してプランの変更が生じることも多々あるものと思われますので、弾力性をもって随時見直し

を図っていきたいと考えております。

続きまして、(2) 経営所得安定対策についての24年度の実績ということでございます。議員おっしゃいますように、経営所得安定対策については、昨年まで農業者戸別所得補償制度が基本的には内容は同じ枠組みで、名称のみをかえて実施されるものでございます。

それでは、規模別の加入状況を申し上げます。平成24年度の実績でございます。0.5ヘクタール未満の水稻作付農業者1,736人のうち、所得補償加入者5人、加入率は0.3%。0.5ヘクタール以上1ヘクタール未満が、農業者965人のうち加入者44人、加入率は4.6%。1ヘクタール以上2ヘクタール未満が、農業者882人のうち加入者93人、加入率は10.5%。2ヘクタール以上3ヘクタール未満が、農業者295人のうち加入者50人、加入率は16.9%。3ヘクタール以上5ヘクタール未満が、農業者138人のうち加入者36人、加入率は26.1%。5ヘクタール以上が、農業者66人のうち加入者35人、加入率は53.0%であります。全体では、農業者4,082人のうち加入者263人で、全体の加入率は6.4%でございます。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） それでは、私のほうから4番目の旭中央病院の救急についての、実施した施策の効果についてのうち、病院で導入いたしました時間外選定療養費の状況等についてお答え申し上げます。

平成24年度の当院の救命救急センターの総受診者数は5万1,437人で、前年度と比べますとマイナス14.1%、相当数減少しております。

これに対しまして、時間外選定療養費の算定状況は対象となる時間帯受診者の5%程度となっておりまして、軽症ということで時間外選定療養費5,250円をご負担いただいた数は5%程度ということで、それほど多くはございません。

一方、救急から入院となった患者総数は、24年度は6,095人で、これは前年と比べましてマイナス3.4%ということで、微減ということにとどまっております。こうした全体の受診者数が大きく減少している中で、入院になるような方はそれほど大きく減っていないというような数字を見ますと、断定することはできませんが、時間外選定療養費導入の効果によりまして、軽症者の受診が減少したということがうかがわれますので、一定の効果はあったというように考えております。

以上です。

○議長（林 俊介） 健康管理課長。

○健康管理課長（野口國男） それでは休日の救急診療につきまして答弁を申し上げます。

休日救急診療につきましては、市民の休日における救急医療を確保するため、旭市医師会のご協力を得まして、昨年12月30日より旭中央病院附属飯岡診療所で実施しているところであります。

診療の科目ですけれども、内科、それと4歳以上を対象とした小児科でございます。

診療状況でございますが、平成24年度実績といたしまして診療日数19日、診療人数155人、うち市内の方は143人です。1日平均8.2人という状況であります。平成25年度4月からの状況でございますが、5月末現在の診療日数につきましては12日間。診療人数は57人、うち市内の方51人です。1日平均4.8人ということになっております。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（林 俊介） 島田和雄議員。

○6番（島田和雄） 再質問をさせていただきます。

まず、水道施設についてでありますけれども、市内の貯水量、平均ですけれども10.5時間分ということで、大体半日くらいで水がとまった場合にはなくなってしまうというような状況ということがわかったわけでありまして、一つお伺いしたいことは、本年度の予算に海上配水場のそばに新しい水道タンクの建設の調査設計といったような予算が計上されたわけでありまして、この施設について概要とまた配水範囲、どの辺まで配水をする計画かといったようなことについて説明をお願いします。

○議長（林 俊介） 島田和雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（鈴木邦博） 海上配水場に新たな配水池建設の調査設計費が本年度予算に計上されているが、施設の概要、配水範囲等についてという質問であります。配水池容量は設計当時の基準では1日最大給水量の8から12時間分を確保するということになっておりましたが、最新の基準では設計当時よりもより厳しくなりまして、12時間分を確保することになりました。

また、既存の施設を今のまま使い続けるには、修繕等を行っていく必要が出てきますので、そのためには池を一時的に空にすることが必要になります。旭配水場と飯岡配水場は池が二つ以上を有する構造となっているため、既存の池を交互に停止することで修繕への対応が可能となっておりますが、海上配水場、干潟配水場は池が一つであるため、停止する代替がなく、修繕等の実施そのものが困難な状況となっております。このような状況を考慮して、配

水池増設のための基本設計を行うものであります。

配水池容量はおおむね1,500立方メートルを予定しております。

配水範囲ですけれども、地勢や既設の配水管網を考慮して、できるだけ自然流下区域の拡大を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（林 俊介） 島田和雄議員。

○6番（島田和雄） 自然流下区域の範囲の拡大を図っていきたいというようなことでありましたが、当然旧海上地区だけでなく旧旭地区、そちらのほうにも配水の計画がされて、計画として配水を考えているのかどうかということなんですけれども。

○議長（林 俊介） 島田和雄議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（鈴木邦博） 今現在市内の各家庭への給水については、旭と海上、飯岡、干潟の各配水場を拠点として行っているわけですが、旭地区は地形的な制約からポンプ圧送をやっております。それ以外の旧海上、飯岡、干潟地区につきましては、高台を利用して、一部の区域を除いて自然流下区域をやっているわけですが、これから海上のところの配水池の増設に際しましては、できるだけ自然流下方式のほうが電力も、先ほど維持管理費の話もありましたけれども、そういった経費を抑えるためにもできるだけ自然流下区域を拡大していくというふうな方向で考えております。

以上です。

（発言する人あり）

○水道課長（鈴木邦博） 当然旭市がポンプ圧送していますので、旭地区を徐々に攻めていくとか、ポンプ圧送のところを自然流下にしていくというふうな計画で進めております。

○議長（林 俊介） 島田和雄議員。

○6番（島田和雄） はっきりした答弁はいただけなかったんですけれども、旧旭市方面のほうにも配水を計画としては考えているということですよね。

（発言する人あり）

○6番（島田和雄） わかりました。

最初の質問の中でも出てきましたけれども、維持管理費を考えますと、電気代を中心としまして、高台にタンクを設置して自然流下方式でこれから水道を取り組んでいったほうが安上がりで、これは誰が考えても明らかなことで、災害時におきましても停電であっても配水

管が無事であれば、停電になっても配水は可能ということで、高台にタンクを設置して自然流下方式をとって市内をカバーしたほうが、これからは長い目で見れば安上がりで済むと思います。

そういった中で、今後海上の配水場から旭の一部には計画が今回されるということでありますけれども、今後、飯岡あるいは干潟方面にもそういった施設があるわけでありますけれども、その辺についての計画はどのようになっているのか、その辺についてもお伺いしたいと思っておりますけれども。

○議長（林 俊介） 島田和雄議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（鈴木邦博） 今、ご質問にありましたように、自然流下方式は電気代もかかりませんし、停電時にも使えるということで、区域を広げていくということになっています。

それからほかの区域、例えば干潟の配水場につきましても、海上と同じように1池しか配水池がありませんので、やっぱり先ほど言いましたように適正な配水池容量だとか、あるいは維持管理上の面を考えまして、将来的には増設の予定になっております。当然、海上と同じように自然流下区域を徐々に旭方面のほうに広げていくというふうな計画になっております。予定になっております。

以上です。

○議長（林 俊介） 島田和雄議員。

○6番（島田和雄） ぜひそういった方向で、今後水道のほうの、間もなくと言っては何ですけれども、まだ耐用年数があるようですけれども、その後においてそういった方向で施設の整備を進めていただきたいと思っております。

次の2点目ですけれども、災害に強い水道づくりということで質問しましたけれども、公共施設の受水槽、それから屋上にある高架水槽、二つありますけれども、高架水槽については自然流下方式でこれは全部使い切ったと。受水槽については電気が来なかったということで使えなかったというような答弁でございました。この対策については後の質問でまたコメントしますけれども。

それで、いざ災害で水道が断水した場合に、避難所等で使う備蓄用の水をどのようにこれから確保するかということでありますけれども、一つとしましては市が進めておりますペットボトルで備蓄をされているわけであります。私いつも思っていたんですけれども、ペットボトルの備蓄というのは確かに避難者の皆様に迅速に水を支給できるということで、これ

は一定の量は必要だと思えますけれども、しかしながらいつ来るかわからない災害に備えて、ペットボトルの水は更新費用が延々とかかるわけです。かかり続けるわけです。これがどうにかならないのかというような思いがありまして、市内の水道の施設に水をペットボトル以上にためておければ、いざというときにそこから取り出す、そういった方法でやればいいんじゃないかというふうに思ったわけでありまして、市も当然その辺については災害を受けていろいろお考えがあらうかと思えますけれども、ありましたらお伺いしたいんですけれども。

○議長（林 俊介） 島田和雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（鈴木邦博） ただいまの災害に強い水道づくりでございますが、ご質問の内容が震災対策用の貯水槽のことを想定して質問されていると思うんですけれども、そのことについてお話しさせていただきます。

震災対策用貯水槽は、ふだんは配水管の一部として機能して水が流れており、万が一地震などで配水管が破損した場合、緊急遮断弁が作動し、新鮮な飲料水がタンク内に充満した状態で確保される構造となっております。災害発生時には、この水を備え付けの手押しポンプ等でくみ出し、応急活動を実施するものであります。

東日本大震災の際には、応急給水として東総広域水道企業団から給水車により水道課及び海上、飯岡、干潟の各支所の計四か所に運搬しましたが、給水車の容量が限られていることから、量的にも活動範囲も限定的なものとなってしまいました。

このような意味から、震災対策用貯水槽は大勢の人が集まる避難場所等では容量も大きく、1か所で集中利用できるため、有用なものと考えておりますが、設置に当たっては設置場所、管理方法、使用負担等、防災担当部署等と調整が必要となりますので、今後の課題とさせていただきます。

以上です。

○議長（林 俊介） 島田和雄議員。

○6番（島田和雄） 今後の課題というより、ぜひそういったものを防災避難所等を中心に、そういったところに設置をして、いざという時のためにはやっぱり災害に強いまちづくりということもありますので、そういったものを備えていただきたいと思えます。せっかくいいアイデアを皆さんお持ちということの中で、ただ考えていただだけでは効果は出ませんので、ぜひ実施に向けてやっていただければというふうに思えます。どうでしょうか。

○議長（林 俊介） 明智市長。

○市長（明智忠直） 今、庁内で検討しております、そういった大震災の中で飲料水をほかから持ってきてもらうというのに時間もかかりますし、ペットボトルも限りがあります。そういった部分で1基くらいは設置する方向で検討して進めていきたいとそうのように思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（林 俊介） 島田和雄議員。

○6番（島田和雄） 市長、1か所といったような答弁でありましたけれども、できれば避難所に、そんな大規模なものは必要ないと思うんです。ペットボトルを皆さん考えていただければおわかりと思ひますけれども、ペットボトルの水量というのはどのくらいになると思ひますか、あれ。本当に計算すると、この間市で今備蓄している水量を聞きましてけれども、1人たしか1日3リットル、3日分、1人9リットルで5,000人分と言っていました。ですので、9リットルで5,000人分ですからたしか4.5立米くらいだと思ひます。タンクの容量にすると。その程度でありますので、その程度の貯水槽と言ひますか、水道の一部を使って水道の流れの中でその水を確保する。常に流れている中で確保して、いざというときにはそれをとめる。それで備蓄用の水としていざとなった場合には使うというような考え方で整備するということなんですが、そんなにお金はかからないと思ひます、多分。5立米とか10立米ぐらいのそういった施設は。ですので、できればそれぞれの避難所、そういったようなところにそういったものを備えていただければいいのかというふうに考えています。大規模なものじゃなくて、小さなものを少しずつ施設したほうがいいと思ひます。

○議長（林 俊介） 島田和雄議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（鈴木邦博） 1人3リットルで3日間で50立米です。50ですね。先ほど言いましたように、水道管と一体となって何か震災があった場合には前後で緊急遮断弁でとめられるような形で、それと今言ったような避難場所等で一気に大勢の方が使えるというような施設ですので……

（発言する人あり）

○水道課長（鈴木邦博） 50立米です。今市長のほうからお話ありましたように、設置する方向ということですので、またいろいろと設置場所等考えていきたいと思ひます。

○議長（林 俊介） 一般質問は途中ですが、3時40分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時24分

再開 午後 3時40分

○議長（林 俊介） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き島田和雄議員の一般質問を行います。

島田和雄議員。

○6番（島田和雄） それでは2項目めから再質問をいたします。

再生可能エネルギーを災害時の電源として活用できないかといったような質問をしたわけでありませけれども、風力発電については若干難しいといったような答弁がありまして、ソーラー発電についてはこれは可能だというようなことでございました。

ソーラー発電については、震災後新たに始まった取り組みというようなことで、いわゆる地元で発電が始まったということがございます。この電源を災害が起きて停電になったときに、避難所あるいは病院、そのほか電気が必要とされるような場所で、どうすれば有効に使えるか、これを市としてもこれからいろいろ考えて取り組んでいかなければならないんじゃないかと思っておりますけれども、市はどのようにお考えでしょうか。

○議長（林 俊介） 島田和雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） 6月4日の議会全員協議会で、道の駅でも太陽光の話が出ました。

これでどうせ研究していくわけですから、議員が言っている売電ということでもやはり研究をしてみたいと、こういうふうに思っています。よろしく申し上げます。

○議長（林 俊介） 島田和雄議員。

○6番（島田和雄） 今総務課長のほうから売電といったようなお話が出たわけでありませけれども、今現在の市の施設に設置されている太陽光発電、何か所がありますけれども、これは売電はしていないということでいいですね。全て施設の中で使われているというような方式で設置されていると思っておりますけれども、私がこれから提案したいのは、売電をするといったような考えでやったらどうかということなんですけれども、行政が売電といったようなことでちょっと皆さん抵抗を持たれているかもしれませんが、環境に対してはCO₂の削減は太陽光で発電すれば間違いなく削減はされるわけでありませるので、そこで発電した電気は、その周辺で大体使われるというようなことだそうですので、問題ないということです。

いざというときには、停電になったときには先ほど課長の答弁ありましたけれども、その施設にコンセントを差し込めば、例えば避難所に設置してあれば、避難所の電源が確保できるというようなことになりますので、一つ有効な手法じゃないかと思えます。

売電したら当然収益が上がりますので、上がった収益でそれは市民のためにいろいろ使うということができると思えます。そういった取り組みを市としてもこれからは遠慮しないで進めていくべきだろうと思えます。どうでしょうか。

○議長（林 俊介） 島田和雄議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） ごく最近ですけれども、香取市でもやはり特別会計をつくって売電ということで、来年度始めるそうです。こういったことも参考にしていって、あと施設もだんだん安くなっていくんだそうです。旭市の給食センターではキロワット当たり100万円程度かかっているんです。今は香取市では30万円台で施設ができるんだそうです。さらに安くなる傾向にあるんだそうです。そういったことも研究しながら、時期を見ながら、こういったことでとにかく勉強させてください。

○議長（林 俊介） 島田和雄議員。

○6番（島田和雄） そういうことでひとつよろしくお願いします。

続きまして、2点目の農地での発電についてなんですけれども、昨年の質問した時に民主党が出したこの法案ですけれども、これは農業農村よりも発電事業者に偏った法案だったとそういったようなことで、審議もされないで自民党の反対もあって廃案になってしまったということでありまして、私も勉強不足でそこまでは理解しておりませんでしたけれども、発電事業者に偏ったような法案ということであれば、これはちょっとまずいなというような思いがいたしております。

ソーラー発電ですけれども、旭市は非常に農村部で広大な土地があります。こういった広大な土地があるところがソーラー発電の適地というようになるわけでありまして、いろいろな事業者に適地として狙われるわけでありまして、そういった中で、東京のほうから来た資本が設置をして太陽光発電をしますと、いいところがみんな向こうに持っていかれるということになります。収益がほとんど東京に行ってしまう、そういうことになりますので、できるだけ地元の土地を、地元の人が事業をする、そういった方式が望ましいわけでありまして、そうしますと収益は地元旭市に残るということになりますので、そういったような考えで市のほうでもこれからのいろいろな取り組みが、農水のほうでもそういったことで取りま

れると思いますけれども、実際今現在の農地での発電について、申請に対してどのような扱いをされているかお伺いします。

○議長（林 俊介） 島田和雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） 申請の状況ということでございますが、農振法の除外ということでよろしいでしょうか。

一般的には農振農用地、これは青地農地、それ以外の部分を白地農地と呼んでおります。農振法の中で、当然ながら農地以外の利用に供する場合には、農振の除外という手続きが必要となります。農振法の規定による要件を満たす場合のみ除外は可能かと思いますが、今のところは農振農用地というのはあくまでも優良農地ということですので、あまり除外については出させていただきたくないというのが本音でございます。

○議長（林 俊介） 島田和雄議員。

○6番（島田和雄） 優良農地を守るというのも農水産課の、農業委員会も含めてそういうのが立場ということで、それは理解できますけれども、今後いろいろなことで規制緩和等が進んだ場合に、先ほど言ったようにできるだけ地元の人ができるような考えのもとに、これを進めていただければというふうをお願いいたします。

続きまして、農業施策のうちの人・農地プランについて再質問いたします。

認定農業者865名が中心となる経営体というようなことに、一応指定されてこのプランが作成されたということでもありますけれども、農地集積のためにいろいろな施策が先ほど言われましたけれども、その状況です。青年就農給付金、それから農地集積協力金、スーパーL資金の5年間の無利子化といったような施策について、申請の状況がどのようになっているのか。あるのかどうかお伺いします。

○議長（林 俊介） 島田和雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） それでは本年度に入ってからでございますが、スーパーL資金については1件が貸し付けが実行されてございます。なおもう一件は現在申請を受けておりますので、その内容の審査中でございます。

青年就農給付金につきましては、現在まで7件ほど相談がございました。ただこれは海匠農業事務所と市のほうの連携によりまして、相談者への助言、指導に当たっておりますが、今のところ決定された方はおりません。

(発言する人あり)

○議長（林 俊介） 農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） 農地の集積協力金については1件もございません。

○議長（林 俊介） 島田和雄議員。

○6番（島田和雄） 要するに国がいろいろ施策を用意したわけでありましてけれども、旭市においてはそれに申請する人はだいぶ少ないようで、なかなか農地の集積というのは難しいのかというような思いを持っておりますけれども、市としては農地集積についてこれからどのような方法で進めていこうとしているのか、その辺についてあればお伺いします。

○議長（林 俊介） 島田和雄議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） 利用集積の方法ということでございますが、これは非常に難しい問題がございまして、出し手が全ての農地を白紙委任することなどの条件、これがかなり厳しいこととございますので、主には中心経営体での分散した農地を連担化しての規模拡大とする分散錯圃解消の取り組みを進めていきたいと思っております。特に圃場整備の終わった工区、そういう所での取りまとめを今後支援して規模拡大を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 島田和雄議員。

○6番（島田和雄） 人・農地プランというのは、農地の集積をして大規模化を目指すというようなこととありますけれども、今現在皆さんもご承知のようにTPPの問題もありまして、関税がどうなるのかといったような不安があつて、なかなか大規模化といったようなところには踏み切れないといったようなことが現実だろうと思っております。幾ら国が笛を吹いても、それに乗っておかしな経営になってしまうのはちょっと心配ということで、なかなか踏み切れないでいるというのが現実だろうと思えます。

しかしながら、人・農地プランの人というような部分で、人の部分でこれからはいなくなる可能性があるといったような中で、徐々に農地の集積は自然に進んでいくだろうと思えます。そういったようなことが考えられますので、その辺を踏まえて市のほうでも対策をとっていただければというふうに思っております。

続きまして、農業者戸別所得補償制度についてお伺いします。すみませんでした経営所得安定対策ですね。

この対策に昨年度加入した農家数の加入率、先ほど課長のほうから答弁ありましたけれども、これを見ましてはっきりしていることは、大規模な農家ほど加入率が高いということです。0.5ヘクタール未満の農家は0.3%しか入っていない。ところが5ヘクタール以上になると53%、半分以上の方が入っている。こういうことです。

これはどういうことを言っているかと言いますと、よく皆さんも新聞等でご覧になると思いますけれども、読売新聞を私にとっていますけれども、よく社説あたりで戸別所得補償制度についてばらまき制度だと。農地を持っていれば補助金がもらえるばらまき制度だといったような批判がされているわけでありますけれども、この数字を見ますと全く的外れな批判だというようなことが言えると思います。実態はこの数字を見ればわかりますけれども、大規模農家に受け入れられておりまして、小規模農家は加入には全く消極的ということで、大規模農家育成という農業構造改革を進めようとしている国の思惑とぴったり一致するものと思われまます。

市としてもこの旭市の数字を国に示して、よく説明をしていただきまして、政権がかわってこの政策が継続して実施されるように、ぜひお願いしていただきたいと思います。これは旭市の数字ですけれども、恐らく国全体でもこれほど極端ではないと思いますけれども、これに近い数字だろうと私は推測しています。そういう点でよろしくお願いいたします。

○議長（林 俊介） 島田和雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） 議員おっしゃいますように、千葉県全体で言えることですが、強湿田を抱える市の水田農業経営者にとりまして、この制度は安定した経営を継続するための有益な施策であると認識をしてございます。今後も国、県への現在の制度を維持継続するよう、機会をとらえ強く求めていきたいと思っております。

○議長（林 俊介） 島田和雄議員。

○6番（島田和雄） この中で飼料米の話ですけれども、今年度飼料米の契約にかかわる条件、これが変更されまして、農家にとっては有利な変更になったようでありますけれども、その辺の説明をお願いいたします。

○議長（林 俊介） 島田和雄議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） 今年度変わりました部分でございまして。これまでは飼料用米と作付した圃場、これは指定された圃場です。それと主食用米の作付圃場を区分して取り組み

まして、飼料用米として作付した圃場からの全収穫量、これらを全て出荷する区分管理方式、これが24年度まででございました。

今年度からは飼料用米専用品種以外につきまして、25年度の基準単収が10アール当たり559キロと指定されてございます。この数値に基づきまして、飼料用米の出荷契約数量を定めていくこととなります。

なお、出荷するものにつきましては、全収穫量、1軒の経営主から出ます全収穫量、ここから契約数量を出荷する一括管理方式による出荷となります。一括管理方式のメリットでございまして、飼料用米、主食用米を区分して生産する作業の煩雑さがございません。作業を効率化できるようになります。

それと基準単収559キロを超えた分につきましては、主食用米として正規販売ができることになりました。これは生産者にとりまして大変有利な条件に改善されてございます。今後も飼料用米に取り組みやすくなったものと認識しております。

さらに飼料用米の取り組みで作付目標を達成いたしますと、主食用米にも交付金が出るようになりますので、二重の改善かと思えます。今後も飼料用米の推進をしていきながら、利用者の拡大等も図っていきたいと思っております。

○議長（林 俊介） 島田和雄議員。

○6番（島田和雄） 去年までは作付面積の全量を出荷するといったような契約だったわけがありますけれども、本年度からは559キロを出荷すればよいと、そういったような条件に変わったようであります。

こういった条件のもとで、私試算をしてみましたら、例えば10俵取れたといったような仮定で試算をしてみましたところ、飼料用米で生産をしたほうが若干収入が多くなるというような試算が出ました。経営所得安定対策にも当然加入するということになりますので、例えば今年産の米の値段が下がったときには、価格補償、要するに保険付きです。下がった場合にはそれが補填される、そういった部分がプラスされるということで、だいぶ生産者にとっては有利な制度改革になったと思えます。そういうことで農水産課のほうには、生産者の皆さんにはよく説明をしていただきまして、飼料用米、さらに皆さんに取り組んでいただけるように、よろしくお願ひしたいと思います。

最後に、中央病院の救急についてお伺いしました。

数字を拝見いたしますと、時間外選定療養費、この導入によりましてだいぶ救急の受診者が去年の8月からは減少率というのがだいぶ多くなっておりまして、一定の効果があったと

というような説明でありましたけれども、そのとおりだと思います。

もう一方の飯岡診療所の休日救急診療、こちらは若干PR不足というようなことでしょうか。平日の受診者がかなりいるといった中では、1桁台で本当にちょっと、これは救急ですからこの辺なのかというような気もしますけれども、若干少ないのかというような思いも持っておりまして、この程度で中央病院の救急患者の緩和というのが図られたのかというような思いもします。

そういった中で、時間外選定療養費の徴収、これがかなりの効果があったということでもありますけれども、この対策で病院の救急の先生をはじめとするスタッフの皆さんの負担軽減というのが図られたのかどうか、生の声として先生方またスタッフの皆さん、どのようにその後のこの導入を言われているのか、その辺お伺いします。

○議長（林 俊介） 島田和雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） それでは再質問にお答えさせていただきます。

時間外選定療養費は病院としましても医師の負担軽減を図るとともに、病院の機能分化を進めるという目的で導入しているものでございます。ですので、その一つの大きな目的である医師の負担軽減にはつながっているということは間違いなく言えると思います。

ただ、救急自体のまだ母数と言いますか、減ってはいるんですけども外来も含めてまだまだかなりの数が来ていらっしゃると思いますので、減ったとは言いながらまだ改善に至ったところまではいっていないというのが実情だと思います。これからも引き続きいろいろな取り組みを進めていく必要があるとは考えております。

以上です。

○議長（林 俊介） 島田和雄議員。

○6番（島田和雄） 救急から入院に至る患者、いわゆる二次救急、三次救急の患者だと思いますけれども、こういった患者はさほど減っていないということで、一次救急の患者について効果があったということで、一定の効果だろうと思いますが、そういった中でもまだまだ一次救急が中央病院に押し寄せているというようなことだろうと思います。

そういったことの中で、やはり飯岡診療所がもっと効果を発揮するということが大事ではないかと思います。中央病院に行きますと、恐らく一次救急で行った場合には相当の時間待たされます。飯岡へ行けば恐らくすぐ診てもらえる、そういったようないい点もあろうかと思えますし、また旭市以外の患者にしてみれば、5,000円取られないで診察してもらえると

というような点もある。そういったメリットも飯岡診療所は持っているわけでありますので、ぜひ飯岡診療所のPR、これを中央病院でもやっていただければいいと思いますし、市外の中央病院にそういった形でかかってくる人は5,000円取られるわけですので、市外の自治体でもPRしていただければ、そういったことの取り組みがあるのかと。恐らく銚子市あたりから中央病院に向かう場合は、飯岡のほうが近いわけですし、そういった効果も考えられますから、その辺についてもできればPRお願いしたいと思います。

○議長（林 俊介） 島田和雄議員に申し上げます。

残り時間4分でございますので、質問は簡潔にお願いします。

○6番（島田和雄） 大丈夫です。

効果があったということで、当然このまま進められるとは思いますが、今後の取り組みについてどのようにお考えかということで質問させていただきます。

○議長（林 俊介） 島田和雄議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） 時間外選定療養費をはじめとしまして、やはり広域的な拠点病院として急性期の患者を中心に担っていくという基本的な病院の方向性に合致しているというふうに考えておりますので、この方向に沿いまして引き続き取り組みを進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（林 俊介） 島田和雄議員。

○6番（島田和雄） いろいろどうもありがとうございました。

いずれにしても、旭中央病院の救急というのは市民にとりましては本当に心強い存在だろうと思います。いろいろとご苦勞あろうかと思ひますが、今後ともさらにレベルアップした救急体制を目指していただきまして、市民の安心のために貢献していただければというふうにお願ひいたしまして、一般質問を終わります。

○議長（林 俊介） 島田和雄議員の一般質問を終わります。

以上で本日予定いたしました一般質問は終了いたしました。

○議長（林 俊介） これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は明日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 4時 8分

開議 午前10時 0分

○議長（林 俊介） おはようございます。

ただいまの出席議員は21名、議会は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（林 俊介） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 大塚 祐 司

○議長（林 俊介） 通告順により、大塚祐司議員、ご登壇願います。

（1番 大塚祐司 登壇）

○1番（大塚祐司） 1番議員、大塚祐司です。

政府の社会保障制度改革国民会議は、必要なときに適切な場所で最小の費用で受ける医療政策を打ち出しました。その中で、病院の統合再編により病院ごとの役割分担を明確にして、急性期から回復期、介護に至るまで切れ間のない医療・介護サービスを提供することが示されています。外国と比較した日本の病床は、急性期病床が多く、病床分布が偏っているための弊害も生じています。4月23日の読売新聞には、例えば脳卒中で入院し、手術後、状態がある程度回復しても受け皿となる病院がないために転院できず、新たな救急患者を受け入れられないとの都内大学病院救急医のコメントが紹介されました。今後増え続ける医療需要に対応するためにも、地域の病院同士を経営統合して、限りある病床と人的資源を有効活用することが必要です。この点において、先日、市長に提出された総合病院国保旭中央病院検討委員会の報告書の内容は妥当です。

今回の一般質問は大きく分けて3項目あります。最初の2つは総合病院国保旭中央病院検

討委員会報告書に関連した質問、最後の1つは児童の通学路安全確保に関する質問です。

千葉県市町村総合事務組合に加入したことにより、結果的に中央病院に不利益がもたらされていることは御存じのとおりです。現在の条例では、脱退時に旭市が大きな損失をこうむりますので、実情と対策について伺います。

1つ目、千葉県市町村総合事務組合における平成22年度以降の旭市全体、一般行政、中央病院の退職手当負担金と退職手当の累計収支は幾らになるでしょうか。

2、中央病院が同組合を脱退した場合の精算額の見通しについてご教示願います。

3、同組合をこれまで脱退した団体名、脱退年度、精算額についてご説明願います。

4、中央病院単独で計算した場合の脱退時の精算額の見通しはどのくらいになるでしょうか。

5、現行制度では同組合の脱退が1年遅れるごとにどのくらいの還付金の減額があるのかご説明願います。

次に、旭中央病院検討委員会について。

中央病院独法化が旭市の財政に及ぼす影響についてご説明願います。

最後の質問ですけど、農業高校南側の通学路の安全確保についてです。

農業高校南側、特にテニスコート南側のカーブは、小学生が歩く側溝のふたにスピードも落とさずにはみ出る車が多数あり、非常に危険です。

そこで、3つの質問を行います。

1つ目、これまでの市民からの要望と、とられた対策についてお願いします。

2つ目、市内有数の危険箇所であるカーブについて、どのように考えているのかお聞かせ願います。

3つ目、農業高校との交渉をこれまでしてきたのか、今後する予定はあるのか、こちらについて教えていただきたく存じます。

1回目の質問は以上です。2回目以降は自席で行います。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） それでは、1番目の総合事務組合に係るご質問にお答えいたします。

初めに、（1）平成22年度以降の旭市全体、一般行政、中央病院の退職手当負担金の累計収支でございます。累計収支につきましては、市が納付した負担金総額から職員に支給した退職手当額を差し引いた累計収支の額で、100万円単位でお答えいたします。

平成22年度は、旭市全体としては69億700万円です。それを分けて、一般行政分はマイナスの27億5,000万円です。中央病院は96億5,700万円です。次に、23年度です。旭市全体として73億8,800万円です。一般行政はマイナスの28億5,800万円です。中央病院は102億2,400万円です。

次に（2）です。中央病院が総合事務組合を脱退した場合の精算額の見通しはということにお答えいたします。

中央病院が単独で負担金の精算を行う場合というのは、移行型の一般地方独立行政法人となる場合が考えられるわけですが、根拠となるものは千葉県市町村総合事務組合市町村負担金条例第13条に規定されています。それによりまして試算しましたところ、平成23年度の確定数字でお答えいたします。退職手当負担金の還付額は22億6,500万円です。

次に（3）です。同組合をこれまで脱退した団体名と脱退年度、精算額についてでございます。

これまで3団体あります。金額はまた100万円単位で申し上げたいと思います。平成15年度に関宿町6億4,600万円還付です。平成17年度、沼南町14億4,400万円還付です。平成21年度、国保成東病院5億8,300万円、これは納付です。

次に（4）です。中央病院単独で計算した場合の脱退時の精算額の見通し、つまり中央病院が単独で加入していたと仮定した精算額であります。

中央病院は旭市の公営企業ですので、条例の規定では単独で精算して共同処理を廃止することはありませんけれども、市長部局、中央病院それぞれにこれまでの負担金等を把握しており、計算はできますのでお示ししたいと思います。中央病院の平成23年度までの負担金総額187億1,400万円、一般負担金186億6,000万円、退職手当額84億6,800万円。精算額は負担金総額から一般負担金の10%と先ほど述べました退職手当額を差し引いた額となりますので、精算額、つまり還付額は83億7,900万円ということの数字で試算させていただきました。

最後に（5）です。現行制度では同組合の脱退が1年遅れるごとにどのくらいの還付金の減額があるのかというご質問でございました。現在その数値が確定しているのは平成23年度まででございますので、比較できるのは平成22年度と平成23年度の比較でお答えさせていただきます。

平成23年度は先ほどお答えしましたとおり還付額は22億6,500万円であります。22年度は21億200万円です。1年で還付額は1億6,300万円増加します。がしかし、中央病院単独での累計収支差が1年で5億8,800万円増加するということになり、納める額がそれだけ多くな

りますので、還付額が多くなっても納める額との差し引きが5億8,800万円増加するということになるわけです。還付額は計算しますと実質4億2,500万円の減額ということになるわけでありまして。ただ、ここで申し上げておきたいのは、先ほど申し上げました……、ごめんなさい、ここまでにさせていただきたいと思います。失礼しました。

○議長（林 俊介） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、大塚議員の2つ目の中央病院の独法化が旭市の財政に及ぼす影響というご質問にお答えしたいと思います。

あくまでも仮にということで、旭中央病院が地方独立行政法人へ移行した場合における旭市の財政への影響でございますが、地方独立行政法人法の規定を勘案して説明させていただきたいと思います。

この法の規定によりまして、現に市が有する権利、いわゆる義務そういったもの、これは移行後の地方独立行政法人が承継いたします。起債残高につきましては、一旦市のほう、今も市全体としては累計で数値は持つておるんですけれども、それを旭市が全て引き継ぐような形になって一般会計等の起債残高は大幅に増加するだろうと。

あと、地方独立行政法人が新たに長期借入れを要する事業を行う場合については、市が起債を行いまして、市がお金をつくって地方独立行政法人へ貸し付けることになるという規定もございます。

あと、地方独立行政法人の起債の残高ですけれども、この額の債務につきましては独立行政法人が負担することとなっておりますので、市が実質的に負担する額が増えるということではない、今までどおり中央病院で借りたものは中央病院で返していただくという形になるうかと思えます。

あと、財政の状況を表す数値として使われているのに健全化判断比率がございますけれども、この影響をちょっと見てみますと、実質公債費比率についてはおおむね変わらないんだろうなという見込みです。その中の将来負担比率、これは今1番の質問でもございましたとおり、千葉県市町村総合事務組合への退職手当負担金の累計負担額等の差額が変わることによりまして将来負担比率については上昇するだろうと、そういったことが考えられます。

以上です。

○議長（林 俊介） 建設課長。

○建設課長（高野晃雄） それでは、質問項目の3番目、農業高校南側の通学路の安全確保についてお答えいたします。

まず、1番目のこれまで市民からの要望と市がとった対策についてお答えいたします。

歩道の設置や拡幅については、地区懇談会において質問がされたほか、一般住民からの要望もありました。また、平成24年8月に通学路の緊急合同点検を実施しましたが、その際に中央小学校からも歩道の設置、道路の拡幅の要望が出ております。対策につきまして、建設課では平成22年度に旭農高野球場南側交差点にカラー舗装を実施しました。また、昨年度はテニスコート南側のカーブにカラー舗装や「学童注意、速度落せ」の路面標示の安全対策を実施したところです。

続いて、2番目の市内有数の危険箇所であるカーブについての認識ということですが、テニスコート南側のカーブの地点の道路幅員は5.2メートルでございますが、曲がり急なため前方の見通しが悪い状況であり、安全対策の必要性は認識しております。カーブ等危険箇所の有効な安全対策の一つとして歩車道を分離することが挙げられますが、現在の道路幅員では不可能な状況でございます。今後は、地権者の皆様にご理解とご協力をお願いして用地を取得させていただき、歩道を設けるなど危険箇所の解消に努めたいと思います。

3番目の農業高校との交渉についてでございますけれども、これまで旭農高に用地取得について正式な交渉をした経緯はありませんでしたが、先般、旭中央病院の再整備にあわせた市道の歩道設置についての状況の説明を農学校のほうにいたしまして、旭農高用地を取得することが可能かどうかを伺いました。旭農高からは、道路の現状についての理解はいただきましたが、用地については学校だけで判断することができないものですので、県のほうの担当課に市の意向として伝えていただけることになっております。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） 3人の課長さん方、ご丁寧なご説明ありがとうございました。非常にわかりやすかったです。

1つ目ですけど、非常にこちら総務課に実は平成17年の合併時から資料をいただきまして、非常にこちらにも迅速に職員班の方につくっていただいたんですけど、億単位で読みますと、平成17年の累計収支、中央病院が65億円、18年度が72億円、19年度が78億円、20年度が84億円、21年度が90億円とどんどん膨れ上がっているわけで、やはりちょっとこれはまずかったかなと思います。もちろん、これ市長を批判するという意味ではなくて、市長は昨年、検討委員会をつくって頑張ってくださいしていますし、議員さん方も去年の意見書で全員一致で可決していますので、批判をしません、ありがたいと思っています。ただ、やはりここを放っ

ておいて反対運動をしている人たちが、自分たちが現職のときに何も手をつけずに反対、反対とやっている人たちがいるので疑問に思っています。

それでは、次の2つ目の質問、ここが一番大事なポイントで、13条、千葉県市町村総合事務組合市町村負担金条例という長い条例の第13条の2項なんですね、ここ。これで中央病院が仮に脱退した場合、市として脱退したと数える、この規定がどうもこのような結果になっていると、これは私かなりまずい規定。これで、見ようによっては地方独立行政法人の財産権を侵害するわけで、違法・違憲の可能性が十分あると。これはもう法律事務所へ行って今後相談する予定ですけど、やはり市としてこの規定、独法に移行するしないにかかわらず、例えば今のメンバーだと独法はだめということになっても、5年後、10年後にやっぱりなろうと思ったときにこの規定をこのまま放置、今からしておくのはまずいと思うんです。それに対して旭市としてどのように考えているのかお聞かせいただきたいのですが。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 確かに旭市が脱退しなければ中央病院も脱退できないというようなことは不合理だというような部分はありますし、千葉県の市長会の中でもそういった発言をさせていただいておりますけれども、病院と旭市が別枠で加入をできないのかどうかと今検討をいただいているというようなことで、残念ながら総合事務組合の10市の中に我々旭市は理事として入っていませんのであまり発言の機会が少ないわけでありましてけれども、行ったときには病院と旭市を別に分けられるような方策を考えてくださいということは言っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） いろいろなやり方があると思いますけれども、市長が既に要望を出していただいているということで、議会としてもまた意見書を出すとか、あるいは場合によっては行政訴訟ですね、条例の無効確認訴訟であればそれほどお金がかからないと。それで、行政訴訟の場合は誰が訴訟を起こせるかというところが難しいところで、これはちょっと今後調べて、もし自分でできるのだったらやってもいいかなと思います。ただし、あくまでもやはり市長、議会という顔があるわけですから、そちらからの要望を最優先にして、この条例ですね、脱退時にこのような収支102億円払っておいて返ってくるときの22億円で、これが世の中通るわけではないと私は思っています。特に法律家にはこのような論理が通用しませんから、いろいろな方面ですね、そのほかまだまだ手はあると思いますので、考えて執行部と力を合

わせてこの問題を解決していきたいと思いますので、ご協力よろしくお願いたします。

それから、次の規定ですけど、いずれも額としてそれほど小さいので問題に、中央病院と違ってそれほど問題にならなかったのではないかと思いますけど、還付したところでも収支から幾ら引かれたというのがあると思うんですけど、もしそれがわかればお答えいただきたいと思います。もしわからなければ、この還付するときに関していろいろ何かトラブルとなるようなことがあったのかどうか、それを教えていただけますか。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） 先ほど申しあげました関宿町、沼南町、これ還付された団体です。

脱退するときには総合事務組合に10%分を納めると、一般負担金の10%を納めるというルールになっています。したがって、今の質問はきっとこのことだと思います。累計収支から還付額を差し引いた額、関宿町につきましては2億3,600万円、沼南町は4億2,200万円、当時の町ですね、ということが一般負担金掛ける10%の額であるということになります。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） ありがとうございます。

では、次の質問に移ります。

今の数字が中央病院脱退時に目安となるべき数字なんです、そのやり方が。それで、一般負担金の1割が引かれる、これは仕方ないと思います。なぜかという、総合事務組合の建物とか、あとは職員の人件費、それから大きな消防関係の費用、そういうものもあるので、102億円全部返せというのはこれは私も理不尽だと思うんですけど、普通のほかの自治体では例えば中央病院が単独の独立した市であれば83億円返ってくる規定なんですよね、本来であれば。ですから、こちらに規定を合わせるということが大切だと思いますけど、旭市も今までの答弁からするとそのように執行部も考えていらっしゃるのかなと思いますけど、一応確認のために、こちらの本来であれば22億円ではなく83億円のほうが市民の感覚からすると近いのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） 大塚議員おっしゃるのはごもっともだと思います。ただ、組合はやめることをあまり考えていないんですね。納めるほうで調整しましょうということで、御存じかと思われますけれども、収支差の60億円という数字を定めまして、それを出た分につい

ては納付額で減免しましょうということを言っているんですよね。ですので、還付額は先ほど大塚議員が言ったとおり100億円も納めてあるのに20億円と、こんなというのはごもっともだと思います。ただ、総合事務組合は事務組合で負担金のほうで調整していますので、その辺は今のところ旭市として脱退時には計算をして、さらに旭市と中央病院の案分というか係数を掛けるわけです。その係数を掛けたのが先ほどの22億円ということになりますので、この辺のところは申し上げられることは今ここまでということでございます。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） そのとおりだと思います。実際、減免されていますので、実際に返ってくるのは70億円ぐらいかなと私は思うんです。それにしても22億円とは50億円近い開きがあって、はいさようですかというわけにはいかない。それで、私、意見書を出すときに言ったら、やはり向こうの考え方というのはこう言うんです。財源がないので、黒字のところにはもう少し辛抱していただきたいと。だからこれはまずいと、感覚が違うなど、市民の感覚。財源があるから辛抱してください、その分、中央病院ちょっと再生するのにお金足りませんとって旭市民が納得するかと、するわけないです。それを聞いて、これマスコミに流さなきゃだめだと思って朝日新聞が採用していただいたんですけど、やはり一番大切なのはこの地域の旭市民、それから地域住民、患者さんがどう考えるかだと思うんです。

それで、22億円しか返ってこない、あとはほかの自治体に退職金が使われてしまいました。これは納得しないと思いますので、議会と相談しながらここはもう強く言っていくしかない。そもそも独法は賛成、反対ある、これはやむを得ないと思うんですけど、先ほど言いましたように、今なくて、5年後、10年後やったときにもう何も返ってこない状態になりかねないわけです。中央病院単独で脱退すると考えると、年間大体1億1,000万円程度だんだん減ってくるんですよ、収支が。還付のとき計算する1割、減免されても払ったとカウントされますから11億円程度実際払っていることになりますから。ですから、放っておけば放っておくほど、どんどん102億円という数字が減ってくるということで、きちんとルールを変えて、脱退するルールだけをつくっておいて、あと脱するかしないか、独法にするかしないか、それはもう議会と執行部の判断ですから、ルールだけをつくっておく必要があると思います。

今後、市長は十分もう要望を出していただいているのでこれ以上、嘆願書も議会が出すときまた一緒に出していただければなと思いますけれども、そのあたりはあまりけんかをしてくださいという意味ではないですけど、今後とも同組合に機会があれば要望を続けていただきたいのですが、そのあたりはいかがでしょう、見解をお聞かせ願います。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） とにかく総合事務組合には働きかけると、これだけはお約束しておきます。

2つだけ申し上げたいところがあります。それは、今、議員は毎年1億円ずつ増えていくというか、減っていくんですよとかそういうこと、理論上はそうなります。でも、負担金側でもって60億円の上限を定めるということは減免措置があるわけです。ですので、必ずしも1億円ずつ毎年毎年減っていくんですよとかという話にはならないという私はちょっと計算しているんですけども、その辺のところはまた後で詳しく述べさせていただきたいと思えます。単純に還付額がどんどん減っていくとか、負担金の1割がどんどん増えていくというものではないというふうに私は思っています。

それと、もう一つ申し上げておきたいのは、中央病院は本当に特殊なんですよね。退職手当額というのは年数イコール金額、例えば縦軸に金額を置いて横に年数を置いて、1年が1か月分、50年が50か月分と全く正比例していれば何ら問題ないんですけども、中央病院の場合には10年未満でやめる方が多いわけですね。したがって、退職手当額というのはすごく、例えば自己都合で10年ですと10か月、ところが最大の大きいところは50何か月まで手当額がいつてしまいますので、グラフにしますとこういう形に、長ければ長いほどいっぱいもらえるという制度ですので、その辺のところはどう説得していくか。還付額の少ないところ、退職金の少ないところをいかに有利に持っていくかというのがこれからのちょっと作戦じゃないかなというふうに思っています。

いずれにしても、組合にはそういった実情を理解してもらって、検討してもらうように要望するというだけでは約束させていただきます。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） 先に2つ目のほうからですけど、私は指数関数的という表現をするんですけど、そのように退職金というのは動くので病院は不利なんです、だから意見書に職種ごとに考えてくださいと入れたんです。だからといって別に損して病院が気前よくあげていわけではないでなくて、市民あるいは住民、千葉県民でもいいですよ、の感覚で、役人の退職金を保障するのと医療の充実どちらをあなたたちはとりますかとアンケートをとったら、ほとんど9割方医療の充実と思うんです。私は別に、役人の方々は優秀だしちゃんとした試験を受けて入っていますし一生懸命やっているから、何でもかんでも減らせなんて思って

いませんけど、ほかの自治体に気前よくあげることはないんじゃないかなと私は思っています。

それからもう一つ、重要なことなんですけど、数字の上では減免されて確かに60億円を超えた分は返ってきて負担金もその分減っているんですけど、数字の上では一般負担金は積み重なっているんですね。そこの分は減らないのかというそれを私聞いていて、もし長くなるようであればまた後日面談で構いません、ちょっとややこしい話になるので。どうですか、それは。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） この関係になりますと、ほかの議員さん、何を言っているのかときっとわからないかもわかりません。この辺のところは、私の計算ですと必ずしも下がるだけではないよというふうには計算しています。この辺のところはまた説明させてもらいたいんですが、どうでしょうか、それで。

（発言する人あり）

○総務課長（米本壽一） そういう声なんですけれども、具体的に額が決まっていますので。今年度確かに決まるんです、決まりますので、その数字をもってすれば現実的な話ができるのかなというふうに思っていますので、申し訳ございません。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） 次の質問です。

明智市長になってから財政状況は好転してしまして、毎年安定した財政運営です。市長、それから前副市長、現副市長、財政課長、非常によく頑張っていらっしゃると思いますけど、要するに中央病院が独法化されたら市の事業に影響があるのかないのか、ここなんです。私はないと思っていますよ、全く。実質公債費比率変わりませんし、将来負担比率も市の財政規模からするとそれほど大きいものではないと思います。特に実質公債費比率というのが大事ですけど、これ市の事業に影響しますか、何か。道の駅がつくれなくなるとか、市役所の建てかえができなくなるとか、ごみ処理場ができなくなるとか。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 市の事業に直接影響するかということなんですけれども、それは現時点では今のところ考えられません。ただ、先ほど申し上げましたとおり、一般会計の中で

起債の残高がいわゆる一般会計の予算額から比べると非常に大きな額になるというところで、これは見ばえ上非常に悪くなるんだらうなというそういうところがあると。それをじゃどうするのかというところは、よその事例でいけば、その債務だけについて特別会計を設けるとかそういう処理をしているところも現実にあることはあります。というところまでしか今のところ申し上げられません。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） 要するに事業には支障がないということですね。

それで、もちろん実質公債費比率については今でも入っているのもそれほど悪影響はないと思うんですけど、一般会計が膨れ上がると何か悪影響があるのか、見ばえが悪い以外に。それから、別に特別会計をつくればいいだけであればそれで対応、見ばえが悪いのが嫌であればつくればいいだけだと思うのですが、財政課長のお考えをお聞かせいただけますか。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 先ほども申し上げましたけれども、新たに事業をするときにやはり長期の借入れは独立行政法人単体ではできません。そうすると、あくまでも市がお金を調達して貸し付けることになります。ですから、市が第三、いわゆる法人、そこに貸し付けたお金、その債務が残ってくるということで今のところ影響はないものと思いますけれども、そういったところというのは、やはり特に旭市と旭中央病院の関係というのは全国でも例がありませんので、例がないというのは市よりも大きな病院ですから、そのところというのは全国に事例がないということで旭市がやればそれは初めてのことになるので、どういう形というのは今の状況では推測での話になってしまって、ちょっと予測がつかない部分はあるということでご理解いただきたいと思います。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） ただ、実際には別に地方独立行政法人になったからといって病院が勝手に何でもかんでもできるわけではないですし、病院のほうとしても新病棟を建てた後にさらに大きな病棟を建てるなんてあり得ないわけです。当然、借金が減ってから次の借金をするわけで、普通に考えるとそのような財政的リスクは今と変わらないと思います。ですから、そのあたり誤解ないような説明、ニュートラルにお願いします。それは次の事業を、もう一個新病棟建てたらそれは大借金になりますよ、でもそれはあり得ませんので、そこを市民から誤解を受けないようにお願いします。答弁はいりません。

次の農高ですけど、これはもう15年ぐらい前からPTAの役員さんが一生懸命やっています、ところが記録に残っていないようですので、あえてこのようなことは個々にお願いすればいいことなんですけど、非常に危ないし事故が起こってもおかしくない。少し前にあそこポール立ててくださった方がいたんですね、あのカーブのところに。誰が立てたかわからないんですけど、そのポールどうなったか。10日ぐらいで破損しました。あそこの道路、明智市長も近所ですからよく御存じだと思いますけど、東側から来る道路、車の中には非常に飛ばす車があります。それで、飛ばしているだけだったらいいんですけど、カーブで減速せずに飛ばしたまま側溝を踏んで、だだだだと曲がるんです。あれ非常に危ない。私もあそこを実は職場が、精神科が昔の救急救命センターで、裏から出ているのであそこを通れば家まで近いんです。十日市場はもちろん、中央小学校のすぐ近くなので。でもあそこは私はめったに通らないんです、急いでいるとき以外。福田屋さんの横を明智市長の家のほうへ向かって、それで水路の手前で奥入っていく、住宅路を通って帰るんです。あれはもう非常に危ないからであります。

それで、ここの所はぜひやっていただきたく思っていたんですけど、要望も多かったんですけど、非常によくやっていただきました。それで、この3については特に再質問はしません。

それで、2について、議長、すみません、2についてもう1回質問できますよね。最後に2についてもう1回戻って2の1ですけど……

○議長（林 俊介） 大きい2ですか。

○1番（大塚祐司） 大きい2です。

○議長（林 俊介） これはだめです。

○1番（大塚祐司） もうできない、終わっちゃった。はい、わかりました。ではいいです。

では、これで私の一般質問を終わります。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員の一般質問を終わります。

◇ 高 橋 利 彦

○議長（林 俊介） 続いて、高橋利彦議員、ご登壇願います。

（20番 高橋利彦 登壇）

○20番（高橋利彦） 20番、高橋です。6点の一般質問を行います。

まず初めに、土地開発公社についての1点目は、土地は必ず値が上がるという土地神話の時代につくられた旭市土地開発公社、時代にそぐわないということで、昨年12月議会におい

平成25年度中に解散ということを書明されましたが、その具体的なスケジュールについて伺います。

2点目でございますが、解散ということは今以上に負の財産を増やさないためですが、現状での含み損の額と、そのほかにも問題はありますか、あれば具体的に伺います。

次、大きな2点目の広域ごみ処理施設について伺います。

まず初めに、焼却施設、最終処分場は同一市、つまり銚子市につくるという旭、匝瑳、銚子各市の合意により進められていますが、焼却施設の用地取得については明確に明示されていますが、肝心かなめの最終処分場用地、文言が不明瞭です。そこで、これら2つの施設の用地取得の具体的な計画について伺います。

2点目は、ごみ処理施設基本構想についての概要版が先般示されました。その中で、焼却施設の処理方式については、灰の処理方法により必要量が大きく異なるため、最終処分場用地はそれらを勘案して取得ということですが、簡単に取得できる見込みがあるのか伺います。

大きな3点目は滝郷診療所についてでありまして、まず1点目は、新市誕生以来間もなく10年、中央病院も滝郷診療所も市の一部、つまり中央病院から医師の派遣がなぜできないのか、その理由について伺います。

2点目は、中央病院からほかの病院への医師の派遣先、そして人数等の現況について伺います。

3点目は、旭市の一部署である病院に医師の給与条例があるのに、旭市という一つの組織に全く同じ法律、つまり条例をつくる必要があるのか、その理由について伺います。

4点目は、毎週1日はほかに勤務そして報酬をもらうということは兼業の禁止にならないのか、根拠等、理解できるよう詳細に伺います。

大きな4点目の職員の福利厚生事業についてであります。公費の負担による公務員への厚遇が問題となり是正はされつつありますが、本年度の近隣市の現況について伺います。

それから、2点目は職員駐車場についてであります。契約の内容と使用料金等を含めた使用の現況について詳細に伺います。

5点目は旭市手をつなぐ育成会について、補助金の返還等について伺います。

障害者のよりどころであるNPO法人旭市手をつなぐ育成会による補助金の不正請求問題、県の調査で不正が判明、法人格の許可の取り消しと補助金の返還が決まりましたが、不正と認定された金額は、そして返還を求める相手は、また返還交渉が難航したときは、手法はともかくどのような手段をとるのか伺います。

6点目は、中央病院検討委員会の答申と私は当初考えていましたが、報告が出されたのでこの対応についてであります。医師不足が原因でつくられた中央病院検討委員会、医師不足の問題はなおざりに、ただ経営形態の検討のみ。そして出た答えは、旭中央病院は平成26年度末までに地方独立行政法人へ移行すべきであるという答申ではなく報告書が出ました。せっかく時間と金をかけた報告に対し市はどのような検討をしたのか、そして今後対応はどのようにするのか伺います。

以上で1回目の質問を終わります。あとは自席で行います。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 高橋議員のほうからの一般質問にお答えをいたします。

私のほうからは、広域ごみ処理施設についてということと中央病院検討委員会の検討結果についての今後の対応ということでお答えをしたいと思います。

まず、広域ごみ処理施設ということでもありますけれども、去る平成25年5月22日、銚子市長が新たに就任しました。そういうこともありまして、合意形成、今までの進捗とこれからの方向性ということで、三者で協議をいたしました。その結果、焼却施設と最終処分場は銚子市内に一体整備をすることは再度確認をしております。主なというよりも3点ほど合意をさせていただきました。1つ目は、広域ごみ焼却施設は3市で継続して進めるということがあります。2番目、焼却施設と最終処分場は銚子市で建設するというので合意をしました。3番目の焼却の処理方式の決定については、最終処分場の方向性といいたいまいしょうか、ある程度、越川市長これから市内、議会、そういったものと協議をする中で目に見える形、最終処分場が出てくるまでしばらく待つてほしいと、処理方式の決定についてはそういったことで継続審議とするということ、三者間で協議をしたところでもあります。

次に、旭中央病院検討委員会の検討結果、報告書に対しての市としての対応ということでお答えをいたしたいと思います。

検討委員会で医師不足から始まったことで、現実には独立行政法人だけしか議論されないということでありましたけれども、過去5回の検討委員会の中で、当初1回目、2回目は1つ目、2つ目の検討項目についても十分検討をいただいたと私は聞いております。

まず1つ目の地域医療において旭中央病院が果たすべき役割に関しては、報告書にありますように、旭中央病院は広域医療圏の中核的な拠点病院として維持し、周辺病院との連携、

ネットワークによる役割分担を進めていきたいと考えております。このことにつきましても、せんだっての東広での首長間の話し合いの中で、できるならば今ちょっと休止状態にある東総医療圏連絡協議会、とりあえず首長間だけでも事務サイドを含めながら首長間で話し合ってみようというような提言を私のほうからさせていただきまして、東総地域、匠瑛市、銚子市、旭市、東庄町、その4つの首長間でまず最初に話し合っていこうというようなことで発言をさせていただきました。

それと、2つ目の旭中央病院における課題及びその対策に関してであります。中央病院の課題は言うまでもなく医師確保であり、その対策は平成24年度にいろいろと行った措置の継続・拡充とあわせ、医師の増員を目指した最大限の取り組みを行うことが挙げられました。引き続き医師確保に取り組むよう、中央病院に求めてまいりたいと思っております。

3つ目の旭中央病院の経営形態ということですが、21年に出了たガイドライン、その方向でも経営形態については折に触れて研究しなさいというようなことがあります。そういった部分でも今回の検討委員会の中で十分に議論されたものと、そんなように思っているところでもあります。職員の意識の変化を促し、より一層の迅速・柔軟な経営を可能とするため、移行費用や職員の身分等について検証を進め、平成26年度末までに地方独立行政法人へ移行すべきということが報告でありました。

しかし、せんだっての全員協議会でもお話を申し上げましたけれども、60年に及ぶ中央病院の組合立、あるいはまた市立病院ということでもあります。一番肝心な市民の考え方、そしてまた病院職員の考え方、これはやはり設置者としての義務がありますので、そのことは十分これから精査していかなければならないと、そんなように思っておりますし、慎重にこれから進めていきたいと、そんなように思っております。

以上です。

○議長（林 俊介） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは、議員のほうから旭市土地開発公社につきまして2点ほどご質問をいただきました。

1点目のこの土地開発公社解散に向かつての具体的なスケジュールというようなご質問でございました。

御承知のように、土地開発公社につきましては、近年の地価の継続的な下落傾向、あるいは公共用地の需要及び公社経営におけます土地の先行取得の意義が薄れてきた、こういうような理由から公社の解散に向かつてはいろいろと今まで議論をいただきました。先日、5月

20日に公社の理事会を開催いたしました。この席上でも理事の方々の全員のご賛同をいただきまして、今後解散に向けた取り組みを積極的に行うものとする、さらに解散の目標年度を平成25年度と、これを確認したわけでございます。

解散に向かったの具体的なスケジュール、このご質問でありますけれども、解散に向かったのは理事会の同意、これが一番先になるかと思えます。理事会の同意は無論、住民への説明、これもやはり必要になってくるかと思えます。さらには議会の同意、さらに公有地拡大の推進に関する法律、これに基づきまして知事の認可等の手続きが必要でございます。こういうようなことで、こういうような事務作業を行いまして平成25年度中、具体的には来年の3月までに解散に向かって今後必要な事務作業を進めてまいりたい、そういうふうに考えております。

2点目の解散に当たっての問題点、具体的には含み損の関係とその他いろいろな問題点があるのかというご質問でございます。

公社保有の財産の含み損についての質問、第1点目いただきました。簿価、いわゆる帳簿価格、購入時の価格と現在の価格の差についてのご説明を申し上げます。公社の資産の中で特に3つの大きな資産がございます。商工会館北側の旧扇屋ジャスコの跡地、それと下水道課南側の運動広場、さらに仁玉地先の運動広場、この3か所、面積的には4,870坪ほどございます。この土地については、帳簿価格、これは取得費と合わせまして今までの金利の利子等を含めまして公社の資産としましては4億2,326万円で、現時点での時価、これにつきましては平成23年度の近隣土地の不動産鑑定、これを参考としまして私どもは時価としまして2億3,172万円、そんなことで含み損としましては1億9,154万円程度ということで理解をしております。

なお、3か所以外に多目的用地としまして3,844平米、この資産を保有してございます。この資産の保有金額、簿価が1,051万円、ただこの1,051万円の資産の中には一部現況で道路あるいは水路、この道路というのは私道とかそういうのもあります。そういうようなことで、そういう土地利用があると。実際の資産価値としては、私どもは農地、雑種地等のみであるのかな、この面積が1,938平米ございます。実勢価格としましては284万円程度かな、そういうようなことで見ております。そんなことで、多目的用地の含み損おおむね767万円、こういうことで見ております。

そうしますと、公社の現在での総額の含み損おおむね1億9,921万円、約2億円程度とっております。

さらに、議員のほうから解散に向かってのほかにもいろいろな問題がというようなことでご質問をいただきました。解散に向かっての問題点、多くの公社では市等の公社保有土地の買い戻し、これが遅れによりまして公社の借入金から生じます利子の累積、これが多くの公社では言われております。幸い、旭市の土地開発公社、借入金の全てが現在約2億2,300万円あるわけですけれども、これが全て旭市の土地開発基金からの借り入れでございます。利子としましては0.1%というようなことでございます。

公社の解散に向かって大きな問題点、ご質問いただいたわけですけれども、これにつきましては、公社の前身であります財団法人旭市開発公社、さらには財団法人旭市開発振興公社、この時代……、すみません、先ほど公社の借入金額4億2,300万円ということでご訂正いただきたいと思っております。現在借入金額は4億2,300万円ほどでございます。

今ご説明しましたように、前身が2つの公社がございました。この公社時代に昭和40年代あるいは50年代に取得した資産、この財産を公社がそのまま引き継いでおるわけですけれども、この中に一部問題があるということで、一例を申し上げますれば、1つとしましては、物件が農地であります。これ農地ですので農地法の許可がないと公社は取得できないと、そんなことで農地法の許可が得られない、そんなことでいまだ仮登記の物件があるということが一つあります。あるいは公社への登記がされなくて、その後所有者におきまして相続が発生している、あるいはさらに第三者の権利登記がされている物件もあるということです。3つ目は、現在公社が持つておるわけですけれども、どこにあるのか。極端に言いますと、占有物件がちょっとわからない、あるいは占有の土地が公図上においても特定できない、そういう土地もございます。

いろいろな問題がございます。問題解決に向かいまして農業委員会等関係機関と連携を密にしながら問題解決に向かっていきたい、そういうふうに考えております。

以上です。

○議長（林 俊介） 環境課長。

○環境課長（新行内 弘） それでは、私のほうから広域ごみ処理施設について、（2）のごみ処理施設整備基本構想についてでございますけれども、ごみの処理施設基本構想は組合計画区域の生活環境及び自然環境を保全、かつ長期的な処理の効率、経済性及び技術的な安定性に配慮した中間処理施設及び最終処分場等を建設する上での基本方針、また必要となる設備等の概要について定めたものでございます。この基本構想の中で最終処分場についての基本的な考えとして、1つ目としては周辺環境を保全し安全かつ安心な施設を目指す、2つ目

に残渣の資源化を進め最終処分量の低減を図る、また、3つ目といたしまして跡地利用計画の検討の3点を挙げております。

また、候補地の選定については、熱回収施設の処理方式の選定結果により、最終処分容量を定め、選定作業を進めていくと記載されております。

また、検討委員会の最終答申においてシャフト方式が妥当であるとの結論に至りました。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 一般質問は途中ですが、11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

○議長（林 俊介） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、高橋利彦議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） それでは、私のほうから大きい3番目、滝郷診療所についてのご質問にお答えいたします。

まず1問目ですが、なぜ中央病院から診療所に医師派遣はできないのかというご質問でございますが、旭中央病院では、地元医師会等からの要請によりまして平成23年度まで滝郷診療所へ医師の派遣を行っておりました。しかしながら、平成24年度当初にかけまして当院でも医師の減少が生じ、各病院等への派遣を縮小せざるを得ない状況になったことから派遣を取りやめております。こうしたことから、診療所への当院医師の派遣は困難な状況にあります。

続きまして、中央病院からほかの病院への医師派遣状況はどうかというご質問でございますが、当院から各地域の医療を担っている病院への派遣を行っているところでございます。平成23年度は常勤派遣が匝瑳市民病院、小見川総合病院、多古中央病院の3施設に4名、時間等を区切った非常勤派遣が滝郷診療所を含めまして11施設に行っておりました。しかしながら、24年度は医師の減少に伴いまして常勤派遣が2施設の2名減となりまして、非常勤派遣も9施設に縮小をさせていただいているところでございます。本年度につきましては、常勤派遣に変更はなく、非常勤派遣もほぼ同様の形の派遣となっております。

以上です。

(発言する人あり)

○議長(林 俊介) では、病院事務部長。

○病院事務部長(菅谷敏之史) それでは、派遣先について具体的にというお話ですので、具体的に申し上げます。

23年度の常勤派遣については3施設申し上げましたので、非常勤派遣を行っている11施設について申し上げます。私どものほうから非常勤派遣を行っている施設は、匝瑳市民病院、小見川総合病院、多古中央病院、東庄病院、島田総合病院、さんむ医療センター、山野病院、多古特別養護老人ホーム、滝郷診療所、東陽病院、君津中央病院、この11施設に23年度は行っておりました。24年度の9施設につきましても申し上げます。匝瑳市民病院、小見川総合病院、多古中央病院、東庄病院、島田総合病院、さんむ医療センター、山野病院、多古特別養護老人ホーム、聖隷佐倉市民病院、以上の9施設でございます。

○議長(林 俊介) 総務課長。

○総務課長(米本壽一) それでは、滝郷診療所に係るご質問の(3)です。医師のための給与条例をなぜ制定したのかについてお答えいたします。

滝郷診療所は国民健康保険で運営しております。中央病院は診療所に医師を派遣できないという状況でありましたので、市独自で医師を確保しました。滝郷診療所のあり方に関する検討委員会の中でもありましたけれども、滝郷診療所に対しては、地域からの要望、期待は極めて大きなものであったということでした。患者さんのことを考えると、常勤の医師が望ましいと考えました。患者さんは高齢者の方が多く、継続的に通院されております。同じ先生に診てもらえるという安心感があります。きめ細やかな診療につながります。今回、経験豊かで地域医療の適任者である医師を採用することができましたので、新たに医療職の給料表を制定したという理由でございます。

次に(4)です。兼職の禁止規定についてです。

地方公務員法第38条では、営利企業等の従事制限が設けられております。職員は、任命権者の許可を受けなければ、報酬を得ていかなる事業もしくは事務にも従事してはならない、こういう規定になっているわけであります。滝郷診療所医師については、旭市職員服務規程第10条の兼職等の許可を任命権者、つまり市長から受けまして兼職、東庄病院に勤務しておると、こんな状況でございます。

それともう1点、大きな4番目の職員の福利厚生事業についてということで、(1)旭市

を含めた近隣市の福利厚生事業補助金の状況でございます。お答えいたします。

旭市と銚子市、香取市、匝瑳市について状況を説明いたします。旭市は公費の補助金がありまして、平成25年度予算は231万円でございます。銚子市は公費による補助金はありません。香取市は公費の助成がありまして、平成25年度予算は213万6,000円です。匝瑳市はやはり公費の助成がありまして、平成25年度予算で65万円となっております。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 職員の福利厚生事業のうち、職員駐車場につきまして財政課からお答え申し上げます。

契約の内容とそれから使用料金等、現状を詳細にということでございました。この職員駐車場につきましては、この駐車場の舗装、区画線などの整備は所有者がまず行っていると、行ってあったもの。それで、平成3年12月より現在の所有者と県もあわせて使いますよということでお話しした上で借り上げを実施していると。

契約の内容ですが、面積は約7,600平方メートル、325台分になります。現在の契約ですが、平成24年4月1日から27年3月31日までということで、3年ごとに更新をしてきたという状況があります。

それと、市役所などで必要な職員ということで、これは県、いわゆる海匝地域振興事務所ですね、これが25台分あります。職員が210台分。235台、これが1台当たり月3,000円。残る90台分につきましては、市役所来訪者の駐車場として1台当たり1,800円、いわゆる6掛けの数字でお借りしているという状況です。使用料金ということでしたので、市役所職員もとめておりまして、この職員の駐車場の負担は職員互助会を通じて1台当たり月1,000円でございます。県の分につきましては月3,000円、これは県から市のほうに納付されて、これを經由して所有者のほうに納めるような形の契約になっています。

以上です。

○議長（林 俊介） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（加瀬恭史） 私からは、5番目のNPO法人旭市手をつなぐ育成会による自立支援給付費の不正請求についてお答えいたします。

本件の不正請求額ですが、1,939万9,130円となっております。

返還を求める相手はということで、NPO法人旭市手をつなぐ育成会です。

また、返還交渉が難航したときはどのような手段をとるのかということでございますが、

本件は原因者が特定されております。そのあたりも考慮いたしまして、債権回収に向けまして、弁護士も交え、内部で慎重に検討しているということでご理解をいただきたいと思っております。

(発言する人あり)

○議長(林 俊介) 大きい3の(4)について答弁漏れがございました。

総務課長。

○総務課長(米本壽一) 大変失礼しました。私、地方公務員法第38条を引用しまして述べたつもりでありますけれども、もっと詳細にということでございます。

この法律に基づきまして本人から申請があったと、3つほど要件がありまして、それに合致すれば市長が認めると、この辺のところを述べたいと思います。1つには、事務遂行上、能率の低下を来すおそれがないこと、それから2つ目には、相反する利害関係を生ずるおそれがないこと、その他職務の公正を妨げるおそれがないこと、それから3つ目としまして、職員及び職務の品位を損ねるおそれがないこと、この要件に合えば、この公務員法第38条では原則禁止ですよと言っていますけれども、市長に申請をして市長はこれに支障がありませんので許可をしたと、こういう状況でございます。

○議長(林 俊介) 高橋利彦議員。

○20番(高橋利彦) では、再質問をします。

まず、土地開発公社の1番目の問題でございますが、土地開発公社、これは市の事業計画等によって土地を取得するわけなんですけど、今ではもう全然業務をしていないわけですよ、休眠状態なんですよ。そういう中で市も名称を変えながら補助金出しているわけですよ。ましてこういう行革、市長、そうでしょう、行革課をわざわざつくったわけですよ。そういう中では、これはもう一日も早く解散すべきでありまして、先ほど答弁ありましたが、3月末には解散ということでございますが、そういう中で、解散となればこの土地を市は買わなくちゃならないわけですね。その予算、市長、一日も早く計上してもらいたいと思いますが、いかがですか。

○議長(林 俊介) 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長(明智忠直) 土地開発公社につきましては、もうその使命といいましようか、それが終わったというようなことは私も認識をしているところでありまして、一刻も早く開発公社を解散したいという思いは同じであります。そういった意味で、担当課とよく相談をしながら

ら、予算がどこの時点で、手続きが終了してお金を実質的にいるというようなことがあるのかどうかそういった部分もよく聞きまして予算化をしないと、そんなように思っておりますのでよろしくをお願いします。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） そんな悠長なことでは困ると思うんですよ。先ほどはあれでしょう、執行サイドから3月末に解散という答弁でしょう。それでは最初の答弁と全然違うんじゃないですか。その辺、答弁もらえますか。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 解散につきましては、もう一つは議会の同意がいるということもありますし、全体でどのくらいの総予算があるのかももう少し時間がかかる、そんなようなこともありますので、いつ補正が、年度当初かというような部分で時期を、今適切に処置をしたいと、そんなように思っておるところであります。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 議会の同意といっても、これはこういう内容であれば議会は通ると私は思いますよ、それははっきりはわかりません。ただ、議員の皆さん方もこういう公社であれば一日も早く解散、私は望んでいると思います。

次に、土地開発の2点目です。私もこれはびっくりしましたよ、あいた口が塞がらないというのが実態です。結局この土地の含み損だけで約2億円。そういう中で、今度昭和40年代ですか、取得した土地。その土地に根抵当権がついていたり、それで所有者が死んでしまったので相続権が発生したり、現況と地目が違っている。また公図と現況が違ふ、どこにあるかわからない。全くこれはずさんというより、しっちゃかめっちゃかというのが現状と思うんです。そういう中で、これがなぜこんなに、40年代というと、今平成25年ですから50年近く表面化しなかった。これは旭市の悪い体質だと思うんですよ。それについて市長はどう思いますか。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 50年もそのまま放置しておいたということは本当に行政の怠慢なのかなと、そんなようにも感じております。一刻も早くそれを克服して、解散の方向で努力をしたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いずれにしても、50年もこの問題が表面化しなかった中で、担当課長としては、これはその場に遭遇したわけですからこれは貧乏くじ引いたということになっちゃうと思うんですよ。そんな中で、今さらこんな50年前のことを言ってもしょうがないから、一日も早くこの問題を解決して解散できるようなことに努力していただきたいと思います。答弁ありません、これは。

次に、広域ごみ処理施設の問題でございますが、最終処分場の用地の取得計画ですか、先ほど市長は焼却施設、最終処分場は銚子市につくるということを3市の首長で話し合って確認したということですから、これは当初の計画どおり、つまり合意どおり進んでいただきたいと思います。

ただ、そんな中で、この前、5月ですか、いいおかユートピアセンターでこのごみ処理施設の基本構想の説明がなされたわけでございますが、先ほど私が質問したように、かなり最終処分場だけはトーンダウンしているんですよ。匝瑳市に回答を出しても、匝瑳市の回答で焼却施設については明確に答えているんです。しかしながら、今度は最終処分場になると、広域ごみ焼却施設用地取得と最終処分場に関する事務を並行なんかという、まさにお役人言葉を使って逃げの言葉になっているんです。しかし、そういう確認とったとか何とかというのは誰も知らないわけですよ、3人しかいない。やっぱり文書化されたものが一番証拠になると思いますので、やっぱりそういうことであれば再度文書化してやっていただきたいと思います。どうですか、それは。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 文書化でその最終処分場のスケジュールもきちんと出せということでありましてけれども、3首長間の話し合いの中で、6月の定例議会があるということの中で、各市ともこのごみの焼却施設あるいはまた最終処分場については質問があるだろうというようなことの中で、そこである程度の合意したことについて議会答弁していくというようなことでやっていこうというような話になりましたので、その辺はご理解をいただきたいと思いません。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） じゃ、まあそれはわかりました。

あと、3番目の滝郷診療所の問題でございますが、滝郷診療所へ医師が減少して派遣でき

ないということですが、私病院まで派遣してなぜ医者派遣できないのか。

それと同時に、市長は中央病院の開設者、一番の責任者ですね、人事権まで持っているわけですから。それをなぜ市長は事業管理者に対して、何ていいますか、医師を派遣しろという命令を出せないのか。その辺お尋ねします。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） それでは、再質問にお答えいたします。

派遣先の中に私病院も入っているではないかというご質問でございますが、私どもが派遣している趣旨というのは、公私の病院というよりは、どの分野の医療を担っていただいているのかということに着目しております。私どもが送っておりますのは、例えば島田病院さんに送っているのは脳外科の医師を送っております、やはりあの病院で脳外科をやっていることが当地域のやはり医療のために非常に意味があると、やっぱり私どものほうに、ここでなければ患者が来てしまうと。そういうような観点から送っているものでございまして、その病院がどの診療科でどういう機能を担っているかという観点からあくまで送っているものでございますので、その辺はご理解をいただきたいと思っております。

○議長（林 俊介） 明智市長。

○市長（明智忠直） 医師を滝郷診療所に派遣をしろという命令を出せないかということでありましてけれども、私のほうから要望はいたしました。何回か恐らく要望を出してあると思っておりますけれども、ただ、一番の旭市にとって大事なことは、やはり旭中央病院の持続可能といましようか、経営のことを最優先で考えなければならないという点もありますので、それ以上のことは開設者といえども医療の問題ということで、黒字経営をずっとやっていくために、医師不足もその裏にはあるわけでありましてけれども、そういったことで理解をいたしたところでありまして。よろしく申し上げます。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） この問題、結局地域医療云々という大きな観点で捉えているかもしれませんが、これは県立病院、国立病院であればそのようなグローバルな考えはいいと思う。ここはあくまでも市立病院なんです、市立病院がほかの病院の面倒まで見る必要があるのか、もし経営がおかしくなったらどうするのか。

それと同時に、市長はお願いしましたと、病院のことは私よくわかりませんというような答弁なんです。やはり交渉事でも何でもそうでしょう。やはりよく、例えば中央病院の問題

を認識して捉えていないと、ああ医者が少ないですよ、それで断られちゃうわけです。ですから、やはり市としてもこれだけの大きな病院抱えているんですから、それなりの体制と
る必要があると思うんですが、その辺、中央病院とそれから市の両方から答弁いただきます。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） 滝郷診療所につきましては、中央病院の診療所ではありませんので、まず一言。これは市の診療所でありますので、うちのものではありませんので一言お断り申し上げます。

それからもう一つ、向こうに送らないのは必要がないから送らないということで、前から申し上げていますように、向こうに常勤のいい先生がいらっしゃれば非常に地域にとって非常にいい診療所になるだろうと。しかしながら、パートでつなぐようなそういうことにつきましては今の事情ではちょっとできないと、必要ないと。車で10分で、いい道をつくっていただきましたのでそれでどうぞ来ていただくと、こういうような方針でございます。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いや、あのね、滝郷診療所は市の病院と言いますが、中央病院だって市の病院なんですよ、そうでしょう、市長。同じ市の中で人事関係、なぜスムーズにいかないのか。ちょっとそこは事業管理者、違うんじゃないですか。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） ですから、組織を見ていただければうちの組織には入っておりませんので、よくご覧いただきたいと思います。

○議長（林 俊介） 明智市長。

○市長（明智忠直） 市立病院と診療所ということで市が両方設置者ということでありまして、医療、総合的な部分、市も詳しいことを知らなければならないということでありまして、そういった部分の中では、議員のほうからも提案がありましたように、今、市と中央病院で1か月に1回、意見交換会を開催しておりまして、その中でいろいろな問題点あるいはまた今後の課題とかいろいろな部分では話し合っているつもりでありまして、中央病院の抱えている問題、あるいはまた地域医療の抱えている問題、そういったものを少しずつ理解をし合えるようなそんなような今状況をつくっておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、3番目の給与条例の問題でございますが、常勤が望ましいから給与条例をつくったということでございますが、旭市に同じ給与条例、全適とはいえ、旭市の中央病院も一部なので、そこにわざわざなぜ法律を、法律というのはつまり給与条例をつくる必要があるのかということなんです。わざわざ市をぶっちゃいていくような感じになっちゃうでしょう、それ市長はどう思いますか。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） 先ほど事業管理者のほうからの説明がありました。全適なんです、企業会計なんです。そういうこととは別に、今回なぜというところは、常勤の医師をどうしても採用したかったというところで、その常勤の医師になったその方は中央病院ではなくてあの診療所に勤務したいんだと、ここの本人の希望があったわけです。だからこの辺のところを一番の原因、2つ目の原因ですか、1つはそういうことで、先ほど申し上げた。2つ目の原因は本人の希望もそうであったということで、ご理解をいただきたいと思いますが。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） じゃ、それは一つの条件の中でできたんじゃないですか、中央病院の職員としてずっと定年まではそこに勤務させると。それをわざわざなぜこういう条例をつくるのか。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） 先ほど申し上げましたように、とにかく公営企業とこちらの一般職、もちろん違うという理屈は別にしましても、とにかく本人は中央病院に採用ではなくて、旭市の診療所に採用をということの希望があったわけです。それを重視したということで、この辺はどうかご理解願いたいと思いますが。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） その問題はいいです。

あとは、そうしますとこの兼業禁止の問題でございますが、任命権者が特に必要と認めて許可したということでございますが、これはどのようなことなのか。

それからあと、この前、議会答弁でもしていますけれども、本来業務が達成できる、業務に影響がないということでございますが、病院であろうとも一般的には週5日業務がこれは

基本だと思う。そういう中で、何人かいてそれで1人、週に1日送ってもいいから、これはそれも通用すると思うんですが、1人しかいないでしょう。その中で1日休むことは当然業務に影響が出るわけですよ。それで、あとは無給でありますよということですが、それはたしか市はその1日分の給料を差っ引いていますが、向こうからもらっているでしょう。

それであと、結局この医者が1日いることによってかなり医療収入が増えるわけですよ、医業収入、何ていいますか、その辺が。そういう中で結局1日を職免にするということですが、一般的に職免ということは勉強、研修ということなんですよ。それが労働に見合う報酬をもらって、それが職免になるのか、その辺お尋ねします。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） この辺はどうやって整理してご説明していいかちょっと申し訳ございませんが、今回、医師は兼職規定で申請を出して許可を受けています。議員さん、今職免、職務専念義務というこれは公務員法で第35条ですか、地方公務員法の中にちゃんと規定されています。職務専念義務の免除というのは勤務時間内のことであります。兼職規定というのは365日、日曜だろうと何だろうとそれはやっちゃいけませんよというこの原則規定があるわけです。兼職規定の中には、ただ、市長には裁量がありますよと、幾らかの裁量がありますよと、影響がなければ許可出せますよということで許可出したわけです。議員さんは、月火水木金のうちの水を休んで東庄へ行っていたら影響あるでしょうと言っているものの、その診療所のほうはそれは影響の少ない範囲というか、医師の融通もし合ってもいいとか、今研修とおっしゃいましたけれども、その辺のところは本人のこれも希望であったと、医師本人の採用するときの希望であった。この辺も酌み入れまして、法律にも別に違反しているわけでもないしというところを総合的に勘案しまして採用して、水曜日を診療所お休みして東庄に行ってもらっていると。こんなところで、ちょっとあまり整理した回答ではありませんけれども、どうかよろしく願いいたします。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 結局研修というのはあれですか、研修というのは普通あれですかというより、結局相手の時間に合わせて勉強したり何なりするのが私は研修だと思うんです。しかしこっちの、早い話が一方的な条件、それでなおかつ報酬もらう、これが研修に当たるんですか。じゃ職員の皆さん方、一般に研修に行っても報酬もらえるんですか。それと同時に、じゃ今度は医者でなくとも、例えば一級建築士の資格を持っていて建設課あたりにその方が

いる。じゃそれもやっぱり認めるということなんですか。同じじゃないんですか、それは。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） 兼職禁止というのと職務専念義務免除というのと別々に考えたいと思います。職務専念義務免除ということだと思います。建設課の職員が、じゃ土木の会社に勤めますよという申請がありましたら市長は許可しないはずですよ。というのは、幾つかあるんですね、幾つかあるんです。そういった請負に関係するような会社に勤めちゃいかんとか、ふだんの勤務に影響のあるような、自分でもうけをしちゃいかんとか、幾つかの規定があるわけです。でも、この医師についてはそれらの規定に触れないということで行ってもらっているということでもあります。その触れないというのは、兼職を認めた条文がございます。認めていますので職務専念義務、その勤務時間の免除もしましょうよということでも市長のほうは許可を出しているというところでもありますので、よろしく願いいたします。

（発言する人あり）

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） これ幾ら話ししても堂々めぐりですから。

次の職員の福利厚生事業でございますが、先ほど福利厚生費、銚子市はゼロ、旭市はこの近隣でもだいぶ多いわけなんですけど、どういうことを基準に出しているのか。

また、行革をしている中でこれはどういうふうを考えているのか。

そしてまた、よく皆さん方は県に準じてとか何とかと言うことがありますが、県あたりはどうなっているのか、その辺をお尋ねします。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） 福利厚生事業でございます。さきに平成25年度の金額を申し上げました。それは昨年度と比較しまして若干減らしたとかというそのことは言い訳で言うつもりはありません。ただ、職員の福利厚生というものは地方公務員法の中の第42条で規定されておりまして、職員の保健、元気回復、その他厚生に関する事項については計画を立てましてそれを実施しなければならないという義務規定がありますので、これによりまして市から助成をいただいてやっていると、運営しているということで、この辺もご理解をお願いしたいと思います。

（発言する人あり）

○総務課長（米本壽一） 県の状況はと言いますけれども、ちょっと県の状況の資料がございませんので、申し訳ございません。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 県の状況はわからないということでございますが、県はもう平成17年にやめているんです。

いずれにしても、その辺をひとつ参考にした中で、また銚子市を参考にした中で、財政これからもう合併による交付税の優遇措置もあと一、二年で切れちゃうでしょう、そうしたらあとは、その後5年間で今のメリット、約20億円全然なくなっちゃうんですね。その辺を十分に念頭に入れた中で検討してくださいよ。

それからあと、次に駐車場の問題でございますが、これは市が借り人となれば、これは誰が使おうが貸す人にとってはこんないい条件はないわけです。その中で何点かお尋ねしますが、まず職員の分、通勤費を払っているわけです。そういう中で、しかも駐車場まで市で手配しなければならないという何かがあるのか。

それから、県の職員の分ですが、県の職員の分を何で市で借りてやらなければならないのか。

それから、予備の分でございますが、これは何に使っているのか。

それから、県の職員の分、これは25台ということ、これは25台確認しているんですか。25台以上使われているとか、またそれ以上、以下か。

それで、あと市の職員の分です。これは先ほどの答弁ですと、互助会から二百四、五十万円ですか、もらっている。そうしますと、これ相手に払っているのは750万円でしょう、520万円ほど差があるわけです。これは闇の職員の福利厚生費にならないんですか。

それから、あとは県の分、なぜ市が借り人にならなければならない中で、そういう契約は違反じゃないかと思うんですが、県の職員の分まで含めた契約ですね、その辺お尋ねします。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、財政のほうから何点かお答えいたします。

まず、県分なんですけれども、県の分というか、実際には市が借りている。県については行政、市の借りた駐車場、いわゆるこの本庁舎に付随するものということで、行政財産の取り扱いになっております。ですので、県につきましては、これは所有者と既にその段階で協議して県が使って、その所有者自体も県と幾つもの契約になるよりは、使用許可でどうでし

ようかねという話が当初あったんだと思います。ですので、毎年県については使用許可証を出して1年更新を市と県で結んで、これについては県から3,000円もらっている。それは25台きちんと確認をしている。県はまた別途にも借りているようなので、そちらのほうはわかりませんが、そういう状況にあります。

それと、市で負担する分、市職員が今210台、3,000円分で借りているんですけども、実際に職員が今車をとめている台数196台です。これについては1,000円で、これ12か月相殺して3,000円で計算いたしますと実際に市が賃借料として余分に負担している分は470万円ほどになろうかと思っています。

それ以外の部分についてはどういう形というか、実際に会議等開催したときには当然その部分に使う。あとこういう議会、それから申告時期、その他いろいろ忙しい時期があるんですけども、そういうときには公用車はみんな向こうへ持って行ってとめるとか、あと向こうに駐車場がありますというような形でご案内申し上げたりする。市民サービスにつながっているようなそういう公共のための、市に直接来訪される方の駐車場として活用して市が確保しているという状況があるということです。予備の分の使い方はそのような形でございます。

以上です。

○議長（林 俊介） 県の、県職員。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 市が負担している470万円、実際には闇の手当じゃないかというそういう意味合いでご質問されているのかと思います。これは先ほど総務課のほうでお答えしました福利厚生の一環というような形だったんだと思います。これは当初からそういう形で来ておりますので、この辺見直す必要があるのかどうか、その辺は十分検討する必要があると考えています。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） あなた方はよくほら行財政改革だとか何とかで市民を締め付けるけれども、自分らのことはみんな棚に上げるんですよ。ですから、この問題だって本来なら行財政改革の中の一環として上がっていていいと思うんです。それは課長、上がっているんですか。

それと同時に、この契約について市長は当然判を押していると思うんですが、市長はどういう認識持っているんですか。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（林 清明） 現在のアクションプランの中ではありません。ただ、事務事業評価というのを別にやっておりますので、そこではやることになるのかなど。現在まではやっていませんが、今後のこととしてあるかもしれません。

○議長（林 俊介） 明智市長。

○市長（明智忠直） そういうことが行政改革につながっていくんだというような高橋議員の話ですけれども、職員も近い人、遠い人結構大勢いますし、ある部分では近隣でも最低限の保障は、福利はしているというようなこともありますし、少しは職員の意欲を駆り立てるために福利厚生事業として考えていく必要があるのではないかなど、そんなように私自身は考えておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いや、市長、市長は選挙やるときは市民のためになりますよと公約しているわけでしょう、職員のためになりますと公約しているんですか。そんな中で、ある程度多少はやってもいい。しかしながら、これ見ると表面は福利厚生費二百何十万円しか使っていない。しかし、裏では垂れ流しのように500万円から使っちゃうわけですよ、そうじゃないんですか。

これは、この問題だけじゃなくいろいろな問題に出ているんです。例えば人件費だって、減らした、減らしたと科目を変えて出しちゃっている。まさにお役人のやる仕事なんですよ。そういう中で、市長はだからこの契約に対して、当然市長は契約に判を押しているわけですよ。そういう中でどういう認識を持ったのか、それをお伺いします。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 判を押す時点ではちょっと多いなというような気持ちは持ちました。改善をしていけるものであれば改善をしていかなければならないのかなど、そんなような考えはありましたけれども、現状今市役所の内部で駐車場そんなにもありませんので、そういったことで必要だというようなことで判を押しました。いろいろ改善はこれからしていかなければならないと思いますので、よろしくをお願いします。

（発言する人あり）

○議長（林 俊介） いや、もう4回目ですから終わりです。

高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 手をつなぐ育成会ですか、これにつきましては約1,900万円ですか、慎重に対応していくということでございますが、ですから私は最終的な、この1,900万円というのは最終的には市の損失になっちゃうわけでしょう、もしもらわなかったら。そういう中で、最終的な手段はどうするのか。あくまでもこれは個人じゃなく、手をつなぐ会なんですよね。そういう中で、そこにどういうふうに対応するのかなんですよ。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（加瀬恭史） この不正額については一時的には手をつなぐ育成会、法人のほうに請求する形になります。しかし、原因者が今回は特定されておりますので、その原因者からの債権回収に向けて現段階では精査していきたいと考えております。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それは内部の問題でしょう。手をつなぐ会の中で、じゃあおまえ使ったんだからおまえ払えよと。市はその人に何ら関係ないわけですよ、あくまでも市対会の問題だと思うんです。この問題については、いろいろ揣摩臆測が絡んでいて市もやりづらいなんていう話も聞いています。その市と手をつなぐ会、そこと個人、全く別なんですよ、それを履き違えないでもらいたいですけどね。ですから、そういう中で市はどういうふうに法的な、私は手法は聞きません、細かいのは。その手段だけ、最終的には法的な問題でやりますよと、その答えもらえばいいです。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（加瀬恭史） 滞納処分的手法ですとかそういったいろいろな手法がございますけれども、それと同じかがちょっと難しいんですけれども、一つの市の債権であることは間違いございませんので、この債権回収の手法として法的というか、その手段を検討していきたいと考えております。方向性としてはそのように考えております。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） これは税金とはまた違うんですよ、刑法に引かかるでしょう。要は、早い話が横領になっちゃうでしょう。税金をもらえないからとかそれとは違う、早い話が横領でしょう。それは十分にわきまえて対応してもらいたいと思います。

あと、次の中央病院の検討委員会の問題でございますが、課題とかいろいろありました。

地域医療とか、それから東総医療連携圏というんですか、これらの中でという話がありましたけど、やはり中央病院は旭市の病院ということを十分に認識した中で私はやってもらいたいと思います。それは答弁いりません。

これで私は終わります。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、昼食のため午後 1 時 5 分まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 2分

再開 午後 1時 5分

○議長（林 俊介） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 太 田 將 範

○議長（林 俊介） 続いて、太田将範議員、ご登壇願います。

（4 番 太田将範 登壇）

○4 番（太田将範） 4 番、日本共産党、太田将範でございます。

ただいまより一般質問を行います。

大きい一つ目といたしまして、旭中央病院のあり方について質問いたします。

昨年、旭中央病院の医師が大量に退職し、地域医療の崩壊が声高に叫ばれ、検討委員会が設立され、5月に報告が出されました。私の質問はこの検討委員会の論議と重なりますけれどもよろしく願いいたします。

検討委員会では、（1）として、旭中央病院の果たす役割について。（2）として、医師及び看護師確保に対する課題と対策。（3）として、病院の経営形態について検討し、報告を提出しました。私は次の3点について質問させていただきます。

（1）地域医療と自治体病院である旭中央病院の理念と役割について、検討委員会ではあまり議論がされていない部分なので、説明をお願いいたします。

（2）としまして、検討委員会の議論の中で、医師の大量退職は本年度は回避できたこと。事業については全体に小康状態であり、経営状況は黒字を見込んでいます。

もう少し細かい説明をしていただきたいと思います。

(3) といたしまして、検討委員会の報告も病院の経営形態は独立行政法人が望ましいとなっています。医師確保のためにどのような経営形態がよいのか、考え方として最も大切なことだろうと思います。独立行政法人化することで、これが可能かどうか答弁をお願いいたします。

次に、大きな2番目といたしまして、一般廃棄物処理基本計画について。

東総地区広域市町村圏事務組合への検討委員会の報告について。

東総広域市町村圏事務組合による東総地域循環型社会形成推進地域計画と東総地域広域ごみ処理焼却施設処理方式選定に関する報告書が提出されました。4月2日に東総広域の全員協議会あるいは4月5日に行われました構成3市の全市会議員への説明と意見聴取が行われ、4月12日は東総広域の全員協議会が開かれました。そこで3市長が答申に対する態度を表明する予定でありましたが、見送りになっております。

4月の銚子市の市長選挙が行われ、その結果、市長が代わりました。5月30日、東広の職員より、4月5日、3市の全市議会議員の報告意見聴取の回答の報告を受けました。その際、5月22日、3市長会の協議の結果、広域ごみ処理行政を今後も続けるのかの合意があったとの報告がありました。先ほど、高橋議員の報告にもありましたように、その中身について質問させていただきます。

その結果、広域ごみ処理行政というのは、今年に入りまして大きく動き出しております。地域計画と焼却施設選定の報告が3月の第1回定例会後に出され、東総広域よりの報告も4月に入ってなされています。今まで議論されていないこの二つの報告について、担当課に説明を求めたいと思います。

大きな3番目、議会における行政の評価ということについて質問いたします。

私が4年前議員に立候補するに当たり、共産党として市政全般についてアンケートを行いました。その中に、市議会や市会議員に対する要求という項目がありました。その結果、最も大きな要求が行政や市政に対するチェック機能で、検証や評価の機能を期待するということが最も多く出されておりました。政策能力などはあまり期待されていないということがわかりました。

そのことと関連しているのですが、地方分権に対する国の姿勢がどんどん変わってきており、地方の自治事務がどんどん変化しております。地方自治法は毎年のように改正され、数年前とはもうさま変わりになっております。

1 番目の問題として、最近の地方自治法の改正、平成23年度改正で2条4項の削除、平成24年改正286条の2項について改正が行われました。改正の必要性などや考え方の説明を求めます。

小さな2番目として、議会による行政のチェックを考える前に、行政内部で総合計画等の目標達成率や市民の行政に対する満足などを独自に評価し、見直し計画実施のPDCAサイクルを体系立てて行っているようすけれども、どのようなものを行っているのか説明してください。

3番目として、一部事務組合について。協議会や一部事務組合からの撤退が簡単になった大きな理由は、もはやこういった制度は時代遅れになっており、用なしになっている組織ではないかというように考えられます。

また、東総広域を3市で運営するには無理があるのかと思います。特に財政状況があまりにも違い過ぎます。広域ごみ処理計画から撤退すべきと思いますが、市長の見解を求めます。

以上、大きな三つの問題について質問いたします。今後の質問は自席で行いますので、よろしく願いいたします。

○議長（林 俊介） 太田将範議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 太田議員の一般質問に、私のほうから1番目の旭中央病院のあり方について、今後の経営形態ということでお答えいたします。

そしてまた一般廃棄物処理基本計画について、検討委員会の答申についてということでお答えいたします。

3番目の一部事務組合について市長はどのように考えているかということで、3点私のほうからお答えしたいと思います。

1点目の今後の経営形態についてということでお答えしたいと思います。

先ほどの高橋議員のほうからの質問もありました。中央病院検討委員会の検討報告書が出まして、三つほどありました。その最後の中での3番目の経営形態ということで、報告書に記載がありました。報告書によりますと、旭中央病院の経営形態に関しては、職員の意識の変化を促し、より一層の迅速、柔軟な経営を可能とするため、移行費用や職員の身分等について検証を進め、平成26年度末までに地方独立行政法人へ移行すべきとのことが報告がありました。

この点について、この報告に沿いまして、議会をはじめ中央病院職員や市民の皆様の意向を伺いながら、慎重に判断していきたいと考えております。

続きまして、一般廃棄物処理計画ということで、検討委員会の答申でありますけれども、平成25年5月22日、先ほどこれも高橋議員のほうにお答えをいたしておりますけれども、構成3市、銚子市長が代わったということで、市長会においてその問題について話し合いました。

合意がなされた3点でありますけれども、先ほど申し上げましたように、焼却施設と最終処分場は銚子市内で一体整備するというところであります。そしてまた、市長も発言がありましたけれども、銚子市の中でも最終処分場の建設がまだ見えていない現状である。そんなようなことの中で、進捗が市民にも議会にも見えるような形になるまで、焼却炉の選定、決定は凍結というより、決めないでいきたいと、そんなような合意がしたわけであります。

いずれにしても、3市で広域ごみ焼却施設をやっていくということには、強いそれぞれ匝瑳市も銚子市もそういった意気込みがありましたので、今後とも広域でごみ焼却施設を進捗させていきたいと、そんなように考えているところであります。

市町村の行政評価というようなことの中で、3番目に一部事務組合について市長はどのように考えているかということであります。制度上は、改正により一部事務組合を構成する個々の地方公共団体の意思のみで、当該一部事務組合から脱退できることとなりました。しかしながら、現在の地方自治が置かれた状況の中では、一つの団体に処理できる問題も、本当にそういった大きな問題は一つの自治体で取り組むことができない、そういった部分も大変あるわけであります。先ほど、太田議員は用済みの組織ではないかというような話がありましたけれども、それとは逆に、広域的に多くの力を結集して取り組まなければならない課題が大変増えていると、私自身はそう思っております。

震災の影響でありましたけれども、合併特例期間の延長、あるいはまた液状化対策について、液状化については国も県もほぼゼロであったわけであります。いろいろなそういったことがなかったわけありますので、関東、特に茨城、千葉の80市町村の市町長が集まりまして、国に要望して液状化の条例とかいろいろなことを提言をしたわけあります。そういった大きな問題については、一部事務組合ということもこれからはもっとそれよりも広域の大きな連携が必要ではないのかと、そんなように思っているところであります。

一部事務組合を構成する各公共団体が、この規定により、その思惑だけで一部事務組合から脱退するようなことになれば、私は個人的には信義誠実の原則というものが守られなくな

るのではないかと思います。いつも言っていますように信頼関係、自治体でも信頼関係の中で地方の発展に努めていくということはぜひ必要ではないか、そんなように思っているところでありまして、これからもそういった思いで、近隣の市町村あるいはまた県のそれぞれの自治体と交流を深めていきたいと、そんなように思っております。

以上です。

○議長（林 俊介） 病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） それでは私のほうからは旭中央病院のあり方についての1問目、地域医療と旭中央病院の役割についてのご質問にお答えいたします。

病院としての考え方でございますが、旭中央病院は旭市が設置している市立病院ではございますが、香取海匝医療圏のみならず、茨城県南東部をも含めた広域医療圏の中核的拠点病院としての役割を期待され、それを担っていくものと考えております。

以上です。

○議長（林 俊介） 病院経理課長。

○病院経理課長（土師 学） それでは私のほうから1の（2）病院の事業と経営状況についてご回答申し上げます。

病院事業につきましては、おかげさまで一大事業でありました再整備事業も旧病棟の一部解体工事を残すのみとなっております。最重要課題であります医師の確保など引き続き継続して取り組む課題はありますが、おおむね順調に事業が推移しているところでございます。

また経営状況につきましては、平成24年度の決算がここで閉まりましたので、24年度の決算でご説明申し上げます。

24年度は医師の減少による影響等、多々ご心配いただきましたが、最終的な決算では当初予算で計上した5,600万円を上回る約1億3,700万円の利益を確保できる見込みであり、引き続き健全な経営を維持しております。

以上、ご回答申し上げます。

○議長（林 俊介） 総務課長。

○総務課長（米本壽一） 3番の（1）地方自治法の改正についてのご質問にお答えいたします。

初めに平成23年5月2日に公布されました地方自治法の一部を改正する法律により、法第2条第4項が削除された。従来市町村が基本構想を定めるに当たっては、議会の議決を経ることが義務付けされていましたが、法的な策定義務がなくなり、策定及び議会の議決

を経るかどうかは市の独自の判断に委ねることとなったわけです。

この法改正の趣旨でございますけれども、平成21年12月15日閣議決定されました地方分権改革推進計画に基づきまして、国の義務付けを廃止するものでありまして、地方自治体の組織及び運営について、その自由度の拡大を図ることが目的とされているというものでございます。

次に、平成24年9月5日に公布されました地方自治法の一部を改正する法律により、一部事務組合を組織する地方公共団体は、議会の議決を経て脱退する日の2年前までに、他の全ての構成団体に書面で予告することにより、一部事務組合から脱退することができるものとされました。

この法改正の趣旨につきましては、個々の地方自治体の意思のみでは脱退できない仕組みを改めまして、平成の合併後の広域連携を促進するものとされております。

以上です。

○議長（林 俊介） 企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（伊藤 浩） それでは、3番の（2）市町村の行政事務の範囲と議会の検証についての中で、地方自治法の改正によりまして、基本構想の義務付けがなくなりました。このことによって、基本構想のPDCAサイクルはどうなるのかというご質問だと思います。

今、旭市においては、現行の基本構想が平成28年度末、平成29年3月まで計画期間となっておりますので、これらの構想の取り扱いについては検討していくこととなります。近隣の動向や全国的な情勢を見た上で、基本構想の位置付けについては今後考えていきたい、こう思っております。

以上です。

○議長（林 俊介） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（林 清明） 実施した事務事業の検証と評価の方法はというご質問に関して、現在取り組んでおります事務事業評価についてお答えいたします。

これは各担当課が毎年計画を立てて実施した事業の内容について、その結果を翌年度に評価しているものであります。流れとしては、当然のことではありますプラン（計画）からドゥー（実施）、チェック（検証）、アクション（見直し）といういわゆるPDCAサイクル、これに沿って取り組んでおります。

また評価の具体的な方法ですが、まず対象とした事業について目的、妥当性をはじめ有効

性、効率性、公平性、これら四つの観点から担当課による評価を行います。さらに、その中の一部の事業につきましては、外部評価として市民、行革委員の皆様の見解も聞き、その後市長をはじめとする庁議メンバーによる評価を行います。

こうした評価の過程を通じまして、今後の改善策を担当課がしっかりと考え、翌年度の予算編成に反映させていこうというものであります。

なお、評価の結果につきましては、議会の皆様にも報告し、ホームページで市民の皆様にも公表しているところであります。

総合計画との関連ですが、現在の評価は市が取り組んでいる事務事業の一部にとどまっていますので、将来的には総合計画の施策体系に沿って、個々の事務事業評価を基礎とした施策の評価、そこまで高めていければと考えているところであります。

以上です。

○議長（林 俊介） 太田将範議員。

○4番（太田将範） それでは、大きな1の旭中央病院のあり方について、小さい項目で地域医療と旭中央病院の役割を問うという中身でございますけれども、中央病院の場合、公益性、公共性、この辺が非常に重要なこととなります。その上なおかつ不採算部門を抱えながら経済性を追求するという非常に難しい経営をしていると思われましてけれども、打ち合わせ悪くて肝心のことをお願いするのを忘れてしまったんですけれども、自治体病院憲章というのがございます。あるいはまた旭中央病院におきましては旭中央病院の経営の理念と言いますか、そういったものがあるかと思えます。その辺が私はい方検討会の出発点になるのではないかというふうに思うんです。ですから、そのことにつきましてご回答をいただきましたかっただんですけれども、できればお願いいたします。

○議長（林 俊介） 太田将範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） 私どもの病院の基本理念としましては、全ては患者様のためというこれまでのそういった考え方は変わっておりませんので、その考え方につきましてはいろいろな面で委員会の中でも私どもの意見の大もとになっているものでございますので、そういった考え方から意見等を申し述べておるつもりでございます。

以上です。

○議長（林 俊介） 太田将範議員。

○4番（太田将範） 自治体病院憲章につきましては、事業管理者の吉田先生が相当お詳しい

と思いますので、できれば中身についてお聞かせいただければと思いますがいかがでしょうか。

○議長（林 俊介） 太田将範議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） すみません、そらで暗記しておりませんもので、あらゆるところに今書いてありますけれども、諸橋先生の今までのビジョンをまとめて、全ては患者様のためというのが大項目でありまして、医学的にも社会的にも、経済的にも模範的な医療を行うと、こういうようなのがもとなる部分でありまして、これにあと付随していろいろ10項目ぐらいでしたかつくってあります。一応それが理念になっておりまして、それをもとにずっと続けていると、こういうのが実態であります。

あとそれ以上詳しいことは、ちょっと手元に用意しておりませんでしたので。

○議長（林 俊介） 太田将範議員。

○4番（太田将範） （1）の問題につきましてはそのぐらいいたしまして、とにかく一応中央病院のあり方を問うということにつきましては、その辺が一番の出発点ということでご確認していただいてよろしいわけですね。では次に進みます。

旭中央病院の事業と経営状況につきましてということで質問しまして、検討委員会の論議の中で、一部の公立病院の経営のように漫然と非効率で採算を考えないような経営体と旭中央病院をまぜこぜにしたような議論がされているんじゃないかというふうに、私非常に感じているんです。旭中央病院はもうけの非常に薄い事業をやりながらも、効率化、合理化、採算性を追求してきた経営体であると私は思っているんです。特に、千葉や中央から来た委員の人たちと地元の病院の関係者の方とか、地元の委員の方々との意識のずれというのは相当あったような検討委員会ではなかったかと私は思うんです。旭中央病院の場合は、その辺のずれをどう感じたのかということについてはいろいろあるんですけれども、とにかく公立病院というのは非常に採算性が悪くて、仕事もろくすっぽやっていないというようなはなから決めつけたような感じがあるんですけれども、旭中央病院におきましては採算性だとか合理化の形、こういったものは相当程度、日本の病院の中でもトップクラスで進められているんじゃないかというふうに感じているんですが、その点についてご回答をお願いいたします。

○議長（林 俊介） 太田将範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） 今、議員からも一部お話がありましたように、私どもの病院

としてもできる限りの努力は続けているつもりではございますが、私どもが委員会の中で特に強調させていただきましたのは、現在一定の評価なりをいただき、また経営的にも一定の成果を上げているというふうに自負はございますが、この状態を継続していくためには、やはりどういったことが必要か。やはりこういった今の状況を将来に向かって安定した経営を続けていくためにはどうしたらいいのかというところを中心に、私どもとしては委員会の中で意見等を述べさせていただきました。

以上です。

○議長（林 俊介） 太田将範議員。

○4番（太田将範） 医師不足ということで問題になっているということなんですけれども、合理化だとか経営の効率化を進めた上でも、なおかつ患者が一極集中したということで、医者が大変超過勤務があったりとか大変な状況になって、大量の医者が退職したというふうに私は聞いております。ですから、その辺につきましてはいろいろ家庭的な問題だとか離職の原因はあると聞いておりますけれども、やはりこういった形での集中が原因だというふうに考えているんですけれども、この辺が原因だということがはっきりしませんと対応ということもあまりうまくいかないというふうに思うんですがいかがでしょうか。

○議長（林 俊介） 太田将範議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） 医師の不足の問題につきましては、これまでも何回かご質問等いただきまして、お答えをさせていただいておりますが、医師の退職の重なった要因につきましては、単一の問題ではないというふうに考えております。幾つかの問題がやはり要因として重なっているのではないかとというふうに思います。その中には、医師の年齢層によっても違うと思うんですが、やはり自分のキャリアプランの中で一定年数勤めたら次の病院へ移ろうという、ある程度計画性を持って自分の専門性を高めていच्छやるという年代の先生もいच्छやいますし、あるいはちょうどお子さんの教育の関係、あるいは今議員からご指摘にあったように病院内部での処遇の問題、あるいは勤務状況の問題、そういったように幾つかの問題がやはりございますので、これが一つの問題だという決めつけはちょっと難しいのかと。やはりそういった複合的な問題があるというふうに考えております。

ですので、病院といたしましても、病院内ですぐにできることあるいはいろいろな地域のご支援をいただく問題、あるいはもっと広く国や県の広域的な関与が必要な問題、それぞれ多面的にわたると思っておりますので、まずは病院としては病院内部でできるところから順

次やっ払いこうという考え方でいろいろ取り組んでいるところでございます。

○議長（林 俊介） 太田将範議員。

○4番（太田将範） 最後に確認ですけれども、しつこいようですが経営上の問題とか事業上の問題はとりあえず小康状態を保っており、大丈夫だということは確認しておきたいんですがよろしいでしょうか。

○議長（林 俊介） 太田将範議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） 今ご指摘にありましたように、医師不足の数の問題につきましては、今年4月1日現在241ということで若干の減少に何とか押しとどめることができたということ。また24年度の決算見込みにつきましても、当初予算を上回る決算を確保できる、決算上の利益を確保できる見込みとなっておりますので、特段大きな問題はないというふうに考えております。

○議長（林 俊介） 太田将範議員。

○4番（太田将範） では、次に3番目の今後の経営形態についてということで質問させていただきます。

検討委員会の報告では独立行政法人の経営形態が望ましいということでありまして、ある委員からはその理由として職員の意識が大きく変化したことが挙げられるとありました。

大学病院では地域医療はしておりませんし、教育や研究の機能をあわせ持っておりますから、合理化や効率化の余地が大幅に残っていると思うんです。ですから合理化の取りしろがいっぱい残っているというふうに考えるんです。

それからまた経営破綻直前の公立病院、これにつきましても独立行政法人化することによって債務の繰り延べをすとか、さまざま有利な状況がありました。

そういったメリットがあつて独立行政法人化したということが多いと思うんですけれども、それに対して旭中央病院は地域医療の最前線ということでございます。いわば野戦病院みたいな感じで、超多忙だというふうに聞いております。これ以上効率化せよとか、意識改革をせよといつてもこれはもう無理じゃないか。もうそんなことはとっくにやっているというようなことがあるんじゃないかと思うんです。その辺を確認したいんですけれども、大体そのような私の今言ったことでよろしいでしょうか。

○議長（林 俊介） 太田将範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） 先ほどもお答えをさせていただきましたけれども、今回の検討委員会に当たりまして病院としては、現在の安定した経営を将来にわたって引き続き維持していくためにはどういったことが必要かという観点に重きを置きまして、いろいろな資料あるいは意見等を述べさせていただきました。

以上です。

○議長（林 俊介） 太田将範議員。

○4番（太田将範） ありがとうございます。もう当面のことだけではなくて、将来に向けていろいろやっているということを証明していただいたと思います。

次に、議論の中で旭中央病院より医師の流出もとまり、小康状態だということであるということ。そしてまた黒字ならば何もしないほうがよいのではないかというシンプルな意見があるということが委員の中から出ております。また変化を望まない旭市民に独立行政法人化をするのはどう説得するのかという声が多いと。これについてはこういう意見が具体的に出ていましたので、どのように考えておられるのかお聞きしたいと思います。

○議長（林 俊介） 太田将範議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 全協でもお話をしましたように、議員のほうからもお話がありました。

独法と全適でどれだけの差異があるのか。メリット、デメリット、そういった部分をよく詳しくこれから精査しまして、市民そしてまた病院職員、そういった方々に説明やらアンケートやら、そういった部分で進めていきたいと、今そういうように思っていますのでよろしくお願いします。

○議長（林 俊介） 太田将範議員。

○4番（太田将範） 先ほど来、独法化と医師確保の問題ということの関連性につきましては、あまりご回答がなかったように思うんです。ですからそのことにつきましては、恐らく独立行政法人化したとしても医師確保とは関係ないだろうというふうに考えます。

また、近隣の公立病院との機能の分担や広域化しても、医師不足の解消にはならないというふうに私は考えます。この解決は、検討委員会の報告書では旭中央病院の内部努力に丸投げされている、私はこういう印象を受けました。実際、外部から来た先生方が何も提言することもできなかったというふうに思うんです。ですから、この部分につきましては独立行政法人というものと関係ないのではないかと思います。

また、医師不足に対して行政ができる範囲というのは限られております。医師の志望者に

奨学金を出すとか、開業医をリクルートするとか病院を退職する先生方になるべく旭で開業していただくように頼むとかという、いろいろな施策を講じるというようなことで一定の今ある外来だとか一次救急の問題について多少の緩和にはなるとは思いますけれども、決定的なものはやはり中央病院の内部努力になってしまうという、結論はそこに行っていると思うんです。

また、今後少子高齢化社会になりますと、医療の需要が質的に変化してくるんだろうと思います。現在の10年先を見越して長期の計画を立てて、医療政策が求められてくると思うんです。ですから病気の質も今の状態とは変わってきて、介護や福祉、そういったものとの境目がわからないようになってくる患者が増えてくるはずですよ。ですからそういったことを見越して将来の長期的な計画を立てるのであれば、最も適した経営形態というのは現在の市民病院で、今のままの経営形態が一番適しているんだろうと思うんです。市長の見解をお聞かせ願います。

○議長（林 俊介） 太田将範議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 医師不足に端を発しての検討委員会ということでありまして、医師不足は要因としては本当に先ほど部長のほうからお話がありましたように多岐にわたっているいろいろな要因があると思います。そういったものを一つ一つ精査をしながら病院自体努力をして、今改善をしているところでありまして、そのところについてはその努力を継続していただきたいとそんなように思っているところであります。

また、全適から独法へというような検討委員会の方向性が出たわけでありましてけれども、正直言って検討委員会のメンバーも国を代表するような医療機関の方々でもありました。外部から来た方々は。そうした部分の意見を十分に参考にしながら、先ほども申しましたように中央病院の職員の皆さん方、そして市民の皆さん方、最終的には議決権ということで議会の皆さん方の承認がなければ独法には移行できないということでもありますので、その三つの機関、市民、病院、議会、そういった部分で十分にこれから検討していただきたい、そのように思います。

私の個人の意見は、そういった部分がある程度でき上がってきってから自分の思いは出したいとそんなように思いますので、よろしく願います。

○議長（林 俊介） 太田将範議員。

○4番（太田将範） では次の一般廃棄物処理基本計画についてのところの質問をさせていた

できます。

地域計画の中で焼却施設についての評価は6項目あります。周囲の安定面、運転安全面、コスト面、維持管理面、環境保全面、資源化面、この六つでよろしゅうございますけれども、それにつきまして検討委員会の報告の中で、この六つについての評価の評点が下されております。建設費、維持費、安全等は全ての焼却炉の数値というのは民間の出してきたアンケートの結果、非公開ということになっております。ですから第三者が見て、この検討結果が正しいかどうか。あるいは正当性があるのかどうか。これは全くわからない。

そういう中で、こういった面での評価の非常に高かったのがシャフト式溶融炉、ガス化溶融炉です。これが非常に評価が高いということで報告に上がっております。

ところが建設費だとか維持費、安全面、4月5日の東総広域の説明会のときにさまざまな問題点が指摘されておりました。議員たちから7名の方々が発言されましたけれども、この問題について全て否定的な考え方でした。これについての検討がどう見なされているのかわからないけれども、とにかくこの部分における未公開部分の評点が非常に高かったというようになっております。

一部先日30日にいただいた資料の中では、建設費のほうではなくて、見積もりのほうではなくて、入札の結果のほうでばらつきを見た表が出ておりました。これを見ますと大体ストーカ炉が100トンクラスの炉が2基ということになりますと、大体1トン処理能力当たり3,000万円から4,000万円ぐらい。シャフト炉のほうは4,000万円から6,000万円ぐらいの間にばらつきがあります。ですから約2倍近くの値段の差がある。それなのに建設費のコスト、これにつきましてはシャフト炉が非常に評点が高く出ております。

それから安全面につきましても、匝瑳市の市議会議員からはシャフト炉につきましては事故が多数発生していると。これについても非常に安全面での評価が高い。そういうふうになっております。

それから維持費、これにつきましてもバイオコークスと言いまして、要するにコークスを入れて燃す、要するに新日鐵の高炉と同じなんです、溶鋳炉と。それと同じなのに運転コストは同等かそれより若干高い程度だというようになっております。

そういった形で、企業のメーカーの非公開部分、この部分について非常に評価がシャフト炉で高くなってきている。これははっきり言いまして最初にもうシャフト炉を入れるという前提があつての評価ではないのかと疑ってしまっているんです。これは恐らく皆さん、ちょっと炉の問題がわかる方はそういう疑問を持っておられるのではないかと思います。この点

につきましてそういう流れがあったのかどうか、市長にお尋ねしたいと思います。

○議長（林 俊介） 太田将範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） そういうことがあったら大変なことでありまして、最初から何かに決めていくというようなことであれば、検討委員会の必要もないし、癒着の問題だとかいろいろなそういったものも出てきます。それはもう絶対にないと神に誓ってそれは申し上げたいと思います。

ただ先ほども申し上げました検討委員会、皆さん方のほうがもっとよく知っているというような方も恐らくいると思いますけれども、これも千葉大の名誉教授と千葉科学大学の教授が来て、委員長、副委員長になって検討を加えていただいたわけでありまして。その人を全面的に否定するという部分では、何回検討委員会をやっても同じことだと思しますので、その点は十分理解をしていただきたいとそんなように思いますのでよろしくお願いします。

○議長（林 俊介） 太田将範議員。

○4番（太田将範） そのようなことはなかったということは一応確約をしていただきました。

その次に最終処分場検討委員会というのが4月から検討を始めているわけですが、最終処分場の検討委員会というのはもう6月になりますから、今までどういことをやっていたのか報告を求めたいということと、今回報告書を出した二人の正副委員長が、また処分場のほうの検討委員会でも正副の委員長になっております。これはやはり別の方のほうがいいのではないかとこのように私は思うんですが、その点についてのご見解を伺いたしたいと思います。

○議長（林 俊介） 太田将範議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 太田議員も今東広の議員でありますね。東広の議会の中で最終処分場の検討委員会が立ち上げてもう委嘱を出してしまったということもありますし、専門家ということで二人が今度の最終処分場も東広の事務サイドでそういったことになったわけでありまして、ご理解をいただきたいと思います。

最終処分場の進捗ということでもありますけれども、4月に1回、5月の初めか、最終処分場の視察、検討委員会のメンバーで視察をいたしました。そのほかについては、銚子市の市長がかわったということもありまして、最終処分場の問題をきっちりと地元で市民、地元の議会、そういったものに対応して、それからやろうということでもありますので、今、具体的

には最終処分場の候補地、そういったものについては今進めていないのが現状でありますのでよろしくをお願いします。

○議長（林 俊介） 太田将範議員。

○4番（太田将範） わかりました。ほとんど進んでいないということですのでよろしいですね。
（発言する人あり）

○4番（太田将範） わかりました。

次に移ります。行政評価ということについて、議会のほうで地方自治法が変わって、二つの23年、24年の説明を行っていただきました。総合計画というのは18年に策定して19年に出ているんですね。総合計画の策定につきましては23年前ということで議会の議決があったというふうに記憶しております。23年の改正の主な趣旨といたしましては、そういった自治事務を地方自治体が地方分権に基づいて自発的に条例等で定めて、事務の範囲を決めろというような趣旨だと思うんです。

具体的に千葉県では印西市、市ではありますけれども7条ぐらいの小さな条文ですけれども、総合計画につきましては議会の議決事項という条例をつくっております。ですから旭市におきましてもやはり総合計画のそのものにつきましては、議会の議決事項だという条例を検討してもいいのではないかと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（林 俊介） 太田将範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（伊藤 浩） 今議員おっしゃるように、印西市それから酒々井町ですね、何件かがちょうど時期が来て構成をしている。新たな基本構想を出しております。今議員おっしゃるように、基本構想をこれから出すというときには条例化して議会議決をするということになっております。

私どものほうもまちづくりの基本方針、それから指針であったものであります。今後も十分検討してその辺のことを確認していきたいと思っております。

以上です。

○議長（林 俊介） 太田将範議員。

○4番（太田将範） 検討していただけるということで、ぜひ実現していただきたいと思いません。

特に、議会におけるチェックというのはやっぱり市民の皆さんが非常に大きな期待を持っておられる中身でございます。ある程度基本構想に基づくいろいろな行政チェック、こうい

ったものも議会としてもこれから勉強しながら、私もまだ不慣れですので、勉強しながらお互いチェック機能を行政の内部でもやる。それから議会の中でもやっていくというそういう二つの流れをつくっていく必要があるんじゃないかと思います。

次に一部事務組合についてということで、先ほど市長がお答えになりましたけれども、3市の信頼関係があるということなんですけれども、協議会とか一部事務組合というのは先ほど言ったように整理の対象として国は考えているのではないかというふうに考えるんです。特に一部事務組合で財政力の違い過ぎるところが組んで、もし万が一のことになったらどうするかというようなことがあるわけです。そういった場合、国の考えているのは広域連合というこういう大きな組織にしておいて、広域連合による実務をやっていくという、地方自治体をつくっていくという方向ではないかというふうに私は考えたんです。ですから広域連合にこれから移っていくんではないか。これに県が絡みますとほとんど撤退することは不可能になります。ですからこういった方向ではないかと思うんです。そういうことから一部事務組合につきましては、これから慎重に考えていく必要があるのではないかということを表示いたしまして、私の一般質問とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（林 俊介） 太田将範議員の一般質問を終わります。

◇ 伊 藤 保

○議長（林 俊介） 続いて伊藤保議員、ご登壇願います。

（5番 伊藤 保 登壇）

○5番（伊藤 保） 5番、公明党、伊藤保、議長より発言の許可が出ましたので、通告に従い一般質問を行います。

一つ目、公文書の管理について伺います。

近年、自治体において公文書管理を見直す動きがあります。これは2009年6月に国会で成立し、2011年4月に施行された公文書管理法を受けての動きです。公文書管理法は、公文書を適正に管理することにより、行政を適正かつ効率的に運営し、将来にわたって国民に対する説明責任を果たすことを目的としています。

この法律制定の背景のもととなったのは、いわゆる消えた年金記録問題や海上自衛隊の航海日誌の誤破棄などです。これら国のずさんな文書管理が明るみになったことを受けて、制定への機運が高まりました。この公文書管理法の趣旨にのっとり、保有する文書の適正な管

理に関して必要な施策を策定し、実施する努力義務が自治体に課せられたため、自治体において公文書管理見直しの動きが出始めました。

公文書は国のみならず自治体においても、市民生活に関する諸活動や歴史的事実の記録であり、市民共有の知的資産であります。公文書を適切に管理することは、自治体においても必要な課題であります。なぜなら自治体における施策の決定過程と地域のあり方そのものにかかわる重要事項について、住民によるその検証を可能とするものとなり、民主主義の基本にかかわるものと言えるからです。まさに公文書の管理は自治体の重要な責務と言えます。

また、東日本大震災の教訓から、大規模災害等から公文書をいかに守るかということも自治体の重要な役割であります。現在の一部の自治体においては公文書管理条例を制定し、情報公開の仕組みをあわせて、具体的に公文書管理に関する取り組みを進めているところもあります。

しかしながら、本当に重要な公文書を適正に管理し、住民に対して有効に利用されるためには、受け皿となる地方の公文書館が必要と考えられますが、財政状況に鑑みて新規に公文書館などの施設を設けることが困難なところもあると思いますが、これが実情かと思えます。公文書館として新たな施設を建設するのではなく、使用しなくなった施設などを公文書館として設置するなど、財政負担を軽減しながら適切な公文書管理を進めるための取り組みをさまざま工夫しているところもあります。今後、地域主権、道州制に向けた流れもあり、自治体において行政の意思決定の過程等を文書として記録し、保存することで、過去の経緯を検証し、将来の施策づくり、政策づくり、行政運営に役立てることができる公文書管理の仕組みは、ますます重要になると考えられます。

そこで1項目めに、旭市の公文書の保管はどのようになっているのか伺います。

2項目めは、市民がいつでも閲覧できるようになっているのか伺います。

次の質問に移ります。

総務常任委員会の行政視察で、島根県太田市へ人口減少対策の一つに定住促進事業があると聞いて行ってきました。山陰地方は人口が著しく減少しており、この旭市より人口が少なく約3万8,200人、面積は旭市の約3.4倍の436.12平方キロメートル、議員定数24というところでは、県の単費の補助金などを利用して、定住推進委員を設置、5年で83組、210名が定住しているそうです。民間の島根県宅地建物取引業協会太田宅建センターと連携し、空き家事前調査、売買及び賃貸価格の調査など、さまざまな取り組みをしております。

旭市においては、定住促進について、現在の施策について伺います。

2項目めは、空き家バンク制度について伺います。県内でも、いすみ市をはじめ隣の匝瑳市など近隣でも始まっておりませんが、わかりやすく説明を伺います。

3項目めに、これから人口が減ってきますが、今後の促進施策について伺います。

次の質問は、旭中央病院検討委員会について伺います。この質問は、さまざま今まで出ておりますけれども、新聞の折り込みや千葉日報の記事に独立法人化への文字がありました。市民には関心があるようです。設立の目的について伺います。

また、新館ができて2年ですが、経営は関係者の努力もあって黒字経営となっておりますが、2項目めに今後の方向について伺います。

最後の質問は、新庁舎建設について伺います。

山口県岩国市の新庁舎を視察してまいりました。旭市と自治体の規模が違うし、基地の町として防衛省から交付金がかなり来たようで、合併特例債などを活用し、市の持ち出しは少しだったようですが、旭市の新庁舎の建設を当初平成30年以降と聞いておりましたが、ここに来て前倒しで行うような話を耳にしましたが、1項目めは建設計画について伺います。

2項目めは、建設検討委員会について、いつごろ立ち上げるのか伺います。

以上、再質問は自席で伺います。

○議長（林 俊介） 一般質問は途中ですが、2時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時 1分

再開 午後 2時15分

○議長（林 俊介） 会議を開きます。

伊藤保議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 伊藤保議員の質問にお答えいたします。

私のほうからは、3番目の（2）の検討委員会の報告について、今後の方向性ということでお答えしたいと思います。

もう一つ、新庁舎の建設について、進捗状況ということでお答えしたいと思います。

初めに、検討委員会の報告を受けて、今後どうするかということでもありますけれども、検

討項目三つお願いしました。その項目別に報告が出されまして、それごとにお答えしたいと思います。

一つ目の地域医療において旭中央病院が果たすべき役割に関しては、報告書にありますように、旭中央病院は広域医療圏の中核的な拠点病院として維持し、周辺病院との連携、ネットワークによる役割分担を進めていきたいと考えております。

二つ目の旭中央病院における課題及びその対策に関しては、中央病院の課題は医師確保であり、その対策は平成24年度に行ったさまざまな措置の継続、拡充とあわせ、医師の増員を目指した最大限の取り組みを行うことが挙げられておりますので、引き続き医師確保に全力で取り組むよう、中央病院に求めてまいりたいと思います。

三つ目の旭中央病院の経営形態に関しては、職員の意識の変化を促し、より一層迅速、柔軟な経営を可能とするため、移行費用や職員の身分等について検証を進め、平成26年度末までに地方独立行政法人へ移行すべきとのことでありますが、これまでに議員の皆さん方から質問がありましたように、議会をはじめ中央病院職員、そして市民の皆様の意向を伺いながら、慎重に判断していきたいと思います。

4番目の質問であります新庁舎建設についての進捗ということではありますが、新庁舎の建設については、昨年3月の定例会施政方針において、平成30年度の完成をめどに庁舎建設基本構想の策定を進める旨を申し上げたところであります。

しかしながら、建設後50年ほどを経過する現庁舎は耐震基準を満たしていないこと、さらには庁舎の防災拠点機能としての重要性を踏まえれば、少しでも早くに建設に着手することが最善であることから、平成29年度完成を目指して進めていきたいと考えております。今、言われております南海トラフの問題、今日も2回ほど大きな地震がありました。そういったこともいろいろ総合して、少しでも早くできればと、そんなように思っているところでありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（林 俊介） 総務課長。

○総務課長（米本壽一） それでは、1点目の（1）公文書の保管についてということでございます。市の公文書の保管体制はどうなっているかということでございますけれども、文書の作成、整理、保存等の取り扱いにつきましては、旭市文書管理規程に基づき行っておるところでございます。收受や起案した文書については、決裁が済んだ後に文書管理システムに登録しまして、年度を単位としまして簿冊にしているという状況です。当該年度及び前年度の文書につきましては、常用的に取り扱うことから各課の執務室において保管し、そ

れ以前の文書については、それぞれ指定した書庫において保存しているところな状況です。合併以降、本庁舎及び支所庁舎等に各課が分散しておりますので、それぞれの庁舎において書庫を設置しまして、文書を保管しているところな状況でございます。

それと、(2)の公文書は市民がいつでも閲覧できるのかということのご質問がございました。文書の閲覧につきましては、旭市情報公開条例に基づきますけれども、本市における情報公開の趣旨は市民の知る権利を十分に尊重しまして、積極的な公表に努めるということにしております。よって、市民の求めに応じていつでも情報公開コーナーや所管課において閲覧していただくこととなります。

また、公表している文書のほかに、個別具体的な文書について市民から閲覧または写しの交付依頼があった場合には、公文書開示請求を行っていただき、文書を特定しまして開示することとなっております。

それともう一点、4番目の質問です。新庁舎建設について、市民も含めてのことと思います。建設の検討委員会なるものをいつ立ち上げるのかというご質問がございました。4番目の(2)でございます。幾つかの先進市の例を見ますと、庁内組織のほかに一般市民及び学識経験者で組織する市民会議や議会で組織する調査委員会を設置した事例もあります。旭市におきましては、基本構想を今年度作成、その後建設計画を作成するにおいては、議会の意見をいただくとともに市民の声を反映する推進体制をとることになります。その体制ですけれども、組織につきましては平成26年度に立ち上げたいと、こんなふう考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長(林 俊介) 企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長(伊藤 浩) 私のほうからは、2番目の定住促進の(1)、(2)、(3)、それと3番目の旭中央病院検討委員会についての(1)設立の目的についてご回答いたします。

まず、定住促進の事業概要ということですが、現在、旭市において定住を促進し、人口減少を抑制するためにさまざまな施策を行っております。定住促進するためには、特に子育て環境の充実を大切と考え、出産祝金支給事業や乳幼児紙おむつ給付事業、また子ども医療費助成事業なども行っております。

定住促進奨励金交付事業につきましては、4月より開始いたしました。その概要についてご説明申し上げます。

まず、市内に定住する意思を持って住宅を取得し、購入した方に対して、一律50万円を交付いたします。交付要件についてですが、まず1番目として平成24年1月1日以後に住宅を取得していること。2番目といたしまして、住宅の取得の日と転入の日との間に1年以上の期間がないこと。3番目ですが、転入の日から起算して過去3年以上旭市の区域以外に住所を有していたこと。4番目ですが、交付申請時において旭市に定住していること。5番目として、世帯全員に市税及び国民健康保険税の滞納がないこと。6番目ですが、過去に当該定住促進奨励金の交付を受けていないことが概要です。

次に、空き家バンクについてご説明いたします。

空き家バンク制度につきましては、空き家の売却または賃貸を希望する所有者からの申し込みにより登録された空き家情報を、空き家の利用を希望する人に対して市が提供する制度であります。なお、この制度は運用するに当たりましては、市が宅地建物取引業者の協会と提携を結び、実際の取り引きに至る場合には、宅建業者がその仲介に当たるというケースがほとんどであります。

それでは、3番目の(1)検討委員会の設立の目的についてということでお答えいたします。

旭中央病院検討委員会においては、医師確保ではなく経営形態について検討したかとのことですが、検討委員会では設置当初の会議において、地域医療における中央病院の役割並びに中央病院の課題と対策について議論をしております。その中で、医師確保については平成23年度に生じた医師の退職理由をはじめ、その後医師確保のために病院が行った対策、また医師の勤務状況等について、中央病院に対して説明を求め、その上で医師確保について最大限の取り組みを行うこととしております。

次に、経営形態についての経緯ですが、平成21年3月策定の旭中央病院改革プランにおいて、計画期間である25年度までに調査研究をしていくということとされております。あわせて検討委員会において中央病院の課題と対策、検討する上で職員の採用や予算の執行等に関連があることから、検討項目の一つとしたものであります。

以上です。

○議長(林 俊介) ただいまの質問に対し、答弁漏れがあったようでございます。大きい2の(3)の答弁がありませんので、答弁をお願いします。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長(伊藤 浩) 今後の促進ということですが、定住奨励金4

月から始まりました。今後も積極的に進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（林 俊介） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） それでは再質問をさせていただきます。

公文書の保管ですが、今現在各支所で課別にこれは行っているという理解でいいのでしょうか。例えば建設課なら建設課、あるいは農水産課なら干潟というような形でよろしいですね。そうすると、1か所では閲覧できないという形になりますね。そうすると、やはりこの市内干潟まで20分ぐらいかかります。飯岡までも15分かかるんです。15分から20分ぐらいかかる。そうすると非常に時間的なロスも含まれてきますので、何とか1か所で閲覧できるような、そうしたものができないかということだと思うんですけども、その辺のところはどうでしょうか。考えておりますでしょうか。

○議長（林 俊介） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） 今、議員から再質問ございました。現在、各課の執務室が本庁、支所、その他の施設に分散している状況にある中、効率的なスペースの問題から、新たな庁舎を建設しまして、組織を一極に集約するまでは現状でいかざるを得ないのかなというふうに考えております。議員のおっしゃるのはよくわかります。図書館のように1か所に行って全部の公文書が見れたらいいというのはよくわかります。しかし、どの書庫においても非常に限りがあります。

また、庁舎の空きスペースの有効利用ということから、実は海上支所3階の議場であったところを改修しまして、新たな書庫を設置したところであります。海上支所3階の書庫には、全ての課における合併以降の永年保存分とあとは10年保存分の文書を、そこだけは集めさせていただきました。

以上です。

○議長（林 俊介） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） そうすると、早く新庁舎をつくってもらわなければならないようなことになってしまうんですけども、公文書においてはやはり、1年以内だったら窓口へ来ていろいろ聞けばわかるんですけども、合併後ですと前のものが知りたいということになると、どうしても日数とかそういったもの、何日何日までお待ちください、用意しておきますからという形になると思うんです。ですから、その辺のところを何とか早くやっていただきたい

というふうには思うんですけども、閲覧する人もあまり少ないかもしれませんけれども、一応公文書の管理ですから、そういう法律もありますので、やっぱりそれ相当のことを対策をしていかなければならないのかとこういうふうに思います。

2番目の質問に移りますけれども、市民がいつも閲覧できるのかということですが、所定の手続きがあると思うんですけども、所定の手続きが終わればすぐに閲覧できるということで考えてよろしいでしょうか。その辺はお聞きします。

○議長（林 俊介） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） はい、そのとおりでございます。手続きをすれば見れるということでご理解をお願いいたします。

○議長（林 俊介） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） わかりました。

では、次の質問に移らせていただきます。

定住促進についてですけれども、現在の施策については、これは定住促進というよりは子育てとかさまざまな施策が重なって行われていると思うんですけども、その中で先ほどありましたけれども、アパートに居住しています。1年以内ということですが、旭市内に住所があって、アパートで、大体期限が2年ぐらいだと思うんですけども、市外から来た方でそういう方がいるとなると、これは住所がもう旭市にあるわけですから、対象にならないと思うんです。そういった市外から旭市のアパートに住んでいて、2年間住んでいてこのまちがいいというふうに思われたときに、これを可能にするということはどうでしょうか伺います。

○議長（林 俊介） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（伊藤 浩） 今回つくった制度の中では、住民票の移動がありました。あってから1年以内に建物、要は家屋の取得ということになっております。議員おっしゃるように、住んでみていい状況というか、いいまちだということで、それから家を建てるということであれば、1年とか2年、1年はちょっと無理かと思えます。実際にこの制度をつくる時に、このようなことの検討もしました。いつまでの期間が適当なのか。基本的には市外にいて、それは3年以上いた人です。来てから1年以内に建ててくださいということになっておりますが、いずれにしても4月から始めたばかりです。だものですから、

その辺経過を見ながら検討させていただければと思っています。今現在、3件の交付決定をしました。それと2件が直ちに来ております。その辺で内容を少し経過を見ながら検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（林 俊介） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） 太田市の定住対策事業ということ、資料をいただいてきたんですけれども、この中にはさまざまな施策があります。千葉県は単費で補助金を出すということはないんですけれども、定住推進委員の配置、そういったもの、これは積極的に空き家活用対策とか定住相談とか、定住者のフォローですね、定住者に対してのフォローそういったものを行うということで、そういった太田定住支援センターというものがあるんです。ですからそういった専門的なものもあってもいいのではないかと、こういうふうに思うんです。

先ほど、定住奨励事業ということで50万円ということでした。空き家改修事業、これも補助金を出すようにしているんです。これがいいですよという形になったときに、ある程度リフォームしますから、そのときにやっぱり実費じゃなくてある程度補助金を出すというような対策も含まれているんです。

それから、先ほどお話がありましたけれども、宅建業界と一緒に見に行き、査定とかそういったのも一緒にやっているんです。そこに決まったときに、そういった事業の話があって、促進にかかわってなったときには、1件につき5,000円ぐらいの補助金を宅建業界に出しているんです。

それから、田舎体験施設利用者促進事業ということで、1週間ぐらい旭市に例えば住んでもらって、そこに1日当たり3,000円ぐらいを補助して、空き家の持ち主にですね、そういったこともやっているということなんです。

その成果として、5年間で83組、210名が来ているということなんです。恐らく高齢社会ですから、亡くなる人のほうが多いと思いますけれども、そういった形で実績があるということなんです。そういったさまざまな雇用環境の整備とかそういったのもやっております。これはハローワークに出されていない職種、職業の開拓とか企業の紹介とかやっているんです。だからある意味、こういった定住支援センターみたいなものを立ち上げてはどうだろうかと思います。この辺のところをこれからどういうふうにしていくか、ちょっと伺いたいと思います。今後の施策について。

○議長（林 俊介） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（伊藤 浩） いろいろな施策の内容、ありがとうございました。
した。

空き家バンクにつきましては、隣の匠瑛市がやられているということです。それから空き家改修事業、それと宅建業界との連携を結んだそういった住宅確保、いずれにいたしましても旭市も今人口減少対策として積極的に取り組んでおります。その辺を我々も聞いたり、それから研究して、ぜひ実現できるものであれば、支援センターですか、そういうような形になればと思っておりますので、検討させていただきたいと思います。

○議長（林 俊介） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） ぜひこの支援センター、早く立ち上げたほうがいいと思うんです。急速に人口が減ってくると思われます。ですのでそういった意味では早めに手を打っていただいて、いろいろな形で支援ができるような体制を整えていただきたいと思います。

空き家バンクの制度ですけれども、空き家バンク制度、これはいわゆる民間を圧迫させるというようなそういったこともあると思いますけれども、これは先ほどお話があったとおり、宅建業界の業者とそれから借り手の方々の話になりますので、ましてや調査に対しては一緒に行って、補助金を出しているということです。太田市では宅建業界のほうから話があったと。こういう制度があるんだけれどもどうだろうかということで、協力してやりましょうという話になったということなんです。ですから決して民を圧迫するような政策ではないと私は思っておりますので、その辺のところも促進をお願いしたいと思います。ですので、2番目の定住促進は終わります、次の質問に移らせていただきます。

旭中央病院の検討委員会についてということで、午前中も何人か、また先ほども太田議員が質問されておりました。あまりそういう意味では突っ込んだ内容ということではできないんですけれども、この質問を出した後、報告書が出ました。この報告書の中に、読んでみると開催経過ということでずっと読んでみると、2回目からもう地方独立行政法人の経営形態に関すること出てきているんです。先ほど、医師確保の問題という話が出ましたけれども、これに対してほとんど時間を費やしていないような感じを受けて、どうしても独法のほうに独法のほうにというような内容になってしまっているというのが、私の見方なんです。ですから、もう少し医師確保の問題について内容をもっと細かくやっていただきたいと思います。まだ報告書ですからまたさらに検討を加えていくと思うんですけれども、そういった中でやっぱりいろいろな意見があると思うんです。医師確保で成功したところは何か所ぐらいあるのかと

か、そういったこともあると思うんです。そうしたことも加えていただきたいとこのように思います。大体答えは同じような答えでしょうから、これで病院の委員会についてはおしまいにします。

次に、新庁舎建設についてですけれども、先ほどの市長のお話では29年ですか、なるべく完成を早く目指すということです。我々も市民相談とかさまざまな形で、いろいろな市民相談を受けます。そうするとやっぱり行ったり来たりにかなり時間を費やしてしまいます。能率的に非常に悪いような状況なんです。ですので一極集中して、やはりなるべくだったらやってもらいたいというふうに思うんです。電話で聞くやつは大体電話で済ませてしまうんですけれども、電話では見えないところもありますので、そうするとこの範囲内というのはやっぱり最低でも行き帰り1時間ぐらひはかかります。そうすると内容等話しているとやっぱり2時間ぐらひはかかってしまうのかというふうに思いますので。

また新庁舎の岩国市のほうを見てきましたけれども、かなり立派な新庁舎でした。旭市とは財政規模、先ほども述べましたように違います。ですけれども、中に市民が自由に入れる食堂とか、あるいは屋上の公園とかそういった形で市民が憩いの場になるような、そういったことも考え合わせてつくられていました。ですのでそういったことも兼ねて、市民が気軽に来れる庁舎という形でできたらいいのかというふうに思いますので、その辺のところも検討の一つの課題だと思いますので、そういう意味ではぜひ市民の側に立った新庁舎の設計等考えていただきたいとこのように思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（林 俊介） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） 議員ご提案の市民の触れ合えるような場をとということで、今実はワーキンググループを組んで三つの班をつくってそれぞれ検討しております。

今議員提案のありました市民のためのというのは、環境班という班をつくりましてやっているというような状況で、そのスペースについても検討しているところですので、ぜひ取り入れたいとそういったことを検討しているところということでご理解をお願いいたします。

○議長（林 俊介） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） そうというような形で要望をお願いしまして、以上で私の一般質問を終わります。

○議長（林 俊介） 伊藤保議員の一般質問を終わります。

◇ 島 田 和 雄

○議長（林 俊介） 続いて島田和雄議員、ご登壇願います。

（6番 島田和雄 登壇）

○6番（島田和雄） 議席番号6番、島田和雄です。

東日本大震災から2年余り経過した今、市を挙げて復旧、復興に全力を傾けて取り組まれた結果、公共施設はほぼ復旧が果たされました。しかし、被災された市民を中心に、市民生活はまだ元に戻ったとは言えません。今後は被災者の支援、内面的な部分を含めて支援等に取り組んでいただくとともに、以前にも増しての旭市の活性化、また大災害に遭遇し、目撃した世代の責任として、被災を教訓とした災害に強いまちづくり等に取り組んでいただきたいと思います。明智市長をはじめ市職員の皆様のご尽力をお願いするものです。

今回、私の質問は、災害発生時に寸断された水、電気のライフラインについて、その確保に向けた取り組みを中心に4項目の質問をします。

1項目めは旭市の水道施策について伺います。

1点目として、水道施設についてですが、旭市に4か所ある配水場の貯水量は、市民の使用料の何日分くらいの貯水量になるのか。また維持管理費はそれぞれどのくらいかかっているのか伺います。

2点目として、災害に強い水道づくりということで質問します。23年3月11日の震災で水道がとまり、市民生活が混乱しました。市内水道の元は4か所の配水場です。その後水道の経路をたどっていくと、小・中学校や市役所など公共施設には受水槽と呼ばれるタンクと建物の屋上に高架水槽と呼ばれる二つのタンクが設置されています。これらのタンクに蓄えられている水量はどのくらいか。またこれらの水が3月11日の災害時に全て使い切られたのか。使われずに残っていた水もあったのかお伺いします。残っていたとすればなぜ残っていたのか伺います。

2項目めに再生可能エネルギーについて質問します。

1点目として、災害時の電源として活用できないかということで質問します。

24年7月から再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度が始まり、鎌数工業団地のメガソーラーを初めとして太陽光パネルの発電所が市内各地に設置され始めています。風力発電所の建設の動きもあります。これら再生可能エネルギーの設置状況について伺います。また、震災後に始まったこれら再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度による発電所の電気は売電用となっていますが、災害時の停電のときに使うことができないか伺います。

2点目として農地での発電について伺います。昨年的一般質問でも触れましたけれども、農水省が昨年国会に出した農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案は、その後どのようなようになったか、国の動きについて説明をお願いします。

3点目は農業施策について伺います。

1点目として、人・農地プランについて質問します。農水省が平成24年度に打ち出した人・農地プランは、地域農業マスタープランです。それぞれの地域の土地利用型農業で中心となる経営体に農地を集中させて、強い農業を実現しようとする政策です。具体的には、旭市の水田農業においては20から30ヘクタールの経営体がほとんどになるような農業を目指すというものです。

市町村がプランを作成することになっていますが、旭市のプランはどのようなものか伺います。

2点目として、経営所得安定対策について伺います。民主党政権時には農業者戸別所得補償制度と呼ばれていた対策ですが、自民党政権になって名称が変更されました。今のところ内容は同じものですが、来年度についてはまだはっきり継続の姿勢は示されておられません。この対策への平成24年度旭市の農家の加入状況を、経営規模別にお伺いします。

4項目めに旭中央病院の救急について伺います。

旭中央病院の救急は、市民にとって安心のかなめとなっております。しかし、医師不足と周辺病院の医療機能縮小の影響で、診療機能が限界に近いところまで達してしまいました。

この対策として、時間外選定療養費の徴収と飯岡診療所の休日救急診療の二つの対策がとられました。両方の対策とも旭中央病院への一次救急患者の集中を防ぐことが狙いで実施されましたが、狙いどおりの効果が出ているかどうか伺います。それぞれの対策の効果を数字等で示してください。

これで1回目の質問を終わります。答弁をよろしく願いいたします。

○議長（林 俊介） 島田和雄議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（鈴木邦博） それでは、大きい1番の旭市の水道施策についての（1）水道施設についてお答えいたします。

まず、配水池容量が何日分あるかについてでございますが、給水区域全体の配水池容量は9,447立方メートルとなっており、1日最大給水量を基準にした場合、約10.5時間分が確保されております。

個別に見ますと、旭配水場の配水容量は5,040立方メートルで約8.6時間分、海上配水場は1,261立方メートルで11.1時間分、飯岡配水場は1,920立方メートルで12.4時間分、干潟配水場は1,226立方メートルで8.7時間分となっております。

次に、維持管理経費についてお答えいたします。配水場の維持管理経費としては、電気代、委託料、修繕費等を積み上げた経費となりますが、そのうちの電気代委託料は年度による大きな差はありませんが、修繕費が年度によって差があるため、平成10年度から24年度までの7年間の実績値からある程度の幅を持たせた数字でお答えさせていただきます。

旭配水場は2,132万円から3,240万2,000円、海上配水場は266万8,000円から894万6,000円、飯岡配水場は307万4,000円から1,265万円、干潟配水場は415万4,000円から1,568万8,000円となっております。

なお、維持管理経費は各配水場の配水量とも関係してきますので、平成24年度の地区別配水量についてもお答えさせていただきます。

旭配水場は1年間ですけれども362万1,000立方メートル、海上配水場は71万8,000立方メートル、飯岡配水場は74万4,000立方メートル、干潟配水場は72万7,000立方メートル、合計で581万立方メートルとなっております。率にしますと旭配水場は62.3%、海上配水場は12.4%、飯岡配水場は12.8%、干潟配水場は12.5%となっております。

私のほうからは以上です。

○議長（林 俊介） 庶務課長。

○庶務課長（横山秀喜） 庶務課のほうから、災害に強い水道づくりということで、震災の状況等を含めまして回答申し上げます。

まず、震災時における学校施設の水道状況についてお答えいたします。市内小・中学校における貯水槽及び高架水槽の水量というご質問ですが、矢指小学校を除く19校で現在約400立方メートルとなっております。矢指小学校の場合には平屋建てということで、高架水槽等設けてございません。ただし、震災時には矢指小学校改築前ということで、受水槽6立方メートル、高架水槽6立方メートルのものがありません。

このような状況で、震災時には水道設備の損傷により、市内全域で断水が起きたことから、市内小・中学校では貯水槽及び高架水槽に蓄積されている水でトイレ等を賄いました。しかしながら、当時避難所となった学校施設の中で、避難者の数が多かった施設、例えば飯岡小ですとか海上中等ですが、その日のうちに貯水槽の水を使い切ってしまったことから、消防が設置した貯水プール等からバケツで水をくみ、トイレへ運び流していたという状況であり

ます。

ただ、水が残っていたかどうかということですが、これに関しましては、施設によりまして電源が確保されていたかどうかという状況によります。停電した場合には受水槽から高架水槽に上げる揚水ポンプが働かないということから、高架水槽の水は間違いなく使い切っていたはずですが、受水槽のほうにつきましては電源の確保がどうだったかということによると思います。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 総務課長。

○総務課長（米本壽一） それでは、再生可能エネルギーについて、2番目の質問です。

(1)です。災害時の電源として活用できないか。二つご質問がございました。1点目は再生可能エネルギーの設置状況、2点目は再生可能エネルギーの発電所の電気を災害時の停電のときに使うことができるかどうかというご質問でございました。

まず1点目です。再生可能エネルギーの設置状況についてお答えします。まずメガソーラーです。あさひ新産業パークに設置済み及び設置予定の事業者は現在4社で、総発電出力1万89.22キロワット、メガにしますと10.08922メガワットということになるわけです。

それとメガソーラー以外の太陽光発電の設置数です。市で独自に調査した範囲ですので、ちょっと不足しているかもわかりませんが、市内に6か所確認しております。ただ、総発電出力というものはわかりませんでした。

それと風力発電施設については、二つの企業で風車6基、総発電出力は5,750キロワットということでした。

次に2点目です。再生可能エネルギーの発電所の電気を災害時の停電のときに使うことができるかということでした。

まず、メガソーラーです。設置事業所の電力供給の協定や災害時の非常用電源設備の整備など、メガソーラー設置事業者との協議が必要となるわけですが、したがってすぐには困難ですが、技術的には可能ですということでした。

それと、市内のメガソーラー以外の太陽光発電の発電所につきましては、市内のある事業者を確認しましたところ、発電設備にコンセントが付いているので蓄電池があれば電気の供給はできるということを申しておりました。

次に風力発電ですが、市内の事業者にやはり同じようにお伺いしました。そうしましたところ、可能ではあるけれども電力供給設備がないためにその設備が必要になる。現状

では対応できないとのことでした。供給には自治体や電力会社の協議が必要となって、また停電時に必要になるのはバックアップとして専用の送電線が必要になるということの説明をお伺いしました。

以上です。

○議長（林 俊介） 農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） 3点ほどご質問ですので、まず初めに2番目、再生可能エネルギーについての（2）農地等での発電についてお答えを申し上げます。

議員おっしゃいます農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案でございますが、当初から農業農村より発電事業者の立場に偏った内容との批判がある中、2012年の通常国会に提出されました。ご承知のように昨年11月の衆議院の解散により、法案の審議入りできないまま廃案となっております。

その後の国の動きについてはとのご質問でございますが、日本農業新聞によりますと、自民党内で農村と調和する再生可能エネルギー、これらを推進する観点からプロジェクトチームでの課題を整理し、先の法案を修正、早ければ今秋召集されます臨時国会において、政府提出法案としての再提出を目指す考えであるとの記事が掲載されておりました。しかしながら、詳細についてはいまだ承知しておりません。

続きまして、3番目の農業施策についてのうちの（1）人・農地プランについてお答え申し上げます。

人・農地プランにつきましては、3月末に作成しているところでございます。プランにつきましては、青年就農給付金、農地集積協力金、スーパーL資金の当初5年間無利子化等のメリットがあることから、早期のプラン作成を目指して、農業者へのアンケート、認定農業者の営農計画などに基づいた意向を反映させるなど、現時点でわかる範囲の計画内容としており、中心経営体としては認定農業者865名、新規就農者2名をそれぞれ名簿登録しております。

計画の方向性としましては、地域の中心経営体となる法人、認定農業者に農地集積を図る。規模拡大を図り、作業の効率化を目指す。また生産施設、機材の整備を進め、農産物の品質を向上させ、産地の知名度を上げることによる有利販売を目指す、以上のことを今後の地域農業のあり方として位置付けております。

今後は、新規就農者や規模拡大を目指す方などへの利用集積等、農業者の話し合いを通してプランの変更が生じることも多々あるものと思われますので、弾力性をもって随時見直し

を図っていきたいと考えております。

続きまして、(2) 経営所得安定対策についての24年度の実績ということでございます。議員おっしゃいますように、経営所得安定対策については、昨年まで農業者戸別所得補償制度が基本的には内容は同じ枠組みで、名称のみをかえて実施されるものでございます。

それでは、規模別の加入状況を申し上げます。平成24年度の実績でございます。0.5ヘクタール未満の水稻作付農業者1,736人のうち、所得補償加入者5人、加入率は0.3%。0.5ヘクタール以上1ヘクタール未満が、農業者965人のうち加入者44人、加入率は4.6%。1ヘクタール以上2ヘクタール未満が、農業者882人のうち加入者93人、加入率は10.5%。2ヘクタール以上3ヘクタール未満が、農業者295人のうち加入者50人、加入率は16.9%。3ヘクタール以上5ヘクタール未満が、農業者138人のうち加入者36人、加入率は26.1%。5ヘクタール以上が、農業者66人のうち加入者35人、加入率は53.0%であります。全体では、農業者4,082人のうち加入者263人で、全体の加入率は6.4%でございます。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） それでは、私のほうから4番目の旭中央病院の救急についての、実施した施策の効果についてのうち、病院で導入いたしました時間外選定療養費の状況等についてお答え申し上げます。

平成24年度の当院の救命救急センターの総受診者数は5万1,437人で、前年度と比べますとマイナス14.1%、相当数減少しております。

これに対しまして、時間外選定療養費の算定状況は対象となる時間帯受診者の5%程度となっておりまして、軽症ということで時間外選定療養費5,250円をご負担いただいた数は5%程度ということで、それほど多くはございません。

一方、救急から入院となった患者総数は、24年度は6,095人で、これは前年と比べましてマイナス3.4%ということで、微減ということにとどまっております。こうした全体の受診者数が大きく減少している中で、入院になるような方はそれほど大きく減っていないという数字を見ますと、断定することはできませんが、時間外選定療養費導入の効果によりまして、軽症者の受診が減少したということがうかがわれますので、一定の効果はあったというように考えております。

以上です。

○議長（林 俊介） 健康管理課長。

○健康管理課長（野口國男） それでは休日の救急診療につきまして答弁を申し上げます。

休日救急診療につきましては、市民の休日における救急医療を確保するため、旭市医師会のご協力を得まして、昨年12月30日より旭中央病院附属飯岡診療所で実施しているところがあります。

診療の科目ですけれども、内科、それと4歳以上を対象とした小児科でございます。

診療状況でございますが、平成24年度実績といたしまして診療日数19日、診療人数155人、うち市内の方は143人です。1日平均8.2人という状況であります。平成25年度4月からの状況でございますが、5月末現在の診療日数につきましては12日間。診療人数は57人、うち市内の方51人です。1日平均4.8人ということになっております。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（林 俊介） 島田和雄議員。

○6番（島田和雄） 再質問をさせていただきます。

まず、水道施設についてでありますけれども、市内の貯水量、平均ですけれども10.5時間分ということで、大体半日くらいで水がとまった場合にはなくなってしまうというような状況ということがわかったわけでありまして、一つお伺いしたいことは、本年度の予算に海上配水場のそばに新しい水道タンクの建設の調査設計といったような予算が計上されたわけでありまして、この施設について概要とまた配水範囲、どの辺まで配水をする計画かといったようなことについて説明をお願いします。

○議長（林 俊介） 島田和雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（鈴木邦博） 海上配水場に新たな配水池建設の調査設計費が本年度予算に計上されているが、施設の概要、配水範囲等についてという質問であります。配水池容量は設計当時の基準では1日最大給水量の8から12時間分を確保するというようになっておりましたが、最新の基準では設計当時よりもより厳しくなりまして、12時間分を確保することになりました。

また、既存の施設を今のまま使い続けるには、修繕等を行っていく必要が出てきますので、そのためには池を一時的に空にすることが必要になります。旭配水場と飯岡配水場は池が二つ以上を有する構造となっているため、既存の池を交互に停止することで修繕への対応が可能となっておりますが、海上配水場、干潟配水場は池が一つであるため、停止する代替がなく、修繕等の実施そのものが困難な状況となっております。このような状況を考慮して、配

水池増設のための基本設計を行うものであります。

配水池容量はおおむね1,500立方メートルを予定しております。

配水範囲ですけれども、地勢や既設の配水管網を考慮して、できるだけ自然流下区域の拡大を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（林 俊介） 島田和雄議員。

○6番（島田和雄） 自然流下区域の範囲の拡大を図っていきたいというようなことでありましたが、当然旧海上地区だけでなく旧旭地区、そちらのほうにも配水の計画がされて、計画として配水を考えているのかどうかということなんですけれども。

○議長（林 俊介） 島田和雄議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（鈴木邦博） 今現在市内の各家庭への給水については、旭と海上、飯岡、干潟の各配水場を拠点として行っているわけですが、旭地区は地形的な制約からポンプ圧送をやっております。それ以外の旧海上、飯岡、干潟地区につきましては、高台を利用して、一部の区域を除いて自然流下区域をやっているわけですが、これから海上のところの配水池の増設に際しましては、できるだけ自然流下方式のほうが電力も、先ほど維持管理費の話もありましたが、そういった経費を抑えるためにもできるだけ自然流下区域を拡大していくというふうな方向で考えております。

以上です。

（発言する人あり）

○水道課長（鈴木邦博） 当然旭市がポンプ圧送していますので、旭地区を徐々に攻めていくというか、ポンプ圧送のところを自然流下にしていくというふうな計画で進めております。

○議長（林 俊介） 島田和雄議員。

○6番（島田和雄） はっきりした答弁はいただけなかったんですけれども、旧旭市方面のほうにも配水を計画としては考えているということですよね。

（発言する人あり）

○6番（島田和雄） わかりました。

最初の質問の中でも出てきましたけれども、維持管理費を考えますと、電気代を中心としまして、高台にタンクを設置して自然流下方式でこれから水道を取り組んでいったほうが安上がりで、これは誰が考えても明らかなことで、災害時におきましては停電であっても配水

管が無事であれば、停電になっても配水は可能ということで、高台にタンクを設置して自然流下方式をとって市内をカバーしたほうが、これからは長い目で見れば安上がりで済むと思います。

そういった中で、今後海上の配水場から旭の一部には計画が今回されるということでありますけれども、今後、飯岡あるいは干潟方面にもそういった施設があるわけでありますけれども、その辺についての計画はどのようになっているのか、その辺についてもお伺いしたいと思っております。

○議長（林 俊介） 島田和雄議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（鈴木邦博） 今、ご質問にありましたように、自然流下方式は電気代もかかりませんし、停電時にも使えるということで、区域を広げていくということになっています。

それからほかの区域、例えば干潟の配水場につきましても、海上と同じように1池しか配水池がありませんので、やっぱり先ほど言いましたように適正な配水池容量だとか、あるいは維持管理上の面を考えまして、将来的には増設の予定になっております。当然、海上と同じように自然流下区域を徐々に旭方面のほうに広げていくというふうな計画になっております。予定になっております。

以上です。

○議長（林 俊介） 島田和雄議員。

○6番（島田和雄） ぜひそういった方向で、今後水道のほうの、間もなくと言っては何ですけれども、まだ耐用年数があるようですけれども、その後においてそういった方向で施設の整備を進めていただきたいと思っております。

次の2点目ですけれども、災害に強い水道づくりということで質問しましたけれども、公共施設の受水槽、それから屋上にある高架水槽、二つありますけれども、高架水槽については自然流下方式でこれは全部使い切ったと。受水槽については電気が来なかったということで使えなかったというような答弁でございました。この対策については後の質問でまたコメントしますけれども。

それで、いざ災害で水道が断水した場合に、避難所等で使う備蓄用の水をどのようにこれから確保するかということでありますけれども、一つとしましては市が進めておりますペットボトルで備蓄をされているわけであります。私いつも思っていたんですけれども、ペットボトルの備蓄というのは確かに避難者の皆様に迅速に水を支給できるということで、これ

は一定の量は必要だと思えますけれども、しかしながらいつ来るかわからない災害に備えて、ペットボトルの水は更新費用が延々とかかるわけです。かかり続けるわけです。これがどうにかならないのかというような思いがありまして、市内の水道の施設に水をペットボトル以上にためておければ、いざというときにそこから取り出す、そういった方法でやればいいんじゃないかというふうに思ったわけでありまして、市も当然その辺については災害を受けていろいろお考えがあらうかと思えますけれども、ありましたらお伺いしたいんですけれども。

○議長（林 俊介） 島田和雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（鈴木邦博） ただいまの災害に強い水道づくりでございますが、ご質問の内容が震災対策用の貯水槽のことを想定して質問されていると思うんですけれども、そのことについてお話しさせていただきます。

震災対策用貯水槽は、ふだんは配水管の一部として機能して水が流れており、万が一地震などで配水管が破損した場合、緊急遮断弁が作動し、新鮮な飲料水がタンク内に充満した状態で確保される構造となっております。災害発生時には、この水を備え付けの手押しポンプ等でくみ出し、応急活動を実施するものであります。

東日本大震災の際には、応急給水として東総広域水道企業団から給水車により水道課及び海上、飯岡、干潟の各支所の計四か所に運搬しましたが、給水車の容量が限られていることから、量的にも活動範囲も限定的なものとなってしまいました。

このような意味から、震災対策用貯水槽は大勢の人が集まる避難場所等では容量も大きく、1か所で集中利用できるため、有用なものと考えておりますが、設置に当たっては設置場所、管理方法、使用負担等、防災担当部署等と調整が必要となりますので、今後の課題とさせていただきます。

以上です。

○議長（林 俊介） 島田和雄議員。

○6番（島田和雄） 今後の課題というより、ぜひそういったものを防災避難所等を中心に、そういったところに設置をして、いざという時のためにはやっぱり災害に強いまちづくりということもありますので、そういったものを備えていただきたいと思えます。せっかくいいアイデアを皆さんお持ちということの中で、ただ考えていただいだけでは効果は出ませんので、ぜひ実施に向けてやっていただければというふうに思えます。どうでしょうか。

○議長（林 俊介） 明智市長。

○市長（明智忠直） 今、庁内で検討しております、そういった大震災の中で飲料水をほかから持ってきてもらうというのに時間もかかりますし、ペットボトルも限りがあります。そういった部分で1基くらいは設置する方向で検討して進めていきたいとそうように思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（林 俊介） 島田和雄議員。

○6番（島田和雄） 市長、1か所といったような答弁でありましたけれども、できれば避難所に、そんな大規模なものは必要ないと思うんです。ペットボトルを皆さん考えていただければおわかりと思ひますけれども、ペットボトルの水量というのはどのくらいになると思ひますか、あれ。本当に計算すると、この間市で今備蓄している水量を聞きましてけれども、1人たしか1日3リットル、3日分、1人9リットルで5,000人分と言っていました。ですので、9リットルで5,000人分ですからたしか4.5立米くらいだと思ひます。タンクの容量にすると。その程度でありますので、その程度の貯水槽と言ひますか、水道の一部を使って水道の流れの中でその水を確保する。常に流れている中で確保して、いざというときにはそれをとめる。それで備蓄用の水としていざとなった場合には使うというような考え方で整備するということなんですが、そんなにお金はかからないと思ひます、多分。5立米とか10立米ぐらいのそういった施設は。ですので、できればそれぞれの避難所、そういったようなところにそういったものを備えていただければいいのかというふうに考えています。大規模なものじゃなくて、小さなものを少しずつ施設したほうがいいと思ひます。

○議長（林 俊介） 島田和雄議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（鈴木邦博） 1人3リットルで3日間で50立米です。50ですね。先ほど言いましたように、水道管と一体となって何か震災があった場合には前後で緊急遮断弁でとめられるような形で、それと今言ったような避難場所等で一気に大勢の方が使えるというような施設ですので……

（発言する人あり）

○水道課長（鈴木邦博） 50立米です。今市長のほうからお話ありましたように、設置する方向ということですので、またいろいろと設置場所等考えていきたいと思ひます。

○議長（林 俊介） 一般質問は途中ですが、3時40分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時24分

再開 午後 3時40分

○議長（林 俊介） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き島田和雄議員の一般質問を行います。

島田和雄議員。

○6番（島田和雄） それでは2項目めから再質問をいたします。

再生可能エネルギーを災害時の電源として活用できないかといったような質問をしたわけでありすけれども、風力発電については若干難しいといったような答弁がありまして、ソーラー発電についてはこれは可能だというようなことでございました。

ソーラー発電については、震災後新たに始まった取り組みというようなことで、いわゆる地元で発電が始まったということがございます。この電源を災害が起きて停電になったときに、避難所あるいは病院、そのほか電気が必要とされるような場所で、どうすれば有効に使えるか、これを市としてもこれからいろいろ考えて取り組んでいかなければならないんじゃないかと思っておりますけれども、市はどのようにお考えでしょうか。

○議長（林 俊介） 島田和雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） 6月4日の議会全員協議会で、道の駅でも太陽光の話が出ました。

これでどうせ研究していくわけですから、議員が言っている売電ということでもやはり研究をしてみたいと、こういうふうに思っています。よろしく申し上げます。

○議長（林 俊介） 島田和雄議員。

○6番（島田和雄） 今総務課長のほうから売電といったようなお話が出たわけでありすけれども、今現在の市の施設に設置されている太陽光発電、何か所がありますけれども、これは売電はしていないということですよね。全て施設の中で使われているというような方で設置されていると思っておりますけれども、私がこれから提案したいのは、売電をするといったような考えでやったらどうかということなんですけれども、行政が売電といったようなことでちょっと皆さん抵抗を持たれているかもしれませんが、環境に対してはCO₂の削減は太陽光で発電すれば間違いなく削減はされるわけでありすので。そこで発電した電気は、その周辺で大体使われるというようなことだそうですので、問題ないということです。

いざというときには、停電になったときには先ほど課長の答弁ありましたけれども、その施設にコンセントを差し込めば、例えば避難所に設置してあれば、避難所の電源が確保できるというようなことになりますので、一つ有効な手法じゃないかと思います。

売電したら当然収益が上がりますので、上がった収益でそれは市民のためにいろいろ使うということができると思います。そういった取り組みを市としてもこれからは遠慮しないで進めていくべきだろうと思います。どうでしょうか。

○議長（林 俊介） 島田和雄議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） ごく最近ですけれども、香取市でもやはり特別会計をつくって売電ということで、来年度始めるそうです。こういったことも参考にしていって、あと施設もだんだん安くなっていくんだそうです。旭市の給食センターではキロワット当たり100万円程度かかっているんです。今は香取市では30万円台で施設ができるんだそうです。さらに安くなる傾向にあるんだそうです。そういったことも研究しながら、時期を見ながら、こういったことでとにかく勉強させてください。

○議長（林 俊介） 島田和雄議員。

○6番（島田和雄） そういうことでひとつよろしくお願いします。

続きまして、2点目の農地での発電についてなんですけれども、今年の質問した時に民主党が出したこの法案ですけれども、これは農業農村よりも発電事業者に偏った法案だったとそういったようなことで、審議もされないで自民党の反対もあって廃案になってしまったということでありまして、私も勉強不足でそこまでは理解しておりませんでしたけれども、発電事業者に偏ったような法案ということであれば、これはちょっとまずいなというような思いがいたしております。

ソーラー発電ですけれども、旭市は非常に農村部で広大な土地があります。こういった広大な土地があるところがソーラー発電の適地というようになるわけでありまして、いろいろな事業者に適地として狙われるわけでありまして、そういった中で、東京のほうから来た資本が設置をして太陽光発電をしますと、いいところがみんな向こうに持っていかれるということになります。収益がほとんど東京に行ってしまう、そういうことになりますので、できるだけ地元の土地を、地元の人が事業をする、そういった方式が望ましいわけでありまして、そうしますと収益は地元旭市に残るということになりますので、そういったような考えで市のほうでもこれからのいろいろな取り組みが、農水のほうでもそういったことで取り組ま

れると思いますけれども、実際今現在の農地での発電について、申請に対してどのような扱いをされているかお伺いします。

○議長（林 俊介） 島田和雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） 申請の状況ということでございますが、農振法の除外ということでよろしいでしょうか。

一般的には農振農用地、これは青地農地、それ以外の部分を白地農地と呼んでおります。農振法の中で、当然ながら農地以外の利用に供する場合には、農振の除外という手続きが必要となります。農振法の規定による要件を満たす場合のみ除外は可能かと思いますが、今のところは農振農用地というのはあくまでも優良農地ということですので、あまり除外については出させていただきたくないというのが本音でございます。

○議長（林 俊介） 島田和雄議員。

○6番（島田和雄） 優良農地を守るというのも農水産課の、農業委員会も含めてそういうのが立場ということで、それは理解できますけれども、今後いろいろなことで規制緩和等が進んだ場合に、先ほど言ったようにできるだけ地元の人ができるような考えのもとに、これを進めていただければというふうをお願いいたします。

続きまして、農業施策のうちの人・農地プランについて再質問いたします。

認定農業者865名が中心となる経営体というようなことに、一応指定されてこのプランが作成されたということでもありますけれども、農地集積のためにいろいろな施策が先ほど言われましたけれども、その状況です。青年就農給付金、それから農地集積協力金、スーパーL資金の5年間の無利子化といったような施策について、申請の状況がどのようになっているのか。あるのかどうかお伺いします。

○議長（林 俊介） 島田和雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） それでは本年度に入ってからでございますが、スーパーL資金については1件が貸し付けが実行されてございます。なおもう一件は現在申請を受けておりますので、その内容の審査中でございます。

青年就農給付金につきましては、現在まで7件ほど相談がございました。ただこれは海匠農業事務所と市のほうの連携によりまして、相談者への助言、指導に当たっておりますが、今のところ決定された方はおりません。

(発言する人あり)

○議長(林 俊介) 農水産課長。

○農水産課長(大久保孝治) 農地の集積協力金については1件もございません。

○議長(林 俊介) 島田和雄議員。

○6番(島田和雄) 要するに国がいろいろ施策を用意したわけでありましてけれども、旭市においてはそれに申請する人はだいぶ少ないようで、なかなか農地の集積というのは難しいのかというような思いを持っておりますけれども、市としては農地集積についてこれからどのような方法で進めていこうとしているのか、その辺についてあればお伺いします。

○議長(林 俊介) 島田和雄議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長(大久保孝治) 利用集積の方法ということでございますが、これは非常に難しい問題がございまして、出し手が全ての農地を白紙委任することなどの条件、これがかなり厳しいこととございますので、主には中心経営体での分散した農地を連担化しての規模拡大とする分散錯圃解消の取り組みを進めていきたいと思っております。特に圃場整備の終わった工区、そういう所での取りまとめを今後支援して規模拡大を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長(林 俊介) 島田和雄議員。

○6番(島田和雄) 人・農地プランというのは、農地の集積をして大規模化を目指すというようなこととありますけれども、今現在皆さんもご承知のようにT P Pの問題もありまして、関税がどうなるのかといったような不安があつて、なかなか大規模化といったようなところには踏み切れないといったようなことが現実だろうと思っております。幾ら国が笛を吹いても、それに乗っておかしな経営になってしまうのはちょっと心配ということで、なかなか踏み切れないでいるというのが現実だろうと思います。

しかしながら、人・農地プランの人というような部分で、人の部分でこれからはいなくなる可能性があるといったような中で、徐々に農地の集積は自然に進んでいくだろうと思えます。そういったようなことが考えられますので、その辺を踏まえて市のほうでも対策をとっていただければというふうに思っております。

続きまして、農業者戸別所得補償制度についてお伺いします。すみませんでした経営所得安定対策ですね。

この対策に昨年度加入した農家数の加入率、先ほど課長のほうから答弁ありましたけれども、これを見ましてはっきりしていることは、大規模な農家ほど加入率が高いということです。0.5ヘクタール未満の農家は0.3%しか入っていない。ところが5ヘクタール以上になると53%、半分以上の方が入っている。こういうことです。

これはどういうことを言っているかと言いますと、よく皆さんも新聞等でご覧になると思いますけれども、読売新聞を私にとっていますけれども、よく社説あたりで戸別所得補償制度についてばらまき制度だと。農地を持っていれば補助金がもらえるばらまき制度だといったような批判がされているわけでありましてけれども、この数字を見ますと全く的外れな批判だというようなことが言えると思います。実態はこの数字を見ればわかりますけれども、大規模農家に受け入れられておりまして、小規模農家は加入には全く消極的ということで、大規模農家育成という農業構造改革を進めようとしている国の思惑とぴったり一致するものと思われまます。

市としてもこの旭市の数字を国に示して、よく説明をしていただきまして、政権がかわってこの政策が継続して実施されるように、ぜひお願いしていただきたいと思っております。これは旭市の数字ですけれども、恐らく国全体でもこれほど極端ではないと思っておりますけれども、これに近い数字だろうと私は推測しております。そういう点でよろしくお願いいたします。

○議長（林 俊介） 島田和雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） 議員おっしゃいますように、千葉県全体で言えることですが、強湿田を抱える市の水田農業経営者にとりまして、この制度は安定した経営を継続するための有益な施策であると認識をしてございます。今後も国、県への現在の制度を維持継続するよう、機会をとらえ強く求めていきたいと思っております。

○議長（林 俊介） 島田和雄議員。

○6番（島田和雄） この中で飼料米の話ですけれども、今年度飼料米の契約にかかわる条件、これが変更されまして、農家にとっては有利な変更になったようでありまして、その辺の説明をお願いいたします。

○議長（林 俊介） 島田和雄議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） 今年度変わりました部分でございます。これまでは飼料用米と作付した圃場、これは指定された圃場です。それと主食用米の作付圃場を区分して取り組み

まして、飼料用米として作付した圃場からの全収穫量、これらを全て出荷する区分管理方式、これが24年度まででございました。

今年度からは飼料用米専用品種以外につきまして、25年度の基準単収が10アール当たり559キロと指定されてございます。この数値に基づきまして、飼料用米の出荷契約数量を定めていくこととなります。

なお、出荷するものにつきましては、全収穫量、1軒の経営主から出ます全収穫量、ここから契約数量を出荷する一括管理方式による出荷となります。一括管理方式のメリットでございますが、飼料用米、主食用米を区分して生産する作業の煩雑さがございません。作業を効率化できるようになります。

それと基準単収559キロを超えた分につきましては、主食用米として正規販売ができることになりました。これは生産者にとりまして大変有利な条件に改善されてございます。今後も飼料用米に取り組みやすくなったものと認識しております。

さらに飼料用米の取り組みで作付目標を達成いたしますと、主食用米にも交付金が出るようになりますので、二重の改善かと思えます。今後も飼料用米の推進をしていきながら、利用者の拡大等も図っていきたいと思っております。

○議長（林 俊介） 島田和雄議員。

○6番（島田和雄） 去年までは作付面積の全量を出荷するといったような契約だったわけがありますけれども、本年度からは559キロを出荷すればよいと、そういったような条件に変わったようであります。

こういった条件のもとで、私試算をしてみましたら、例えば10俵取れたといったような仮定で試算をしてみましたところ、飼料用米で生産をしたほうが若干収入が多くなるというような試算が出ました。経営所得安定対策にも当然加入するということになりますので、例えば今年産の米の値段が下がったときには、価格補償、要するに保険付きです。下がった場合にはそれが補填される、そういった部分がプラスされるということで、だいぶ生産者にとっては有利な制度改革になったと思えます。そういうことで農水産課のほうには、生産者の皆さんにはよく説明をしていただきまして、飼料用米、さらに皆さんに取り組んでいただけるように、よろしくお願ひしたいと思います。

最後に、中央病院の救急についてお伺いしました。

数字を拝見いたしますと、時間外選定療養費、この導入によりましてだいぶ救急の受診者が去年の8月からは減少率というのがだいぶ多くなっておりまして、一定の効果があったと

というような説明でありましたけれども、そのとおりだと思います。

もう一方の飯岡診療所の休日救急診療、こちらは若干PR不足というようなことでしょうか。平日の受診者がかなりいるといった中では、1桁台で本当にちょっと、これは救急ですからこの辺なのかというような気もしますけれども、若干少ないのかというような思いも持っております、この程度で中央病院の救急患者の緩和というのが図られたのかというような思いもします。

そういった中で、時間外選定療養費の徴収、これがかなりの効果があったということでもありますけれども、この対策で病院の救急の先生をはじめとするスタッフの皆さんの負担軽減というのが図られたのかどうか、生の声として先生方またスタッフの皆さん、どのようにその後のこの導入を言われているのか、その辺お伺いします。

○議長（林 俊介） 島田和雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） それでは再質問にお答えさせていただきます。

時間外選定療養費は病院としましても医師の負担軽減を図るとともに、病院の機能分化を進めるという目的で導入しているものでございます。ですので、その一つの大きな目的である医師の負担軽減にはつながっているということは間違いなく言えると思います。

ただ、救急自体のまだ母数と言いますか、減ってはいるんですけども外来も含めてまだまだかなりの数が来ていらっしゃると思いますので、減ったとは言いながらまだ改善に至ったところまではいっていないというのが実情だと思います。これからも引き続きいろいろな取り組みを進めていく必要があるとは考えております。

以上です。

○議長（林 俊介） 島田和雄議員。

○6番（島田和雄） 救急から入院に至る患者、いわゆる二次救急、三次救急の患者だと思いますけれども、こういった患者はさほど減っていないということで、一次救急の患者について効果があったということで、一定の効果だろうと思いますが、そういった中でもまだまだ一次救急が中央病院に押し寄せているというようなことだろうと思います。

そういったことの中で、やはり飯岡診療所がもっと効果を発揮するということが大事ではないかと思います。中央病院に行きますと、恐らく一次救急で行った場合には相当の時間待たされます。飯岡へ行けば恐らくすぐ診てもらえる、そういったようないい点もあろうかと思えますし、また旭市以外の患者にしてみれば、5,000円取られないで診察してもらえると

というような点もある。そういったメリットも飯岡診療所は持っているわけでありますので、ぜひ飯岡診療所のPR、これを中央病院でもやっていただければいいと思いますし、市外の中央病院にそういった形でかかってくる人は5,000円取られるわけですので、市外の自治体でもPRしていただければ、そういったことの取り組みがあるのかと。恐らく銚子市あたりから中央病院に向かう場合は、飯岡のほうが近いわけですし、そういった効果も考えられますから、その辺についてもできればPRお願いしたいと思います。

○議長（林 俊介） 島田和雄議員に申し上げます。

残り時間4分でございますので、質問は簡潔にお願いします。

○6番（島田和雄） 大丈夫です。

効果があったということで、当然このまま進められるとは思いますが、今後の取り組みについてどのようにお考えかということで質問させていただきます。

○議長（林 俊介） 島田和雄議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） 時間外選定療養費をはじめとしまして、やはり広域的な拠点病院として急性期の患者を中心に担っていくという基本的な病院の方向性に合致しているというふうに考えておりますので、この方向に沿いまして引き続き取り組みを進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（林 俊介） 島田和雄議員。

○6番（島田和雄） いろいろどうもありがとうございました。

いずれにしても、旭中央病院の救急というのは市民にとりましては本当に心強い存在だろうと思います。いろいろとご苦勞あろうかと思ひますが、今後ともさらにレベルアップした救急体制を目指していただきまして、市民の安心のために貢献していただければというふうにお願ひいたしまして、一般質問を終わります。

○議長（林 俊介） 島田和雄議員の一般質問を終わります。

以上で本日予定いたしました一般質問は終了いたしました。

○議長（林 俊介） これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は明日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 4時 8分

平成25年旭市議会第2回定例会会議録

議事日程（第4号）

平成25年6月7日（金曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（21名）

1番	大塚 祐司	2番	飯嶋 正利
3番	宮澤 芳雄	4番	太田 將範
5番	伊藤 保	6番	島田 和雄
7番	平野 忠作	8番	伊藤 房代
9番	林 七巳	10番	向後 悦世
11番	景山 岩三郎	12番	滑川 公英
14番	柴田 徹也	15番	木内 欽市
16番	佐久間 茂樹	17番	日下 昭治
18番	林 俊介	19番	嶋田 茂樹
20番	高橋 利彦	21番	林 正一郎
22番	林 一哉		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	明智 忠直	副市長	加瀬 寿一
教育長	笏田 哲雄	病院事業 管理 行政 推進 課長	吉田 象二
秘書広報課長	堀江 通洋	改革 課長	林 清明

総務課長	米本 壽一	企画政策課長 兼被災者 支援室長	伊藤 浩
財政課長	加瀬 正彦	税務課長	佐藤 一則
市民生活課 主幹	大木 廣巳	環境課長	新行内 弘
保険年金課長	加瀬 喜久	健康管理課長	野口 國男
社会福祉課長	加瀬 恭史	子育て 支援課長	山口 訓子
高齢者 福祉課長	石毛 健一	商工観光課長	堀江 隆夫
農水産課長	大久保 孝治	建設課長	高野 晃雄
都市整備課長	林 利夫	下水道課長	石毛 隆
会計管理者	宮應 孝行	消防長	佐藤 清和
水道課長	鈴木 邦博	病院事務部長	菅谷 敏之史
病院経理課長	土師 学	庶務課長	横山 秀喜
学校教育課長	菅谷 充雅	生涯学習課長	佐久間 隆
体育振興課長	石嶋 幸衛	監査委員 事務局長	田杭 平三
農業委員会 事務局長	高木 寛幸		

事務局職員出席者

事務局長	伊藤 恒男	事務局次長	向後 嘉弘
------	-------	-------	-------

開議 午前10時 0分

○議長（林 俊介） おはようございます。

ただいまの出席議員は21名、議会は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（林 俊介） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 滑 川 公 英

○議長（林 俊介） 通告順により、滑川公英議員、ご登壇願います。

（12番 滑川公英 登壇）

○12番（滑川公英） おはようございます。

12番、滑川公英です。

では、平成25年旭市議会第2回定例会におきまして、一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。

東日本大震災から2年3か月ほどたちます。2基の避難タワーが完成し、来年の3月には災害復興住宅33戸が完成予定です。見える範囲では東北3県から比べると、順調に復興が進んでいると思います。速やかな復興から、民間活力による発展を心から願っています。

質問事項は大きく分けて4点。旭中央病院について、ネットによる情報発信について、津波避難について、いいおか荘の全体像についてです。

1番として、旭中央病院について。

検討委員会の報告書について、先日、全協で5回の検討委員会の内容について報告がありました。5月14日の検討委員会では、25年度末までに地方独立行政法人化を速やかにすべし

との意見と、なるべく遅くとの中央病院事務部長の意見があり、玉虫色の26年度末の報告となったと私は認識しています。中央病院は5年前に4月発足の市長の私的な検討委員会で、検討最中の10月に公設民営化、指定管理者制度を急いで、マイホームローンの借りかえあっせんまで進めていた。このようなことがあります、事務部長は過去を知っておるのでしょうか、知らないのでしょうか。制度は公設公営、地方独法化、公設民営、指定管理者ですが、前回はアクセルを踏み、今回はブレーキをかける、この矛盾点について事務部長の答弁を求めます。

小さい2番目として、平成24年度決算見込みについて。

5月15日号の広報あさひによりますと、収入が360億8,800万円、支出が360億300万円で、経常利益が8,500万円。支出の主な内訳は、給与費が39.9%、約144億円、材料費が29.7%、約107億円、経費12.1%、約43.5億円、減価償却費が10.6%、約38億円などとなっています。公立病院トップクラスの人件費の割合で、民間病院並みです。民間病院は固定資産税を払いながら、黒字経営が多々あります。診療内容について違っているので、単純には比較できませんが、旭中央病院は、約500億円の資産は旭市有財産のため、固定資産税を払う必要がありません。材料費その他で47.8%あります。金額でいうと約172億円です。この部門にメスを入れ、材料費、経費の削減部分を給与費のほうに上積みすれば、医師、看護師、職員の過重労働に報いられ、なおかつ医師の確保にもつながるのではないのでしょうか。

小さい3番目として、診療待ち時間解消等について。

市民が中央病院に対して一番不満なのは、予約時間に対し、待ち時間の長さ。また、入院しても病状が安定にしないにもかかわらず、退院させられる不満ではないのでしょうか。これは我々議員だけでなく、市長にも直接上がっている市民からの苦情ではないのでしょうか。この全てが医師不足から来る結果だとすれば、医師不足対策が最優先されるべきではあります。すぐに解消されるわけではありませんが、その中で診療待ち時間の解消とかに対して、病院としてはどのような対策を打ち出しているのでしょうか。

2番目として、インターネットによる情報発信について。

旭市の公的なホームページを見ますと、どの組織でも更新が極めて遅いのではないのでしょうか。更新システムに欠陥があるのか、それとも更新情報が遅いのか。旧食彩の宿いおかは、そのような中で一番早かったように思われます。同じ組織の中で、なぜ更新のばらつきがあるのでしょうか、更新する手順はどうなっているのでしょうか。お示し願いたいと思います。

3番目として、避難対策、津波避難について。

(1)の避難道路について。

避難道路は3月議会でも多くの議員が質問いたしました。5月下旬に南海トラフ巨大地震について発表され、我が旭市でも震度4、80分後に5メートルの津波が襲うと報道されております。東北、釜石市の例でもわかるように、逃げることに最優先すべきで、そのための避難道路の整備が最優先だと思われま。避難タワーについて、さびにくい鉄骨だと言われていますが、海岸線はステンレスでもさびると言われています。タワーの予算を凍結してでも、避難道路を拡充すべきだと思いますが、3本計画されている避難道路についての進捗状況、また工程表をお示し願いたいと思います。

(2)築山風避難公園について。

このことにつきましては、3月議会でも質問いたしました。市長答弁ではあまり金額のかからない築山であれば、来年検討していきたいとのことでしたが、具体的にはどのような方向になっているのかお示し願いたいと思います。

4番目として、いいおか荘について。

いいおか荘は骨格予算で解体を想定し、公募業者が出ると退け、解体するはずが、課長がかわり、復興交付金事業で避難所祈念館事業ができるようになり、解体しないで済むようになりました。紆余曲折があったわけですが、現在のいいおか荘に対する進捗状況をお示し願いたいと思います。

1回目の質問を終わります。

○議長(林 俊介) 滑川公英議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

(市長 明智忠直 登壇)

○市長(明智忠直) おはようございます。

滑川議員の一般質問にお答えをいたします。

私のほうから、4番目の旧食彩の宿いいおか荘についてということでお答えをしたいと思っております。

旧食彩の宿いいおか荘、震災で大きな被害を受け、一度は解体を視野に入れておりましたが、一度立ちどまり、いいおか荘あり方懇談会を設置し、活用についての答申をいただくとともに、観光産業が盛んな飯岡地区では多くの方から、観光の拠点としていいおか荘の存続、活用を強く望む意見をいただきました。さらに建物の耐力度等を検証した上で、今回、活用

ということで決断をしたところであります。

今回、屋上を緊急避難場所として利用するための施設改修並びに外階段の設置、さらには1階の一部について震災を後世に伝える場所として防災教育施設としての利用について、国へ復興交付金の申請を行ったところであります。さきの議会、全員協議会での説明のとおり、2階、3階等の宿泊施設については、観光拠点としての民間業者への貸し付けを予定しており、現在、公募の準備を行っているところであります。

以上です。

○議長（林 俊介） 病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） それでは、検討委員会の私の発言についてのご質問にお答えをいたします。

まず、第5回検討委員会での発言のことだと思われますので、第5回検討委員会の中で、私の発言をしました趣旨につきましては、病院としては、まず経営形態につきましては、病院の総意として、現在の安定した経営を将来にわたって引き続き維持していくためには、より迅速で自由度の高い経営が必要だろうということで、病院としての意見を述べさせていただいております。

そして、第5回の中で、一部議員より本年度中、来年の3月31日までに独法化すべきではないかという意見がございましたので、それに対しまして事務手続き、あるいはいろいろな合意形成等があるので、来年の3月31日、あるいは期限を切つてのことは報告書に明記することはいかがかという意見を述べさせていただきました。これが経緯でございますので、1点目については以上でございます。

続きまして3点目のご質問、待ち時間の関係でございますが、待ち時間の解消につきましては、病院としても改善を進めていく必要があると認識しております。しかしながら、当院の外来患者数は、全国の自治体病院と比べましても飛び抜けて多い状況にございまして、直ちに根本的解消を図ることは難しい状況にあります。病院としても、できる限り解消に努めていきたいというふうに考えておまして、今年1月からは内科外来での緩和策として、新患用ブースを4か所から5か所に拡充するなど、できる限りの措置はとっておりますが、なかなか追いつかないというのが現状です。今後とも改善に向けて努力はしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（林 俊介） 病院経理課長。

○病院経理課長（土師 学） それでは、私のほうからは1番の（2）24年度の決算見込みについてということでご回答申し上げたいと思います。

先ほど広報あさひのお話でしたが、昨年度、24年度の最終的な当期純利益は1億3,700万円、こちらのほうにつきましては、当初予想よりも上回っております。

また、先ほどお話のありました経費削減に努めてというようなお指摘もございましたが、経費削減のほうも順次進めております。また、収益的にこちらのほう、当期利益の足を引っ張っているのは、こちらのほうにつきましては減価償却費と特別損失の計上だということで、経費削減には引き続き努めておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（林 俊介） 企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（伊藤 浩） それでは、ホームページの更新が非常に遅い、各課の系統的に手順がばらばらなのかということですが、それについてお答えします。

まずホームページにつきましては、迅速な情報提供や更新に心がけております。掲載記事のうち、容易に作成できるニュース関連のお知らせやイベントにつきましては、各担当課が作成し、修正を行っております。また、作成が複雑な表などは、情報管理班の職員が作成や修正を行い、また画像など専門的な知識が必要なものにつきましては業者委託をしております。各課の起案は担当が起案をしまして、所属長が承認をして、今インターネット関係の監修というのを秘書広報課長が監修しておりますので、そこへ提示をして、その辺の手順からすれば、まさしく同じで、迅速な処理ができていますのかなと思っております。

以上です。

○議長（林 俊介） 建設課長。

○建設課長（高野晃雄） それでは、3番の1の避難道路についてお答えいたします。

避難道路の整備については、飯岡地区の横根三川線、旭地区の椎名内西足洗線及び中谷里仁玉線の3路線を優先して整備すべき重要な路線として、旭市復興まちづくり計画で位置付けしております。

この3路線の改良計画についてですが、飯岡地区の横根三川線、旭地区の椎名内西足洗線については、本年度から復興交付金事業として実施できるよう、国に採択の申請をしております。また、旭地区の中谷里仁玉線については、先行する2路線の整備状況を見ながら、社会資本整備交付金等を利用するなど、早期に着手したいと思います。

優先整備路線の整備のスケジュールでございますけれども、本年度では測量、調査、設計業務を計上しております。平成26年度以降は用地取得、物件補償を進めながら、順次工事に

も着手してまいります。なお、復興交付金事業の計画期間は現在のところ平成23年度から27年度までと定められていますので、大変厳しいスケジュールですが、関係者のご協力をいただきながら、27年度の完成に向けて努力してまいります。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 総務課長。

○総務課長（米本壽一） 3番の（2）築山風避難公園についてでございます。

具体的にどうなっているのかというご質問でございました。お答えいたします。

築山の整備に当たりましては、国の補助金等の状況を得るため、国と相談する日程を今調整している、そんな段階でありまして、3月に開催されました議会の一般質問でお答えした内容とまだ変化はございません。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） では、中央病院から再質問いたします。

検討委員会の最大の目標というのは、医師の確保とか、そういうことではなかったかと思いますが、昨日の一般質問にもありましたが、あまり議論されておりませんでした。なぜなのでしょう。

それで、独法化すれば、これは必ず解決することなのか、その辺をお示し願いたいと思います。

また、事務部長と事業管理者の考えが本当に一緒なのか。この間の第5回の検討委員会の中では見えてこないの、ここでもう一度再確認していただきたいと思います。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（伊藤 浩） それでは、検討委員会の報告の中ですが、23年度に生じた医師の減少等の旭中央病院の現状、並びに東総地域医療連携協議会や中央病院改革プランなど、これまで行った取り組みに始まり、三つの検討項目について調査、検討の要点を述べるとともに、最後に結論が記載されております。結論については8ページで、5回にわたる会議を踏まえ、検討結果をまとめたものです。

一つ目の、地域医療において旭中央病院が果たすべき役割に関しては、旭中央病院は広域医療圏の中核的な拠点病院として維持し、周辺病院との連携・ネットワークによる役割分担を進めることが必要とのことであります。

二つ目の、旭中央病院における課題及びその対策に関しては、中央病院の課題は医師確保であり、その対策は平成24年度に行った措置の継続・拡充とあわせ、医師の増員を目指した最大の取り組みを行うことが挙げられております。

三つ目の、旭中央病院の経営形態に関しては、職員の意識の変化を促し、より一層の迅速・柔軟な経営を可能とするため、移行費用や職員の身分等について検証を進め、平成26年度末までに地方独立行政法人へ移行すべきとのことであります。

以上です。

○議長（林 俊介） 病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） 病院の考え方として、事業管理者とどうなるかというご質問でございますが、第4回検討委員会の資料で、ホームページにも公表されておりますが、病院としての考え方を文書で提出してございまして、病院としてはより迅速な、あるいは自由度の高い経営が望ましいということで、独法化を望むという文書を提出してございます。これが病院としての考え方であり、特に相違等はございません。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 第5回の検討委員会の中で、事務部長は間に合わないと言いましたけれども、先ほども1回目の質問で言ったんですけれども、なぜ指定管理者制度だったら、検討中にもかかわらず急いでやったんですか。それを今度は、この内容からいったら、地方独法がいいと言いながらブレーキをかけているというのは、どう考えたって矛盾していますよ。それでニュアンスが報道されているニュアンスと事務部長が5回の答弁で話したことというのは違うんじゃないですか。千葉日報では、やはり独法化が望ましいとだけになっていましたけれども、独法化というのはそんなに急いでやるべきじゃないと部長は言っているんじゃないですか。その整合性ですよ。地方独法にしなかつたらしょうがないと言っているんだしたら、何も急いだっていいんじゃないですか。なぜ地方独法じゃなくて民営化を急いだんですか。その理由を聞きたいんですよ。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） 私が第5回検討委員会で申し上げたのは、報告書に期限を入れるかどうかについて委員長から問われましたので、報告書の中に期限を入れるのは、今の状況からするとどうかということをお願いただけでございます。独法化がどうかということについての意見というふうには考えておりません。あくまで報告書の中に期限を入れるか

どうかという論点でご回答を申し上げたということでございます。

それと、昔のことで申し訳ございませんが、私はよく承知しておりません、その件に関しては。前の経緯については申し訳ございませんが、私は承知しておりません。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 沖縄県的那覇市では、例えばコンサルとかそういうことに関係なく、当時の市長と、全適ですけれども、院長が一生懸命になって1年間で地方独法化しているわけですよ。これは多分コンサルの力でなったわけではないと思います。ですからこれは、今、旭市であれば、事業管理者と市長が、そのような方向で急いでやるとなれば、なるんじゃないでしょうか。本当に皆さんが地方独法化がいいとしたら、急ぐべきではないんですか。市長はどのようにお考えなんですか。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 検討委員会で5回の検討をしていただいたわけでありまして、その検討結果が今出たばかりということもあります。その内容を詳しく吟味しながら、精査しながら、これから対応を進めていきたいと、そんなように思っておりますので、よろしく願います。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） どうもありがとうございました。

では、次に移ります。

前回の質問でも、待ち時間とかそういうことには検討します、その方向に向かいますと言っていますけれども、現実には全然変わっていないですね。やはり一極集中しているというのが現状なもので、その中でもし中央病院ではあまり検討していないのであれば、例えばこういう経費の節減について、コンサルを入れるとか、そういうことによってでも経費の節減が図れると、私が聞いた中では、そういう話もたくさんありましたけれども、いかがお考えなんですか。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（土師 学） ただいまご質問のございました、コンサルを入れてでも経費の削減というお話でございますが、現状、特に今回、24年度決算におきましては、材料費につきましては、病院内での企業努力により前年比約3億円減らしてございます。また、経費に

つきましても、数字上は若干前年度よりも多くなっておりますが、こちらにつきましては、22年度に新本館で医療機器ですとか、そういった形のものを入れかえておまして、こちらのほうにつきましてはその保守料が、無償期間が1年でございまして、それが切れたというところで、保守料につきまして増えてございます。材料費等々こういう形で減少させておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 医療に関してもグローバル化しているわけですから、職員の中の検討だけではなくて、やはり外部の意見も聞くのも必要ではないかと思っておりますので、その辺のことにつきましてもよろしくお願ひしたいと思っております。

それで、減価償却費が10.6%で約38億円あるんですが、これはキャッシュフローということで、病院債の返済や内部留保にも回っておりますが、市長も知らなかった突然の医師マンションの建設にもこれは回るわけですね。だからこれは、やはり全部適用の欠陥の一つではないかと私は思うんですが、その辺についてはどのような見解なのでしょうか。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（土師 学） 減価償却費がそのような資金に回るのではないかとということでございますが、キャッシュフローにつきましては、当然減価償却費等々はそういう設備に回るといふところの中でお考えいただければ、当然設備に一部運用が回るといふことはあり得るといふことでございます。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） これは市長にお聞きしたいんですけれども、中央病院の監査についてなんですけれども、医療監査に精通している中央の監査法人に監査を委ねるといふことは考えていないのでしょうか。これもやはりもっと大きい目で見たいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 外部監査といいましょうか、中央病院の予算規模が大変大きいというようなことの中で、市の監査条例といいましょうか、そういった部分とよく見比べ精査しながら、外部監査ができるものかどうか。また条例を定めて、新たに作ってそういった部分を取り入れていくのか、これから検討していきたいと、そのように思っておるところであります。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） どうもありがとうございました。ぜひその方向でできるようにお願いしたいと思います。

では、待ち時間の解消等についてなんですけれども、直接は関係ないんですけれども、先端医療機器の手術支援ロボット、ダ・ヴィンチなんですけれども、このダ・ヴィンチについて伺いたいですけれども、いつ導入され、今までの手術件数ではどのくらいになっているんでしょうか。やはりこれ高度医療なので、やはり今回の25年度の売上げには貢献できると思うので、ちょっとお示し願いたいと思います。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） ダ・ヴィンチにつきましては、昨年導入いたしまして、現在正確な数はちょっとあれなんですけど、7件から8件これまでの実績があるというふう聞いております。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 中央病院の売上げに貢献できる最先端医療であれば、やはり情報発信が必要だと思うので、それに対する対策というのは考えておるんでしょうか。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） ダ・ヴィンチの効果につきましても、二つあると私どもは思っております。一つがやはりその収益的な面、それともう一つ大きいのは、やはり医師を募集するに当たって、ダ・ヴィンチも導入している病院だと、やはりダ・ヴィンチの技術も習得できるということも議員ご指摘のように非常に大きなメリットではないかと考えております。ですので、私どももいろいろな研修医の募集等、そういうところに当たって、私どもの病院に来ていただければ、そういう最新鋭のダ・ヴィンチも使った診療にも触れることができるということで、それは大きなメリットの一つということで生かしております。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） では、その辺については情報発信をぜひお願いいたします。

では次に、インターネットなんですけれども、担当課の中に情報発信係とかメディア係とか、ネットに明るい職員を配置することは難しいことではないと思いますが、行政としての考え方はどのようになっているんでしょうか。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（伊藤 浩） 各課に専門的という職員の配置ですが、これは今、ホームページの作成の研修ということで、各課に情報化推進リーダーというのを設置しております。24年度が58名、課の多いところは2名ぐらいずつということで、速やかにその情報発信ができるような研修を行っております。

それから、うちのほうの情報管理班、ここは結構その辺で精通した職員がおりますので、その辺も含めて、職員全体のキャリアアップを図るという意味で研修を重ねていきたいと思っております。

以上です。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） どうもありがとうございました。ぜひ人材の有効利用をお願いして、旭市のPRをしていただきたいと思います。

お隣の匝瑳市では先月、台湾の修学旅行生が匝瑳市でホームステイをして、それからディズニーランドを体験して帰国したそうです。また、6月からは、はとバスがふれあいパークに立ち寄る予定になっておるそうです。旭市の情報発信をしてもらって、来てもらって、見てもらい、体験してもらうための大切な一歩だと情報発信は思います。旭市もこの情報発信について最大の注力をすべきではないかと思いますが、行政としてはいかがお考えでしょうか。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（伊藤 浩） 今、旭市のホームページのアクセス状況ということで22年、23年、24年と70万件というようなアクセスがあります。この辺を踏まえまして、議員おっしゃいますように、私どものほうの最大の情報源として、これから迅速な情報と、それからの的確な情報、その辺に心がけてまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 株式会社ブランド総合研究所というのがあるんですよ。それが調査した地域ブランド調査2012では、全国の787市プラス東京23区、プラス190町村の3万人を対象にしたネット調査では旭市は、全部で1,000ですね、魅力度では809位、認知度では652位、情報接触度では573位、観光意欲度では973位、居留意欲度では874位、産品購入意欲度では

797位で、ほとんどが全国下位にあります。お隣の匝瑛市よりはほとんどの部門では上位ですが、銚子市には遠く及びません。ちなみに銚子市の順位は、それぞれ153位、94位、120位、225位、332位、63位の順番です。ただこれ、そのものが旭市の魅力、銚子市の魅力ではありませんけれども、ぜひブランドというのは努力と研さんの結果がブランドとしてあらわれるわけですから、行政、産業界の発奮を望みますが、市当局としてはどのように展開していくのでしょうか。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（伊藤 浩） 近隣の銚子市さんより落ちるといふこと、近隣の状況等もよく勉強させていただいて、負けないように頑張っていきたいと思ひます。よろしくお祈ひします。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） すみません、よろしくお祈ひします。

では、3番目の津波避難ですけれども、昨日の島田議員の質問の水道も、私が3月議会の防災センターの質問も、業務継続計画の一環だと思ひます。皆様ご存知のように、東日本大震災の東北3県で、小売業日本一のイオンが活動できなかつたのに比べ、クロネコヤマトとかセブンイレブン等は住民支援に目覚ましい働きをしました。企業のBCPが徹底していたか、ないしはないかの違ひだと思ひます。3月議会で本庁舎が壊された場合の防災センターをどこに置か質問しましたが、その後検討されたのでしょうか。

内閣府は地方自治体の業務継続計画、BCPの手引きを10年6月に策定していますが、我が旭市では市業務継続計画を作成しているのか。簡単に言うと、企業とか地方自治体にとっての生き残り、サバイバルをするための策定だと思ひますが、行政では個々には対応しているけれども、全体として掌握しているのか。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） 議員ちょっと、いきなりの質問で、今相談していたんですけれども、業務継続計画なるものですが、特に今、ここで作っているかと言われれば作っていませんということになります。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 全国で56%はまだ策定していないというふうなデータが出ていますの

で、ぜひ旭市は、津波被害が県内では一番大きかったのも、人災もあったので、早急に防災センターとか、この業務策定計画はしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

4番目に入ります。

1階の震災祈念館については、どのような構想で誰がやるのでしょうか。2階、3階を貸すといいますが、指定管理者で営業するのか、それとも単純にリースしていくのか。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 今の食彩の宿いいおか荘の2階、3階でございます。これは市長申し上げましたように、観光の拠点、宿泊施設を生かす、そういうようなことで、民間業者への貸し付け、これを予定しまして、近々貸付先の公募を行う。そういうことで今手続きを進めているところでございます。

以上です。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） では、リースということですね。この業者についてなんですけれども、公募にするのか、それとも立候補制にするのか、そのような当てがあるのか。また、だいぶ修理は必要だと思いますが、その改修費は誰がどのようにやって、どのくらいの予算なのかお示し願いたいと思います。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 公募というふうなことで広く募集をしたい、そういうふうと考えております。

修繕等につきましては、2階、3階、ここが宿泊施設でありますけれども、各部屋には風呂等も完備されております。ただ、一部ご承知のように火災があったわけでございます。2部屋消滅をしたと。ただ、これにつきましては、火災保険等も入っております。それから火災保険につきましては、実は壊すのと、その施設を生かすのでは全然金額が違ってきます。そんなことで、一部火災で震災を受けた所につきましては保険の対応をさせていただきたいな、そういうふうと考えております。

この修繕でありますけれども、我々2階、3階につきましては思ったほど、床の部分、廊下の部分のカーペット等につきましては、全て張りかえたいと思いますけれども、大きな被

害というふうなことは、私、個人的には思っておりません。そんなことで、貸付先の公募の中で使っていただく方が自ら直していただく、そういうことで予定をしております。

以上です。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） どうもありがとうございました。では、よろしく申し上げます。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の一般質問を終わります。

◇ 木 内 欽 市

○議長（林 俊介） 続いて、木内欽市議員、ご登壇願います。

（15番 木内欽市 登壇）

○15番（木内欽市） 15番、木内欽市です。

平成25年旭市議会第2回定例会において、一般質問を行います。

それでは、順次通告に従い質問を行います。

まず最初に、教育問題について伺います。

教育は国の柱、我が国の将来を担う子どもたちの教育環境が年々悪化しております。体罰、いじめ、不登校が社会問題化してから何年もたちますが、よい解決策が見出せないのが現実です。体罰、いじめ、不登校に対する対策を伺います。

次に、児童・生徒の通学路安全対策について伺います。

登下校時の安全対策を含めて、防犯上の安全対策、あわせて伺います。

教育問題の3点目として、児童・生徒に対する喫煙防止の教育について伺います。

たかがたばことおっしゃる方がいらっしゃるかもしれませんが、発育途上の子どもたちに与える影響ははかり知れないものがあります。肺がんをはじめとする多くのがん、心血管系疾患、肺気腫など多くの疾病のリスクを上昇させていることは誰でも知っています。成人しからの喫煙の害はそれほど高くはありませんので、愛煙家の皆様には誤解のないようお願いいたします。我が国の21世紀健康づくり国民運動である「健康日本21」においても、未成年者の喫煙と飲酒をなくすことは重要な目標となっております。児童・生徒に対する喫煙防止の教育、どのように行っているのか伺います。

次に、安心・安全なまちづくりについて伺います。

市民のアンケート、要望でいつも多いのが、安心・安全なまちに対する要望です。前石原東京都知事は、治安の確保、安心・安全なまちづくりは最大の都民福祉だという言葉を繰り返

返し使っていました。本市でも7月には市長選、12月には市議選が行われます。それぞれの候補者はチラシやリーフレットを作ると思いますが、ほとんどの方が安心・安全なまちづくりを掲げると思いますが、それは誰もが安全なまちに住みたいと願うからです。そこで具体的に、地域の安全対策について、防犯パトロールの充実について、警察官OBの登用について、以上3点について質問いたします。

最後に、市政運営について伺います。

市長は新市の2代目市長として、真面目に真摯に市政に取り組んでこられたことと思います。思いもよらぬ3.11大震災、その後の放射能による農作物の被害、あっという間の4年間だったと思います。4年間の実績と評価について伺います。

以上で私の第1回目の質問を終わります。

○議長（林 俊介） 木内欽市議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 木内議員の一般質問にお答えをいたします。

任期4年の実績と評価ということでご質問がありました。その点について私のほうからお答えをしたいと思います。

4年前に市長という大役を拝命いたしました。その選挙戦で市政のかじ取りの目標として大きく6項目、具体的には30項目の政策遂行を掲げ、その実現を目指してまいりました。

一つ目の産業の振興は、農業の振興、商工業の振興、観光資源の活用とPR、地産地消の推進等でありまして、こだわり旭ブランドの創出、特産品開発、道の駅の整備・推進、プレミアム商品券の拡充、JAちばみどりフレッシュグリーン選果機更新への支援などに取り組んでまいりました。

二つ目の、財政の健全運営では、実質公債費比率の減少、基金の大幅な増加、定員適正化や入札制度の改善、震災復興基金や交付税の増額、市税等の徴収率のアップなど、努力が着実に実を結んでまいりました。

三つ目の、旭中央病院を核とした医療の充実では、病院再整備事業の完了も間近でありますし、香取・海匠医療圏地域医療再生計画に沿って、中核病院としての確立が図られております。

四つ目の福祉環境の充実ではありますが、少子化対策、保育所の整備、学童保育の充実、紙おむつの支給継続、旭駅のバリアフリー化、文化の杜・下宿ふれあい公園等の公園整備を進

めてまいりました。そして、今年度からの大きな取り組みとして、中学3年生までの通院、調剤に係る医療費の助成があります。

五つ目の安全・安心なまちづくりでは、道路網の整備として、飯岡海上連絡道や中央病院アクセス道、谷丁場遊正線、南堀之内バイパス、旭駅前線などに取り組み、また、排水路整備では、蛇園南地区流末排水の工事も進められているところであります。また、懸案の銚子連絡道路も少しずつではあります、動き出してきております。

六つ目の教育、スポーツ各種大会の充実、発展であります、中央小、矢指小の校舍改築、旭一中の体育館改築、小学校、中学校の大規模改造、市民体育祭の新規開催に取り組んでまいりました。そのほか、しおさいマラソンの一部コースを変更しての充実、発展を図ったほか、平成22年の国体の卓球競技開催を契機として、全国大会、県大会の招致、開催による交流と知名度アップを進めているところであります。

また、任期中に予期せず発生しました東日本大震災の復旧に向けては、これまで精いっぱい取り組んできたと自負しているところであります。瓦れきの片づけは前年度に結んだ建設業界との協定が実を結び、そしてまたボランティアの皆さん方、消防、市民の皆様の協力ですごした以上のスピード感を持って片づけることができました。また、公共施設の道路、側溝、農地の復旧と国・県との査定も非常に厳しいところでもありましたが、順調に工事が進められて復旧がかなえられたところであります。

一方、震災からの復興につきましては、今年度の最大の目標であるとともに課題でありますハード面では、津波避難タワーの建設、災害公営住宅の建設、津波避難道路の整備、海岸減災林の整備のほか、海岸防護施設整備についても、早期着工に向けて県との歩調を合わせて取り組んでいくとともに、液状化の調査とその対策についても取り組んでまいります。

また、ソフト事業としては「がんばろう！旭」復興支援事業により、各種イベント、まつり等への積極的な支援をしていきたいと考えているところであります。

また、もう一つの大きな柱であります人口減少対策についても、さまざまな角度から支援をしてまいります。

以上、長くなりましたが、私の市政への思いは、合併後のこのまちが、市民がみんな一つのまちだという一体感が享受できるよう、そしてそのためにはバランスのとれたまちづくりを進めなければという一念で、さまざまな施策に取り組んできたところであります。時代は物の豊かさから心の豊かさを求められて久しいわけではありますが、人と人とのつながり、思いやり、ふれあい、真心を持って、合併してよかったと言えるようなまちづくり、日本一住

みよいまちを目指して、これからも頑張らせていただきたいと思います。

なお、私の評価につきましては、市民の皆様はその判断を委ねたいと思いますが、自分としては8割ぐらいは達成できたのかなと思っています。優先順位を決めながら、残りの部分は全力で進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（林 俊介） 学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） それでは、1番の教育についてのうちの、私のほうから（1）と（3）について回答をさせていただきます。

初めに、多岐にわたりますので、（1）体罰、いじめ、不登校に分けてお答えをさせていただきます。

最初に体罰に関してでございますけれども、体罰につきましては、大きく二つの取り組みを行っております。

一つは、体罰に関します教職員の研修会の開催でございます。これは時期的には4月当初と夏休みの終了直後に必ず学校で行うことと、このようにしております。この時期というのはなぜかといいますと、児童・生徒がちょうど年度初めの緊張感がちょっと緩んできて、そういう時期でありまして、また夏休みの後につきましては、やはり生活のリズムが若干乱れる時期ではございますので、どうしても生活習慣を立て直そうと教職員が焦るあまり、体罰が起こってしまう傾向がある。これは県のほうの調査で出ておりまして、この時期に、その前に教職員もしっかりと体罰についての研修を積んでおくというのが狙いでございます。

もう1点は、要は情報収集ということでございまして、各学校に相談窓口を設けたり、あるいは相談箱を設置したりしまして、児童・生徒からのいつでも体罰に関する情報の収集、及び相談に乗れるような環境を調べているところでございます。

続きまして、いじめについてでございます。

いじめについての対策でございますけれども、これはもう第一に早期発見、早期対応というのがもう大原則でございます。そこで、そのために、まず1点目といたしましては、日ごろから児童・生徒の様子をよく把握するというような取り組みをしております。具体的には、登校時から授業、あるいは休憩時間、給食の時間、清掃の時間、放課後、あるいは部活動などの時間で子どもたちの様子を把握する。あるいは先ほど申し上げましたように、いじめアンケートや教育相談、あるいは担任の教員との間の生活ノートや日記、こういったものを通しての情報収集。いずれにいたしましても、児童・生徒と一緒に生活していく中でさまざま

な情報をキャッチするように努めております。

3番目に、そういった情報の共有化と組織的な対応ということで、第2番目に行っております。各学校で学年会議、職員会議、生徒指導部会等の対応チームを構成いたしまして、そういった日ごろからの情報交換を密にいたしまして、いじめ全体像を学校全体で把握して、的確な対応を行っているということでございます。

それから、3番目といたしまして、解決後の対応ということ、あるいは被害者の心のケアということで、加害者への個別指導あるいは保護者への協力の依頼、あるいは被害に遭った児童・生徒、被害者の心のケア、児童・生徒への思いやりのある豊かな心の教育の充実、また関係児童・生徒、保護者、スクールカウンセラー、養護教諭や関係機関との連携、さらにいじめに関する調査を毎月先ほど申し上げましたように実施するという形で、いじめに対する対策について取り組んでいるところでございます。

続きまして、不登校に対する対策でございますが、不登校につきましては、各学校における対応といたしまして、いわゆる欠席が3日連続いたしましたら必ず家庭訪問をするということで対応しております。その際に各学校で出席督促簿という帳簿を用意いたしまして、そこに記録を残しておく。その後の指導に生かすということで残しておくということで取り組んでおります。また、校内チーム体制で支援策を協議いたしまして、本人への言葉かけ、あるいは保護者との連携、特に保護者や子どもたちの困り感というものを共有いたしまして、支援協力をしているところでございます。さらには、先ほど申し上げましたように、関係機関との連携を図っております。

また、不登校の児童・生徒が登校し始めた場合の備えでございますけれども、すぐに教室に入れないということがございますので、別室の支援というような形で行っております。

続きまして(3)の喫煙についてのお答えをさせていただきます。

喫煙の問題は先ほど、木内議員からお話がありましたように、特に未成年、児童・生徒につきましては、非常にいわゆる健康面で悪影響を及ぼすということで、これにつきましては、非常に重要な問題と、このように捉えております。こういった学校教育の対応につきましては、こうした行為を未然に防止することが重要だと考えております。

具体的には、まず最初に、喫煙防止教室というものを各学校で実施しております。さらに、国のほうで示されております学習指導要領の中にも、小・中学校の体育の保健分野で発達段階に応じた喫煙あるいは飲酒、薬物乱用についての内容がございまして、これに基づきまして授業を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 建設課長。

○建設課長（高野晃雄） 通学路の安全対策ということでございますけれども、建設課のほうからは交通安全対策ということで回答させていただきたいと思っております。

通学路の安全対策につきましては、日々行っている業務といたしまして、道路の草刈り、また学校や地域からの要望によりガードレールの設置とかカーブミラーの設置とか、そういうものを日々行っております。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 一般質問は途中ですが、11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 1分

再開 午前11時15分

○議長（林 俊介） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き木内欽市議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） それでは、2番目の安心・安全なまちづくりについての（1）、（2）、（3）でございます。ちょうど（1）と（2）はどうしても関連がありますので、一緒に答えさせていただきたいと思っております。

地域の安全対策につきましてですけれども、市では青色の回転灯を装着しましたパトロールカー、通称青パトと呼んでいるんですけれども、それによりまして市内を巡回している。その内容ですけれども、シルバー人材センターへ業務委託して実施しております。防犯指導員による青パトでの市内巡回も旧市町単位で実施しております。パトロールの時間ですけれども、シルバー人材センターにお願いしているのは、午後4時から7時まで。6月から10月までは午後5時から8時までの間で実施しております。防犯指導員による巡回は午後3時から5時までの児童・生徒の下校時間帯に実施しております。また、そのエンジョイパトロールという、エンジョイパトロール隊による集団パトロールも実施しております。地域の安全対策に市民と一緒に頑張って、そんな状況でございます。これは（1）と（2）一緒に答えさせていただきました。

さて、(3)の警察官のOBの登用の件ですけれども、これにつきましては、パトロールや市の防犯活動をOBに委嘱してできないかとの質問だと思って回答させていただきます。この件に関しては、今、具体的にこうしたいという案がありませんので、今後協議したいという状況でございます。現状としましては、今申し上げました、そのパトロールを実施するというのを続けまして、安全・安心なまちづくりに努めたい、こんな考えでおります。

以上です。

○議長(林 俊介) 木内欽市議員。

○15番(木内欽市) 先ほどいじめの問題について、休憩時間とかお昼休みとかというお話が出たんですが、先生方はお昼はどこで食べるんですか、食事。

○議長(林 俊介) 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長(菅谷充雅) 基本的に学級担任は子どもたちと一緒に食べます。あと担任以外、あるいは管理職は職員室で食べたりとかという形で、時間のほうも若干ずらしております。なお学校によっては、いわゆる食堂といいますか……

(発言する人あり)

○学校教育課長(菅谷充雅) すみません、ランチルームがございまして、一緒に食べる場合もあります。

○議長(林 俊介) 木内欽市議員。

○15番(木内欽市) それでよかったです。何でかという、いじめは大体お昼休みに起きるんですよ。ですから、お昼先生が職員室に帰って食べちゃうとだめなんですね。あと、休憩時間も先生が職員室でお茶とか飲んでいるとだめなんです。授業中はいじめは起きませんから、休憩時間とお昼休みなんです。ですから、子どもたちの悲痛な声が聞こえるんです。先生、僕たちがいじめに遭っているのに、職員室でお茶なんか飲んでちゃだめですよというのが実際届くんなんです。ですから、いじめがある時は、繰り返しますが休憩時間ですから、特にお昼時間、昼休みトイレに呼び出されるとかってよくあるんですよ。ですから、お昼時間に教室にいていただくといじめはぐっとなくなりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それとあと、今、子どもたちが携帯電話とかインターネットを使いますから、そちらによるいじめがだいぶ増えているんです。内閣府の調査によりますと、小学生の27%がもう携帯電話を通じてインターネットをやっておる。中学生になると大体6割ぐらい、高校生になる

と95%だそうです。そうした今、顔の見えない陰湿ないじめが、要するに書き込みですね。書く人は大した悪つもりでなくて書くんですが、やはり匿名ということで、本人はすごい傷ついて悩んでいるという、こういう今増えております。こういうのに対する対応は何かお考えですか。

○議長（林 俊介） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） 確かに携帯、あるいはネット関係でのいじめということについては承知しております。

まず携帯、ネット等でございますけれども、県のほうでネットのいわゆるパトロールをやっておりまして、それで、そういった情報が逐一こちらのほうに入ってまいります。ですので、自分の名前、いわゆる学校名とか出た場合には、内容についてちょっとこれ危ないなということについては、各教育委員会のほうにそういった情報が寄せられてまいります。

それからあと携帯については、県のほうからそういった携帯の危険性についてのDVD、そういった資料やそういったような教材も来ておりまして、こういったものに基づきまして職員研修を行ったり、あるいは場合によっては保護者の方々、あるいは子どもたちに見せて、携帯の危険性というものはこういう部分があるんだよということを具体的に取り組んでいる学校もございます。そういった形で子どもたちに少し意識を高めていこうという取り組みはどここの学校でも今しておるところでございます。

○議長（林 俊介） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） 授業でインターネット、コンピュータの使い方の指導はするんですが、そういう面の指導はしていないと思うんですよ、書き込みをしてはいけないとか。ところが、こういうので高額な、訴えられたら、すぐもう賠償責任を負うので、高額な賠償責任を負ったという判例も既に出ていますので、そういった面での教育もぜひお願いをしたいと思います。操作だけじゃなくて、こういう書き込みをすると罪になるんだよと。それによって相手が自殺したりした場合にはもう損害賠償を負うんだよと、そのぐらい指導してもいいかなと、このように思っていますので、いかがでしょうか。

○議長（林 俊介） 木内欽市議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） わかりました。もう少し深く、その辺まで踏み込んだ授業ができるように、こちらのほうからも各学校に指導していきたいと思っております。

○議長（林 俊介） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） それでは、通学路の安全対策についてお伺いをいたします。

先ほど道路のカーブとか草を刈っていただいているということで、本当に感謝申し上げます。先日もうちのほうの危険箇所を刈っていただきまして、見通しがだいぶよくなりました。何か冷蔵庫やテレビ、車で十何台あったそうです。本当に環境課長さん、建設課長さん、ご苦労さまでした。雨天にもかかわらずやっていただき、区民一同喜んでおります。

ただお願いなんです、道路ののり面というのは市有地なんですよ、当然。そののり面の、例えば坂道等ありますので、のり面の竹を刈っていただくと本当に見通しがよくていいんですが、ただ面積が多いので、これはちょっと無理なお願いかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（林 俊介） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（高野晃雄） 今、のり面の竹ということでありましたけれども、民地の場合、原則的に所有者に刈っていただくのが原則となっておりますが、特に見通しが悪くて危険な場合、まず第一義的には民地の方に協力をお願いして刈っていただく。それでも無理であれば、危険な場所について地主の承諾を得て、こちらで伐採することも可能かと思っておりますので……

（発言する人あり）

○建設課長（高野晃雄） 私有地のほうですね。私有地の場合には、一応原則的には地主の方にお願いたしますけれども……

（発言する人あり）

○建設課長（高野晃雄） 市ですか、市有地、すみません。市の道路の場合には、危険な箇所は連絡いただければ、すぐに現地確認しまして、早急に伐採するようしていきたいと思っております。

○議長（林 俊介） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） どうもありがとうございます。今までだと、各地区で、旭市にはそういう坂道とかないから、旧旭にはないからわからなかったでしょうが、うちのほうだと、雨とか雪でも降ったら、もう竹が両方から全部覆いかぶさっちゃって、七夕祭りの竹飾りみたいになっちゃうんですよ。ですから、なるだけみんなで刈るようにはしているんですが、今なかなか、雪が降ったからおい出ると言ってもなかなか出てくれないので、そうなる前に、早目早目に切っていただいて、見通しよくしていただきたいと、このように思っています。

それでは次に、児童・生徒に対する喫煙の項目に移りたいと思います。

やはり、よく各家庭なんかでも言う人がいるんですね、保護者でも。家ではたばこ吸うなっていうと隠れて吸うので、それをごみ箱に捨てて火災になったら困るから、堂々と吸えというような親御さんもいらっしゃるんですね。それで、たばこぐらいなという意識がありますが、ここにアメリカでとった統計があるんですよ。100万人に対して行った調査結果があります。たばこを吸わない人の肺がんの発症率を1とした場合、30歳から吸い始めた人は2.3なんです。それで、25歳から29歳の間に吸い始めた人が4.1、二十歳から24歳までの間に吸い始めた人が4.8、二十歳未満でたばこを吸った人は6.0なんです、6倍なんですね。

それで、例えば高校生だと見つかると停学になりますので、多少気をつけるんですが、一般的に高校を卒業すると、もう社会人になっちゃうとたばこを吸っても別に補導されたという話もあまり聞かないし、しかしちゃんとした法律があるんですよ、青少年禁酒法とか喫煙防止法とか。これを見過ごした人は過料に科せられるんですね。ですから、例えば学校の先生でもたばこを吸っているのを見て、たばこぐらいいやなんてやっちゃうと過料に科せられるんですよ。ですから、子どもたちによく説明をしないとだめですね。何でたばこだめじゃなくて、こういった健康に害を及ぼすから、大きくなってから吸いなさいと。ある先生が注意したら、先生もたばこ悪いのに吸っているじゃないかと言ったら、先生が返答できなかったんです。いや、大人だからいいんだって、それだけで、それでいいんですよ。大人だから吸ってもいいんですよ、体がもう成熟していますから。

例えば酒の場合も、お酒なんかの場合にも、未成年からお酒を飲むと、肝臓に与える害が物すごいというんです。肝硬変とか肝臓がんとかになる確率が8倍とか10倍とかってちょっと聞きました。ですからそれが、小さければ小さいほど害が多いわけで、よく一般の家庭でも、今日はお祝いだから一杯お前もやれよなんて、こういうのを、ここから教育していただきたい。生徒、子どもはもちろんです、例えばPTAの総会であるとか、保護者会で会った時に、保護者にもたばこの害、酒の害、こういうのを教えていただければなと、このように思いますが、いかがでしょうか。

○議長（林 俊介） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） その辺の危険性については、重々職員のほうも理解しているところがあると思いますが、ただ若干今、議員のお話によりますと、ちょっとその辺の対応が甘いようなこともあるようでございますので、学校保健会という組織もございまして、それ

ぞれ専門家、お医者さんとか薬剤師さんとか、そういった方々との連携を図りながら、いろんな形でいわゆる医療的な見地と申しますか、そういった見地からも十分子どもたちの指導と同時に、保護者の方々へのさまざまなお願いと申しますか、指導と申しますか、そういったこともあらゆる機会に取り組んでいきたいと思っております。各学校には指導していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（林 俊介） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） 幸いにこの地区は、まず旭中央病院のあるおかげでしょうけれども、医療費が特段に安いんですね、この地区。ですから、この子どもたちも禁煙、禁酒をやって、大きくなっても医療費のかからないようにと申すのを、じきもう大人になるわけですから、そこからもう健康日本一を目指して、やはり明智市長先ほどもおっしゃっていましたが、日本一住みよいまちを目指すと申すということで、こういった面での日本一なら、そんなに難しくなくできると思うんですね。それでこれは国の法律関係ない、旭市だけで簡単にすぐできる教育ですので、ぜひお願いをしたいと思っております。この点、市長どうでしょうかね。

○議長（林 俊介） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 日本一住みよいまちづくりを目指してということの中で、健康日本一を目指すと申すということも一つの大きな目標だと思っております。学校教育、そのほかにもいろんな部分との連携を図りながら、市としても全面的にそういった方向でやっていきたいと、そのように思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（林 俊介） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） くどいようですが、これで終わりますけれども、たばこは非行の入り口と言われますね。たばこ、飲酒、シンナー、それから覚醒剤と、こういうルートをとるそうです。ですから、覚醒剤で検挙した少年たちに聞くと、たばこを吸わないで覚醒剤に走った子どもは1人もいないというんですよ。ですから、そういった面での指導も大事かなと、このように思って質問をさせていただきました。

それでは次に、安心・安全なまちづくりについてお伺いをいたします。

先ほど課長のお答えがちょっと違っていたんですが、これは（3）なんです、これはまた次にやります。

私は今、こういう防犯というのは、地域と警察と行政、この三つが一緒になってやる時期

に当然来ていると、こう思っています。今までだと、防犯というと、何か警察だけに任せっきりだったような気がします。近年は犯罪の多様化等で警察もだいぶ人員不足であります。ですから、この管内8か所の駐在所、2か所の交番がありますけれども、昼間通るとほとんどいないんですよ。これさぼっているわけじゃないんですよ。本署のほうの業務が忙しくて、そちらへ駆り出されて、いろんな取り締まりや捜査に当たっているから、地元にはいないんですね。ですから、そういった面で、これから防犯面に関しても、安全対策についても、地域と警察と行政、これがより一層協力をすべきだと、このように思っている質問なんです。いかがでしょうか。

○議長（林 俊介） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） これはもう議員おっしゃるとおりであります。先ほど私のほうは地域と一緒にあってという、行政だけの話をさせてもらいました。警察はなくてはなりません。特にふだん感じているのは、警察が出してくれる移動交番、これ今月も20日、25か所を移動しているわけですよ。非常に助かって、やはり地域と警察と行政、これによって安心・安全ということになると思います。

○議長（林 俊介） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） 今まではちょっとそういうのが薄かったように感じるんですね。幸いに先日も警察の方から私の携帯に電話がありまして、いい補助金がつきましたよ、議員さんと言うんですね。何ですかと言ったら、防犯カメラを商店街にやる場合に県の補助金が出ます、ぜひどうでしょうかという電話がありました。それで、総務課長と、あと今、県警から出向している伊藤さんと早速伺いましてね。そういった面での情報をくれると。本当にこれいいと思うんですよ。ですから、そういった例えば警察と行政と、そういうものの会合、会議みたいなのは私は持ったほうがいいと思うんですが、そういうことをやっていらっしゃいますかね。

○議長（林 俊介） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） 会議をやっているかと言われればやっております。

さらに、今議員おっしゃられましたように、県警からここに派遣されている職員がおりますので、それを介してさらに回数を増やそうと、そういったことの計画もあります。

以上です。

○議長（林 俊介） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） ぜひよろしくお願いします。

それでは、（2）の防犯パトロールの充実ですが、これもやはり非常に効果があるんですが、本来ですと、青パトじゃなくてパトカーにやってもらいたいですよね。ところが先ほど言ったように、なかなか人員が足りないということですが、こういった面でのパトロールをお願いすることができないのでしょうか。よくテレビとかで出ますよね。犯罪者がパトカーを見たら急いで、けさもやっていたね。パトカーを見て急いで逃げた車が、やっぱり逃げちゃうんでしょうね、あれ。ですから、パトカーというのはすごい効果ありますので、青パトもいいんですが、例えば週に1回でも何回でもいいですから、パトカーによるパトロール等をお願いしていただければありがたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（林 俊介） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） まさにパトカーが走っていると効果があると思います。防犯のみならず、交通安全についても、現に警察が走っておるとするのは、その啓発も兼ねてやっていることと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（林 俊介） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） ですから、そういうのをお願いしていただけるかどうかということなんです。

○議長（林 俊介） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） では、警察にお願いするかということでもあります。より強力にやるようにお願いするということにしたいと思います。

○議長（林 俊介） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） 本当は警察官の100人分ぐらいの抑止力、100人とは言わなかったかな、20人ぐらいの抑止力があるという、防犯カメラが本当は一番なんですよ。そうすれば、防犯カメラがある所は犯罪がやっぱり少ないんです。ですから、管内でも今まで発生していなかったひったくり事件が4件発生しているんですが、いまだに犯人検挙できていないんですよ。これ、防犯カメラがあれば、必ず防犯カメラの映像に映っているんですけども、それが映っていないから、まだ検挙にっていない。まだまだこれひったくり、起きてほしくないんですが起きるんですよ。ですから、防犯カメラがだめであれば、パトロールをまめにと、こ

ういう具合になってしまうんですけども、あわせてよろしくお願いをしたいと思います。

それと、(3)の警察官OBについてですが、それは私が言いたいのはパトロールとかじゃなくて、当然それもいいんですが、それ以外の、警察官OBの方は豊富な経験と知識を持っていますので、それをぜひ生かしていただいて、地域の安全のために登用してはと、こういうことなんです。具体的に、私が考えているのは、例えば学校とかの警備であろうとか、あるいは何と申しましょうか、大きな中央病院であるとか、市役所にもいらっしゃいますけれども、そういった面での登用を考えてはいかがでしょうかと、こういう質問なんです、いきなりでちょっとわかりにくいかわかりませんが、どうでしょうか。

○議長(林 俊介) 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長(米本壽一) 先ほども、この件に関しては具体的にまだ詰めたことはありません。ありませんので、今後協議をさせていただきますということで、これでもよろしくお願います。

○議長(林 俊介) 木内欽市議員。

○15番(木内欽市) もう既にこういうことを実施しているところもあるわけですから、やはり旭市内には警察官のOBの方が相当数いらっしゃいますので、その方は当然もう地域の安全のためには協力をいただけるはずでございますので、ぜひそちらのほう、前向きに、早急にご検討いただきたいと、このように思います。

○議長(林 俊介) 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長(米本壽一) 前向きに、早急にということでございますけれども、とにかくこれは相手があることですので、とにかく協議させていただきたいと。近隣の状況も調べましたけれども、あまり例がないんですよ。たしか香取市で、そういったOBの方がパトロールはボランティアでやっているということは聞いたことがあります。それは聞いたことがありますけれども、今議員が言いましたように、そういった提案についてはちょっとまだ疑問もありますので、いずれにしても協議させていただきたいと、思います。

○議長(林 俊介) 木内欽市議員。

○15番(木内欽市) 今、相手があると言いましたけれども、私はその方から言われているんですよ、協力をしたいんだよ、僕たちはと、こういうことなんです。それで、そういう方がたくさんいらっしゃるといいますよ、地域のために何か役に立ちたいと。大体、よくわ

かりませんが、勤務は地元にはあまり来ないそうなんです、そういう方々というのは。ですからあまり知られてはいませんが、見渡すと結構いるんですよ。それで、先ほども言いましたように、駐在所8か所、交番2か所あっても、ほとんどそこにはもういられないんですよ、お巡りさんが。ですから、そういう学区に2人ぐらい、もう人数がいたら5人や6人配置するぐらいのOBの方いらっしゃるの、そういう方にご協力をいただければ、本当に治安いいかなと思って質問をさせていただきました。よろしくお願いします。

最後に、市長の先ほどのお答え、本当に聞いていて、いやいろいろやってくれたんだなど改めて感心をしているところではありますが、やり残した点、今後どのようにやりたいのかなということをお伺いして、質問を終わりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（林 俊介） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 全体では自分としては8割くらい、政策に掲げたことについては完了したというような感じは持っているということでもありますけれども、行動に移して、進捗段階の事業も結構ありますし、そういった部分ではしっかりと、そういったものは完成に向けて頑張っていかなければと、そんなような思いでありますけれども、一番大きな問題は生活道路とか、そういった部分は災害がありまして、復旧復興というような部分で遅れた部分もあると、そういう認識を持っているわけであります。それと産業の活性化の中でも、震災が、放射能の汚染の問題とかいろいろなものがありまして、思ったとおりの支援ということではできなかった部分があるという認識は持っておりますので、そういったことをしっかりと今後頑張っていきたいと、そんなように思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（林 俊介） 木内欽市議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時41分

再開 午後 1時 0分

○副議長（林 七巳） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の都合により、議長に代わって議事の進行を務めますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

引き続き一般質問を行います。

◇ 伊 藤 房 代

○副議長（林 七巳） 続いて、伊藤房代議員、ご登壇願います。

（8番 伊藤房代 登壇）

○8番（伊藤房代） 議席番号8番、伊藤房代です。

平成25年第2回定例会におきまして一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。今回、私は大きく分けて4点の質問をさせていただきます。

まず1点目、児童福祉について、2点目、高齢者福祉について、3点目、震災対策について、4点目、生活・交通安全について質問いたします。

まず1点目、児童福祉について。

（1）風疹予防接種について。

風疹予防接種緊急補助について質問いたします。

風疹とは、飛沫感染により鼻や喉から侵入する風疹ウイルスの感染で起こります。春から夏にかけて児童、幼児に多くかかりますが、大人にも見られます。妊娠3か月以内の妊婦がかかると赤ちゃんに障害が出る。難聴や白内障、心臓疾患や発達の遅れなど、先天性風疹症候群が起こる可能性があり、昨年春ごろから患者が増え、千葉県内では今年の4月21日までに342人の患者が報告されており、昨年1年間の3倍を超えたと報告されております。その後、さらに6月4日の読売新聞では、5月26日までに患者数は493人となりと発表がありました。

周辺自治体でも予防接種費用助成を行い、予防接種促進が図られております。我が旭市といたしましても、4月1日より平成26年3月31日までの期間、助成額が風疹ワクチン3,000円、MR（麻疹・風疹混合）ワクチン5,000円とあります。20歳代から49歳以下の市民で妊娠予定、または希望している女性、妊婦の夫への風疹予防接種費用の助成を実施するとあります。もう他県では、妊婦の夫の風疹が発生したとニュースで報道がありました。旭市としても予防対策に関するさらなる広報の実施、防災無線などで徹底することができないか、質問いたします。

（2）養育支援訪問事業について。

養育支援訪問事業について質問いたします。

5月8日、和歌山県田辺市を視察しました。そこでは、出産後、体調不良などのために家事や育児をすることが困難で、昼間ほかに家事や育児を行う方がいないご家庭にヘルパーを派遣し、身の回りの世話や育児などをお手伝いするという事業をしているという報告を聞きました。産後の母親の体の相談や乳児の健康管理の助言などを行って、安心して産後の休養をし、安心して子育てができるように手伝って、母親が育児ノイローゼや体調が悪くならないように手助けをしているという取り組みの事業をしていると聞きました。

旭市としましても、出産後実家に帰れないとか、手助けがない場合もあると思います。我が旭市としても産後の養育支援訪問事業が導入できないか、質問いたします。

(3) いじめ、体罰について。

いじめ、体罰について質問いたします。

まだまだいじめや体罰などが続いております。先日も子どもをマンションの上から落とし、子どもが死亡するという事件がありました。母親として、考えられない状況です。現代は心の病が流行し、話し合いの場が失われているのではないかと考えます。女子サッカーを日本一のチームとした高校のニュースを見ました。監督のインタビューでどのように指導しているのかと聞くと、生徒同士で話し合い、キャプテンを中心にミーティングで話し合わせて、私は見ているだけです。生徒たちは満足して和気あいあいと頑張っていますということでした。やはり対話、納得のいくまですっきりとしていますとのことでした。

授業の中でもホームルームの中でも体育授業においても、生徒たちが何を考え、求めているか、教育者である先生方、また父兄、保護者、友達同士の交流を持てる時間を多くとり、悩み事、話し合う時間をとることを提案できないか、質問いたします。

2点目、高齢者福祉について。

(1) 集会所の利用推進について。

集会所の利用推進について質問いたします。

毎回質問させていただいておりますが、家の近くの集会所にお昼から1時間でも歩いて集まり、お茶を飲みながら無事を確認し合うことも大事ではないかと考えます。ある地域では、毎週お茶飲み会、誕生会を開いて、その所ではひとり暮らしの高齢の方がまだまだ元気で、若々しく集まってきて、その集会所でお巡りさんが交通安全の話、またオレオレ詐欺の防止、投資話の注意などをして事故ゼロ、健康で長生きを目指しているということです。

旭市としても、地域の役員の方も協力して開催することができないか、質問いたします。

3点目、震災対策について。

(1) 津波対策について。

津波対策について質問いたします。

先日3月27日、いいおかユートピアセンターにおいて旭市震災対策事業の報告会が行われました。被害状況としては、人的被害、死者14名、行方不明2名。住家被害3,768世帯、内訳、全壊336、大規模半壊434、半壊510、一部損壊2,488世帯。原因別被害、津波954、液状化773、その他2,041世帯との報告がありました。

震災対策事業について。国の被災者支援生活再建支援金の支給状況、全壊・大規模半壊世帯に支給。該当者804世帯に対し612世帯に支給、76%。応急仮設住宅入居の状況、115世帯、内訳、旭28世帯、飯岡87世帯。入居期限は来年5月。

津波避難道路整備事業、海岸からの避難路を12路線指定、新たな避難路3路線を整備する計画。

飯岡中学校移転改築事業、津波被害のあった飯岡中学校を内陸部、飯岡支所西側に移転。

避難訓練や防災教育について、津波の恐ろしさを忘れないため、避難訓練や防災教育にも積極的に実施し、防災無線にて月に一度でも呼びかけることができないか、質問いたします。

4点目、生活・交通安全について。

(1) 自転車の交通安全マナーについて。

自転車の交通安全マナーについて質問いたします。

現在、中学校、高校、また大人、高齢者の自転車に乗る人口が増えています。旭市としても、自転車事故ゼロを目指して、スタントマンによるリアルな交通事故再現を取り入れた自転車交通安全教室を開催し、交通安全意識の向上を図ることができないか、質問いたします。

以上で質問を終わります。

○副議長（林 七巳） 伊藤房代議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 伊藤房代議員の一般質問に、私のほうから3番目の震災対策の津波対策についてということでお答えをいたしたいと思います。

津波の恐ろしさを忘れないため、定期的に避難訓練を実施したり、日ごろの防災教育、特に被災体験を語り継ぐことは極めて有効と考えています。現在、津波防御のための施設整備を進めていますが、津波対策についてはハード面の強化とともにソフト面の重要性を大切に

すべきだと考えております。

伊藤議員からお話がありました防災行政無線による啓発でありますけれども、広報紙などとともに啓発運動の手段の一つとして上手に使っていきたいと考えております。市民の意向を確認した上で、前向きに取り組んでいきたいと思っているところであります。よろしくお願ひします。

○副議長（林 七巳） 健康管理課長。

○健康管理課長（野口國男） それでは、伊藤房代議員、1番目の児童福祉についてのうち、風疹予防接種について。そして、養育支援訪問事業について、私のほうからお答えを申し上げます。

初めに、風疹予防接種について。

予防対策に関するさらなる広報の実施、そして防災無線等で徹底することはできないかということでございます。

この風疹予防接種の助成制度につきましては、市民への周知徹底ということでお答えをいたします。風疹予防接種については特に緊急性がございますので、市民への周知につきましてはさきの5月1日より、市のホームページはもちろんですけれども広報あさひの5月15日号、そして6月1日号にて掲載をさせていただいております。

また、先月の区長回覧のほうでも区長さん方をお願いをしておりますし、婚姻届の窓口、そして母子手帳の発行時についてもパンフレット等を置かせていただいておりますし、現在各種健診を実施しておりますけれども、そういった健診の場でもパンフレット等を配布させていただいております。このほか、各医療機関、こちらのほうにもポスター等を掲示をさせていただいております。

そして、防災無線の周知ということでもありますけれども、本事業の対象者は限定をされまじ、また医療機関に予約制ということもございます。そして、接種に当たりまして注意事項が若干ございますし、これらを網羅するには防災無線では非常に難しいのかなということで、混乱が予想されますので現在は行わない予定であります。しかし、今後風疹の感染を予防し、生まれてくる赤ちゃんを守るために、対象となる市民への予防ワクチンの接種につきましては周知徹底を図ってまいりたいと思っております。

以上です。

続きまして、養育支援訪問事業についてであります。

現在、旭市はこの事業は実施をしておりません。ご承知のとおりでありますけれども、い

いわゆる乳児家庭全戸訪問事業、これを実施しております。これについて若干説明をさせていただきたいなと思います。

この目的ですけれども、子育ての孤立を防ぐために子育て支援に関する必要な情報提供、それと適切なサービスに結びつけることで地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図ると、こういう目的であります。そして、対象者は4か月までの乳児のいる家庭でありまして、この間に1回訪問することになっております。昨年度は489件で、9割方訪問をさせていただいております。

内容といたしましては、乳児及びその保護者の心身の様子及び養育環境を把握することですね。そして、育児に関する不安や悩みの聞き取り、また相談というような内容でございます。訪問担当は保健師、助産師等でありまして、ご質問の養育支援訪問事業につきましては、いわゆる今説明いたしました乳児家庭全戸訪問等で把握いたしました不適切な養育環境にある家庭の家事及び育児を支援するための事業でございます。本事業の導入につきましては、近隣の市町村の動向等を注視しながら今後検討をさせていただきたいと、このように思っております。

以上です。よろしく申し上げます。

○副議長（林 七巳） 学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） それでは、1番の（3）いじめ、体罰について回答をさせていただきます。

議員のご指摘にもありましたように、いじめ、体罰についてはさまざまな交流、こういったものが非常に大事じゃないかというようなご指摘だと思いますが、こういった点から、学校での取り組みについて回答させていただきます。

いじめや体罰を根絶するためには、やはり今ご指摘いただきましたように児童・生徒と教師、あるいは家庭との心のコミュニケーション、交流、こういったことを密にしていくことが非常に大事ではないかと。さらには、自他を大切にすることを育てて、お互いに信頼し、安心し合える人間関係づくりに努めていきたいと、こういったことが一番基本じゃないかと考えております。

そのために、学校におきましては児童・生徒との交流する時間を多くとり、学校と家庭との連携を密にする。あるいは、一人ひとりの個性や能力をしっかりと認めて、それを生かした集団をつくる。そして、自他の生命を大切にすることを育てていくということで取り組んでおります。具体的な取り組みでございますけれども、学校では、例えばグループで話し合っ

たり、あるいは教え合ったりする授業展開を実施したり、あるいは命のつながりと輝きを主題とした道徳授業の実践、あるいは全校を挙げての教育相談活動、あるいはさまざまな学校行事を通しての生徒同士、児童同士あるいは教師と生徒、保護者等とのふれあい、あるいは地域と学校が連携するための学校公開や地域交流、あるいは保護者が参加する家庭教育学級。このような取り組みを通して交流を図っているところでございます。

以上でございます。

○副議長（林 七巳） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（加瀬恭史） 私からは、2番目の高齢者福祉について、（1）集会所の利用促進についての中、高齢者の方々のコミュニケーション活動を活発化するため、市や地域の役員が協力して行事を開催することができないかのご質問にお答えいたします。

ご質問のとおり、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らすためには、地域の仲間と交流しコミュニケーションを図ることは大変重要なことだと考えています。市でも、高齢者のコミュニケーション活動を支援する事業として、老人クラブの活動やシルバー人材センターの事業への支援を行っておりますし、また地区社協では、議員おっしゃられますようにお茶会ですとか交通安全教室、オレオレ詐欺の防止の講話や保育園児との交流会などの事業に対しまして支援をしているところであります。

今後、地域からこういったものをやりたいというような要望があれば、ぜひご相談をしていただきたいと思います。市といたしましても、関係団体や関係機関と連携をとりながら、高齢者の交流活動がさらに活発になるように支援していきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○副議長（林 七巳） 市民生活課主幹。

○市民生活課主幹（大木廣巳） 4番目の生活・交通安全、（1）自転車の交通安全マナーについて、ご質問にお答えします。

旭市では、市で行っている交通安全教室の一環として、市内小・中学校で自転車教室を開催しております。小学校では主に小学3年生を対象に、中学校では中学1年生を対象に、4月から6月までの間で順次開催しております。開催に当たっては、旭警察や旭市交通安全指導員のご協力もいただきながら実施しております。

内容といたしましては、小学校では自転車の点検方法、安全な乗り方の講話の後、校庭での実技講習を実施し、中学校では自転車の点検方法、安全な乗り方の講話終了後、自転車の乗り方についてDVDの視聴を実施しております。

平成25年度は、市内全ての小・中学校20校での開催を予定し、実施いたしました。

ご質問の、スタントマンによる交通事故再現を取り入れた自転車交通安全教室の開催につきましては、現在のところ実施の予定はございません。今後の実施につきましては、業者への委託経費もかかることですので、県や近隣市町の状況をお聞きしながら検討していきたいと思っております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○副議長（林 七巳） 伊藤房代議員。

○8番（伊藤房代） 2点ほど再質問させていただきます。

まず、1点目の風疹予防接種についてであります。5月15日の広報には確かに載りました。そしてまた、区の回覧板でも風疹予防接種の費用を助成しますとのお知らせを配布されましたが、やはりそれだけでは周知徹底が難しいのかなと思っております。ぜひ防災無線などでも呼びかけてはと思います。また、再度もっと詳しく、風疹予防接種についてを広報に掲載してはと思います。ちょっと内容的に本当に少しだったので、もっと風疹予防接種についての部分をもう少し載せていただければというふうに思いますので、ぜひ周知徹底を図ってはと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（林 七巳） 伊藤房代議員の再質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（野口國男） ご指摘、本当にありがとうございます。

5月15日までというようなことでありますけれども、この防災無線につきましても、現在感染状況が少し進んでいるのは千葉市より以西というようなこととなります。実は、海匝管内4人という報告が現在来ておりますけれども、こういった感染状況を勘案しながら、こういった防災無線というところまでいくかどうかわかりませんが、適切に対応していきたいと考えております。

そして、再度広報というお話ですけれども、これにつきましては十分検討させていただきたいと思っておりますし、また、その方向で今後も考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（林 七巳） 伊藤房代議員。

○8番（伊藤房代） ぜひ、回覧板で配布されたような内容まで入ると非常によろしいと思っておりますが、ぜひ検討していただければと思います。

次に、最後の4番目のところの生活・交通安全についてのところではありますが、スケアー

ド・ストレイト自転車交通安全教室ということで、これは地域の中学生から高齢者までを対象としたスタントマンによるリアルな交通事故再現を取り入れた自転車交通安全教室を開催し、交通安全意識の向上を図るものです。既に千葉県、千葉県警察の主催により県立高校と幾つかの中学校で今年も実施が予定されているということですが、旭市では今のところ予定がないということですが、ぜひこれから手を挙げていただければと思いますが、中学校とかまたそういう所でぜひと思いますが、いかがでしょうか、その辺。

○副議長（林 七巳） 伊藤房代議員の再質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） 学校でということでしょうか。

（発言する人あり）

○学校教育課長（菅谷充雅） そうでございますか。

今のところそういう計画はどこの学校も特には立てておりませんが、ただ、交通安全についてはそれぞれ学校独自でいろいろと取り組んでおりまして、ただ外部のそういった方々を招いてについては、まだちょっと私たちも情報をはっきりつかんでおりませんので、その辺をよく見てちょっと研究をさせていただけたらと思います。

学校につきましては以上です。

○副議長（林 七巳） 市民生活課主幹。

○市民生活課主幹（大木廣巳） ご質問のスケアード・ストレイト自転車交通安全教室ということで、スタントマンによるリアルな交通事故再現を取り入れた教室なんですけど、千葉県のほうで平成22年から開始されまして、最初は16か所から17か所で、平成22年に旭市の県立高校、東総工業高校で実施しております。その後、県のほうでは毎年10か所程度で県立高校を中心に中学等で実施しておりますが、旭市につきましては、このスケアード・ストレイト自体は現在のところ予定していないんですけども、実際県のほうに聞きましたら、大体1か所で30万円程度とかなりの金額がかかりますので。また近隣等ではやっぱり確認しましたら今のところ予定はないということでしたので、またいろんな状況を、県内の状況とかを確認しながら今後とも検討していきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○副議長（林 七巳） 伊藤房代議員。

○8番（伊藤房代） ぜひ来年に向けて、これは手を挙げていただかないとという部分があるので、ぜひ旭市でもやはり無事故を目指すためにも、ぜひこのスケアード・ストレイト自転車安全教室をやっていただければと思いますので、しっかりやっていただければと思います。

以上で私の質問を終わります。

○副議長（林 七巳） 伊藤房代議員の一般質問を終わります。

◇ 佐久間 茂 樹

○副議長（林 七巳） 続いて、佐久間茂樹議員、ご登壇願います。

（16番 佐久間茂樹 登壇）

○16番（佐久間茂樹） 16番、佐久間茂樹です。

平成25年旭市議会第2回定例会の一般質問をさせていただきます。

9人目、最後ということで、大きく分けて五つ質問を出させていただいておりますけれども、今まで、前8人の方でいろいろ答弁をいただいております。重なっているところもあると思いますけれども、それなりに質問させていただきたいと思います。

大きく分けて五つ、1番目として復興計画について、2番目に庁舎建設について、3番目に旧いいおか荘について、4番目に産業政策について、5番目に旭中央病院について。

大きい1番の復興計画については、（1）で被災状況について、（2）で被災者の現状について、（3）で被災者の今後について、（4）で商工業の復旧について、（5）で市の復興計画について、（6）で市長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

大きい2番の庁舎建設については、（1）で庁舎建設の計画予定について、（2）で規模、予算、日程について、（3）場所について。

大きい3番、旧いいおか荘については、（1）復旧、再建の進捗状況について、（2）で今後の運営方法について。

大きい4番、産業政策について、（1）現状について、（2）ソーラー発電について。これ間違っていますね、（3）です。新しい産業政策について。

5番の旭中央病院については、（1）検討委員会の答申と書いてございますけれども、報告に訂正させていただきます。報告について。（2）今後の予定について。

以上で1回目の質問を終わります。よろしく願います。

○副議長（林 七巳） 佐久間茂樹議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 佐久間議員の一般質問にお答えをいたします。

私のほうからは、1番目の復興計画について市長の考えということ、3番目の項目、旧食

彩の宿いいおか荘について今後の運営方法、4番目の質問の産業政策について、それと5番目の中央病院の今後についてということでお答えをしたいと思います。あとの部分は担当の課長からお答えをさせます。

1番目の復興計画についても、復興計画は大変大きな、いっぱいあるわけでありまして、具体的な部分は担当課のほうからお答えをさせていただきたいと思います。東日本大震災後2年3か月を迎えるところではありますが、復旧はほぼ完了した、そんなような感じのところでもあります。しかし、復興は昨年が復興元年としてスタートしたばかりであります。復興については、1月に策定した復興計画に基づき進めておりますが、取り組みに当たっては一刻も早い生活再建を第一に、地域経済の再興、都市基盤の再生、災害に強い地域づくりなど、震災から立ち直り、持続的な発展をすることを目指しております。

具体的には、国の被災者生活再建支援金の申請をはじめ、復興交付金を活用して津波避難タワーや災害公営住宅の整備等を進めるとともに、グループ補助金を活用して観光や商業の再生に取り組んでまいっているところでもあります。また、今回補正で提案させていただきました復興支援補助金の支給により、被災された事業主が再生してくれることを、議員の皆様方にもどうぞよろしくお願いをしたいと思います。

また、「がんばろう！千葉」市町村復興交付金を活用して、いいおかYOU・遊フェスティバルや砂の彫刻美術展、そのほか海岸でのイベント等を支援し、地域ににぎわいをつくり、交流を進めることにより、復興への機運を高めていきたいと考えております。今後も、「心をひとつに、共に進もう 復興あさひ」をスローガンに、被災地域や被災者の意向を踏まえ、一刻も早い、目に見える形での復興を進めていきたいと思っております。

次に、旧食彩の宿いいおか荘について、今後の運営方法について申し上げます。

震災及び原子力発電所事故の風評被害等による観光入込客の減少は著しいものがあり、本市観光の元気回復が必要と考えております。夏季観光を中心に、本年も多くのイベントを計画しておるところであります。観光産業が盛んな飯岡地区では、多くの方から観光の拠点としていいおか荘の活用を強く望む意見をいただき、さらに、建物の耐力度調査を検証した上で、今回活用を決断をしたところでもあります。

屋上を緊急避難場所、1階の一部について震災を後世に伝える場所としての利用について国へ復興交付金の申請を行ったところでもあります。また、いいおか荘開業時、評判のよかった温泉については、復興基金等の活用も視野に入れて再開をしたいと考えております。なお、2階、3階等の宿泊施設については、観光拠点としての民間業者への貸し付けを予定してお

り、運営等においては全てを民間業者に委ねる予定であります。

次に、産業政策について、新しい産業政策ということでお答えをしたいと思います。

人口減対策としても、新たな産業は旭市に多くの雇用が創出される施策となり、重要な課題であります。新しい産業政策のご質問の回答の前に、企業誘致についての基本的な考えについてお答えいたします。

企業誘致の第一としては、やはり道路整備が重要な課題だと思っております。特に銚子連絡道路の早期着工が望まれるわけですが、国・県に機会あるごとに今後とも強く要望していきたいと思っております。

次に、税制面を含め、各種の制度による優遇措置を講じ、企業から旭市を選んでいただける環境づくりに行政としてもしっかりと取り組んでまいります。なお、現状の中でも市内で一生懸命頑張り、雇用に多く抱えていただいている企業が旭市にはたくさんあります。こうした企業を今後ともしっかりと支援していきたいと思っております。

そうした中で、旭市の資源を考えた中で、新しい産業政策との質問ではありますが、2点ご説明いたします。

1点目は、基幹産業である農業、水産業の第一次産業と連携し、第二次産業である製造業、さらには第三次産業である販売、サービス業との連携であります。いわゆる六次産業化であります。豊富な農畜水産物に製造業の力で付加価値をつけ、販売・飲食店等の力で消費に結びつく産業の確立ができれば多くの市民の幸せとなると思っております。一部では、市内の企業とメロン農家が連携したメロン加工品の製造が3年目を迎えており、本年新たな製品開発を行ったことも聞いております。そのような製品を通して旭市を広く知ってもらおう。理想としてはこうした各業種が連携協力して、より多くの利潤を生む取り組みに支援してまいりたいと思います。

2点目は、優れた人材を活用しての新たな企業誘致であります。

企業は、人材の確保が重要であります。幸い、市内には食品流通科等を有する県下唯一の農業高校、さらにロボット等で毎年優秀な成績をおさめている工業高校等があります。これらの優秀な学生等を資源として企業誘致を進めていきたいと考えております。なお、平成27年度の開業を目指す道の駅を核とした新たな産業の創設についても期待をしたいと思っております。

また、新たな産業を興すには大きな力が必要であります。先日、4月30日に都内にあります双日株式会社、加瀬会長を訪ね、旭市の新たな産業の取り組みについて商社の立場で願

いをしたいと、依頼してまいりました。加瀬会長は、ふるさとである旭市への恩返しの意味から宿題として受け止めるというお言葉をいただきました。

今後も積極的に新しい産業、企業誘致を図りたいと思っております。

5番目の、旭中央病院について、今後の予定についてであります。

滑川議員と同じような答弁になりますけれども、検討委員会の報告書については、5月30日に提出いただき、先日の全員協議会で説明を申し上げたばかりで、まだ十分な議論が行われておりません。仮に経営形態を地方独立行政法人に変更しようとする場合には、地方独立行政法人法の規定により市議会の議決や千葉県への許可が必要となります。そのため、議会の皆様にも十分な議論を行っていただきたいと思っております。そしてまた、市民へのパブリックコメントやワークショップ、そして中央病院職員にもアンケート等を実施していきたいと、そのように思っております。

大変失礼しました。滑川議員へは答弁はいたしませんでした。

○副議長（林 七巳） 企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（伊藤 浩） それでは、企画政策課より大きい1の復興計画についてのうちの（1）被災状況について、（2）被災者の現状について、（3）被災者の今後について、それと（5）になります、市の復興計画について。それと、大きい5番の旭中央病院についてのうちの（1）検討委員会の報告についてご回答申し上げます。

まず被災者状況ですが、5月末現在の被害世帯数は3,797世帯です。被害程度別と申しますか、まず全壊が336世帯、大規模半壊が434世帯、半壊が510世帯、一部損壊が2,517世帯であります。

次に、（2）の被災者の現状についてお答え申し上げます。

被災者の現状につきましては、国の被災者生活再建支援制度の対象となる世帯は、全壊、大規模半壊の被害を受けた世帯及び半壊の被害を受けた住宅をすべて取り壊した世帯で、5月末現在の対象世帯は804世帯であります。このうち、再建方法によって支給される加算支援金の支給を受けた世帯は、対象世帯のうちの78%に当たる628世帯となっております。内訳は、住宅の建設または購入により再建した世帯は190世帯、このうち被災場所、もとの場所に建設した世帯は85世帯となっております。また、被災場所を離れ、市内の別の場所に建設、購入した世帯は94世帯、合わせて179世帯が市内で建設または購入をしております。

次に、住宅の補修により再建した世帯は363世帯、このうち被災住宅を補修した世帯は347世帯となっております。また、被災場所を離れ、市内の別の住宅を補修した世帯は12世帯、

合わせて359世帯が市内の住宅を補修しております。

次に、賃貸住宅に入居した世帯は75世帯で、このうち11世帯は補修された被災賃貸住宅に入居しております。また、被災場所を離れ、市内の別の賃貸住宅に入居した世帯は57世帯、合わせて68世帯が市内の賃貸住宅に入っております。

被災者の現状を加算支援金の申請結果から見ると、住宅の建設または購入、家屋補修、賃貸住宅へ入居を合わせた606世帯が市内で再建しております。これは文章で読むと多分おわかりいただけないかなと思うんですが、ちょっとざっくりとした話をさせていただきます。

まず、被災した世帯が3,797世帯あります。そのうちで国の支援を受ける世帯が804世帯、その対象の中から支援を受ける世帯が628世帯。これはもう申請したということです。申請をまだしていない世帯が176世帯あります。先ほど言いましたが、申請を受けた628世帯のうちで市内で再建をしたという方が606世帯、約96%ですね。あと残りの22世帯が市外へ出ていかれたということになります。

次に、(3)の被災者の今後についてということでご回答申し上げます。

被災者の今後につきましては、国の被災者再建支援制度の加算支援金未申請の世帯に対しましては、申請期限である27年4月10日までに戸別訪問をしたり、それから電話等での連絡によりまして支援内容を再度周知するとともに、再建方法の意向等を把握しながら再建の支援を行ってまいりたいと思っております。

次に、(5)市の復興計画についてお答え申し上げます。

津波対策としまして、海岸への人工盛土や津波避難タワー、津波避難道路などによるハード対策並びに津波避難ビルの指定や津波誘導訓練など、ソフト対策による複合的な津波対策を推進することとしております。

次に、本年度の市の復興事業につきましては、飯岡地区と富浦地区に設置予定の津波避難タワーをはじめ、災害公営住宅の整備等を予定しております。

続きまして、5番目の中央病院の検討委員会の報告について申し上げます。

平成23年度に生じた医師の減少等の旭中央病院の現状並びに東総地域医療連携協議会や中央病院改革プランなど、これまで行った取り組みをはじめ三つの検討項目について調査、検討の要点を述べるとともに、最後に結論が記載されております。結論につきましては、報告書の8ページで、5回にわたる会議を踏まえ、検討結果を取りまとめております。

一つ目の、地域医療において旭中央病院が果たすべく役割に関しては、旭中央病院は広域医療圏の中核的な拠点病院として維持し、周辺病院との連携・ネットワークによる役割分担

を進めることが必要とのことであります。

二つ目の、旭中央病院における課題及びその対策に関しては、中央病院の課題は医師確保であり、その対策は平成24年度に行った措置の継続・拡充とあわせ、医師の増員を目指した最大限の取り組みを行うことが挙げられております。

三つ目の、旭中央病院の経営形態に関しては、職員の意識の変化を促し、より一層の迅速・柔軟な経営を可能とするため、移行費用や職員の身分等について検証を進め、平成26年度末までに地方独立行政法人へ移行すべきとのことであります。

以上です。

○副議長（林 七巳） ここで執行部に申し上げます。

議事運営の能率を図る上から、答弁者は質問内容を的確に把握し、明確かつ簡潔な答弁をされますよう、特にお願いいたします。

都市整備課長。

○都市整備課長（林 利夫） それでは、1番目の復興計画についての（2）被災者の現状について及び被災者の今後についてのご質問ですけれども、都市整備課からは応急仮設住宅についてお答えいたします。

政務報告でも市長から申し上げておりますけれども、応急仮設住宅は5月で貸与期間の2年が経過し1年間の延長が決定された中、4月22日から30日にかけて、応急仮設住宅入居者に対しまして今後の住宅再建等の見通しについて意向調査を実施するとともに、5月には契約の更新手続きを行いました。

現在の入居者数は、旭地区が19世帯39人、飯岡地区が65世帯158人、賃貸住宅が7世帯14人で、合計91世帯211人が入居しております。先月と比較しまして、合計で28世帯81人の減でありました。大幅な減となりました主な原因といたしましては、5月に更新の手続きを行ったことと、再建されて新しい住まいでの生活が始まっている方などの退去手続きの申請が進んだことによると思われます。

次に、被災者の今後についてですけれども、応急仮設住宅入居者の住宅再建等に関する意向調査の結果について申し上げます。

調査時、全体で115世帯のうち平成26年5月までに再建できると回答した方が69世帯、そのうち当初の入居期限であります本年5月中に再建できるとした方が30世帯でありました。また、来年の5月までに再建のめどが立たないと答えた方は46世帯で、この46世帯のうち災害公営住宅を希望している方が35世帯、雇用促進住宅を含めた市営住宅を希望している方が

11世帯でありました。

今後、千葉県をはじめ関係機関と連携を図りながら生活支援策を講じまして、少しでも早く再建できるように支援していきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（林 七巳） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、被災者の今後ということで財政課から補足してご説明申し上げます。

今、都市整備課長の答弁でございましたとおり、35世帯が災害公営住宅の入居を希望しておりまして、残る11世帯が市営住宅等への入居を希望していると。ご存じのとおり、災害公営住宅は33戸を今建設を始めたいということで、今議会に契約の締結の議案をお出ししているところでございます。ただ、35戸の希望のうち2戸につきましては、アンケートの結果を見ますと災害公営住宅または雇用促進住宅という方がございました。その辺の調整は、もしかしたら可能なのかなと思っております。

それと今、住宅の空き状況なんですけれども、4階建ての双葉団地A棟、これは3DKですけれども、これが1戸。それから、下永井団地、これも3DKの住宅、これは内部も改修してあります。これが1戸。それから、雇用促進住宅の低層階、これを11戸空けてございます。これを全部足し込みますと33戸の13戸ということで46で、今のところこれで数は何とか確保できている状況にあらうかと思えます。今後、入居の募集を進めた中で、うまく生活再建ができるよう支援していきたいと考えております。

以上です。

○副議長（林 七巳） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは、商工観光課のほうから幾つか議員のご質問につきましてお答えさせていただきます。

最初に、復興計画についての商工業の復旧につきまして、ご回答させていただきます。

観光を含めます商工業者の震災による被害、これを受けた事業者は市内で356の事業者、そういうふうに我々は確認をしております。この356事業者の中で、現時点で廃業を余儀なくされた事業者、これが21の事業者と確認しております。さらには、震災復興・復旧には経済の再生、これが重要であります。そういうようなことで、被災した中小企業者への支援としまして国・県の補助事業でありますいわゆるグループ補助金、これにつきましては7グループ、102の事業者が採択を現在受けられております。さらには、被害を受けました中小

企業者の資金繰り支援としまして、震災復興枠でのセーフティーネット資金、こういうもので今まで支援を行っておる状況でございます。

市としては、さらに例年実施しておりますプレミアム商品券につきまして、現在市内で517の店舗が加入しております。復興支援分としまして上乗せした支援を23年度から本年度まで実施をしているところでございます。

次に、旧いおか荘につきまして、復旧、再建の進捗状況につきましてお尋ねがありました。

旧食彩の宿いおか荘につきましては、昨年度、現況・構造検証調査を実施し、その結果、建物本体は一部改修が必要となるものの、再利用が可能との結果をいただきました。この調査結果を踏まえまして、外階段を新たに設けます。さらには、屋上を緊急避難場所としての利用、1階部分につきましては一部を防災教育施設としての展示スペースとしての活用、さらには、いざという時の避難についての心構えや減災についての住民意識を啓発するスペースの設置を予定しております。これらにつきましては、国の復興交付金の申請を現在しているところでございます。また、1階の一部、2階、3階の宿泊施設等に関しましては、観光拠点として貸付先の公募を再度行うべく、現在作業に入っております。

さらに、四つ目に産業政策につきましての現状というご質問をいただきました。

市内の工業の現状を統計数値で申し上げますと、従業員4人以上の事業者157の事業所が現在あります。従業員数は3,641人、製造品等の年間出荷額約961億円となっております。産業政策としまして企業を誘致することは、税收の確保とあわせまして雇用の創出を図る上で重要な課題でございます。市内企業の中には、国内でトップクラスの技術と製品シェアを有する企業もあります。行政としても、連携をとりながら企業の発展に努力をしていきたい、そういうふうと考えております。

最後に、産業政策についてのソーラー発電につきましてのご質問がありました。

エネルギー資源が少ない日本の中で、今新たなエネルギーとして注目されておりますのが太陽光発電、ご承知のようにCO₂をほとんど排出しないという環境面のメリットもあります。現在、千葉県では1,000キロワット、いわゆる1メガワット以上の太陽光発電の設備の認定、あるいはさらに運転開始件数、こういうものが全国で第2位の106件あるというふう聞いております。合計出力は371.5メガと聞いております。

これらの背景には、発電量10キロワット以上につきましては20年の固定買い取り制度、さらには税制面での優遇措置によるものが大きいものと思われま。新たな産業ビジネスとし

まして注目されているわけでございます。なお、千葉県内で自治体での取り組み、さきの議員の質問でもありましたけれども、これにつきましては香取市において自治体として初めて太陽光発電事業者、そういうようなことで来年2月の発電開始を予定しておる、そういうようなことで本市としましても先行事例として情報の収集を図ってまいりたい、そういうふうと考えております。

以上です。

○副議長（林 七巳） 総務課長。

○総務課長（米本壽一） 2番目の（1）庁舎建設の計画についてです。

昨日の伊藤保議員の一般質問に市長が回答しましたが、庁舎の建設につきましては平成29年度の完成を目指します。現在、庁内組織であります新庁舎建設検討委員会において基本構想の策定に向けて調査、検討しておると、この段階です。今年度中に基本構想を策定したいと考えておりますので、平成26年度には推進体制を確立しまして、建設計画、基本設計、実施設計へと進めていきたいと、このような計画でございます。

次に、（2）です。規模、予算、日程についてですけれども、今年度策定を進めております基本構想の中で定めていくということになるわけです。建設費につきましては、規模が確定する中で算出されるものでありますので、先進市の事例を参考に、本市の必要な執務スペースや附帯施設等の必要面積の算出によりましてその額を算出するということとなります。いずれも未定ですので、建設まで日程につきましてはもうしばらく猶予をいただきたいと思っております。

（3）の場所についても同じことが言えまして、現在まだ発表できる状況でないということでご理解いただきたいと思っております。もうしばらく時間をいただきたいと思っております。

○副議長（林 七巳） 一般質問は途中ですが、2時20分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時20分

○議長（林 俊介） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） 丁寧な答弁をいただきましてありがとうございます。

1番目の復興計画についてでございますけれども、先ほど市外に出た世帯数が22世帯とお答えをいただいたような気がするんですけども、かなり少ないんだと、意外に少ないんだという感じなんですけれども、その辺は大丈夫なんですね。

それで、被災状況についてですけども、今聞きまして3,790世帯、2年ちょっとたって少し落ち着いている状態ですけども、改めて被害が大きかったんだと実感しております。逆な質問という申し訳ないんですが、被災状況なんですけれども、特に津波なんですけども3,790世帯が被害に遭ったという、津波だけではないのかもしれないですけども、逆な質問で申し訳ないんですが、津波を受けた所で残っている家は何軒くらいあるんですか。何軒あって、何軒くらいあるんですかね。

○議長（林 俊介） 佐久間茂樹議員の再質問に対し、答弁を求めます。

（発言する人あり）

○議長（林 俊介） 企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（伊藤 浩） 3,797世帯のうちで津波が954世帯、液状化が774世帯ということです。すみません、この中でどれだけ残っているかというのはちょっと……

○議長（林 俊介） 佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） ちょっとその前に一言、お礼を言わなければいけなかったんですが、被害状況は極めて複雑、全壊、半壊、大規模半壊あるいは軽微な所、いろいろあろうかと思えます。それに対していろいろ査定をして支援金を出していただいたと、補助金を出していただいたと。これは非常にありがたい、本当に大変だったと思いますね、市役所の人がね。ただそれでも、一生懸命やってもなおまだ不満のある方がいらっしゃるわけです。だから、この点については平成27年4月10日まで受け付けていただけるということなので、今後も被災者の立場に立って支援して、丁寧に対応していただきたいと思えます。よろしく願いします。

それで、特に津波で被害を受けた所、特に旧飯岡市街なんですけれども、旧126号、旧国道を通過して南側、ほとんど数えるぐらいしか家が残っていないと思うのね。だから、そういった意味で何軒くらい残っているのかなと今ちょっとお伺いしたんですけども、数えられるぐらいしか残ってない。自分で数えてくればよかったのかもしれないんですけども。外に出てしまった世帯が22世帯だというお話なんですけども、これは事務局のほうで資料をいただ

いて、区長会のほうの世帯数の人数を調べてみますと、旭市全体で減っていますけれども、かなり減っていますよね。資料を昨日、特に飯岡の中身をお渡ししましたけれども、これは区長会の届けられている世帯数なので、実際の住民票そのほかのやつと多分違うんだろーと思えますけれども、これでざっと計算しますと震災前から25年度のデータですと185世帯減っているんですよ。減っていますよ、かなり減っているんですよ。

だから、22世帯が外に出たというのはちょっとにわかには信じられないんだ、もっとあるんじゃないかなというような気がするんですけども、住民登録そのほかではそんなものなんですかね。それだけちょっと確認してください。

○議長（林 俊介） 佐久間茂樹議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（伊藤 浩） 市外へ出たという方が22です。例えば、飯岡の、今議員おっしゃるように185世帯ぐらいが減っている、このデータをいただきました。これは、あの場所から出ていく人は同じ市内で違う所に建てるという方もいらっしゃいます。ですから、その辺では市外との人数のあれは違ってくるのかなと思っています。

○議長（林 俊介） 佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） 旭市内のほかの場所に移住しているという話ですかね、それ以外の場所。ただ、この区長会でもらった数字は多分震災だけではないんだろーと思えますけれども、それにしてもかなりの数が減っています。

ちょっと関係ないのかもしれないんですけども、昨日の質問で伊藤保議員がされました定住促進事業。これは今年度で何人ぐらいを予定していますですか、定住促進で受け入れる人数は。

○議長（林 俊介） 佐久間茂樹議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（伊藤 浩） 予算の中ではトータル2,000万円ということで予定しています。1件50万円ですから、40世帯。

（発言する人あり）

○企画政策課長兼被災者支援室長（伊藤 浩） はい。以上です。

○議長（林 俊介） 佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） 被災状況についてもう1回なんですけれども。

○議長（林 俊介） もう2番に移行していますよ、内容は。

○16番（佐久間茂樹） わかりました。

もう一度確認、先ほどいろいろ言われたんですけどもわからなくなっちゃって、もとの場所に帰りたいという人が何世帯ですかね。60世帯いらっしやいます。これは建て直すということでしょうか。

○議長（林 俊介） 佐久間茂樹議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（伊藤 浩） ちょっとその辺、内容を熟知していません、すみません。

○議長（林 俊介） 佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） ちょっと順が逆になりますけれども、市の復興計画に飛ばさせてもらいます。

津波を受けた所、津波が到達した所に再建を希望しているところは何世帯かあるというふうにお伺いしました。その場合の許可といいますか注意といいますか、その辺は何か市のほうでは考えていらっしゃるんですか。

○議長（林 俊介） 佐久間茂樹議員の再質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（林 利夫） 建築の許可ということでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○都市整備課長（林 利夫） 旧旭市ですけども、都市計画区域においては建築確認の必要が出てきます。ただし、飯岡地区に関しましては都市計画区域ではございませんので、特に許可ということは必要ない状況でございます。

以上です。

○議長（林 俊介） 佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） ここ、特に海岸線で、世帯数で200くらい減っているわけなんですけれども、この辺の復興計画について、まず安全と安心、これが今まで住んでいらっしゃった方が期待できないんだらうと思うんですね。その辺の安全と安心を与えられるような、今のままの状況でいいのかなということなんですけれども、市の復興計画は、特に津波の来た所ではどのようになっていますかね。

○議長（林 俊介） 佐久間茂樹議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（伊藤 浩） この復興計画ですけれども、昨年1月に策定いたしました。検討委員会の中でも住宅の高台移転について検討いたしました。その際、津波被害に遭った方を対象にしてアンケートを行ったところ、全壊世帯のうちの70%の方が既存の宅地に再建したいということでした。ですから、このような状況を踏まえて、復興計画におきましては移転せずに現地で復興を進めるということで作成をしております。

以上です。

○議長（林 俊介） 佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） 今でもそうなんですけれども、残っているお家で特に平屋で住んでいらっしゃる方は、夜おちおち寝ていられないというんですね。この前のように明るい時に津波が来ればそれなりに何とか対応できるんでしょうし、夜中の1時、2時に津波が来た時にはどうしようもない、それが怖いと言うんですね。だから、お位牌とか大事なものを枕元に置いてあれば即逃げると。そういうような方が何人かいらっしゃるんですね。

外に出て帰られるという方もそうなんですけれども、この辺を何とか市でしてあげないとまずいのではないかと、それができて初めて復興なのかなというような気がするんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（林 俊介） 佐久間茂樹議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 佐久間議員が言っているように、本当にまだ何%ぐらいしかもとの住宅に建てたという人はいないのかもしれませんが。先ほど課長からお話がありましたように、復興計画の当初でアンケートをとりまして、自分の所へ戻りたいと、それで家を建てたいという人が圧倒的だということの中で、国の特区申請といたしまししょうか、集団移転の場合に特区申請をするということも一つの方法であったわけでありましてけれども、地元のそういった声の中でそれは見送ったということでもあります。

今行政としてやるべきことは、県が今行っております九十九里沿岸、東沿岸の防護施設6メートルのかさ上げ、このことについて精力的にスピード感を持って、一応旭地区は27年度いっぱい終了するというようになっておりますので、そのところはしばらくの間不安、本当に不安だと思います。その分、明るいまちづくりとか防犯灯や街灯をいっぱいつけて明るくするとか、いろんな部分で支援を考えていかなければならないわけでありまして。

その一つとして、国が津波で被災をされた方々に対する支援金として、国が新聞発表しまして、11億数千万円、千葉県を支援すると。そのうちの津波被災でありますので、旭市に10

億円以上のお金が来るということで、今県議会で審議中でありますけれども、国が落とした金でありますので、これは必ず県議会も通さなければならないと思います。それが通った暁には、やはり旭市に10億円以上の金が来るということでありますので、津波で被災された方々が一刻も早く安心して、そのための応援をさせていただきたいと、そんなように今考えているところでありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（林 俊介） 佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） 今、6メートルの護岸堤おっしゃいましたですけれども、護岸はもちろん効果的です。ただ、今回の津波を見ていると川端町の川、横根の川、目那川、川沿いに入ってきているんですね。堤防を越してきた波というのはそれほどでも多分ないと思うんです。ワンクッションあれば1メートルくらいの擁壁でも津波の勢いはかなり衰えちゃうんですね、多分。ただ川沿いなんですね、やっぱり。だから、それで絶対安心だというわけには多分いかないんだろうと思います。

北茨城市では、5世帯まとまったら高台移転という話が今出ていて、そういう意味で国でも認めていただけるという話がございます。これは100年に1回あるいは300年に1回という津波なんで、そこまで考える必要があるかという話も出てこようかと思っておりますけれども、今、東南海地震の話もありますし、やはり早急に市民に安全、安心して眠れる場所、それを提供していただければと思うんですね。それがないと、どうしても幾ら定住促進しても出ていっちゃう人のほうが多いと思うんですよ。

それで、この場合、津波が来たぎりぎりの所、ウオーターフロントというか一番前面の付近に、あわせて聞きますけれども、先ほど避難ビルの指定ってございました。あまり避難ビルってないんですよ。いいおか荘が今度なるんでしょうけれども。そういった意味で、避難ビルになるような分譲共同ビル、マンション、言ってみれば。1階店舗、2階浴場、最上階にスポーツセンターとか、そういった建物を津波が来るぎりぎりの所まで建てて、30戸、40戸建てて分譲して、売れたらまた次を建てると。今の堤防の後ろと国道付近までは、いずれ津波緩衝帯といいますか、防風林、防潮林等に、これは長い時間かかるだろうと思いますけれども、まず安心してここに住めると、そういった場所を提供してあげることが大事なんじゃないのかなと。そうしない限り復興できないんじゃないかと、そう思うんですけれども、こういったことをおっしゃる方がいるんですよ。

災害復興基金が約8億円ございますね、今。7億9,000万円くらいあります。中央病院は20億円で100戸建ての医師マンションを建てるということなので、30戸か40戸くらいのマン

ションはできると思うんですよ。旧飯岡の中心部にそういったものをつくっていただいて、全国に、旭市はこういう新しい安全と安心の期待できる対策をとりましたと全国に発信して、まず30戸、40戸売り切っちゃってください。それで、売り切ったお金でまたもう1回建てればいいんです、もう1戸を。そうしていかないと復興できないですよ。市長、お考えはどうですか。

今、基金は約8億円あるわけですから、思い切ってやってくださいよ。全国に発信してください。30戸、40戸ぐらいだったらすぐ私は売れると思いますよ。市内の業者をお願いしていいものをつくって、絶対安心だと、旭市は津波が来ても平気なんですよ、これからこういう都市づくりをしていきますよと、そういった発信をしていただければと思うんですけれども、どうでしょう。

○議長（林 俊介） 佐久間茂樹議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 佐久間議員からいろいろ要望がありましたけれども、一番最初に防護施設の中で川の部分から道路の部分、開口部の部分はどうするんだというような部分がありました。このことについて、県へ行くたびに県土整備部の部分で河川局のほうへ、どういった工事をやれば安心を取り戻せるのかということは何回も、技術的に地方自治体ではなかなかそういった経験がある人もいないということで、県で方法を、工事を示してほしいということでもいつも言っているんですけれども、なかなかまだ県としてもどういう工法でやるのかという部分は結論が出ていないようでありますので、そのところは九十九里沿岸全部あるわけですから、それは早急に県のほうも研究してくれると思います。

もう一つ、高層階の集合住宅を建設して販売することはできないかと、8億円の災害復興基金を使ってということでもありますけれども、住宅が流失した部分は椎名内にも中谷里にもあります。そういった部分で、飯岡だけ最初に二つもつくるという部分、一つつくって売れということでもありますけれども、一般的にはこういった不動産といいましょうか、アパートの販売とかそういった部分については民間で行われているわけでもありますので、市が行うという部分、よく研究してみなければわからないわけでもありますので、そういったことはこれから少し議論をしてみなければわからないなど、そんなように思っているところであります。

そしてまた、先ほど申し上げましたように、国の津波対策の資金が10億8,000万円くらい旭市におりるわけでもありますけれども、その10億8,000万円の使い道がそういった部分で使えるのかどうかという部分も、これからいろいろと県との話し合いの中で聞いてみなければ

ならない部分でありますので、そういったこともいろんな部分がありますので、これから研究していきたいと、そんなように思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（林 俊介） 佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） 飯岡で2棟というのはちょっと誤解でして、その辺は検討していただければいいんですけども。まず、最も一番被害の大きかった付近でやっていただいて、1年で売れてしまえば次の年にまたやれるわけですから、そういった逐次まちをこういうふうに安全で安心して眠れるまちにするんだという、その情報発信ですね。それが大事だと思うんですよ。今のままで、ほかに、だからそういった意味で復興計画ということでお尋ねしているんですけども、この辺で津波被害を受けた所で、どういった形で安全と安心を市民に与えていただけるのかと、そういった質問なんですけれども。ほかにもいろいろあるでしょう。ただ、たまたま今そういった話があったので、それを一つの例として挙げさせていただいたわけなんですけれども。そういった意味でお尋ねしているわけなんです。

だから、そういった意味で津波に関してはやっぱり直接受ける、直接防ぐというのはなかなか難しいと思ひます。ただ、この間の津波を見ていまして、ワンクッション置いた津波は1メートルから1メートル50くらいのブロック塀でもかなり家は守られているんですね。だから、国道からやや北に上った所あたりで、要するに津波が来た所付近ではもう1メートルくらいの擁壁でも多分防護できるんですね。

そういった意味でね、（4）番は飛ばしましたけれども、先週5月19日の日曜日ですか、市長は朝市に行かれたと言っていましたね。やっぱり、人間がいないから地元の商工業者みんなで寄り集まって、励まし合っているんですよ。あれをご覧になってどう思ひましたか、市長。

○議長（林 俊介） 佐久間茂樹議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 復興朝市へ私も行きましたけれども、ごみゼロがちょうど重なっておりまして、行った時点は8時半ころだと思いますけれども、その時点では人はあまり多くはいなかったんですけども、出店をした方々に聞きましたら、本当に大勢来てくれたと。朝7時からの時には本当にここの場所いっぱいに来てくれたと。持ってきたものは全部売れたというような話をしてくれました。定期的に月に1回くらい、これからもやっていきたいというような話を聞かされまして、本当によかったなど、そんなような思ひでいたところでありまして、佐久間議員のニュアンスとはちょっと違ったのかなと、そんなように思ひます。よ

ろしくお願いします。

○議長（林 俊介） 佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） 私は、ともかく人がいない、少ない。今どこの食堂でも、食堂といってもこれは私のあれなのかもしれないけれども、話を聞くとどこもお客がない。だから、お店同士で行き合って、交換し合って励まし合っているんだと、そういう話がございませう。

まず、だから復旧といいますか、世帯数、人口をもとに戻っていただくと。そのためには安全と安心して眠れる住まいを提供してやればなと、そう思いますので、市長はこれから検討してくれると先ほどおっしゃってくれましたので、この件に関してはこれでおしまいにしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（林 俊介） 佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） 次に、庁舎建設についてですね。これ（1）番から（5）番、大体復興と旭市の振興に共通点を持たせて、私は質問させていただいているつもりであります。庁舎建設、これは平成29年完成で、市長が再選されれば4年後に入庁するというようなお話になろうかと思ひます。そうですね。

それで、規模、予算、日程について今のところ検討中だからわからないと言ひますけれども、やっぱりこれは今の規模からして大ざっぱなくらいはちょっとお答えいただひてもいいのかなと。ただ、総務課長は答弁のベテランなので、それはそれとしていいと思ひます。ただ、この場所なんですけれどもね、場所の話は今してもしょうがないんですが、これも復興ということから考えますと、飯岡中学校が移転する、そうすると双葉町公園あるいは中学校のグラウンドが空くわけですよ、あの辺が。津波が来たぎりぎりの線です。そうすると、YOU・遊フェスティバルとか、しおさいマラソンのことを考えると、あの辺に市庁を持っけてきていただいたほうが、私としてはうれしいなと思ひますよね。その辺のお考えをちょっと聞かせていただひけませんか。

○議長（林 俊介） 佐久間茂樹議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） 先ほど、本当に不親切な言い方をしちゃいました。まだ検討しているものでと、言えないと、本当に具体的に言えば、今ここにするのか、ここを離れてどこにするのか、旭市全体を見て中心がいいのかどうなのかとか、いろいろ考えていることは考えております。でも、佐久間議員が言った先ほどの提案、さすがにそこはなかったということだけは、本当にまた言わせてもらひます。

○議長（林 俊介） 佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） 了解しました。

前の道路が多分災害避難道路になるんだろうと思いますので、そうですね。ぜひ前向きに検討していただければと思います。これは答弁要りません。

次に、3番目の旧いおか荘についてです。

当初9,500万円くらいで解体する予定でございました、私は反対させていただきましたけれども。少なくとももう10年くらいは使えるという話で、多少費用がかかったにしてもですね。そして、700人からの緊急避難ができるというお話で、私はよかったなと思います。できるだけ早急に再開していただければと思います。年間約2万人、1日五、六十人、年約2億円ぐらいの観光客からの収入があったわけでございますので、これが復活することを楽しみにしております。すぐには無理なのかもしれませんが。そして、雇用もここで20人、30人と発生するわけですから、何人になるかわかりませんが、多分もとに戻るんだろうと思いますので、そういった意味ではうれしい限りでございます。

ただ、時間、これから公募されるという話で、できればYOU・遊フェスティバルぐらいに間に合うのかなというようなお話もちらっと聞こえなかったわけでもないんですが、その辺はどうなのでしょう。

○議長（林 俊介） 佐久間茂樹議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） いいおか荘はYOU・遊フェスティバルに間に合うのかということで、結論から言いますとちょっと間に合わないと思います。実は、今公募を開始の用意をしていますということで、今まで何をしておったかということで、実はいいおか荘は、最終的には例の指定管理者と同じように、やっぱり議会の議決が地方自治法の中で必要だということで、我々結論を県と相談しましていただきました。そういうことで、できましたら地方自治法の規定等もあります。そういうことで、スケジュールを見計らって、ただYOU・遊フェスティバルには間に合わないということで言い切りたいと思います。

○議長（林 俊介） 佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） ともかく再出発が決まったわけでございますので、いいおか荘のときには赤字、要するに運営上の赤字ではないというふうな話もございました。今回は直営じゃなくて、他に貸すというようなお話でしょうから、少なくとも幾らかは収入になるのかなと。そういった意味では、これから先の出費を極力抑えて、幾らかでも収入が入るよ

うになってくれればありがたいなと思っています。いいおか荘については、それでお願いしたいと思います。

次に、産業政策についてお伺いします。

先ほど、特に企業誘致ということで、合併以来、伊藤市長、現在の明智市長をはじめ頑張ってきていただいたわけでございますけれども、なかなか旭市、工業団地のほうに入れませんでした。そうこうしているうちに、メガソーラーが入ったという話でございます。2番目のソーラー発電ということもそうなんですけれども、企業誘致がなかなかうまくいかないとすれば、やっぱり市で幾らかでも活性化につながるような産業政策。先ほど、これについては農水産系で製造業とリンクした工場を考えていらっしゃるとおっしゃいましたけれども、これについて具体的には何かあるんですか。

○議長（林 俊介） 佐久間茂樹議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは具体的ということで、一つか二つの例を申し上げます。

一つは、先ほど市長が言いました、旭市は特産物で飯岡の貴味メロンがございます。なかなかブランドにちょっとついていけないということで、PRをしようということで、今年7月に3日間、実ははとバスが貴味メロン狩りに来るということで、これは決定をいたしました。貴味メロンを収穫体験しながら、直売所でメロンを買っていただけて。さらには、飯岡地区で昼食もやっていただけてということで、はとバスが3日間とまると思います。

そういうようなことの中で、メロン農家と実は市内のある企業が連携しまして、メロン、例えば販売に至らない、おいしいんですけどもちょっと傷があるとか、そういうものをピューレにしまして1年間保存しておいて、そこのピューレを活用しまして今年からゼリーなり、あるいはプリンを作るとかですね。あるいは、市内でメロンパンを作るとか、いろんな取り組みをやっております。これはまさしく六次産業化だと。

あるいは昨年、実は市内工業団地の中に食肉会社があるわけですが、この公社をうまく活用して、できれば例えばハム工場、肉の加工場が来ていただけないかなと、そういうことで大手の工場の所にも行ったという経過がございます。そういうことで、市長が申し上げました六次産業化、あるいは農工商の連携、こういうものを進めていきたい、そういうように考えています。

○議長（林 俊介） 佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） 3.11の震災以降、極めてお忙しい中、双日の加瀬社長ともトップセ

ールスをやっていただいたということで、本当にありがとうございます。加瀬社長との話では、見通しくらいは何かあるんですか。聞けたんですか。

○議長（林 俊介） 佐久間茂樹議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 双日の会長でありますので、なかなか自分自身からこうだあだというような発言は聞けなかったわけですが、こちらから、生まれ故郷でありますし、何か関連企業でもいいですから持って来ていただけないでしょうかというような発言はして、先ほども答弁をいたしましたけれども、そういったことを十分考えながら宿題として研究してみましようという言葉だけで、具体的には別に何を持ってこよう、かにを持ってこようということは聞けませんでした。

ただ、こちらに双日に勤めていた社員がいますし、その社員がイワシのから揚げをやっていまして、その方が結構いろんな分野で活躍しているということで、その人に、旭市のことは詳しいから旭市に行って何ができるかということの研究させようというようなことは、言質をもらったわけでありまして、具体的にはどうのこうのということは聞けませんでした。

○議長（林 俊介） 佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） どうもありがとうございます。

道の駅もかなり、3月30日ですか資料をいただきまして、雇用が30人くらい発生するだろうということで。ただ、これはやっぱり旭市の真ん中辺なんですよね。ともかく、忙しい中ご努力されていることを感謝申し上げます。

5番目の旭中央病院について、これはもう何人かの方がいろいろ質問されて、私が言うようなこともないのかもしれませんが、旭市の経済にとって旭中央病院は今も欠くことができないですね。毎年のように大きくなっています。どこまで大きくなるのかなと、私は逆に心配するんですけれども。その中で、でも実際に仕事をする人はお医者さんでございます、看護師さんでございます。医療スタッフですよ。滝郷の話もそうですけれども、滝郷診療所のお医者さんを見つけるのに大変市長は苦労された。若干コンプライアンスに問題があるのかなというところまでしないと、今はお医者さんは見つからないよと、そういうことなんだろうと思いますね。ですから、そういう医療スタッフのできるだけやりやすいような格好で私はやっていっていただいて、どんどん大きくなってもらえたら、そういうふうに思っています。

ただ、経営形態が変わるとなると、やはり実際にやっている医療職員あるいは市民の皆さん、市長はいろいろ相談して意見を聞きながらと言っていますけれども、26年度中にはそっちの方向に持っていきたいんだというような報告なんだろうと思いますね。それで、そうするとあまり時間がないのかなと。市民あるいは医療スタッフにどういった形で意見を聞いていっていただけるのか、ちょっと時間はかなり厳しそうな気もするんですけども。この時期、再選を控えて、なかなか市長ははっきり言いにくいところもあるんでしょうけれども、その辺のところをちょっとお聞かせ願えればと思います。

○議長（林 俊介） 佐久間茂樹議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 今、報告書が検討委員会から出たばかりでありますし、これからのスケジュールについて大ざっぱなことについてはアンケートをやる、市民の声を聞くと、そのところだけは私の考えでこれからスケジュールを立てて、きちっとどういったものをやるのか、中央病院にも設置者として、市立病院として中央病院の職員の皆さん方にも聞きたいと、そのように思っております。

また、60年も市民病院でありました。自治体立病院でありました。そういった部分では、しっかりと市民の声は聞かなければと、そんなような思いでありますし、検討委員会の検討結果が26年度いっぱい独法化すべきだというような報告がありましたけれども、設置者は旭市でありますので、その検討委員会の意見は意見として尊重はしますけれども、それに必ずしも一致しなくてもいいのではないかと私は思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（林 俊介） 佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） すみません。いろいろお忙しいところ、いっぱい丁寧な答弁をいただきました、ありがとうございました。

以上で一般質問を終わらせていただきます。

○議長（林 俊介） 佐久間茂樹議員の一般質問を終わります。

以上で本日予定いたしました一般質問は終了いたしました。

○議長（林 俊介） これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は17日定刻より開会いたします。
大変お疲れさまでございました。

散会 午後 3時 1分

開議 午前10時 0分

○議長（林 俊介） おはようございます。

ただいまの出席議員は21名、議会は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（林 俊介） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 滑 川 公 英

○議長（林 俊介） 通告順により、滑川公英議員、ご登壇願います。

（12番 滑川公英 登壇）

○12番（滑川公英） おはようございます。

12番、滑川公英です。

では、平成25年旭市議会第2回定例会におきまして、一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。

東日本大震災から2年3か月ほどたちます。2基の避難タワーが完成し、来年の3月には災害復興住宅33戸が完成予定です。見える範囲では東北3県から比べると、順調に復興が進んでいると思います。速やかな復興から、民間活力による発展を心から願っています。

質問事項は大きく分けて4点。旭中央病院について、ネットによる情報発信について、津波避難について、いいおか荘の全体像についてです。

1番として、旭中央病院について。

検討委員会の報告書について、先日、全協で5回の検討委員会の内容について報告がありました。5月14日の検討委員会では、25年度末までに地方独立行政法人化を速やかにすべし

との意見と、なるべく遅くとの中央病院事務部長の意見があり、玉虫色の26年度末の報告となったと私は認識しています。中央病院は5年前に4月発足の市長の私的な検討委員会で、検討最中の10月に公設民営化、指定管理者制度を急いで、マイホームローンの借りかえあつせんまで進めていた。このようなことがあります、事務部長は過去を知っておるのでしょうか、知らないのでしょうか。制度は公設公営、地方独法化、公設民営、指定管理者ですが、前回はアクセルを踏み、今回はブレーキをかける、この矛盾点について事務部長の答弁を求めます。

小さい2番目として、平成24年度決算見込みについて。

5月15日号の広報あさひによりますと、収入が360億8,800万円、支出が360億300万円で、経常利益が8,500万円。支出の主な内訳は、給与費が39.9%、約144億円、材料費が29.7%、約107億円、経費12.1%、約43.5億円、減価償却費が10.6%、約38億円などとなっています。公立病院トップクラスの人件費の割合で、民間病院並みです。民間病院は固定資産税を払いながら、黒字経営が多々あります。診療内容について違っているので、単純には比較できませんが、旭中央病院は、約500億円の資産は旭市有財産のため、固定資産税を払う必要がありません。材料費その他で47.8%あります。金額でいうと約172億円です。この部門にメスを入れ、材料費、経費の削減部分を給与費のほうに上積みすれば、医師、看護師、職員の過重労働に報いられ、なおかつ医師の確保にもつながるのではないのでしょうか。

小さい3番目として、診療待ち時間解消等について。

市民が中央病院に対して一番不満なのは、予約時間に対し、待ち時間の長さ。また、入院しても病状が安定にしないにもかかわらず、退院させられる不満ではないのでしょうか。これは我々議員だけでなく、市長にも直接上がっている市民からの苦情ではないのでしょうか。この全てが医師不足から来る結果だとすれば、医師不足対策が最優先されるべきではありますが、すぐに解消されるわけではありませんが、その中で診療待ち時間の解消とかに対して、病院としてはどのような対策を打ち出しているのでしょうか。

2番目として、インターネットによる情報発信について。

旭市の公的なホームページを見ますと、どの組織でも更新が極めて遅いのではないのでしょうか。更新システムに欠陥があるのか、それとも更新情報が遅いのか。旧食彩の宿いおかは、そのような中で一番早かったように思われます。同じ組織の中で、なぜ更新のばらつきがあるのでしょうか、更新する手順はどうなっているのでしょうか。お示し願いたいと思います。

3 番目として、避難対策、津波避難について。

(1) の避難道路について。

避難道路は3月議会でも多くの議員が質問いたしました。5月下旬に南海トラフ巨大地震について発表され、我が旭市でも震度4、80分後に5メートルの津波が襲うと報道されております。東北、釜石市の例でもわかるように、逃げることに最優先すべきで、そのための避難道路の整備が最優先だと思われ。避難タワーについて、さびにくい鉄骨だと言われていますが、海岸線はステンレスでもさびると言われています。タワーの予算を凍結してでも、避難道路を拡充すべきだと思います。3本計画されている避難道路についての進捗状況、また工程表をお示し願いたいと思います。

(2) 築山風避難公園について。

このことにつきましては、3月議会でも質問いたしました。市長答弁ではあまり金額のかからない築山であれば、来年検討していきたいとのことでしたが、具体的にはどのような方向になっているのかお示し願いたいと思います。

4 番目として、いいおか荘について。

いいおか荘は骨格予算で解体を想定し、公募業者が出ると退け、解体するはずが、課長がかわり、復興交付金事業で避難所祈念館事業ができるようになり、解体しないで済むようになりました。紆余曲折があったわけですが、現在のいいおか荘に対する進捗状況をお示し願いたいと思います。

1 回目の質問を終わります。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） おはようございます。

滑川議員の一般質問にお答えをいたします。

私のほうから、4番目の旧食彩の宿いいおか荘についてということでお答えをしたいと思います。

旧食彩の宿いいおか荘、震災で大きな被害を受け、一度は解体を視野に入れておりましたが、一度立ちどまり、いいおか荘あり方懇談会を設置し、活用についての答申をいただくとともに、観光産業が盛んな飯岡地区では多くの方から、観光の拠点としていいおか荘の存続、活用を強く望む意見をいただきました。さらに建物の耐力度等を検証した上で、今回、活用

ということで決断をしたところであります。

今回、屋上を緊急避難場所として利用するための施設改修並びに外階段の設置、さらには1階の一部について震災を後世に伝える場所として防災教育施設としての利用について、国へ復興交付金の申請を行ったところであります。さきの議会、全員協議会での説明のとおり、2階、3階等の宿泊施設については、観光拠点としての民間業者への貸し付けを予定しており、現在、公募の準備を行っているところであります。

以上です。

○議長（林 俊介） 病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） それでは、検討委員会の私の発言についてのご質問にお答えをいたします。

まず、第5回検討委員会での発言のことだと思われますので、第5回検討委員会の中で、私の発言をしました趣旨につきましては、病院としては、まず経営形態につきましては、病院の総意として、現在の安定した経営を将来にわたって引き続き維持していくためには、より迅速で自由度の高い経営が必要だろうということで、病院としての意見を述べさせていただいております。

そして、第5回の中で、一部議員より本年度中、来年の3月31日までに独法化すべきではないかという意見がございましたので、それに対しまして事務手続き、あるいはいろいろな合意形成等があるので、来年の3月31日、あるいは期限を切つてのことは報告書に明記することはいかがかという意見を述べさせていただきました。これが経緯でございますので、1点目については以上でございます。

続きまして3点目のご質問、待ち時間の関係でございますが、待ち時間の解消につきましては、病院としても改善を進めていく必要があると認識しております。しかしながら、当院の外来患者数は、全国の自治体病院と比べましても飛び抜けて多い状況にございまして、直ちに根本的解消を図ることは難しい状況にあります。病院としても、できる限り解消に努めていきたいというふうに考えておまして、今年1月からは内科外来での緩和策として、新患用ブースを4か所から5か所に拡充するなど、できる限りの措置はとっておりますが、なかなか追いつかないというのが現状です。今後とも改善に向けて努力はしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（林 俊介） 病院経理課長。

○病院経理課長（土師 学） それでは、私のほうからは1番の（2）24年度の決算見込みについてということでご回答申し上げたいと思います。

先ほど広報あさひのお話でしたが、昨年度、24年度の最終的な当期純利益は1億3,700万円、こちらのほうにつきましては、当初予想よりも上回っております。

また、先ほどお話のありました経費削減に努めてというようなお指摘もございましたが、経費削減のほうも順次進めております。また、収益的にこちらのほう、当期利益の足を引っ張っているのは、こちらのほうにつきましては減価償却費と特別損失の計上だということで、経費削減には引き続き努めておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（林 俊介） 企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（伊藤 浩） それでは、ホームページの更新が非常に遅い、各課の系統的に手順がばらばらなのかということですが、それについてお答えします。

まずホームページにつきましては、迅速な情報提供や更新に心がけております。掲載記事のうち、容易に作成できるニュース関連のお知らせやイベントにつきましては、各担当課が作成し、修正を行っております。また、作成が複雑な表などは、情報管理班の職員が作成や修正を行い、また画像など専門的な知識が必要なものにつきましては業者委託をしております。各課の起案は担当が起案をしまして、所属長が承認をして、今インターネット関係の監修というのを秘書広報課長が監修しておりますので、そこへ提示をして、その辺の手順からすれば、まさしく同じで、迅速な処理ができていますのかなと思っております。

以上です。

○議長（林 俊介） 建設課長。

○建設課長（高野晃雄） それでは、3番の1の避難道路についてお答えいたします。

避難道路の整備については、飯岡地区の横根三川線、旭地区の椎名内西足洗線及び中谷里仁玉線の3路線を優先して整備すべき重要な路線として、旭市復興まちづくり計画で位置付けしております。

この3路線の改良計画についてですが、飯岡地区の横根三川線、旭地区の椎名内西足洗線については、本年度から復興交付金事業として実施できるよう、国に採択の申請をしております。また、旭地区の中谷里仁玉線については、先行する2路線の整備状況を見ながら、社会資本整備交付金等を利用するなど、早期に着手したいと思います。

優先整備路線の整備のスケジュールでございますけれども、本年度では測量、調査、設計業務を計上しております。平成26年度以降は用地取得、物件補償を進めながら、順次工事に

も着手してまいります。なお、復興交付金事業の計画期間は現在のところ平成23年度から27年度までと定められていますので、大変厳しいスケジュールですが、関係者のご協力をいただきながら、27年度の完成に向けて努力してまいります。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 総務課長。

○総務課長（米本壽一） 3番の（2）築山風避難公園についてでございます。

具体的にどうなっているのかというご質問でございました。お答えいたします。

築山の整備に当たりましては、国の補助金等の状況を得るため、国と相談する日程を今調整している、そんな段階でありまして、3月に開催されました議会の一般質問でお答えした内容とまだ変化はございません。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） では、中央病院から再質問いたします。

検討委員会の最大の目標というのは、医師の確保とか、そういうことではなかったかと思いますが、昨日の一般質問にもありましたが、あまり議論されておりませんでした。なぜなのでしょう。

それで、独法化すれば、これは必ず解決することなのか、その辺をお示し願いたいと思います。

また、事務部長と事業管理者の考えが本当に一緒なのか。この間の第5回の検討委員会の中では見えてこないの、ここでもう一度再確認していただきたいと思います。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（伊藤 浩） それでは、検討委員会の報告の中ですが、23年度に生じた医師の減少等の旭中央病院の現状、並びに東総地域医療連携協議会や中央病院改革プランなど、これまで行った取り組みに始まり、三つの検討項目について調査、検討の要点を述べるとともに、最後に結論が記載されております。結論については8ページで、5回にわたる会議を踏まえ、検討結果をまとめたものです。

一つ目の、地域医療において旭中央病院が果たすべき役割に関しては、旭中央病院は広域医療圏の中核的な拠点病院として維持し、周辺病院との連携・ネットワークによる役割分担を進めることが必要とのことであります。

二つ目の、旭中央病院における課題及びその対策に関しては、中央病院の課題は医師確保であり、その対策は平成24年度に行った措置の継続・拡充とあわせ、医師の増員を目指した最大の取り組みを行うことが挙げられております。

三つ目の、旭中央病院の経営形態に関しては、職員の意識の変化を促し、より一層の迅速・柔軟な経営を可能とするため、移行費用や職員の身分等について検証を進め、平成26年度末までに地方独立行政法人へ移行すべきとのことであります。

以上です。

○議長（林 俊介） 病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） 病院の考え方として、事業管理者とどうなるかというご質問でございますが、第4回検討委員会の資料で、ホームページにも公表されておりますが、病院としての考え方を文書で提出してございまして、病院としてはより迅速な、あるいは自由度の高い経営が望ましいということで、独法化を望むという文書を提出してございます。これが病院としての考え方であり、特に相違等はございません。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 第5回の検討委員会の中で、事務部長は間に合わないと言いましたけれども、先ほども1回目の質問で言ったんですけれども、なぜ指定管理者制度だったら、検討中にもかかわらず急いでやったんですか。それを今度は、この内容からいったら、地方独法がいいと言いながらブレーキをかけているというのは、どう考えたって矛盾していますよ。それでニュアンスが報道されているニュアンスと事務部長が5回の答弁で話したことというのは違うんじゃないですか。千葉日報では、やはり独法化が望ましいとだけになっていましたけれども、独法化というのはそんなに急いでやるべきじゃないと部長は言っているんじゃないですか。その整合性ですよ。地方独法にしなかつたらしょうがないと言っているんだしたら、何も急いだっていいんじゃないですか。なぜ地方独法じゃなくて民営化を急いだんですか。その理由を聞きたいんですよ。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） 私が第5回検討委員会で申し上げたのは、報告書に期限を入れるかどうかについて委員長から問われましたので、報告書の中に期限を入れるのは、今の状況からするとどうかということをお願いただけでございます。独法化がどうかということについての意見というふうには考えておりません。あくまで報告書の中に期限を入れるか

どうかという論点でご回答を申し上げたということでございます。

それと、昔のことで申し訳ございませんが、私はよく承知しておりません、その件に関しては。前の経緯については申し訳ございませんが、私は承知しておりません。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 沖縄県的那覇市では、例えばコンサルとかそういうことに関係なく、当時の市長と、全適ですけれども、院長が一生懸命になって1年間で地方独法化しているわけですよ。これは多分コンサルの力でなったわけではないと思います。ですからこれは、今、旭市であれば、事業管理者と市長が、そのような方向で急いでやるとなれば、なるのではないのでしょうか。本当に皆さんが地方独法化がいいとしたら、急ぐべきではないんですか。市長はどのようにお考えなんですか。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 検討委員会で5回の検討をしていただいたわけでありまして、その検討結果が今出たばかりということもあります。その内容を詳しく吟味しながら、精査しながら、これから対応を進めていきたいと、そんなように思っておりますので、よろしく願います。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） どうもありがとうございました。

では、次に移ります。

前回の質問でも、待ち時間とかそういうことには検討します、その方向に向かいますと言っていますけれども、現実には全然変わっていないですね。やはり一極集中しているというのが現状なもので、その中でもし中央病院ではあまり検討していないのであれば、例えばこういう経費の節減について、コンサルを入れるとか、そういうことによってでも経費の節減が図れると、私が聞いた中では、そういう話もたくさんありましたけれども、いかがお考えなんですか。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（土師 学） ただいまご質問のございました、コンサルを入れてでも経費の削減というお話でございますが、現状、特に今回、24年度決算におきましては、材料費につきましては、病院内での企業努力により前年比約3億円減らしてございます。また、経費に

つきましても、数字上は若干前年度よりも多くなっておりますが、こちらにつきましては、22年度に新本館で医療機器ですとか、そういった形のものを入れかえておまして、こちらのほうにつきましてはその保守料が、無償期間が1年でございまして、それが切れたというところで、保守料につきまして増えてございます。材料費等々こういう形で減少させておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 医療に関してもグローバル化しているわけですから、職員の中の検討だけではなくて、やはり外部の意見も聞くのも必要ではないかと思っておりますので、その辺のことにつきましてもよろしくお願ひしたいと思っております。

それで、減価償却費が10.6%で約38億円あるんですが、これはキャッシュフローということで、病院債の返済や内部留保にも回っておりますが、市長も知らなかった突然の医師マンションの建設にもこれは回るわけですよ。だからこれは、やはり全部適用の欠陥の一つではないかと私は思うんですが、その辺についてはどのような見解なのでしょうか。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（土師 学） 減価償却費がそのような資金に回るのではないかとということでございますが、キャッシュフローにつきましては、当然減価償却費等々はそういう設備に回るといふところの中でお考えいただければ、当然設備に一部運用が回るといふことはあり得るといふことでございます。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） これは市長にお聞きしたいんですけれども、中央病院の監査についてなんですけれども、医療監査に精通している中央の監査法人に監査を委ねるといふことは考えていないのでしょうか。これもやはりもっと大きい目で見たいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 外部監査といいましょうか、中央病院の予算規模が大変大きいというようなことの中で、市の監査条例といいましょうか、そういった部分とよく見比べ精査しながら、外部監査ができるものかどうか。また条例を定めて、新たに作ってそういった部分を取り入れていくのか、これから検討していきたいと、そのように思っております。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） どうもありがとうございました。ぜひその方向でできるようにお願いしたいと思います。

では、待ち時間の解消等についてなんですけれども、直接は関係ないんですけれども、先端医療機器の手術支援ロボット、ダ・ヴィンチなんですけれども、このダ・ヴィンチについて伺いたいですけれども、いつ導入され、今までの手術件数ではどのくらいになっているんでしょうか。やはりこれ高度医療なので、やはり今回の25年度の売上げには貢献できると思うので、ちょっとお示し願いたいと思います。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） ダ・ヴィンチにつきましては、昨年導入いたしまして、現在正確な数はちょっとあれなんですけど、7件から8件これまでの実績があるというふう聞いております。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 中央病院の売上げに貢献できる最先端医療であれば、やはり情報発信が必要だと思うので、それに対する対策というのは考えておるんでしょうか。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） ダ・ヴィンチの効果につきましても、二つあると私どもは思っております。一つがやはりその収益的な面、それともう一つ大きいのは、やはり医師を募集するに当たって、ダ・ヴィンチも導入している病院だと、やはりダ・ヴィンチの技術も習得できるということも議員ご指摘のように非常に大きなメリットではないかと考えております。ですので、私どももいろいろな研修医の募集等、そういうところに当たって、私どもの病院に来ていただければ、そういう最新鋭のダ・ヴィンチも使った診療にも触れることができるということで、それは大きなメリットの一つということで生かしております。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） では、その辺については情報発信をぜひお願いいたします。

では次に、インターネットなんですけれども、担当課の中に情報発信係とかメディア係とか、ネットに明るい職員を配置することは難しいことではないと思いますが、行政としての考え方はどのようになっているんでしょうか。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（伊藤 浩） 各課に専門的という職員の配置ですが、これは今、ホームページの作成の研修ということで、各課に情報化推進リーダーというのを設置しております。24年度が58名、課の多いところは2名ぐらいずつということで、速やかにその情報発信ができるような研修を行っております。

それから、うちのほうの情報管理班、ここは結構その辺で精通した職員がおりますので、その辺も含めて、職員全体のキャリアアップを図るという意味で研修を重ねていきたいと思っております。

以上です。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） どうもありがとうございました。ぜひ人材の有効利用をお願いして、旭市のPRをしていただきたいと思います。

お隣の匝瑳市では先月、台湾の修学旅行生が匝瑳市でホームステイをして、それからディズニーランドを体験して帰国したそうです。また、6月からは、はとバスがふれあいパークに立ち寄る予定になっておるそうです。旭市の情報発信をしてもらって、来てもらって、見てもらい、体験してもらうための大切な一歩だと情報発信は思います。旭市もこの情報発信について最大の注力をすべきではないかと思いますが、行政としてはいかがお考えでしょうか。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（伊藤 浩） 今、旭市のホームページのアクセス状況ということで22年、23年、24年と70万件というようなアクセスがあります。この辺を踏まえまして、議員おっしゃいますように、私どものほうの最大の情報源として、これから迅速な情報と、それからの的確な情報、その辺に心がけてまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 株式会社ブランド総合研究所というのがあるんですよ。それが調査した地域ブランド調査2012では、全国の787市プラス東京23区、プラス190町村の3万人を対象にしたネット調査では旭市は、全部で1,000ですね、魅力度では809位、認知度では652位、情報接触度では573位、観光意欲度では973位、居留意欲度では874位、産品購入意欲度では

797位で、ほとんどが全国下位にあります。お隣の匝瑛市よりはほとんどの部門では上位ですが、銚子市には遠く及びません。ちなみに銚子市の順位は、それぞれ153位、94位、120位、225位、332位、63位の順番です。ただこれ、そのものが旭市の魅力、銚子市の魅力ではありませんけれども、ぜひブランドというのは努力と研さんの結果がブランドとしてあらわれるわけですから、行政、産業界の発奮を望みますが、市当局としてはどのように展開していくのでしょうか。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（伊藤 浩） 近隣の銚子市さんより落ちるということ、近隣の状況等もよく勉強させていただいて、負けないように頑張っていきたいと思えます。よろしくをお願いします。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） すみません、よろしくをお願いします。

では、3番目の津波避難ですけれども、昨日の島田議員の質問の水道も、私が3月議会の防災センターの質問も、業務継続計画の一環だと思います。皆様ご存知のように、東日本大震災の東北3県で、小売業日本一のイオンが活動できなかったのに比べ、クロネコヤマトとかセブンイレブン等は住民支援に目覚ましい働きをしました。企業のBCPが徹底していたか、ないしはないかの違いだと思います。3月議会で本庁舎が壊された場合の防災センターをどこに置か質問しましたが、その後検討されたのでしょうか。

内閣府は地方自治体の業務継続計画、BCPの手引きを10年6月に策定していますが、我が旭市では市業務継続計画を作成しているのか。簡単に言うと、企業とか地方自治体にとっての生き残り、サバイバルをするための策定だと思いますが、行政では個々には対応しているけれども、全体として掌握しているのか。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） 議員ちょっと、いきなりの質問で、今相談していたんですけれども、業務継続計画なるものですが、特に今、ここで作っているかと言われれば作っていませんということになります。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 全国で56%はまだ策定していないというふうなデータが出ていますの

で、ぜひ旭市は、津波被害が県内では一番大きかったのも、人災もあったので、早急に防災センターとか、この業務策定計画はしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

4番目に入ります。

1階の震災祈念館については、どのような構想で誰がやるのでしょうか。2階、3階を貸すといいますが、指定管理者で営業するのか、それとも単純にリースしていくのか。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 今の食彩の宿いいおか荘の2階、3階でございます。これは市長申し上げましたように、観光の拠点、宿泊施設を生かす、そういうようなことで、民間業者への貸し付け、これを予定しまして、近々貸付先の公募を行う。そういうことで今手続きを進めているところでございます。

以上です。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） では、リースということですね。この業者についてなんですけれども、公募にするのか、それとも立候補制にするのか、そのような当てがあるのか。また、だいぶ修理は必要だと思いますが、その改修費は誰がどのようにやって、どのくらいの予算なのかお示し願いたいと思います。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 公募というふうなことで広く募集をしたい、そういうふうと考えております。

修繕等につきましては、2階、3階、ここが宿泊施設でありますけれども、各部屋には風呂等も完備されております。ただ、一部ご承知のように火災があったわけでございます。2部屋消滅をしたと。ただ、これにつきましては、火災保険等も入っております。それから火災保険につきましては、実は壊すのと、その施設を生かすのでは全然金額が違ってきます。そんなことで、一部火災で震災を受けた所につきましては保険の対応をさせていただきたいな、そういうふうと考えております。

この修繕でありますけれども、我々2階、3階につきましては思ったほど、床の部分、廊下の部分のカーペット等につきましては、全て張りかえたいと思いますけれども、大きな被

害というふうなことは、私、個人的には思っておりません。そんなことで、貸付先の公募の中で使っていただく方が自ら直していただく、そういうことで予定をしております。

以上です。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） どうもありがとうございました。では、よろしく申し上げます。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の一般質問を終わります。

◇ 木 内 欽 市

○議長（林 俊介） 続いて、木内欽市議員、ご登壇願います。

（15番 木内欽市 登壇）

○15番（木内欽市） 15番、木内欽市です。

平成25年旭市議会第2回定例会において、一般質問を行います。

それでは、順次通告に従い質問を行います。

まず最初に、教育問題について伺います。

教育は国の柱、我が国の将来を担う子どもたちの教育環境が年々悪化しております。体罰、いじめ、不登校が社会問題化してから何年もたちますが、よい解決策が見出せないのが現実です。体罰、いじめ、不登校に対する対策を伺います。

次に、児童・生徒の通学路安全対策について伺います。

登下校時の安全対策を含めて、防犯上の安全対策、あわせて伺います。

教育問題の3点目として、児童・生徒に対する喫煙防止の教育について伺います。

たかがたばことおっしゃる方がいらっしゃるかもしれませんが、発育途上の子どもたちに与える影響ははかり知れないものがあります。肺がんをはじめとする多くのがん、心血管系疾患、肺気腫など多くの疾病のリスクを上昇させていることは誰でも知っています。成人しからの喫煙の害はそれほど高くはありませんので、愛煙家の皆様には誤解のないようお願いいたします。我が国の21世紀健康づくり国民運動である「健康日本21」においても、未成年者の喫煙と飲酒をなくすことは重要な目標となっております。児童・生徒に対する喫煙防止の教育、どのように行っているのか伺います。

次に、安心・安全なまちづくりについて伺います。

市民のアンケート、要望でいつも多いのが、安心・安全なまちに対する要望です。前石原東京都知事は、治安の確保、安心・安全なまちづくりは最大の都民福祉だという言葉を繰り返

返し使っていました。本市でも7月には市長選、12月には市議選が行われます。それぞれの候補者はチラシやリーフレットを作ると思いますが、ほとんどの方が安心・安全なまちづくりを掲げると思いますが、それは誰もが安全なまちに住みたいと願うからです。そこで具体的に、地域の安全対策について、防犯パトロールの充実について、警察官OBの登用について、以上3点について質問いたします。

最後に、市政運営について伺います。

市長は新市の2代目市長として、真面目に真摯に市政に取り組んでこられたことと思います。思いもよらぬ3.11大震災、その後の放射能による農作物の被害、あっという間の4年間だったと思います。4年間の実績と評価について伺います。

以上で私の第1回目の質問を終わります。

○議長（林 俊介） 木内欽市議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 木内議員の一般質問にお答えをいたします。

任期4年の実績と評価ということでご質問がありました。その点について私のほうからお答えをしたいと思います。

4年前に市長という大役を拝命いたしました。その選挙戦で市政のかじ取りの目標として大きく6項目、具体的には30項目の政策遂行を掲げ、その実現を目指してまいりました。

一つ目の産業の振興は、農業の振興、商工業の振興、観光資源の活用とPR、地産地消の推進等でありまして、こだわり旭ブランドの創出、特産品開発、道の駅の整備・推進、プレミアム商品券の拡充、JAちばみどりフレッシュグリーン選果機更新への支援などに取り組んでまいりました。

二つ目の、財政の健全運営では、実質公債費比率の減少、基金の大幅な増加、定員適正化や入札制度の改善、震災復興基金や交付税の増額、市税等の徴収率のアップなど、努力が着実に実を結んでまいりました。

三つ目の、旭中央病院を核とした医療の充実では、病院再整備事業の完了も間近でありますし、香取・海匠医療圏地域医療再生計画に沿って、中核病院としての確立が図られております。

四つ目の福祉環境の充実ではありますが、少子化対策、保育所の整備、学童保育の充実、紙おむつの支給継続、旭駅のバリアフリー化、文化の杜・下宿ふれあい公園等の公園整備を進

めてまいりました。そして、今年度からの大きな取り組みとして、中学3年生までの通院、調剤に係る医療費の助成があります。

五つ目の安全・安心なまちづくりでは、道路網の整備として、飯岡海上連絡道や中央病院アクセス道、谷丁場遊正線、南堀之内バイパス、旭駅前線などに取り組み、また、排水路整備では、蛇園南地区流末排水の工事も進められているところであります。また、懸案の銚子連絡道路も少しずつではあります、動き出してきております。

六つ目の教育、スポーツ各種大会の充実、発展であります、中央小、矢指小の校舍改築、旭一中の体育館改築、小学校、中学校の大規模改造、市民体育祭の新規開催に取り組んでまいりました。そのほか、しおさいマラソンの一部コースを変更しての充実、発展を図ったほか、平成22年の国体の卓球競技開催を契機として、全国大会、県大会の招致、開催による交流と知名度アップを進めているところであります。

また、任期中に予期せず発生しました東日本大震災の復旧に向けては、これまで精いっぱい取り組んできたと自負しているところであります。瓦れきの片づけは前年度に結んだ建設業界との協定が実を結び、そしてまたボランティアの皆さん方、消防、市民の皆様の協力ですごした以上のスピード感を持って片づけることができました。また、公共施設の道路、側溝、農地の復旧と国・県との査定も非常に厳しいところでもありましたが、順調に工事が進められて復旧がかなえられたところであります。

一方、震災からの復興につきましては、今年度の最大の目標であるとともに課題でありますハード面では、津波避難タワーの建設、災害公営住宅の建設、津波避難道路の整備、海岸減災林の整備のほか、海岸防護施設整備についても、早期着工に向けて県との歩調を合わせて取り組んでいくとともに、液状化の調査とその対策についても取り組んでまいります。

また、ソフト事業としては「がんばろう！旭」復興支援事業により、各種イベント、まつり等への積極的な支援をしていきたいと考えているところであります。

また、もう一つの大きな柱であります人口減少対策についても、さまざまな角度から支援をしてまいります。

以上、長くなりましたが、私の市政への思いは、合併後のこのまちが、市民がみんな一つのまちだという一体感が享受できるよう、そしてそのためにはバランスのとれたまちづくりを進めなければという一念で、さまざまな施策に取り組んできたところであります。時代は物の豊かさから心の豊かさを求められて久しいわけではありますが、人と人とのつながり、思いやり、ふれあい、真心を持って、合併してよかったと言えるようなまちづくり、日本一住

みよいまちを目指して、これからも頑張らせていただきたいと思います。

なお、私の評価につきましては、市民の皆様はその判断を委ねたいと思いますが、自分としては8割ぐらいは達成できたのかなと思っています。優先順位を決めながら、残りの部分は全力で進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（林 俊介） 学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） それでは、1番の教育についてのうちの、私のほうから（1）と（3）について回答をさせていただきます。

初めに、多岐にわたりますので、（1）体罰、いじめ、不登校に分けてお答えをさせていただきます。

最初に体罰に関してでございますけれども、体罰につきましては、大きく二つの取り組みを行っております。

一つは、体罰に関します教職員の研修会の開催でございます。これは時期的には4月当初と夏休みの終了直後に必ず学校で行うことと、このようにしております。この時期というのはなぜかといいますと、児童・生徒がちょうど年度初めの緊張感がちょっと緩んできて、そういう時期でありまして、また夏休みの後につきましては、やはり生活のリズムが若干乱れる時期ではございますので、どうしても生活習慣を立て直そうと教職員が焦るあまり、体罰が起こってしまう傾向がある。これは県のほうの調査で出ておりまして、この時期に、その前に教職員もしっかりと体罰についての研修を積んでおくというのが狙いでございます。

もう1点は、要は情報収集ということでございまして、各学校に相談窓口を設けたり、あるいは相談箱を設置したりしまして、児童・生徒からのいつでも体罰に関する情報の収集、及び相談に乗れるような環境を調べているところでございます。

続きまして、いじめについてでございます。

いじめについての対策でございますけれども、これはもう第一に早期発見、早期対応というのがもう大原則でございます。そこで、そのために、まず1点目といたしましては、日ごろから児童・生徒の様子をよく把握するというような取り組みをしております。具体的には、登校時から授業、あるいは休憩時間、給食の時間、清掃の時間、放課後、あるいは部活動などの時間で子どもたちの様子を把握する。あるいは先ほど申し上げましたように、いじめアンケートや教育相談、あるいは担任の教員との間の生活ノートや日記、こういったものを通しての情報収集。いずれにいたしましても、児童・生徒と一緒に生活していく中でさまざま

な情報をキャッチするように努めております。

3番目に、そういった情報の共有化と組織的な対応ということで、第2番目に行っております。各学校で学年会議、職員会議、生徒指導部会等の対応チームを構成いたしまして、そういった日ごろからの情報交換を密にいたしまして、いじめ全体像を学校全体で把握して、的確な対応を行っているということでございます。

それから、3番目といたしまして、解決後の対応ということ、あるいは被害者の心のケアということで、加害者への個別指導あるいは保護者への協力の依頼、あるいは被害に遭った児童・生徒、被害者の心のケア、児童・生徒への思いやりのある豊かな心の教育の充実、また関係児童・生徒、保護者、スクールカウンセラー、養護教諭や関係機関との連携、さらにいじめに関する調査を毎月先ほど申し上げましたように実施するという形で、いじめに対する対策について取り組んでいるところでございます。

続きまして、不登校に対する対策でございますが、不登校につきましては、各学校における対応といたしまして、いわゆる欠席が3日連続いたしましたら必ず家庭訪問をするということで対応しております。その際に各学校で出席督促簿という帳簿を用意いたしまして、そこに記録を残しておく。その後の指導に生かすということで残しておくということで取り組んでおります。また、校内チーム体制で支援策を協議いたしまして、本人への言葉かけ、あるいは保護者との連携、特に保護者や子どもたちの困り感というものを共有いたしまして、支援協力をしているところでございます。さらには、先ほど申し上げましたように、関係機関との連携を図っております。

また、不登校の児童・生徒が登校し始めた場合の備えでございますけれども、すぐに教室に入れられないということがございますので、別室の支援というような形で行っております。

続きまして(3)の喫煙についてのお答えをさせていただきます。

喫煙の問題は先ほど、木内議員からお話がありましたように、特に未成年、児童・生徒につきましては、非常にいわゆる健康面で悪影響を及ぼすということで、これにつきましては、非常に重要な問題と、このように捉えております。こういった学校教育の対応につきましては、こうした行為を未然に防止することが重要だと考えております。

具体的には、まず最初に、喫煙防止教室というものを各学校で実施しております。さらに、国のほうで示されております学習指導要領の中にも、小・中学校の体育の保健分野で発達段階に応じた喫煙あるいは飲酒、薬物乱用についての内容がございまして、これに基づきまして授業を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 建設課長。

○建設課長（高野晃雄） 通学路の安全対策ということでございますけれども、建設課のほうからは交通安全対策ということで回答させていただきたいと思っております。

通学路の安全対策につきましては、日々行っている業務といたしまして、道路の草刈り、また学校や地域からの要望によりガードレールの設置とかカーブミラーの設置とか、そういうものを日々行っております。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 一般質問は途中ですが、11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 1分

再開 午前11時15分

○議長（林 俊介） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き木内欽市議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） それでは、2番目の安心・安全なまちづくりについての（1）、（2）、（3）でございます。ちょうど（1）と（2）はどうしても関連がありますので、一緒に答えさせていただきたいと思っております。

地域の安全対策につきましてですけれども、市では青色の回転灯を装着しましたパトロールカー、通称青パトと呼んでいるんですけれども、それによりまして市内を巡回している。その内容ですけれども、シルバー人材センターへ業務委託して実施しておる。防犯指導員による青パトでの市内巡回も旧市町単位で実施しております。パトロールの時間ですけれども、シルバー人材センターにお願いしているのは、午後4時から7時まで。6月から10月までは午後5時から8時までの間で実施しておるわけでありまして。防犯指導員による巡回は午後3時から5時までの児童・生徒の下校時間帯に実施しておる。また、そのエンジョイパトロールという、エンジョイパトロール隊による集団パトロールも実施しておりまして、地域の安全対策に市民と一緒に頑張って、そんな状況でございます。これは（1）と（2）一緒に答えさせていただきました。

さて、(3)の警察官のOBの登用の件ですけれども、これにつきましては、パトロールや市の防犯活動をOBに委嘱してできないかとの質問だと思って回答させていただきます。この件に関しては、今、具体的にこうしたいという案がありませんので、今後協議したいという状況でございます。現状としましては、今申し上げました、そのパトロールを実施するというのを続けまして、安全・安心なまちづくりに努めたい、こんな考えでおります。

以上です。

○議長（林 俊介） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） 先ほどいじめの問題について、休憩時間とかお昼休みとかというお話が出たんですが、先生方はお昼はどこで食べるんですか、食事。

○議長（林 俊介） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） 基本的に学級担任は子どもたちと一緒に食べます。あと担任以外、あるいは管理職は職員室で食べたりとかという形で、時間のほうも若干ずらしております。なお学校によっては、いわゆる食堂といいますか……

（発言する人あり）

○学校教育課長（菅谷充雅） すみません、ランチルームがございまして、一緒に食べる場合もあります。

○議長（林 俊介） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） それでよかったです。何でかという、いじめは大体お昼休みに起きるんですよ。ですから、お昼先生が職員室に帰って食べちゃうとだめなんですね。あと、休憩時間も先生が職員室でお茶とか飲んでるとだめなんです。授業中はいじめは起きませんから、休憩時間とお昼休みなんです。ですから、子どもたちの悲痛な声が聞こえるんです。先生、僕たちがいじめに遭っているのに、職員室でお茶なんか飲んでちゃだめですよというのが実際届くんなんです。ですから、いじめがある時は、繰り返しますが休憩時間ですから、特にお昼時間、昼休みトイレに呼び出されるとかってよくあるんですよ。ですから、お昼時間に教室にいていただくといじめはぐっとなくなりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それとあと、今、子どもたちが携帯電話とかインターネットを使いますから、そちらによるいじめがだいぶ増えているんです。内閣府の調査によりますと、小学生の27%がもう携帯電話を通じてインターネットをやっておる。中学生になると大体6割ぐらい、高校生になる

と95%だそうです。そうした今、顔の見えない陰湿ないじめが、要するに書き込みですね。書く人は大した悪つもりでなくて書くんですが、やはり匿名ということで、本人はすごい傷ついて悩んでいるという、こういう今増えております。こういうのに対する対応は何かお考えですか。

○議長（林 俊介） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） 確かに携帯、あるいはネット関係でのいじめということについては承知しております。

まず携帯、ネット等でございますけれども、県のほうでネットのいわゆるパトロールをやっておりまして、それで、そういった情報が逐一こちらのほうに入っております。ですので、自分の名前、いわゆる学校名とか出た場合には、内容についてちょっとこれ危ないなどということについては、各教育委員会のほうにそういった情報が寄せられてまいります。

それからあと携帯については、県のほうからそういった携帯の危険性についてのDVD、そういった資料やそういったような教材も来ておりまして、こういったものに基づきまして職員研修を行ったり、あるいは場合によっては保護者の方々、あるいは子どもたちに見せて、携帯の危険性というものはいくつかあるんだよということを具体的に取組んでいる学校もございます。そういった形で子どもたちに少し意識を高めていこうという取り組みはどこの学校でも今しておるところでございます。

○議長（林 俊介） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） 授業でインターネット、コンピュータの使い方の指導はするんですが、そういう面の指導はしていないと思うんですよ、書き込みをしてはいけないとか。ところが、こういうので高額な、訴えられたら、すぐもう賠償責任を負うので、高額な賠償責任を負ったという判例も既に出ていますので、そういった面での教育もぜひお願いをしたいと思います。操作だけじゃなくて、こういう書き込みをすると罪になるんだよと。それによって相手が自殺したりした場合にはもう損害賠償を負うんだよと、そのぐらい指導してもいいかなと、このように思っていますので、いかがでしょうか。

○議長（林 俊介） 木内欽市議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） わかりました。もう少し深く、その辺まで踏み込んだ授業ができるように、こちらのほうからも各学校に指導していきたいと思っております。

○議長（林 俊介） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） それでは、通学路の安全対策についてお伺いをいたします。

先ほど道路のカーブとか草を刈っていただいているということで、本当に感謝申し上げます。先日もうちのほうの危険箇所を刈っていただきまして、見通しがだいぶよくなりました。何か冷蔵庫やテレビ、車で十何台あったそうです。本当に環境課長さん、建設課長さん、ご苦労さまでした。雨天にもかかわらずやっていただき、区民一同喜んでおります。

ただお願いなんです、道路ののり面というのは市有地なんですよ、当然。そののり面の、例えば坂道等ありますので、のり面の竹を刈っていただくと本当に見通しがよくていいんですが、ただ面積が多いので、これはちょっと無理なお願いかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（林 俊介） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（高野晃雄） 今、のり面の竹ということでありましたけれども、民地の場合、原則的に所有者に刈っていただくのが原則となっておりますが、特に見通しが悪くて危険な場合、まず第一義的には民地の方に協力をお願いして刈っていただく。それでも無理であれば、危険な場所について地主の承諾を得て、こちらで伐採することも可能かと思っておりますので……

（発言する人あり）

○建設課長（高野晃雄） 私有地のほうですね。私有地の場合には、一応原則的には地主の方にお願いたしますけれども……

（発言する人あり）

○建設課長（高野晃雄） 市ですか、市有地、すみません。市の道路の場合には、危険な箇所は連絡いただければ、すぐに現地確認しまして、早急に伐採するようにしていきたいと思っております。

○議長（林 俊介） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） どうもありがとうございます。今までだと、各地区で、旭市にはそういう坂道とかないから、旧旭にはないからわからなかったでしょうが、うちのほうだと、雨とか雪でも降ったら、もう竹が両方から全部覆いかぶさっちゃって、七夕祭りの竹飾りみたいになっちゃうんですよ。ですから、なるだけみんなで刈るようにはしているんですが、なかなか、雪が降ったからおい出ると言ってもなかなか出てくれないので、そうなる前に、早目早目に切っていただいて、見通しよくしていただきたいと、このように思っています。

それでは次に、児童・生徒に対する喫煙の項目に移りたいと思います。

やはり、よく各家庭なんかでも言う人がいるんですね、保護者でも。家ではたばこ吸うなっていうと隠れて吸うので、それをごみ箱に捨てて火災になったら困るから、堂々と吸えというような親御さんもいらっしゃるんですね。それで、たばこぐらいなという意識がありますが、ここにアメリカでとった統計があるんですよ。100万人に対して行った調査結果があります。たばこを吸わない人の肺がんの発症率を1とした場合、30歳から吸い始めた人は2.3なんです。それで、25歳から29歳の間に吸い始めた人が4.1、二十歳から24歳までの間に吸い始めた人が4.8、二十歳未満でたばこを吸った人は6.0なんです、6倍なんですね。

それで、例えば高校生だと見つかると停学になりますので、多少気をつけるんですが、一般的に高校を卒業すると、もう社会人になっちゃうとたばこを吸っても別に補導されたという話もあまり聞かないし、しかしちゃんとした法律があるんですよ、青少年禁酒法とか喫煙防止法とか。これを見過ごした人は過料に科せられるんですね。ですから、例えば学校の先生でもたばこを吸っているのを見て、たばこぐらいいやなんてやっちゃうと過料に科せられるんですよ。ですから、子どもたちによく説明をしないとだめですね。何でたばこだめじゃなくて、こういった健康に害を及ぼすから、大きくなってから吸いなさいと。ある先生が注意したら、先生もたばこ悪いのに吸っているじゃないかと言ったら、先生が返答できなかったんです。いや、大人だからいいんだって、それだけで、それでいいんですよ。大人だから吸ってもいいんですよ、体がもう成熟していますから。

例えば酒の場合も、お酒なんかの場合にも、未成年からお酒を飲むと、肝臓に与える害が物すごいというんです。肝硬変とか肝臓がんとかになる確率が8倍とか10倍とかってちょっと聞きました。ですからそれが、小さければ小さいほど害が多いわけで、よく一般の家庭でも、今日はお祝いだから一杯お前もやれよなんて、こういうのを、ここから教育していただきたい。生徒、子どもはもちろんですが、例えばPTAの総会であるとか、保護者会で会った時に、保護者にもたばこの害、酒の害、こういうのを教えていただければなと、このように思いますが、いかがでしょうか。

○議長（林 俊介） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） その辺の危険性については、重々職員のほうも理解しているところがあると思いますが、ただ若干今、議員のお話によりますと、ちょっとその辺の対応が甘いようなこともあるようでございますので、学校保健会という組織もございまして、それ

ぞれ専門家、お医者さんとか薬剤師さんとか、そういった方々との連携を図りながら、いろんな形でいわゆる医療的な見地といいますか、そういった見地からも十分子どもたちの指導と同時に、保護者の方々へのさまざまなお願いといいますか、指導といいますか、そういったこともあらゆる機会に取り組んでいきたいと思っております。各学校には指導していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（林 俊介） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） 幸いにこの地区は、まず旭中央病院のあるおかげでしょうけれども、医療費が特段に安いんですね、この地区。ですから、この子どもたちも禁煙、禁酒をやって、大きくなっても医療費のかからないようにというのを、じきもう大人になるわけですから、そこからもう健康日本一を目指して、やはり明智市長先ほどもおっしゃっていましたが、日本一住みよいまちを目指すということで、こういった面での日本一なら、そんなに難しくなくできると思うんですね。それでこれは国の法律関係ない、旭市だけで簡単にすぐできる教育ですので、ぜひお願いをしたいと思っております。この点、市長どうでしょうかね。

○議長（林 俊介） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 日本一住みよいまちづくりを目指してということの中で、健康日本一を目指すということも一つの大きな目標だと思います。学校教育、そのほかにもいろんな部分との連携を図りながら、市としても全面的にそういった方向でやっていきたいと、そのように思いますので、よろしくお願いします。

○議長（林 俊介） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） くどいようですが、これで終わりますけれども、たばこは非行の入り口と言われますね。たばこ、飲酒、シンナー、それから覚醒剤と、こういうルートをたどるそうです。ですから、覚醒剤で検挙した少年たちに聞くと、たばこを吸わないで覚醒剤に走った子どもは1人もいないというんですよ。ですから、そういった面での指導も大事なかと、このように思って質問をさせていただきました。

それでは次に、安心・安全なまちづくりについてお伺いをいたします。

先ほど課長のお答えがちょっと違っていたんですが、これは（3）なんです、これはまた次にやります。

私は今、こういう防犯というのは、地域と警察と行政、この三つが一緒になってやる時期

に当然来ていると、こう思っています。今までだと、防犯というと、何か警察だけに任せっきりだったような気がします。近年は犯罪の多様化等で警察もだいぶ人員不足であります。ですから、この管内8か所の駐在所、2か所の交番がありますけれども、昼間通るとほとんどいないんですよ。これさぼっているわけじゃないんですよ。本署のほうの業務が忙しくて、そちらへ駆り出されて、いろんな取り締まりや捜査に当たっているから、地元にはいないんですね。ですから、そういった面で、これから防犯面に関しても、安全対策についても、地域と警察と行政、これがより一層協力をすべきだと、このように思っている質問なんです。いかがでしょうか。

○議長（林 俊介） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） これはもう議員おっしゃるとおりであります。先ほど私のほうは地域と一緒にあってという、行政だけの話をさせてもらいました。警察はなくてはなりません。特にふだん感じているのは、警察が出してくれる移動交番、これ今月も20日、25か所を移動しているわけですよ。非常に助かって、やはり地域と警察と行政、これによって安心・安全ということになると思います。

○議長（林 俊介） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） 今までにはちょっとそういうのが薄かったように感じるんですね。幸いに先日も警察の方から私の携帯に電話がありまして、いい補助金がつきましたよ、議員さんと言うんですね。何ですかと言ったら、防犯カメラを商店街にやる場合に県の補助金が出ます、ぜひどうでしょうかという電話がありました。それで、総務課長と、あと今、県警から出向している伊藤さんと早速伺いましてね。そういった面での情報をくれると。本当にこれいいと思うんですよ。ですから、そういった例えば警察と行政と、そういうものの会合、会議みたいなのは私は持ったほうがいいと思うんですが、そういうことをやっていらっしゃいますかね。

○議長（林 俊介） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） 会議をやっているかと言われればやっております。

さらに、今議員おっしゃられましたように、県警からここに派遣されている職員がおりますので、それを介してさらに回数を増やそうと、そういったことの計画もあります。

以上です。

○議長（林 俊介） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） ぜひよろしくお願いします。

それでは、（2）の防犯パトロールの充実ですが、これもやはり非常に効果があるんですが、本来ですと、青パトじゃなくてパトカーにやってもらいたいですよね。ところが先ほど言ったように、なかなか人員が足りないということですが、こういった面でのパトロールをお願いすることができないのでしょうか。よくテレビとかで出ますよね。犯罪者がパトカーを見たら急いで、けさもやっていたね。パトカーを見て急いで逃げた車が、やっぱり逃げちゃうんでしょうね、あれ。ですから、パトカーというのはすごい効果ありますので、青パトもいいんですが、例えば週に1回でも何回でもいいですから、パトカーによるパトロール等をお願いしていただければありがたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（林 俊介） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） まさにパトカーが走っていると効果があると思います。防犯のみならず、交通安全についても、現に警察が走っておるとするのは、その啓発も兼ねてやっていることと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（林 俊介） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） ですから、そういうのをお願いしていただけるかどうかということなんです。

○議長（林 俊介） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） では、警察にお願いするかということでもあります。より強力にやるようにお願いするということにしたいと思います。

○議長（林 俊介） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） 本当は警察官の100人分ぐらいの抑止力、100人とは言わなかったかな、20人ぐらいの抑止力があるという、防犯カメラが本当は一番なんですよ。そうすれば、防犯カメラがある所は犯罪がやっぱり少ないんです。ですから、管内でも今まで発生していなかったひったくり事件が4件発生しているんですが、いまだに犯人検挙できていないんですよ。これ、防犯カメラがあれば、必ず防犯カメラの映像に映っているんですけども、それが映っていないから、まだ検挙にっていない。まだまだこれひったくり、起きてほしくないんですが起きるんですよ。ですから、防犯カメラがだめであれば、パトロールをまめにと、こ

ういう具合になってしまうんですけれども、あわせてよろしくお願いをしたいと思います。

それと、(3)の警察官OBについてですが、それは私が言いたいのはパトロールとかじゃなくて、当然それもいいんですが、それ以外の、警察官OBの方は豊富な経験と知識を持っていますので、それをぜひ生かしていただいて、地域の安全のために登用してはと、こういうことなんです。具体的に、私が考えているのは、例えば学校とかの警備であろうとか、あるいは何といいましょうか、大きな中央病院であるとか、市役所にもいらっしゃいますけれども、そういった面での登用を考えてはいかがでしょうかと、こういう質問なんです、いきなりでちょっとわかりにくいかわかりませんが、どうでしょうか。

○議長(林 俊介) 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長(米本壽一) 先ほども、この件に関しては具体的にまだ詰めたことはありません。ありませんので、今後協議をさせていただきますということで、これでもよろしくお願います。

○議長(林 俊介) 木内欽市議員。

○15番(木内欽市) もう既にこういうことを実施しているところもあるわけですから、やはり旭市内には警察官のOBの方が相当数いらっしゃいますので、その方は当然もう地域の安全のためには協力をいただけるはずでございますので、ぜひそちらのほう、前向きに、早急にご検討いただきたいと、このように思います。

○議長(林 俊介) 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長(米本壽一) 前向きに、早急にということでございますけれども、とにかくこれは相手があることですので、とにかく協議させていただきたいと。近隣の状況も調べましたけれども、あまり例がないんですよ。たしか香取市で、そういったOBの方がパトロールはボランティアでやっているということは聞いたことがあります。それは聞いたことがありますけれども、今議員が言いましたように、そういった提案についてはちょっとまだ疑問もありますので、いずれにしても協議させていただきたいと、思います。

○議長(林 俊介) 木内欽市議員。

○15番(木内欽市) 今、相手があると言いましたけれども、私はその方から言われているんですよ、協力をしたいんだよ、僕たちはと、こういうことなんです。それで、そういう方がたくさんいらっしゃるといいますよ、地域のために何か役に立ちたいと。大体、よくわ

かりませんが、勤務は地元にはあまり来ないそうなんです、そういう方々というのは。ですからあまり知られてはいませんが、見渡すと結構いるんですよ。それで、先ほども言いましたように、駐在所8か所、交番2か所あっても、ほとんどそこにはもういられないんですよ、お巡りさんが。ですから、そういう学区に2人ぐらい、もう人数がいたら5人や6人配置するぐらいのOBの方いらっしゃるの、そういう方にご協力をいただければ、本当に治安いいかなと思って質問をさせていただきました。よろしくお願いします。

最後に、市長の先ほどのお答え、本当に聞いていて、いやいろいろやってくれたんだなど改めて感心をしているところではありますが、やり残した点、今後どのようにやりたいのかなということをお伺いして、質問を終わりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（林 俊介） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 全体では自分としては8割くらい、政策に掲げたことについては完了したというような感じは持っているということでありまして、行動に移して、進捗段階の事業も結構ありますし、そういった部分ではしっかりと、そういったものは完成に向けて頑張っていかなければと、そんなような思いでありますけれども、一番大きな問題は生活道路とか、そういった部分は災害がありまして、復旧復興というような部分で遅れた部分もあると、そういう認識を持っているわけでありまして、それと産業の活性化の中でも、震災が、放射能の汚染の問題とかいろいろなものがありまして、思ったとおりの支援ということではできなかった部分があるという認識は持っておりますので、そういったことをしっかりと今後頑張っていきたいと、そんなように思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（林 俊介） 木内欽市議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時41分

再開 午後 1時 0分

○副議長（林 七巳） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の都合により、議長に代わって議事の進行を務めますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

引き続き一般質問を行います。

◇ 伊 藤 房 代

○副議長（林 七巳） 続いて、伊藤房代議員、ご登壇願います。

（8番 伊藤房代 登壇）

○8番（伊藤房代） 議席番号8番、伊藤房代です。

平成25年第2回定例会におきまして一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。今回、私は大きく分けて4点の質問をさせていただきます。

まず1点目、児童福祉について、2点目、高齢者福祉について、3点目、震災対策について、4点目、生活・交通安全について質問いたします。

まず1点目、児童福祉について。

（1）風疹予防接種について。

風疹予防接種緊急補助について質問いたします。

風疹とは、飛沫感染により鼻や喉から侵入する風疹ウイルスの感染で起こります。春から夏にかけて児童、幼児に多くかかりますが、大人にも見られます。妊娠3か月以内の妊婦がかかると赤ちゃんに障害が出る。難聴や白内障、心臓疾患や発達の遅れなど、先天性風疹症候群が起こる可能性があり、昨年春ごろから患者が増え、千葉県内では今年の4月21日までに342人の患者が報告されており、昨年1年間の3倍を超えたと報告されております。その後、さらに6月4日の読売新聞では、5月26日までに患者数は493人となりと発表がありました。

周辺自治体でも予防接種費用助成を行い、予防接種促進が図られております。我が旭市といたしましても、4月1日より平成26年3月31日までの期間、助成額が風疹ワクチン3,000円、MR（麻疹・風疹混合）ワクチン5,000円とあります。20歳代から49歳以下の市民で妊娠予定、または希望している女性、妊婦の夫への風疹予防接種費用の助成を実施するとあります。もう他県では、妊婦の夫の風疹が発生したとニュースで報道がありました。旭市としても予防対策に関するさらなる広報の実施、防災無線などで徹底することができないか、質問いたします。

（2）養育支援訪問事業について。

養育支援訪問事業について質問いたします。

5月8日、和歌山県田辺市を視察しました。そこでは、出産後、体調不良などのために家事や育児をすることが困難で、昼間ほかに家事や育児を行う方がいないご家庭にヘルパーを派遣し、身の回りの世話や育児などをお手伝いするという事業をしているという報告を聞きました。産後の母親の体の相談や乳児の健康管理の助言などを行って、安心して産後の休養をし、安心して子育てができるように手伝って、母親が育児ノイローゼや体調が悪くならないように手助けをしているという取り組みの事業をしていると聞きました。

旭市としましても、出産後実家に帰れないとか、手助けがない場合もあると思います。我が旭市としても産後の養育支援訪問事業が導入できないか、質問いたします。

(3) いじめ、体罰について。

いじめ、体罰について質問いたします。

まだまだいじめや体罰などが続いております。先日も子どもをマンションの上から落とし、子どもが死亡するという事件がありました。母親として、考えられない状況です。現代は心の病が流行し、話し合いの場が失われているのではないかと考えます。女子サッカーを日本一のチームとした高校のニュースを見ました。監督のインタビューでどのように指導しているのかと聞くと、生徒同士で話し合い、キャプテンを中心にミーティングで話し合わせて、私は見ているだけです。生徒たちは満足して和気あいあいと頑張っていますということでした。やはり対話、納得のいくまですっきりとしていますとのことでした。

授業の中でもホームルームの中でも体育授業においても、生徒たちが何を考え、求めているか、教育者である先生方、また父兄、保護者、友達同士の交流を持てる時間を多くとり、悩み事、話し合う時間をとることを提案できないか、質問いたします。

2点目、高齢者福祉について。

(1) 集会所の利用推進について。

集会所の利用推進について質問いたします。

毎回質問させていただいておりますが、家の近くの集会所にお昼から1時間でも歩いて集まり、お茶を飲みながら無事を確認し合うことも大事ではないかと考えます。ある地域では、毎週お茶飲み会、誕生会を開いて、その所ではひとり暮らしの高齢の方がまだまだ元気で、若々しく集まってきて、その集会所でお巡りさんが交通安全の話、またオレオレ詐欺の防止、投資話の注意などをして事故ゼロ、健康で長生きを目指しているということです。

旭市としても、地域の役員の方も協力して開催することができないか、質問いたします。

3点目、震災対策について。

(1) 津波対策について。

津波対策について質問いたします。

先日3月27日、いいおかユートピアセンターにおいて旭市震災対策事業の報告会が行われました。被害状況としては、人的被害、死者14名、行方不明2名。住家被害3,768世帯、内訳、全壊336、大規模半壊434、半壊510、一部損壊2,488世帯。原因別被害、津波954、液状化773、その他2,041世帯との報告がありました。

震災対策事業について。国の被災者支援生活再建支援金の支給状況、全壊・大規模半壊世帯に支給。該当者804世帯に対し612世帯に支給、76%。応急仮設住宅入居の状況、115世帯、内訳、旭28世帯、飯岡87世帯。入居期限は来年5月。

津波避難道路整備事業、海岸からの避難路を12路線指定、新たな避難路3路線を整備する計画。

飯岡中学校移転改築事業、津波被害のあった飯岡中学校を内陸部、飯岡支所西側に移転。

避難訓練や防災教育について、津波の恐ろしさを忘れないため、避難訓練や防災教育にも積極的に実施し、防災無線にて月に一度でも呼びかけることができないか、質問いたします。

4点目、生活・交通安全について。

(1) 自転車の交通安全マナーについて。

自転車の交通安全マナーについて質問いたします。

現在、中学校、高校、また大人、高齢者の自転車に乗る人口が増えています。旭市としても、自転車事故ゼロを目指して、スタントマンによるリアルな交通事故再現を取り入れた自転車交通安全教室を開催し、交通安全意識の向上を図ることができないか、質問いたします。

以上で質問を終わります。

○副議長(林 七巳) 伊藤房代議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

(市長 明智忠直 登壇)

○市長(明智忠直) 伊藤房代議員の一般質問に、私のほうから3番目の震災対策の津波対策についてということでお答えをいたしたいと思います。

津波の恐ろしさを忘れないため、定期的に避難訓練を実施したり、日ごろの防災教育、特に被災体験を語り継ぐことは極めて有効と考えています。現在、津波防御のための施設整備を進めていますが、津波対策についてはハード面の強化とともにソフト面の重要性を大切に

すべきだと考えております。

伊藤議員からお話がありました防災行政無線による啓発でありますけれども、広報紙などとともに啓発運動の手段の一つとして上手に使っていきたいと考えております。市民の意向を確認した上で、前向きに取り組んでいきたいと思っているところであります。よろしくお願ひします。

○副議長（林 七巳） 健康管理課長。

○健康管理課長（野口國男） それでは、伊藤房代議員、1番目の児童福祉についてのうち、風疹予防接種について。そして、養育支援訪問事業について、私のほうからお答えを申し上げます。

初めに、風疹予防接種について。

予防対策に関するさらなる広報の実施、そして防災無線等で徹底することはできないかということでございます。

この風疹予防接種の助成制度につきましては、市民への周知徹底ということでお答えをいたします。風疹予防接種については特に緊急性がございますので、市民への周知につきましてはさきの5月1日より、市のホームページはもちろんですけれども広報あさひの5月15日号、そして6月1日号にて掲載をさせていただいております。

また、先月の区長回覧のほうでも区長さん方をお願いをしておりますし、婚姻届の窓口、そして母子手帳の発行時についてもパンフレット等を置かせていただいておりますし、現在各種健診を実施しておりますけれども、そういった健診の場でもパンフレット等を配布させていただいております。このほか、各医療機関、こちらのほうにもポスター等を掲示をさせていただいております。

そして、防災無線の周知ということでもありますけれども、本事業の対象者は限定をされまますし、また医療機関に予約制ということもございます。そして、接種に当たりまして注意事項が若干ございますし、これらを網羅するには防災無線では非常に難しいのかなということで、混乱が予想されますので現在は行わない予定であります。しかし、今後風疹の感染を予防し、生まれてくる赤ちゃんを守るために、対象となる市民への予防ワクチンの接種につきましては周知徹底を図ってまいりたいと思っております。

以上です。

続きまして、養育支援訪問事業についてであります。

現在、旭市はこの事業は実施をしておりません。ご承知のとおりでありますけれども、い

いわゆる乳児家庭全戸訪問事業、これを実施しております。これについて若干説明をさせていただきたいなと思います。

この目的ですけれども、子育ての孤立を防ぐために子育て支援に関する必要な情報提供、それと適切なサービスに結びつけることで地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図ると、こういう目的であります。そして、対象者は4か月までの乳児のいる家庭でありまして、この間に1回訪問することになっております。昨年度は489件で、9割方訪問をさせていただいております。

内容といたしましては、乳児及びその保護者の心身の様子及び養育環境を把握することですね。そして、育児に関する不安や悩みの聞き取り、また相談というような内容でございます。訪問担当は保健師、助産師等でありまして、ご質問の養育支援訪問事業につきましては、いわゆる今説明いたしました乳児家庭全戸訪問等で把握いたしました不適切な養育環境にある家庭の家事及び育児を支援するための事業でございます。本事業の導入につきましては、近隣の市町村の動向等を注視しながら今後検討をさせていただきたいと、このように思っております。

以上です。よろしく申し上げます。

○副議長（林 七巳） 学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） それでは、1番の（3）いじめ、体罰について回答をさせていただきます。

議員のご指摘にもありましたように、いじめ、体罰についてはさまざまな交流、こういったものが非常に大事じゃないかというようなご指摘だと思いますが、こういった点から、学校での取り組みについて回答させていただきます。

いじめや体罰を根絶するためには、やはり今ご指摘いただきましたように児童・生徒と教師、あるいは家庭との心のコミュニケーション、交流、こういったことを密にしていくことが非常に大事ではないかと。さらには、自他を大切にすることを育てて、お互いに信頼し、安心し合える人間関係づくりに努めていきたいと、こういったことが一番基本じゃないかと考えております。

そのために、学校におきましては児童・生徒との交流する時間を多くとり、学校と家庭との連携を密にする。あるいは、一人ひとりの個性や能力をしっかりと認めて、それを生かした集団をつくる。そして、自他の生命を大切にすることを育てるという目標を掲げ、取り組んでおります。具体的な取り組みでございますけれども、学校では、例えばグループで話し合っ

たり、あるいは教え合ったりする授業展開を実施したり、あるいは命のつながりと輝きを主題とした道徳授業の実践、あるいは全校を挙げての教育相談活動、あるいはさまざまな学校行事を通しての生徒同士、児童同士あるいは教師と生徒、保護者等とのふれあい、あるいは地域と学校が連携するための学校公開や地域交流、あるいは保護者が参加する家庭教育学級。このような取り組みを通して交流を図っているところでございます。

以上でございます。

○副議長（林 七巳） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（加瀬恭史） 私からは、2番目の高齢者福祉について、（1）集会所の利用促進についての中、高齢者の方々のコミュニケーション活動を活発化するため、市や地域の役員が協力して行事を開催することができないかのご質問にお答えいたします。

ご質問のとおり、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らすためには、地域の仲間と交流しコミュニケーションを図ることは大変重要なことだと考えています。市でも、高齢者のコミュニケーション活動を支援する事業として、老人クラブの活動やシルバー人材センターの事業への支援を行っておりますし、また地区社協では、議員おっしゃられますようにお茶会ですとか交通安全教室、オレオレ詐欺の防止の講話や保育園児との交流会などの事業に対しまして支援をしているところであります。

今後、地域からこういったものをやりたいというような要望があれば、ぜひご相談をしていただきたいと思います。市といたしましても、関係団体や関係機関と連携をとりながら、高齢者の交流活動がさらに活発になるように支援していきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○副議長（林 七巳） 市民生活課主幹。

○市民生活課主幹（大木廣巳） 4番目の生活・交通安全、（1）自転車の交通安全マナーについて、ご質問にお答えします。

旭市では、市で行っている交通安全教室の一環として、市内小・中学校で自転車教室を開催しております。小学校では主に小学3年生を対象に、中学校では中学1年生を対象に、4月から6月までの間で順次開催しております。開催に当たっては、旭警察や旭市交通安全指導員のご協力もいただきながら実施しております。

内容といたしましては、小学校では自転車の点検方法、安全な乗り方の講話の後、校庭での実技講習を実施し、中学校では自転車の点検方法、安全な乗り方の講話終了後、自転車の乗り方についてDVDの視聴を実施しております。

平成25年度は、市内全ての小・中学校20校での開催を予定し、実施いたしました。

ご質問の、スタントマンによる交通事故再現を取り入れた自転車交通安全教室の開催につきましては、現在のところ実施の予定はございません。今後の実施につきましては、業者への委託経費もかかることですので、県や近隣市町の状況をお聞きしながら検討していきたいと思っております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○副議長（林 七巳） 伊藤房代議員。

○8番（伊藤房代） 2点ほど再質問させていただきます。

まず、1点目の風疹予防接種についてであります。5月15日の広報には確かに載りました。そしてまた、区の回覧板でも風疹予防接種の費用を助成しますとのお知らせを配布されましたが、やはりそれだけでは周知徹底が難しいのかなと思っております。ぜひ防災無線などでも呼びかけてはと思います。また、再度もっと詳しく、風疹予防接種についてを広報に掲載してはと思います。ちょっと内容的に本当に少しだったので、もっと風疹予防接種についての部分をもう少し載せていただければというふうに思いますので、ぜひ周知徹底を図ってはと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（林 七巳） 伊藤房代議員の再質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（野口國男） ご指摘、本当にありがとうございます。

5月15日までというようなことでありますけれども、この防災無線につきましても、現在感染状況が少し進んでいるのは千葉市より以西というようなこととなります。実は、海匝管内4人という報告が現在来ておりますけれども、こういった感染状況を勘案しながら、こういった防災無線というところまでいくかどうかわかりませんが、適切に対応していきたいと考えております。

そして、再度広報というお話ですけれども、これにつきましては十分検討させていただきたいと思っておりますし、また、その方向で今後も考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（林 七巳） 伊藤房代議員。

○8番（伊藤房代） ぜひ、回覧板で配布されたような内容まで入ると非常によろしいと思っておりますが、ぜひ検討していただければと思います。

次に、最後の4番目のところの生活・交通安全についてのところではありますが、スケー

ド・ストレイト自転車交通安全教室ということで、これは地域の中学生から高齢者までを対象としたスタントマンによるリアルな交通事故再現を取り入れた自転車交通安全教室を開催し、交通安全意識の向上を図るものです。既に千葉県、千葉県警察の主催により県立高校と幾つかの中学校で今年も実施が予定されているということですが、旭市では今のところ予定がないということですが、ぜひこれから手を挙げていただければと思いますが、中学校とかまたそういう所でぜひと思いますが、いかがでしょうか、その辺。

○副議長（林 七巳） 伊藤房代議員の再質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） 学校でということでしょうか。

（発言する人あり）

○学校教育課長（菅谷充雅） そうでございますか。

今のところそういう計画はどこの学校も特には立てておりませんが、ただ、交通安全についてはそれぞれ学校独自でいろいろと取り組んでおりまして、ただ外部のそういった方々を招いてについては、まだちょっと私たちも情報をはっきりつかんでおりませんので、その辺をよく見てちょっと研究をさせていただけたらと思います。

学校につきましては以上です。

○副議長（林 七巳） 市民生活課主幹。

○市民生活課主幹（大木廣巳） ご質問のスケアード・ストレイト自転車交通安全教室ということで、スタントマンによるリアルな交通事故再現を取り入れた教室なんですけど、千葉県のほうで平成22年から開始されまして、最初は16か所から17か所で、平成22年に旭市の県立高校、東総工業高校で実施しております。その後、県のほうでは毎年10か所程度で県立高校を中心に中学等で実施しておりますが、旭市につきましては、このスケアード・ストレイト自体は現在のところ予定していないんですけども、実際県のほうに聞きましたら、大体1か所で30万円程度とかなりの金額がかかりますので。また近隣等ではやっぱり確認しましたら今のところ予定はないということでしたので、またいろんな状況を、県内の状況とかを確認しながら今後とも検討していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○副議長（林 七巳） 伊藤房代議員。

○8番（伊藤房代） ぜひ来年に向けて、これは手を挙げていただかないとという部分があるので、ぜひ旭市でもやはり無事故を目指すためにも、ぜひこのスケアード・ストレイト自転車安全教室をやっていただければと思いますので、しっかりやっていただければと思います。

以上で私の質問を終わります。

○副議長（林 七巳） 伊藤房代議員の一般質問を終わります。

◇ 佐久間 茂 樹

○副議長（林 七巳） 続いて、佐久間茂樹議員、ご登壇願います。

（16番 佐久間茂樹 登壇）

○16番（佐久間茂樹） 16番、佐久間茂樹です。

平成25年旭市議会第2回定例会の一般質問をさせていただきます。

9人目、最後ということで、大きく分けて五つ質問を出させていただいておりますけれども、今まで、前8人の方でいろいろ答弁をいただいております。重なっているところもあると思いますけれども、それなりに質問させていただきたいと思っております。

大きく分けて五つ、1番目として復興計画について、2番目に庁舎建設について、3番目に旧いおか荘について、4番目に産業政策について、5番目に旭中央病院について。

大きい1番の復興計画については、（1）で被災状況について、（2）で被災者の現状について、（3）で被災者の今後について、（4）で商工業の復旧について、（5）で市の復興計画について、（6）で市長の考えをお聞かせ願いたいと思っております。

大きい2番の庁舎建設については、（1）で庁舎建設の計画予定について、（2）で規模、予算、日程について、（3）場所について。

大きい3番、旧いおか荘については、（1）復旧、再建の進捗状況について、（2）で今後の運営方法について。

大きい4番、産業政策について、（1）現状について、（2）ソーラー発電について。これ間違っていますね、（3）です。新しい産業政策について。

5番の旭中央病院については、（1）検討委員会の答申と書いてございますけれども、報告に訂正させていただきます。報告について。（2）今後の予定について。

以上で1回目の質問を終わります。よろしく申し上げます。

○副議長（林 七巳） 佐久間茂樹議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 佐久間議員の一般質問にお答えをいたします。

私のほうからは、1番目の復興計画について市長の考えということ、3番目の項目、旧食

彩の宿いいおか荘について今後の運営方法、4番目の質問の産業政策について、それと5番目の中央病院の今後についてということでお答えをしたいと思います。あとの部分は担当の課長からお答えをさせます。

1番目の復興計画についても、復興計画は大変大きな、いっぱいあるわけでありまして、具体的な部分は担当課のほうからお答えをさせていただきたいと思います。東日本大震災後2年3か月を迎えるところではありますが、復旧はほぼ完了した、そんなような感じのところでもあります。しかし、復興は昨年が復興元年としてスタートしたばかりであります。復興については、1月に策定した復興計画に基づき進めておりますが、取り組みに当たっては一刻も早い生活再建を第一に、地域経済の再興、都市基盤の再生、災害に強い地域づくりなど、震災から立ち直り、持続的な発展をすることを目指しております。

具体的には、国の被災者生活再建支援金の申請をはじめ、復興交付金を活用して津波避難タワーや災害公営住宅の整備等を進めるとともに、グループ補助金を活用して観光や商業の再生に取り組んでまいっているところでもあります。また、今回補正で提案させていただきました復興支援補助金の支給により、被災された事業主が再生してくれることを、議員の皆様方にもどうぞよろしくお願いをしたいと思います。

また、「がんばろう！千葉」市町村復興交付金を活用して、いいおかYOU・遊フェスティバルや砂の彫刻美術展、そのほか海岸でのイベント等を支援し、地域ににぎわいをつくり、交流を進めることにより、復興への機運を高めていきたいと考えております。今後も、「心をひとつに、共に進もう 復興あさひ」をスローガンに、被災地域や被災者の意向を踏まえ、一刻も早い、目に見える形での復興を進めていきたいと思っております。

次に、旧食彩の宿いいおか荘について、今後の運営方法について申し上げます。

震災及び原子力発電所事故の風評被害等による観光入込客の減少は著しいものがあり、本市観光の元気回復が必要と考えております。夏季観光を中心に、本年も多くのイベントを計画しておるところであります。観光産業が盛んな飯岡地区では、多くの方から観光の拠点としていいおか荘の活用を強く望む意見をいただき、さらに、建物の耐力度調査を検証した上で、今回活用を決断をしたところでもあります。

屋上を緊急避難場所、1階の一部について震災を後世に伝える場所としての利用について国へ復興交付金の申請を行ったところでもあります。また、いいおか荘開業時、評判のよかった温泉については、復興基金等の活用も視野に入れて再開をしたいと考えております。なお、2階、3階等の宿泊施設については、観光拠点としての民間業者への貸し付けを予定してお

り、運営等においては全てを民間業者に委ねる予定であります。

次に、産業政策について、新しい産業政策ということでお答えをしたいと思います。

人口減対策としても、新たな産業は旭市に多くの雇用が創出される施策となり、重要な課題であります。新しい産業政策のご質問の回答の前に、企業誘致についての基本的な考えについてお答えいたします。

企業誘致の第一としては、やはり道路整備が重要な課題だと思っております。特に銚子連絡道路の早期着工が望まれるわけですが、国・県に機会あるごとに今後とも強く要望していきたいと思っております。

次に、税制面を含め、各種の制度による優遇措置を講じ、企業から旭市を選んでいただける環境づくりに行政としてもしっかりと取り組んでまいります。なお、現状の中でも市内で一生懸命頑張り、雇用に多く抱えていただいている企業が旭市にはたくさんあります。こうした企業を今後ともしっかりと支援していきたいと思っております。

そうした中で、旭市の資源を考えた中で、新しい産業政策との質問ではありますが、2点ご説明いたします。

1点目は、基幹産業である農業、水産業の第一次産業と連携し、第二次産業である製造業、さらには第三次産業である販売、サービス業との連携であります。いわゆる六次産業化であります。豊富な農畜水産物に製造業の力で付加価値をつけ、販売・飲食店等の力で消費に結びつく産業の確立ができれば多くの市民の幸せとなると思っております。一部では、市内の企業とメロン農家が連携したメロン加工品の製造が3年目を迎えており、本年新たな製品開発を行ったことも聞いております。そのような製品を通して旭市を広く知ってもらおう。理想としてはこうした各業種が連携協力して、より多くの利潤を生む取り組みに支援してまいりたいと思います。

2点目は、優れた人材を活用しての新たな企業誘致であります。

企業は、人材の確保が重要であります。幸い、市内には食品流通科等を有する県下唯一の農業高校、さらにロボット等で毎年優秀な成績をおさめている工業高校等があります。これらの優秀な学生等を資源として企業誘致を進めていきたいと考えております。なお、平成27年度の開業を目指す道の駅を核とした新たな産業の創設についても期待をしたいと思っております。

また、新たな産業を興すには大きな力が必要であります。先日、4月30日に都内にあります双日株式会社、加瀬会長を訪ね、旭市の新たな産業の取り組みについて商社の立場で願

いをしたいと、依頼してまいりました。加瀬会長は、ふるさとである旭市への恩返しの意味から宿題として受け止めるというお言葉をいただきました。

今後も積極的に新しい産業、企業誘致を図りたいと思っております。

5番目の、旭中央病院について、今後の予定についてであります。

滑川議員と同じような答弁になりますけれども、検討委員会の報告書については、5月30日に提出いただき、先日の全員協議会で説明を申し上げたばかりで、まだ十分な議論が行われておりません。仮に経営形態を地方独立行政法人に変更しようとする場合には、地方独立行政法人法の規定により市議会の議決や千葉県への許可が必要となります。そのため、議会の皆様にも十分な議論を行っていただきたいと思っております。そしてまた、市民へのパブリックコメントやワークショップ、そして中央病院職員にもアンケート等を実施していきたいと、そのように思っております。

大変失礼しました。滑川議員へは答弁はいたしませんでした。

○副議長（林 七巳） 企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（伊藤 浩） それでは、企画政策課より大きい1の復興計画についてのうちの（1）被災状況について、（2）被災者の現状について、（3）被災者の今後について、それと（5）になります、市の復興計画について。それと、大きい5番の旭中央病院についてのうちの（1）検討委員会の報告についてご回答申し上げます。

まず被災者状況ですが、5月末現在の被害世帯数は3,797世帯です。被害程度別と申しますか、まず全壊が336世帯、大規模半壊が434世帯、半壊が510世帯、一部損壊が2,517世帯であります。

次に、（2）の被災者の現状についてお答え申し上げます。

被災者の現状につきましては、国の被災者生活再建支援制度の対象となる世帯は、全壊、大規模半壊の被害を受けた世帯及び半壊の被害を受けた住宅をすべて取り壊した世帯で、5月末現在の対象世帯は804世帯であります。このうち、再建方法によって支給される加算支援金の支給を受けた世帯は、対象世帯のうちの78%に当たる628世帯となっております。内訳は、住宅の建設または購入により再建した世帯は190世帯、このうち被災場所、もとの場所に建設した世帯は85世帯となっております。また、被災場所を離れ、市内の別の場所に建設、購入した世帯は94世帯、合わせて179世帯が市内で建設または購入をしております。

次に、住宅の補修により再建した世帯は363世帯、このうち被災住宅を補修した世帯は347世帯となっております。また、被災場所を離れ、市内の別の住宅を補修した世帯は12世帯、

合わせて359世帯が市内の住宅を補修しております。

次に、賃貸住宅に入居した世帯は75世帯で、このうち11世帯は補修された被災賃貸住宅に入居しております。また、被災場所を離れ、市内の別の賃貸住宅に入居した世帯は57世帯、合わせて68世帯が市内の賃貸住宅に入っております。

被災者の現状を加算支援金の申請結果から見ると、住宅の建設または購入、家屋補修、賃貸住宅へ入居を合わせた606世帯が市内で再建しております。これは文章で読むと多分おわかりいただけないかなと思うんですが、ちょっとざっくりとした話をさせていただきます。

まず、被災した世帯が3,797世帯あります。そのうちで国の支援を受ける世帯が804世帯、その対象の中から支援を受ける世帯が628世帯。これはもう申請したということです。申請をまだしていない世帯が176世帯あります。先ほど言いましたが、申請を受けた628世帯のうちで市内で再建をしたという方が606世帯、約96%ですね。あと残りの22世帯が市外へ出ていかれたということになります。

次に、(3)の被災者の今後についてということでご回答申し上げます。

被災者の今後につきましては、国の被災者再建支援制度の加算支援金未申請の世帯に対しましては、申請期限である27年4月10日までに戸別訪問をしたり、それから電話等での連絡によりまして支援内容を再度周知するとともに、再建方法の意向等を把握しながら再建の支援を行ってまいりたいと思っております。

次に、(5)市の復興計画についてお答え申し上げます。

津波対策としまして、海岸への人工盛土や津波避難タワー、津波避難道路などによるハード対策並びに津波避難ビルの指定や津波誘導訓練など、ソフト対策による複合的な津波対策を推進することとしております。

次に、本年度の市の復興事業につきましては、飯岡地区と富浦地区に設置予定の津波避難タワーをはじめ、災害公営住宅の整備等を予定しております。

続きまして、5番目の中央病院の検討委員会の報告について申し上げます。

平成23年度に生じた医師の減少等の旭中央病院の現状並びに東総地域医療連携協議会や中央病院改革プランなど、これまで行った取り組みをはじめ三つの検討項目について調査、検討の要点を述べるとともに、最後に結論が記載されております。結論につきましては、報告書の8ページで、5回にわたる会議を踏まえ、検討結果を取りまとめております。

一つ目の、地域医療において旭中央病院が果たすべく役割に関しては、旭中央病院は広域医療圏の中核的な拠点病院として維持し、周辺病院との連携・ネットワークによる役割分担

を進めることが必要とのことであります。

二つ目の、旭中央病院における課題及びその対策に関しては、中央病院の課題は医師確保であり、その対策は平成24年度に行った措置の継続・拡充とあわせ、医師の増員を目指した最大限の取り組みを行うことが挙げられております。

三つ目の、旭中央病院の経営形態に関しては、職員の意識の変化を促し、より一層の迅速・柔軟な経営を可能とするため、移行費用や職員の身分等について検証を進め、平成26年度末までに地方独立行政法人へ移行すべきとのことであります。

以上です。

○副議長（林 七巳） ここで執行部に申し上げます。

議事運営の能率を図る上から、答弁者は質問内容を的確に把握し、明確かつ簡潔な答弁をされますよう、特にお願いいたします。

都市整備課長。

○都市整備課長（林 利夫） それでは、1番目の復興計画についての（2）被災者の現状について及び被災者の今後についてのご質問ですけれども、都市整備課からは応急仮設住宅についてお答えいたします。

政務報告でも市長から申し上げておりますけれども、応急仮設住宅は5月で貸与期間の2年が経過し1年間の延長が決定された中、4月22日から30日にかけて、応急仮設住宅入居者に対しまして今後の住宅再建等の見通しについて意向調査を実施するとともに、5月には契約の更新手続きを行いました。

現在の入居者数は、旭地区が19世帯39人、飯岡地区が65世帯158人、賃貸住宅が7世帯14人で、合計91世帯211人が入居しております。先月と比較しまして、合計で28世帯81人の減でありました。大幅な減となりました主な原因といたしましては、5月に更新の手続きを行ったことと、再建されて新しい住まいでの生活が始まっている方などの退去手続きの申請が進んだことによると思われます。

次に、被災者の今後についてですけれども、応急仮設住宅入居者の住宅再建等に関する意向調査の結果について申し上げます。

調査時、全体で115世帯のうち平成26年5月までに再建できると回答した方が69世帯、そのうち当初の入居期限であります本年5月中に再建できるとした方が30世帯でありました。また、来年の5月までに再建のめどが立たないと答えた方は46世帯で、この46世帯のうち災害公営住宅を希望している方が35世帯、雇用促進住宅を含めた市営住宅を希望している方が

11世帯でありました。

今後も、千葉県をはじめ関係機関と連携を図りながら生活支援策を講じまして、少しでも早く再建できるように支援していきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（林 七巳） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、被災者の今後ということで財政課から補足してご説明申し上げます。

今、都市整備課長の答弁でございましたとおり、35世帯が災害公営住宅の入居を希望しております。残る11世帯が市営住宅等への入居を希望していると。ご存じのとおり、災害公営住宅は33戸を今建設を始めたいということで、今議会に契約の締結の議案をお出ししているところでございます。ただ、35戸の希望のうち2戸につきましては、アンケートの結果を見ますと災害公営住宅または雇用促進住宅という方がございました。その辺の調整は、もしかしたら可能なのかなと思っております。

それと今、住宅の空き状況なんですけれども、4階建ての双葉団地A棟、これは3DKですけれども、これが1戸。それから、下永井団地、これも3DKの住宅、これは内部も改修してあります。これが1戸。それから、雇用促進住宅の低層階、これを11戸空けてございます。これを全部足し込みますと33戸の13戸ということで46で、今のところこれで数は何とか確保できている状況にあらうかと思っております。今後、入居の募集を進めた中で、うまく生活再建ができるよう支援していきたいと考えております。

以上です。

○副議長（林 七巳） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは、商工観光課のほうから幾つか議員のご質問につきましてお答えさせていただきます。

最初に、復興計画についての商工業の復旧につきまして、ご回答させていただきます。

観光を含めます商工業者の震災による被害、これを受けた事業者は市内で356の事業者、そういうふうに我々は確認をしております。この356事業者の中で、現時点で廃業を余儀なくされた事業者、これが21の事業者と確認しております。さらには、震災復興・復旧には経済の再生、これが重要であります。そういうようなことで、被災した中小企業者への支援としまして国・県の補助事業でありますいわゆるグループ補助金、これにつきましては7グループ、102の事業者が採択を現在受けられております。さらには、被害を受けました中小

企業者の資金繰り支援としまして、震災復興枠でのセーフティーネット資金、こういうもので今まで支援を行っておる状況でございます。

市としては、さらに例年実施しておりますプレミアム商品券につきまして、現在市内で517の店舗が加入しております。復興支援分としまして上乗せした支援を23年度から本年度まで実施をしているところでございます。

次に、旧いいおか荘につきまして、復旧、再建の進捗状況につきましてお尋ねがありました。

旧食彩の宿いいおか荘につきましては、昨年度、現況・構造検証調査を実施し、その結果、建物本体は一部改修が必要となるものの、再利用が可能との結果をいただきました。この調査結果を踏まえまして、外階段を新たに設けます。さらには、屋上を緊急避難場所としての利用、1階部分につきましては一部を防災教育施設としての展示スペースとしての活用、さらには、いざという時の避難についての心構えや減災についての住民意識を啓発するスペースの設置を予定しております。これらにつきましては、国の復興交付金の申請を現在しておるところでございます。また、1階の一部、2階、3階の宿泊施設等に関しましては、観光拠点として貸付先の公募を再度行うべく、現在作業に入っております。

さらに、四つ目に産業政策につきましての現状というご質問をいただきました。

市内の工業の現状を統計数値で申し上げますと、従業員4人以上の事業者157の事業所が現在あります。従業員数は3,641人、製造品等の年間出荷額約961億円となっております。産業政策としまして企業を誘致することは、税收の確保とあわせまして雇用の創出を図る上で重要な課題でございます。市内企業の中には、国内でトップクラスの技術と製品シェアを有する企業もあります。行政としても、連携をとりながら企業の発展に努力をしていきたい、そういうふうと考えております。

最後に、産業政策についてのソーラー発電につきましてのご質問がありました。

エネルギー資源が少ない日本の中で、今新たなエネルギーとして注目されておりますのが太陽光発電、ご承知のようにCO₂をほとんど排出しないという環境面のメリットもあります。現在、千葉県では1,000キロワット、いわゆる1メガワット以上の太陽光発電の設備の認定、あるいはさらに運転開始件数、こういうものが全国で第2位の106件あるというふう聞いております。合計出力は371.5メガと聞いております。

これらの背景には、発電量10キロワット以上につきましては20年の固定買い取り制度、さらには税制面での優遇措置によるものが大きいものと思われまます。新たな産業ビジネスとし

まして注目されているわけでございます。なお、千葉県内で自治体での取り組み、さきの議員の質問でもありましたけれども、これにつきましては香取市において自治体として初めて太陽光発電事業者、そういうようなことで来年2月の発電開始を予定しておる、そういうようなことで本市としましても先行事例として情報の収集を図ってまいりたい、そういうふうと考えております。

以上です。

○副議長（林 七巳） 総務課長。

○総務課長（米本壽一） 2番目の（1）庁舎建設の計画についてです。

昨日の伊藤保議員の一般質問に市長が回答しましたが、庁舎の建設につきましては平成29年度の完成を目指します。現在、庁内組織であります新庁舎建設検討委員会において基本構想の策定に向けて調査、検討しておると、この段階です。今年度中に基本構想を策定したいと考えておりますので、平成26年度には推進体制を確立しまして、建設計画、基本設計、実施設計へと進めていきたいと、このような計画でございます。

次に、（2）です。規模、予算、日程についてですけれども、今年度策定を進めております基本構想の中で定めていくということになるわけです。建設費につきましては、規模が確定する中で算出されるものでありますので、先進市の事例を参考に、本市の必要な執務スペースや附帯施設等の必要面積の算出によりましてその額を算出するということとなります。いずれも未定ですので、建設まで日程につきましてはもうしばらく猶予をいただきたいと思っております。

（3）の場所についても同じことが言えまして、現在まだ発表できる状況でないということでご理解いただきたいと思っております。もうしばらく時間をいただきたいと思っております。

○副議長（林 七巳） 一般質問は途中ですが、2時20分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時20分

○議長（林 俊介） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） 丁寧な答弁をいただきましてありがとうございます。

1番目の復興計画についてでございますけれども、先ほど市外に出た世帯数が22世帯とお答えをいただいたような気がするんですけども、かなり少ないんだと、意外に少ないんだという感じなんですけれども、その辺は大丈夫なんですね。

それで、被災状況についてですけども、今聞きまして3,790世帯、2年ちょっとたって少し落ち着いている状態ですけども、改めて被害が大きかったんだと実感しております。逆な質問という申し訳ないんですが、被災状況なんですけれども、特に津波なんですけど3,790世帯が被害に遭ったという、津波だけではないのかもしれないですけども、逆な質問で申し訳ないんですが、津波を受けた所で残っている家は何軒くらいあるんですか。何軒あって、何軒くらいあるんですかね。

○議長（林 俊介） 佐久間茂樹議員の再質問に対し、答弁を求めます。

（発言する人あり）

○議長（林 俊介） 企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（伊藤 浩） 3,797世帯のうちで津波が954世帯、液状化が774世帯ということです。すみません、この中でどれだけ残っているかというのはちょっと……

○議長（林 俊介） 佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） ちょっとその前に一言、お礼を言わなければいけなかったんですが、被害状況は極めて複雑、全壊、半壊、大規模半壊あるいは軽微な所、いろいろあろうかと思えます。それに対していろいろ査定をして支援金を出していただいたと、補助金を出していただいたと。これは非常にありがたい、本当に大変だったと思いますね、市役所の人がね。ただそれでも、一生懸命やってもなおまだ不満のある方がいらっしゃるわけです。だから、この点については平成27年4月10日まで受け付けていただけるということなので、今後も被災者の立場に立って支援して、丁寧に対応していただきたいと思えます。よろしく願いします。

それで、特に津波で被害を受けた所、特に旧飯岡市街なんですけれども、旧126号、旧国道を通過して南側、ほとんど数えるぐらいしか家が残っていないと思うのね。だから、そういった意味で何軒くらい残っているのかなと今ちょっとお伺いしたんですけども、数えられるぐらいしか残ってない。自分で数えてくればよかったのかもしれないんですけども。外に出てしまった世帯が22世帯だというお話なんですけど、これは事務局のほうで資料をいただ

いて、区長会のほうの世帯数の人数を調べてみますと、旭市全体で減っていますけれども、かなり減っていますよね。資料を昨日、特に飯岡の中身をお渡ししましたけれども、これは区長会の届けられている世帯数なので、実際の住民票そのほかのやつと多分違うんだろーと思えますけれども、これでざっと計算しますと震災前から25年度のデータですと185世帯減っているんですよ。減っていますよ、かなり減っているんですよ。

だから、22世帯が外に出たというのはちょっとにわかには信じられないんだ、もっとあるんじゃないかなというような気がするんですけども、住民登録そのほかではそんなものなんですかね。それだけちょっと確認してください。

○議長（林 俊介） 佐久間茂樹議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（伊藤 浩） 市外へ出たという方が22です。例えば、飯岡の、今議員おっしゃるように185世帯ぐらいが減っている、このデータをいただきました。これは、あの場所から出ていく人は同じ市内で違う所に建てるという方もいらっしゃいます。ですから、その辺では市外との人数のあれは違ってくるのかなと思っています。

○議長（林 俊介） 佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） 旭市内のほかの場所に移住しているという話ですかね、それ以外の場所。ただ、この区長会でもらった数字は多分震災だけではないんだろーと思えますけれども、それにしてもかなりの数が減っています。

ちょっと関係ないのかもしれないんですけども、昨日の質問で伊藤保議員がされました定住促進事業。これは今年度で何人ぐらいを予定していますですか、定住促進で受け入れる人数は。

○議長（林 俊介） 佐久間茂樹議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（伊藤 浩） 予算の中ではトータル2,000万円ということで予定しています。1件50万円ですから、40世帯。

（発言する人あり）

○企画政策課長兼被災者支援室長（伊藤 浩） はい。以上です。

○議長（林 俊介） 佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） 被災状況についてもう1回なんですけれども。

○議長（林 俊介） もう2番に移行していますよ、内容は。

○16番（佐久間茂樹） わかりました。

もう一度確認、先ほどいろいろ言われたんですけどもわからなくなっちゃって、もとの場所に帰りたいという人が何世帯ですかね。60世帯いらっしやいます。これは建て直すということでしょうか。

○議長（林 俊介） 佐久間茂樹議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（伊藤 浩） ちょっとその辺、内容を熟知していません、すみません。

○議長（林 俊介） 佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） ちょっと順が逆になりますけれども、市の復興計画に飛ばさせてもらいます。

津波を受けた所、津波が到達した所に再建を希望しているところは何世帯かあるというふうにお伺いしました。その場合の許可といいますか注意といいますか、その辺は何か市のほうでは考えていらっしやるんですか。

○議長（林 俊介） 佐久間茂樹議員の再質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（林 利夫） 建築の許可ということでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○都市整備課長（林 利夫） 旧旭市ですけども、都市計画区域においては建築確認の必要が出てきます。ただし、飯岡地区に関しましては都市計画区域ではございませんので、特に許可ということは必要ない状況でございます。

以上です。

○議長（林 俊介） 佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） ここ、特に海岸線で、世帯数で200くらい減っているわけなんですけれども、この辺の復興計画について、まず安全と安心、これが今まで住んでいらっしやった方が期待できないんだらうと思うんですね。その辺の安全と安心を与えられるような、今のままの状況でいいのかなということなんですけれども、市の復興計画は、特に津波の来た所ではどのようになっていますかね。

○議長（林 俊介） 佐久間茂樹議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（伊藤 浩） この復興計画ですけれども、昨年1月に策定いたしました。検討委員会の中でも住宅の高台移転について検討いたしました。その際、津波被害に遭った方を対象にしてアンケートを行ったところ、全壊世帯のうちの70%の方が既存の宅地に再建したいということでした。ですから、このような状況を踏まえて、復興計画におきましては移転せずに現地で復興を進めるということで作成をしております。

以上です。

○議長（林 俊介） 佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） 今でもそうなんですけれども、残っているお家で特に平屋で住んでいらっしゃる方は、夜おちおち寝ていられないというんですね。この前のように明るい時に津波が来ればそれなりに何とか対応できるんでしょうし、夜中の1時、2時に津波が来た時にはどうしようもない、それが怖いと言うんですね。だから、お位牌とか大事なものを枕元に置いてあれば即逃げると。そういうような方が何人かいらっしゃるんですね。

外に出て帰られるという方もそうなんですけれども、この辺を何とか市でしてあげないとまずいのではないかと、それができて初めて復興なのかなというような気がするんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（林 俊介） 佐久間茂樹議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 佐久間議員が言っているように、本当にまだ何%ぐらいしかもとの住宅に建てたという人はいないのかもしれませんが。先ほど課長からお話がありましたように、復興計画の当初でアンケートをとりまして、自分の所へ戻りたいと、それで家を建てたいという人が圧倒的だということの中で、国の特区申請といいましようか、集団移転の場合に特区申請をするということも一つの方法であったわけでありましてけれども、地元のそういった声の中でそれは見送ったということでもあります。

今行政としてやるべきことは、県が今行っております九十九里沿岸、東沿岸の防護施設6メートルのかさ上げ、このことについて精力的にスピード感を持って、一応旭地区は27年度いっぱい終了するというようになっておりますので、そのところはしばらくの間不安、本当に不安だと思います。その分、明るいまちづくりとか防犯灯や街灯をいっぱいつけて明るくするとか、いろんな部分で支援を考えていかなければならないわけでありまして。

その一つとして、国が津波で被災をされた方々に対する支援金として、国が新聞発表しまして、11億数千万円、千葉県を支援すると。そのうちの津波被災でありますので、旭市に10

億円以上のお金が来るということで、今県議会で審議中でありますけれども、国が落とした金でありますので、これは必ず県議会も通さなければならないと思います。それが通った暁には、やはり旭市に10億円以上の金が来るということでありますので、津波で被災された方々が一刻も早く安心して、そのための応援をさせていただきたいと、そんなように今考えているところでありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（林 俊介） 佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） 今、6メートルの護岸堤おっしゃいましたですけれども、護岸はもちろん効果的です。ただ、今回の津波を見ていると川端町の川、横根の川、目那川、川沿いに入ってきているんですね。堤防を越してきた波というのはそれほどでも多分ないと思うんです。ワンクッションあれば1メートルくらいの擁壁でも津波の勢いはかなり衰えちゃうんですね、多分。ただ川沿いなんですね、やっぱり。だから、それで絶対安心だというわけには多分いかないんだろうと思ひます。

北茨城市では、5世帯まとまったら高台移転という話が今出ていて、そういう意味で国でも認めていただけるという話がござひます。これは100年に1回あるいは300年に1回という津波なんで、そこまで考える必要があるかという話も出てこようかと思ひますけれども、今、東南海地震の話もありますし、やはり早急に市民に安全、安心して眠れる場所、それを提供していただければと思うんですね。それがないと、どうしても幾ら定住促進しても出ていっちゃう人のほうが多いと思うんですよ。

それで、ここの場合、津波が来たぎりぎりの所、ウオーターフロントというか一番前面の付近に、あわせて聞きますけれども、先ほど避難ビルの指定ってござひました。あまり避難ビルってないんですよ。いいおか荘が今度なるんでしょうけれども。そういった意味で、避難ビルになるような分譲共同ビル、マンション、言ってみれば、1階店舗、2階浴場、最上階にスポーツセンターとか、そういった建物を津波が来るぎりぎりの所まで建てて、30戸、40戸建てて分譲して、売れたらまた次を建てると。今の堤防の後ろと国道付近までは、いずれ津波緩衝帯といいますか、防風林、防潮林等に、これは長い時間かかるだろうと思ひますけれども、まず安心してここに住めると、そういった場所を提供してあげることが大事なんじゃないのかなと。そうしない限り復興できないんじゃないかと、そう思うんですけれども、こういったことをおっしゃる方がいるんですよ。

災害復興基金が約8億円ござひますね、今、7億9,000万円くらいあります。中央病院は20億円で100戸建ての医師マンションを建てるということなので、30戸か40戸くらいのマン

ションはできると思うんですよ。旧飯岡の中心部にそういったものをつくっていただいて、全国に、旭市はこういう新しい安全と安心の期待できる対策をとりましたと全国に発信して、まず30戸、40戸売り切っちゃってください。それで、売り切ったお金でまたもう1回建てればいいんです、もう1戸を。そうしていかないと復興できないですよ。市長、お考えはどうですか。

今、基金は約8億円あるわけですから、思い切ってやってくださいよ。全国に発信してください。30戸、40戸ぐらいだったらすぐ私は売れると思いますよ。市内の業者をお願いしていいものをつくって、絶対安心だと、旭市は津波が来ても平気なんですよ、これからこういう都市づくりをしていきますよと、そういった発信をしていただければと思うんですけれども、どうでしょう。

○議長（林 俊介） 佐久間茂樹議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 佐久間議員からいろいろ要望がありましたけれども、一番最初に防護施設の中で川の部分から道路の部分、開口部の部分はどうするんだというような部分がありました。このことについて、県へ行くたびに県土整備部の部分で河川局のほうへ、どういった工事をやれば安心を取り戻せるのかということは何回も、技術的に地方自治体ではなかなかそういった経験がある人もいないということで、県で方法を、工事を示してほしいということでもいつも言っているんですけれども、なかなかまだ県としてもどういう工法でやるのかという部分は結論が出ていないようでありますので、そのところは九十九里沿岸全部あるわけですから、それは早急に県のほうも研究してくれると思います。

もう一つ、高層階の集合住宅を建設して販売することはできないかと、8億円の災害復興基金を使ってということでもありますけれども、住宅が流失した部分は椎名内にも中谷里にもあります。そういった部分で、飯岡だけ最初に二つもつくるという部分、一つつくって売れということでもありますけれども、一般的にはこういった不動産といいたいでしょうか、アパートの販売とかそういった部分については民間で行われているわけでもありますので、市が行うという部分、よく研究してみなければわからないわけでもありますので、そういったことはこれから少し議論をしてみなければわからないなど、そんなように思っているところであります。

そしてまた、先ほど申し上げましたように、国の津波対策の資金が10億8,000万円くらい旭市におりるわけでもありますけれども、その10億8,000万円の使い道がそういった部分で使えるのかどうかという部分も、これからいろいろと県との話し合いの中で聞いてみなければ

ならない部分でありますので、そういったこともいろんな部分がありますので、これから研究していきたいと、そんなように思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（林 俊介） 佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） 飯岡で2棟というのはちょっと誤解でして、その辺は検討していただければいいんですけども。まず、最も一番被害の大きかった付近でやっていただいて、1年で売れてしまえば次の年にまたやれるわけですから、そういった逐次まちをこういうふうに安全で安心して眠れるまちにするんだという、その情報発信ですね。それが大事だと思うんですよ。今のままで、ほかに、だからそういった意味で復興計画ということでお尋ねしているんですけども、この辺で津波被害を受けた所で、どういった形で安全と安心を市民に与えていただけるのかと、そういった質問なんですけれども。ほかにもいろいろあるでしょう。ただ、たまたま今そういった話があったので、それを一つの例として挙げさせていただいたわけなんですけれども。そういった意味でお尋ねしているわけなんです。

だから、そういった意味で津波に関してはやっぱり直接受ける、直接防ぐというのはなかなか難しいと思ひます。ただ、この間の津波を見ていまして、ワンクッション置いた津波は1メートルから1メートル50くらいのブロック塀でもかなり家は守られているんですね。だから、国道からやや北に上った所あたりで、要するに津波が来た所付近ではもう1メートルくらいの擁壁でも多分防護できるんですね。

そういった意味でね、（4）番は飛ばしましたけれども、先週5月19日の日曜日ですか、市長は朝市に行かれたと言っていましたね。やっぱり、人間がいないから地元の商工業者みんなで寄り集まって、励まし合っているんですよ。あれをご覧になってどう思いましたか、市長。

○議長（林 俊介） 佐久間茂樹議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 復興朝市へ私も行きましたけれども、ごみゼロがちょうど重なっております、行った時点は8時半ころだと思いますけれども、その時点では人はあまり多くはいなかったんですけども、出店をした方々に聞きましたら、本当に大勢来てくれたと。朝7時から時には本当にこの場所いっぱいに来てくれたと。持ってきたものは全部売れたというような話をしてくれました。定期的に月に1回くらい、これからもやっていきたいというような話を聞かされまして、本当によかったなど、そんなような思いでいたところでありまして、佐久間議員のニュアンスとはちょっと違ったのかなと、そんなように思ひます。よ

ろしくお願いします。

○議長（林 俊介） 佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） 私は、ともかく人がいない、少ない。今どこの食堂でも、食堂といってもこれは私のあれなのかもしれないけれども、話を聞くとどこもお客がない。だから、お店同士で行き合って、交換し合って励まし合っているんだと、そういう話がございます。

まず、だから復旧といいますか、世帯数、人口をもとに戻っていただくと。そのためには安全と安心して眠れる住まいを提供してやればなど、そう思いますので、市長はこれから検討してくれると先ほどおっしゃってくれましたので、この件に関してはこれでおしまいにしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（林 俊介） 佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） 次に、庁舎建設についてですね。これ（1）番から（5）番、大体復興と旭市の振興に共通点を持たせて、私は質問させていただいているつもりであります。庁舎建設、これは平成29年完成で、市長が再選されれば4年後に入庁するというようなお話になろうかと思えます。そうですね。

それで、規模、予算、日程について今のところ検討中だからわからないと言いますけれども、やっぱりこれは今の規模からして大ざっぱなくらいはちょっとお答えいただいてもいいのかなと。ただ、総務課長は答弁のベテランなので、それはそれとしていいと思えます。ただ、この場所なんですけれどもね、場所の話を今してもしょうがないんですが、これも復興ということから考えますと、飯岡中学校が移転する、そうすると双葉町公園あるいは中学校のグラウンドが空くわけですよ、あの辺が。津波が来たぎりぎりの線です。そうすると、YOU・遊フェスティバルとか、しおさいマラソンのことを考えると、あの辺に市庁を持ってきていただいたほうが、私としてはうれしいなと思うんですよ。その辺のお考えをちょっと聞かせていただけませんか。

○議長（林 俊介） 佐久間茂樹議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） 先ほど、本当に不親切な言い方をしちゃいました。まだ検討しているもので、言えないと、本当に具体的に言えば、今ここにするのか、ここを離れてどこにするのか、旭市全体を見て中心がいいのかどうなのかとか、いろいろ考えていることは考えております。でも、佐久間議員が言った先ほどの提案、さすがにそこはなかったということだけは、本当にまた言わせてもらいます。

○議長（林 俊介） 佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） 了解しました。

前の道路が多分災害避難道路になるんだろうと思いますので、そうですね。ぜひ前向きに検討していただければと思います。これは答弁要りません。

次に、3番目の旧いおか荘についてです。

当初9,500万円くらいで解体する予定でございました、私は反対させていただきましたけれども。少なくとももう10年くらいは使えるという話で、多少費用がかかったにしてもですね。そして、700人からの緊急避難ができるというお話で、私はよかったなと思います。できるだけ早急に再開していただければと思います。年間約2万人、1日五、六十人、年約2億円ぐらいの観光客からの収入があったわけでございますので、これが復活することを楽しみにしております。すぐには無理なのかもしれませんが。そして、雇用もここで20人、30人と発生するわけですから、何人になるかわかりませんが、多分もとに戻るんだろうと思いますので、そういった意味ではうれしい限りでございます。

ただ、時間、これから公募されるという話で、できればYOU・遊フェスティバルぐらいに間に合うのかなというようなお話もちらっと聞こえなかったわけでもないんですが、その辺はどうなのでしょう。

○議長（林 俊介） 佐久間茂樹議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） いいおか荘はYOU・遊フェスティバルに間に合うのかということで、結論から言いますとちょっと間に合わないと思います。実は、今公募を開始の用意をしていますということで、今まで何をしておったかということで、実はいいおか荘は、最終的には例の指定管理者と同じように、やっぱり議会の議決が地方自治法の中で必要だということで、我々結論を県と相談しましていただきました。そういうことで、できましたら地方自治法の規定等もあります。そういうことで、スケジュールを見計らって、ただYOU・遊フェスティバルには間に合わないということで言い切りたいと思います。

○議長（林 俊介） 佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） ともかく再出発が決まったわけでございますので、いいおか荘のときには赤字、要するに運営上の赤字ではないというふうな話もございました。今回は直営じゃなくて、他に貸すというようなお話でしょうから、少なくとも幾らかは収入になるのかなと。そういった意味では、これから先の出費を極力抑えて、幾らかでも収入が入るよ

うになってくれればありがたいなと思っています。いいおか荘については、それでお願いしたいと思います。

次に、産業政策についてお伺いします。

先ほど、特に企業誘致ということで、合併以来、伊藤市長、現在の明智市長をはじめ頑張ってきていただいたわけでございますけれども、なかなか旭市、工業団地のほうに入れませんでした。そうこうしているうちに、メガソーラーが入ったという話でございます。2番目のソーラー発電ということもそうなんですけれども、企業誘致がなかなかうまくいかなければ、やっぱり市で幾らかでも活性化につながるような産業政策。先ほど、これについては農水産系で製造業とリンクした工場を考えていらっしゃるとおっしゃいましたけれども、これについて具体的には何かあるんですか。

○議長（林 俊介） 佐久間茂樹議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは具体的ということで、一つか二つの例を申し上げます。

一つは、先ほど市長が言いました、旭市は特産物で飯岡の貴味メロンがございます。なかなかブランドにちょっとついていけないということで、PRをしようということで、今年7月に3日間、実ははとバスが貴味メロン狩りに来るということで、これは決定をいたしました。貴味メロンを収穫体験しながら、直売所でメロンを買っていただだける。さらには、飯岡地区で昼食もやっていただだけるということで、はとバスが3日間とまると思います。

そういうようなことの中で、メロン農家と実は市内のある企業が連携しまして、メロン、例えば販売に至らない、おいしいんですけどもちょっと傷があるとか、そういうものをピューレにしまして1年間保存しておいて、そのピューレを活用しまして今年からゼリーなり、あるいはプリンを作るとかですね。あるいは、市内でメロンパンを作るとか、いろんな取り組みをやっております。これはまさしく六次産業化だと。

あるいは昨年、実は市内工業団地の中に食肉会社があるわけですが、この公社をうまく活用して、できれば例えばハム工場、肉の加工場が来ていただけないかなと、そういうことで大手の工場の所にも行ったという経過がございます。そういうことで、市長が申し上げました六次産業化、あるいは農工商の連携、こういうものを進めていきたい、そういうように考えています。

○議長（林 俊介） 佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） 3.11の震災以降、極めてお忙しい中、双日の加瀬社長ともトップセ

ールスをやっていただいたということで、本当にありがとうございます。加瀬社長との話では、見通しくらいは何かあるんですか。聞けたんですか。

○議長（林 俊介） 佐久間茂樹議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 双日の会長でありますので、なかなか自分自身からこうだあだというような発言は聞けなかったわけですが、こちらから、生まれ故郷でありますし、何か関連企業でもいいですから持って来ていただけませんでしょうかというような発言はして、先ほども答弁をいたしましたけれども、そういったことを十分考えながら宿題として研究してみましようという言葉だけで、具体的には別に何を持ってこよう、かにを持ってこようということは聞けませんでした。

ただ、こちらに双日に勤めていた社員がいますし、その社員がイワシのから揚げをやっていまして、その方が結構いろんな分野で活躍しているということで、その人に、旭市のことは詳しいから旭市に行って何ができるかということの研究させようというようなことは、言質をもらったわけでありまして、具体的にはどうのこうのということは聞けませんでした。

○議長（林 俊介） 佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） どうもありがとうございます。

道の駅もかなり、3月30日ですか資料をいただきまして、雇用が30人くらい発生するだろうということで。ただ、これはやっぱり旭市の真ん中辺なんですよね。ともかく、忙しい中ご努力されていることを感謝申し上げます。

5番目の旭中央病院について、これはもう何人かの方がいろいろ質問されて、私が言うようなこともないのかもしれませんが、旭市の経済にとって旭中央病院は今も欠くことができないですね。毎年のように大きくなっています。どこまで大きくなるのかなと、私は逆に心配するんですけれども。その中で、でも実際に仕事をする人はお医者さんでございます、看護師さんでございます。医療スタッフですよ。滝郷の話もそうですけれども、滝郷診療所のお医者さんを見つけるのに大変市長は苦労された。若干コンプライアンスに問題があるのかなというところまでしないと、今はお医者さんは見つからないよと、そういうことなんだろうと思いますね。ですから、そういう医療スタッフのできるだけやりやすいような格好で私はやっていっていただいて、どんどん大きくなってもらえたらなど、そういうふうに思っています。

ただ、経営形態が変わるとなると、やはり実際にやっている医療職員あるいは市民の皆さん、市長はいろいろ相談して意見を聞きながらと言っていますけれども、26年度中にはそっちの方向に持っていきたいんだというような報告なんだろうと思いますね。それで、そうするとあまり時間がないのかなと。市民あるいは医療スタッフにどういった形で意見を聞いていただけるのか、ちょっと時間はかなり厳しそうな気もするんですけども。この時期、再選を控えて、なかなか市長ははっきり言いにくいところもあるんでしょうけれども、その辺のところをちょっとお聞かせ願えればと思います。

○議長（林 俊介） 佐久間茂樹議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 今、報告書が検討委員会から出たばかりでありますし、これからのスケジュールについて大ざっぱなことについてはアンケートをやる、市民の声を聞くと、そのところだけは私の考えでこれからスケジュールを立てて、きちっとどういったものをやるのか、中央病院にも設置者として、市立病院として中央病院の職員の皆さん方にも聞きたいと、そのように思っております。

また、60年も市民病院でありました。自治体立病院でありました。そういった部分では、しっかりと市民の声は聞かなければと、そんなような思いでありますし、検討委員会の検討結果が26年度いっぱい独法化すべきだというような報告がありましたけれども、設置者は旭市でありますので、その検討委員会の意見は意見として尊重はしますけれども、それに必ずしも一致しなくてもいいのではないかと私は思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（林 俊介） 佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） すみません。いろいろお忙しいところ、いっぱい丁寧な答弁をいただきました、ありがとうございました。

以上で一般質問を終わらせていただきます。

○議長（林 俊介） 佐久間茂樹議員の一般質問を終わります。

以上で本日予定いたしました一般質問は終了いたしました。

○議長（林 俊介） これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は17日定刻より開会いたします。
大変お疲れさまでございました。

散会 午後 3時 1分

平成25年旭市議会第2回定例会会議録

議事日程（第5号）

平成25年6月17日（月曜日）午前10時開議

- 第 1 常任委員長報告
 - 第 2 質疑、討論、採決
 - 第 3 常任委員長請願報告
 - 第 4 質疑、討論、採決
 - 第 5 事務報告
 - 第 6 閉 会
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 常任委員長報告
 - 日程第 2 質疑、討論、採決
 - 日程第 3 常任委員長請願報告
 - 日程第 4 質疑、討論、採決
 - 追加日程第1 発議案上程
 - 追加日程第2 提案理由の説明
 - 追加日程第3 質疑、討論、採決
 - 追加日程 旭市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙
 - 日程第 5 事務報告
 - 追加日程 議長辞職の件
 - 追加日程 議長選挙の件
 - 追加日程 副議長辞職の件
 - 追加日程 副議長選挙の件
 - 追加日程 議長報告事項の件
 - 追加日程 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
 - 日程第 6 閉 会
-

出席議員（21名）

1番	大塚 祐 司	2番	飯 嶋 正 利
3番	宮 澤 芳 雄	4番	太 田 將 範
5番	伊 藤 保	6番	島 田 和 雄
7番	平 野 忠 作	8番	伊 藤 房 代
9番	林 七 巳	10番	向 後 悦 世
11番	景 山 岩三郎	12番	滑 川 公 英
14番	柴 田 徹 也	15番	木 内 欽 市
16番	佐久間 茂 樹	17番	日 下 昭 治
18番	林 俊 介	19番	嶋 田 茂 樹
20番	高 橋 利 彦	21番	林 正 一 郎
22番	林 一 哉		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	明 智 忠 直	副 市 長	加 瀬 寿 一
教 育 長	彗 田 哲 雄	秘書広報課長	堀 江 通 洋
行政改革推進課長	林 清 明	総 務 課 長	米 本 壽 一
企画政策課長 兼被災者支援室長	伊 藤 浩	財 政 課 長	加 瀬 正 彦
税 務 課 長	佐 藤 一 則	市民生活課 主 幹	大 木 廣 巳
環 境 課 長	新行内 弘	保 險 年 金 課 長	加 瀬 喜 久
健康管理課長	野 口 國 男	社 会 福 祉 課 長	加 瀬 恭 史
子 育 て 支 援 課 長	山 口 訓 子	高 齡 者 福 祉 課 長	石 毛 健 一
商工観光課長	堀 江 隆 夫	農 水 産 課 長	大久保 孝 治
建 設 課 長	高 野 晃 雄	都 市 整 備 課 長	林 利 夫
下 水 道 課 長	石 毛 隆	会 計 管 理 者	宮 應 孝 行
消 防 長	佐 藤 清 和	水 道 課 長	鈴 木 邦 博

病院事務部長	菅 谷 敏之史	病院經理課長	土 師 学
庶 務 課 長	横 山 秀 喜	学校教育課長	菅 谷 充 雅
生涯学習課長	佐久間 隆	体育振興課長	石 嶋 幸 衛
監 査 委 員 長 事 務 局	田 杭 平 三	農 業 委 員 会 長 事 務 局	高 木 寛 幸

事務局職員出席者

事 務 局 長	伊 藤 恒 男	事 務 局 次 長	向 後 嘉 弘
---------	---------	-----------	---------

開議 午前10時 0分

○議長（林 俊介） おはようございます。

ただいまの出席議員は21名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

○議長（林 俊介） 議案第1号から議案第8号までの8議案、及び請願第2号、請願第3号の請願2件を一括議題といたします。

各常任委員会に付託いたしました議案等の審査結果は、お手元に配付のとおりであります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 配付漏れないものと認めます。

◎日程第1 常任委員長報告

○議長（林 俊介） 日程第1、常任委員長報告。

これより各常任委員会に付託いたしました議案審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、建設経済常任委員会委員長平野忠作議員、ご登壇願います。

（建設経済常任委員長 平野忠作 登壇）

○建設経済常任委員長（平野忠作） おはようございます。

建設経済常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る6月4日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、平成25年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第2号、平成25年度旭市下水道事業特別会計補正予算の議決についての2議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る6月11日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため、執行部より副市長ほか関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第1号の主な質疑について申し上げます。

商工費の消費者保護対策事業の講師派遣委託料の具体的な内容とはの質疑では、2名の専門相談員が相談活動を行っている。消費生活センターを広く周知するため、有名な弁護士等を招き、消費生活の講演会を予定しているとの答弁がありました。

次に、議案第2号の主な質疑について申し上げます。

公債費の年利4%以上の繰り上げ償還ですが、借り入れの年度、利率、金額、償還年数、平成24年度末の残額とはの質疑では、平成5年度の借り入れが1件で、利率4.4%、借入金額210万円、償還年数は28年で、平成24年度末の残額は107万6,056円です。平成6年度は、借入件数が2件あり、うち1件は利率4.3%、借入金額7,300万円、償還年数は28年で、平成24年度末の残額は4,052万9,750円です。残りの1件は、利率4.25%、借入金額620万円で、償還年数は28年、平成24年度末の残額は343万3,811円との答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、2議案とも全員賛成でそれぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成25年6月17日、建設経済常任委員長、平野忠作。

○議長（林 俊介） 建設経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、文教福祉常任委員会委員長、景山岩三郎議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 景山岩三郎 登壇）

○文教福祉常任委員長（景山岩三郎） おはようございます。

文教福祉常任委員会委員長報告を申し上げます。

去る6月4日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、平成25年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第4号、工事請負契約の締結についての2議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る6月12日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため、執行部より教育長ほか関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

議案第1号の主な質疑について申し上げます。

教育費の小学校、中学校の教材備品等購入事業は、具体的にどのような理科教材備品を購入するのかとの質疑では、国で定めた理科教育の設備整備費等の要綱に基づき、小学校では30品目、中学校では105品目の例示品目の中から、各学校の備品の整備状況に応じて購入する。具体的には、天びん、記録温度計、標本、模型などがあるとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙の報告のとおり、2議案とも全員賛成でそれぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告を申し上げます。

平成25年6月17日、文教福祉常任委員長、景山岩三郎。

○議長（林 俊介） 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

続いて、総務常任委員会委員長、木内欽市議員、ご登壇願います。

（総務常任委員長 木内欽市 登壇）

○総務常任委員長（木内欽市） 総務常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る6月4日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、平成25年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第3号、工事費請負契約の締結について、議案第5号、専決処分の承認について、議案第6号、専決処分の承認について、議案第7号、専決処分の承認について、議案第8号、専決処分の承認についての6議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る6月17日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため、執行部より副市長ほか関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

議案第1号の主な質疑について申し上げます。

災害復興基金について、平成24年度末の残高と補正後の残高はとの質疑では、平成24年度末の残高と補正後の残高はとの質疑では、平成24年度末残高は8億8,850万4,000円、補正後の残高は7億7,850万4,000円となるとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、6議案とも全員賛成で、それぞれ原案のとおり可決、承認すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成25年6月17日、総務常任委員長、木内欽市。

○議長（林 俊介） 総務常任常任委員長の報告は終わりました。

以上で付託議案に対する各委員長の報告は終わりました。

◎日程第2 質疑、討論、採決

○議長（林 俊介） 日程第2、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

議案第1号の各委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

これより議案第1号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 討論なしと認めます。

これより議案第1号について採決いたします。

議案第1号、平成25年度旭市一般会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 俊介） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第2号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

これより議案第2号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 討論なしと認めます。

これより議案第2号について採決いたします。

議案第2号、平成25年度旭市下水道事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 俊介） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第3号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

これより議案第3号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 討論なしと認めます。

これより議案第3号について採決いたします。

議案第3号、工事請負契約の締結について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 俊介） 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第4号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

これより議案第4号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 討論なしと認めます。

これより議案第4号について採決いたします。

議案第4号、工事請負契約の締結について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 俊介） 賛成多数。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第5号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

これより議案第5号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 俊介) 討論なしと認めます。

これより議案第5号について採決いたします。

議案第5号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 俊介) 全員賛成。

よって、議案第5号は承認することに決しました。

続いて、議案第6号の各委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 俊介) 質疑なしと認めます。

これより議案第6号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 俊介) 討論なしと認めます。

これより議案第6号について採決いたします。

議案第6号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 俊介) 全員賛成。

よって、議案第6号は承認することに決しました。

続いて、議案第7号の各委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 俊介) 質疑なしと認めます。

これより議案第7号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 俊介) 討論なしと認めます。

これより議案第7号について採決いたします。

議案第7号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（林 俊介） 全員賛成。

よって、議案第7号は承認することに決しました。

続いて、議案第8号の各委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

これより議案第8号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 討論なしと認めます。

これより議案第8号について採決いたします。

議案第8号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 俊介） 全員賛成。

よって、議案第8号は承認することに決しました。

◎日程第3 常任委員長請願報告

○議長（林 俊介） 日程第3、常任委員長請願報告。

これより文教福祉常任委員会に付託いたしました請願審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

委員長、景山岩三郎議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 景山岩三郎 登壇）

○文教福祉常任委員長（景山岩三郎） 文教福祉常任委員会委員長請願報告をいたします。

文教福祉常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る6月4日の本会議において、本委員会に付託されました請願第2号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書採択に関する請願、請願第3号、国における平成26（2014）年度教育予算拡充に関する意見書採択に関する請願2件について、審査経過並びに結果を申し上げます。

請願審査は、6月12日、付託議案の審査終了後、紹介議員並びに担当課より本請願の内容

について詳しく説明を受け、直ちに審査を行いました。

審査では、特に意見はなく、別紙報告のとおり、請願2件とも全員賛成で採択と決しました。

以上のとおり報告をいたします。

平成25年6月17日、文教福祉常任委員長、景山岩三郎。

○議長（林 俊介） 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

以上で、付託請願に対する委員長の報告は終わりました。

◎日程第4 質疑、討論、採決

○議長（林 俊介） 日程第4、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

請願第2号、請願第3号の請願2件を一括議題といたします。

委員長の報告に対し、一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

これより一括して討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

請願第2号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書採択に関する請願について、文教福祉常任委員長の報告のとおり、採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 俊介） 全員賛成。

よって、請願第2号は採択と決しました。

請願第3号、国における平成26（2014）年度教育予算拡充に関する意見書採択に関する請願について、文教福祉常任委員長の報告のとおり、採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 俊介） 全員賛成。

よって、請願第3号は採択と決しました。

ここで、しばらく休憩いたします。10時40分まで休憩いたします。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時40分

○議長（林 俊介） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、発議案が提出されました。

提出されました発議案は、発議第1号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について、発議第2号、国における平成26年度教育予算拡充に関する意見書の提出についての2発議案であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 配付漏れないものと認めます。

ただいま発議案に伴う日程の追加について、議会運営委員会を開催していただきました。

その結果につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

委員長、佐久間茂樹議員、ご登壇願います。

（議会運営委員長 佐久間茂樹 登壇）

○議会運営委員長（佐久間茂樹） ただいま議会運営委員会を開きまして、発議案の提出に伴う日程追加について協議をいたしましたので、その内容について、私よりご報告申し上げます。

本日提出されました発議案は、発議第1号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について、発議第2号、国における平成26年度教育予算拡充に関する意見書の提出についての2発議案であります。

それでは、議事日程の協議結果について申し上げます。

お手元に配付してあります平成25年旭市議会第2回定例会議事日程（その2）、本日6月17日月曜日をご覧いただきたいと思っております。この後、追加日程第1、発議案上程。発議第1号、発議第2号の2発議案を上程。追加日程第2、提案理由の説明。追加日程第3、質疑、

討論、採決。

以上のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（林 俊介） 議会運営委員長の報告は終わりました。

おはかりいたします。発議第1号、発議第2号の2発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 俊介） ご異議なしと認めます。

よって、本発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎追加日程第1 発議案上程

○議長（林 俊介） 追加日程第1、発議案上程。

発議第1号、発議第2号の2発議案を上程いたします。

発議第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について

発議第2号 国における平成26年度教育予算拡充に関する意見書の提出について

◎追加日程第2 提案理由の説明

○議長（林 俊介） 追加日程第2、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

発議第1号、発議第2号について、景山岩三郎議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 景山岩三郎 登壇）

○文教福祉常任委員長（景山岩三郎） それでは、発議第1号、発議第2号について提案理由を申し上げます。

初めに、発議第1号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出についての提案理由を申し上げます。

本発議案については、意見書を朗読して提案理由の説明に代えさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書。

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上を目指して、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものである。

政府は、国家財政の悪化から同制度を見直し、その負担を地方に転嫁する意図のもとに、義務教育費国庫負担金の減額や義務教育費国庫負担制度そのものの廃止にも言及している。

地方財政においても厳しさが増している今、義務教育国庫負担制度の見直しは、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮される。また、義務教育費国庫負担制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至である。

よって、国においては、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣宛てでございます。

続いて、発議第2号、国における平成26年度教育予算拡充に関する意見書の提出についての提案理由を申し上げます。

本発議案についても、意見書を朗読して提案理由の説明に代えさせていただきます。

国における平成26年度教育予算拡充に関する意見書。

教育は、憲法・子どもの権利条約の精神に則り、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っている。しかし現在、日本の教育は「いじめ」「不登校」をはじめ、「学級崩壊」、少年による凶悪犯罪、さらには経済不況の中、経済格差から生じる教育格差等、様々な深刻な問題を抱えている。また、東日本大震災、原子力発電所の事故からの復興は未だ厳しい状況の中にあるといわざるをえません。

一方、国際化・高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促進、学習指導要領の移行による授業時数の増加や小学校における外国語活動の必修等に伴う経費の確保も急務である。

千葉県及び県内各市町村においても、一人ひとりの個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成をめざしていく必要がある。そのための様々な教育施策の展開には、財政状況の厳しい現状をみれば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠である。充実した教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要がある。

そこで、以下の項目を中心に、平成26年度にむけての予算の充実をしていただきたい。

- ・震災からの復興教育支援事業の拡充を十分にはかること
- ・少人数学級を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること
- ・保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること
- ・現在の経済状況を鑑み、就学援助に関わる予算を拡充すること
- ・保護者の教育費負担を軽減するために現行高校授業料実質無償化制度を堅持すること
- ・子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること
- ・危険校舎、老朽校舎の改築やエアコン、洋式トイレ設置等の公立学校施設整備費を充実すること
- ・子どもの安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額の算定基準を改善し、地方交付税交付金を増額することなど

国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障することが国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中ではあるが、必要な教育予算を確保することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣宛てでございます。

皆様のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由といたします。

○議長（林 俊介） 提案理由の説明は終わりました。

◎追加日程第3 質疑、討論、採決

○議長（林 俊介） 追加日程第3、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

発議第1号、発議第2号の2発議案を順次議題といたします。

発議第1号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

これより発議第1号について討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 俊介) 討論なしと認めます。

これより発議第1号について採決いたします。

発議第1号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 俊介) 全員賛成。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

続いて、発議第2号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 俊介) 質疑なしと認めます。

これより発議第2号について討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 俊介) 討論なしと認めます。

これより発議第2号について採決いたします。

発議第2号、国における平成26年度教育予算拡充に関する意見書の提出について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 俊介) 全員賛成。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

◎追加日程 旭市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

○議長(林 俊介) 続きまして、旭市選挙管理委員会委員及び補充員の任期が本年8月17日に満了になることから、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により、これに伴う委員の選挙を行いたいと思います。

おはかりいたします。旭市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(林 俊介) ご異議なしと認めます。

よって、旭市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

おはかりいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(林 俊介) ご異議なしと認めます。

よって選挙の方法は、指名推選で行うことに決しました。

おはかりいたします。議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(林 俊介) ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

旭市選挙管理委員会委員に、常世田清志氏、昭和10年3月26日生まれ、旭市ハの297番地3、石毛恒男氏、昭和12年2月23日生まれ、旭市後草3288番地2、石橋清氏、昭和5年12月5日生まれ、旭市萩園1207番地1、花香勝久氏、昭和15年10月19日生まれ、旭市萬歳873番地、以上の方を指名いたします。

おはかりいたします。ただいま指名しました方を旭市選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(林 俊介) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました常世田清志氏、石毛恒男氏、石橋清氏、花香勝久氏、以上の方が旭市選挙管理委員会委員に当選されました。

続いて、旭市選挙管理委員会補充員に、伊藤新市郎氏、昭和8年3月7日生まれ、旭市塙1446番地、高安勇氏、昭和12年8月24日生まれ、旭市口の1462番地1、宮内正巳氏、昭和15年9月26日生まれ、旭市後草2014番地5、宮負武芳氏、昭和19年6月24日生まれ、旭市清和甲56番地2、以上の方を指名いたします。

おはかりいたします。ただいま指名しました方を旭市選挙管理委員会補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(林 俊介) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました伊藤新市郎氏、高安勇氏、宮内正巳氏、宮負武芳氏、以上の方が旭市選挙管理委員会補充員に当選されました。

次に、補充の順序についておはかりいたします。補充の順序は、議長が指名しました順序にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(林 俊介) ご異議なしと認めます。

よって補充の順序は、指名した順序により、第1順位、伊藤新市郎氏、第2順位、高安勇氏、第3順位、宮内正巳氏、第4順位、宮負武芳氏に決定しました。

◎日程第5 事務報告

○議長(林 俊介) 日程第5、事務報告。

事務報告を求めます。

総務課長、登壇してください。

(総務課長 米本壽一 登壇)

○総務課長(米本壽一) それでは、篤志寄附を受納いたしましたので、ご報告します。

1つ、金20万円を藤沢市長後地区自治会連合会様より、3月27日受納いたしました。

1つ、金20万円を柏西ロータリークラブ様より、4月1日受納いたしました。

1つ、金10万8,000円を笑み染め塾&コラボ様より、4月4日受納いたしました。

1つ、豚肉273キログラムを株式会社千葉県食肉公社様より、4月18日受納いたしました。

1つ、ホワイトボード2台、案内板1台、カルター式、体操リング2台、サッカーボール5個、ドッジボール4個を干潟ライオンズクラブ様より、4月19日受納いたしました。

1つ、金20万円をNPO法人生活サポートグループぱれっと様より、4月19日受納いたしました。

1つ、黒松、マサキ、トベラ苗木、計1,100本を銚子商工信用組合信友会様より、4月27日受納いたしました。

1つ、金65万円を「とどけ歌声 被災地へ!PARTⅢ」実行委員会様より、5月13日受

納いたしました。

1つ、金10万円を岡部浩二様より、5月15日受納いたしました。

1つ、金15万円を岡野昭二様より、5月23日受納いたしました。

以上で事務報告を終わります。

○議長（林 俊介） ここで、しばらく自席にて休憩をお願いいたします。

休憩 午前11時 3分

再開 午前11時 5分

○副議長（林 七巳） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎追加日程 議長辞職の件

○副議長（林 七巳） 議長の都合により、議長に代わって議事の進行を努めますので、よろしくをお願いいたします。

ただいま、林俊介議長より議長の辞職願が提出されました。

おはかりいたします。この際、議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（林 七巳） ご異議なしと認めます。

よって、議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

事務局長に辞職願を代読させます。

（事務局長 伊藤恒男 登壇）

○事務局長（伊藤恒男） それでは、辞職願を代読いたします。

辞職願。

このたび、一身上の都合により市議会議長を辞職したいので、許可されるよう願います。

旭市議会副議長様。

旭市議会議長 林俊介。

以上でございます。

○副議長（林 七巳） おはかりいたします。林俊介議員の議長の辞職を許可することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○副議長（林 七巳） 全員賛成。

よって、林俊介議員の議長の辞職を許可することに決しました。

ここで、しばらくお待ちください。

（18番 林 俊介 入場）

○副議長（林 七巳） ここで、長い間、お骨折りをいただきました前議長、林俊介議員よりご挨拶をお願いいたします。

ご登壇願います。

（18番 林 俊介 登壇）

○18番（林 俊介） 一言、御礼のご挨拶を申し上げたいと思います。

昨年の6月定例議会におきまして、議員皆様方から温かいご推挙をいただきまして議長職を仰せつかりました。そして、この1年間、大過なく、この議長職を辞するに当たりまして、議員皆様方の温かいご支援、ご指導に対しまして心より厚く御礼を申し上げる次第でございます。また、執行部の皆様方に対しましても、1年間、議会運営にご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

私ども議員の任期は、この12月、わずか6か月でございます。そうした中で、私も、これからは一議員として、新議長の議会をしっかりとまとめていただきまして、すばらしい議会運営のために微力ながら努めてまいりたいと思いますので、今後ともご指導、ご協力を心よりお願い申し上げまして、誠に簡単ではございますが、御礼のご挨拶に代える次第でございます。

本当にありがとうございました。（拍手）

◎追加日程 議長選挙の件

○副議長（林 七巳） 林俊介議員の議長辞職により、議長が欠員となりました。

おはかりいたします。この際、議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思

ます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(林 七巳) ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決しました。

これより選挙を行います。

おはかりいたします。選挙の方法は投票によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(林 七巳) ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙は投票と決しました。

準備のため、そのまましばらくお待ちください。

(事務局員、投票の準備をする)

○副議長(林 七巳) 議場を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

○副議長(林 七巳) ただいまの出席議員は21名であります。

これより投票用紙を配布いたします。

(投票用紙配布)

○副議長(林 七巳) 投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(林 七巳) 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○副議長(林 七巳) 異状ないものと認めます。

投票は単記無記名であります。

点呼に応じて前へお進みいただき、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順次投票願います。

投票用紙には、名字と名前を正確に記載願います。なお、名字と名前を正確に記載したもののみを有効といたします。また、名字と名前を正確に記載していないもの、白票、名字のみ、名前のみ投票は無効といたしますので、ご了解願います。

投票を開始いたします。

点呼を命じます。

(点呼に応じ投票)

○副議長(林 七巳) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(林 七巳) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

立会人の指名をいたします。

14番、柴田徹也議員、15番、木内欽市議員、以上2名の議員を指名いたします。

柴田徹也議員、木内欽市議員は、立会人席へご着席願います。

(立会人、立会人席へ着席)

(開 票)

○副議長(林 七巳) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 21票

有効投票 21票

無効投票 ゼロです。

有効投票のうち 日下昭治議員 21票

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は6票であります。

よって、日下昭治議員が旭市議会議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました日下昭治議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選を告知いたします。

立会人の方はご苦労さまでした。自席へお戻り願います。

(立会人、自席へ着席)

○副議長(林 七巳) 議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○副議長(林 七巳) ただいま議長に当選されました日下昭治議員より就任のご挨拶をお願いいたします。

ご登壇願います。

(17番 日下昭治 登壇)

○17番（日下昭治） このたびは、議員同志皆様の温かいご支援のもと、議長という要職を担うこととなりました。今、改めて責任の重大さを痛感しているところでございますが、与えられた職務を自分なりに精いっぱい努力する所存でございますので、皆様方のご協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。

旭市は、合併して8年が経過するわけでございます。2011. 3. 11の大震災の爪跡はまだ残っているわけでございますが、復興に向けて確実に歩んでいるわけでございます。議会とは、執行部、立場こそ違ひますが、志は同じ、震災前の旭市、あるいは、それ以上の旭市を構築することが、私ども課せられた使命ではないかなと思ひている次第でございます。

議員同志皆様は当然のごとく、また、明智市長をはじめ、執行部の皆様方の温かいご指導とご協力をいただきながら努めてまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長就任に当たりましては、簡単で整ひませぬけれども、皆様方のご協力をお願ひ申し上げまして、ご挨拶、御礼に代えさせていただきますと思ひます。

よろしくお願ひします。（拍手）

○副議長（林 七巳） ここで議長を交代いたします。

議長、日下昭治議員、議長席にご着席願ひます。

（副議長 林 七巳 議長席退席）

（議長 日下昭治 議長席着席）

○議長（日下昭治） 議長を交代いたしました。

ここで、しばらく自席で休憩いたします。

休憩 午前11時30分

再開 午前11時32分

○議長（日下昭治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎追加日程 副議長辞職の件

○議長（日下昭治） ただいま、林七巳副議長より副議長の辞職願が提出されました。

おはかりいたします。この際、副議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(日下昭治) ご異議なしと認めます。

よって、副議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

事務局長に辞職願を代読させます。

(事務局長 伊藤恒男 登壇)

○事務局長(伊藤恒男) それでは、辞職願を代読いたします。

辞職願。

このたび、一身上の都合により市議会副議長を辞職したいので、許可されるよう願います。

旭市議会議長 日下昭治様。

旭市議会副議長 林七巳。

以上でございます。

○議長(日下昭治) おはかりいたします。林七巳議員の副議長の辞職を許可することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(日下昭治) 全員賛成。

よって、林七巳議員の副議長の辞職を許可することに決しました。

ここで、しばらくお待ちください。

(9番 林 七巳 入場)

○議長(日下昭治) ここで、長い間、お骨折りをいただきました前副議長、林七巳議員よりご挨拶をお願いいたします。

ご登壇願います。

(9番 林 七巳 登壇)

○9番(林 七巳) 皆さん、在職中は、ご指導ありがとうございました。この旭市に生まれ、この旭市で育ち、この旭市を支え、すばらしいふるさと旭、これこそが政治の原点であります。旭市に生まれてよかったと思えるような一議員に返り、旭市政発展のために努力いたします。

議長、議員の皆さん、また執行部の皆さん、大変お世話になりました。

ありがとうございました。(拍手)

◎追加日程 副議長選挙の件

○議長（日下昭治） 林七巳議員の副議長辞職により、副議長が欠員となりました。

おはかりいたします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（日下昭治） ご異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決しました。

これより選挙を行います。

おはかりいたします。選挙の方法は投票によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（日下昭治） ご異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙は投票と決しました。

準備のため、そのまましばらくお待ちください。

（事務局員、投票の準備をする）

○議長（日下昭治） 議場を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○議長（日下昭治） ただいまの出席議員は21名であります。

これより投票用紙を配布いたします。

（投票用紙配布）

○議長（日下昭治） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（日下昭治） 配布漏れないものと認めます。

投票箱を点検いたします。

（投票箱点検）

○議長（日下昭治） 異状ないものと認めます。

投票は単記無記名であります。

点呼に応じて前へお進みいただき、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順次投票願います。

投票用紙には、名字と名前を正確に記載願います。なお、名字と名前を正確に記載したもののみを有効といたします。また、名字と名前を正確に記載していないもの、白票、名字のみ、名前だけの投票は無効といたしますので、ご了解願います。

投票を開始いたします。

点呼を命じます。

(点呼に応じ投票)

○議長(日下昭治) 投票漏れはありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(日下昭治) 投票漏れないものと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

立会人の指名をいたします。

16番、佐久間茂樹議員、18番、林俊介議員、以上の2議員を指名いたします。

佐久間茂樹議員、林俊介議員は、立会人席へご着席願います。

(立会人、立会人席へ着席)

(開 票)

○議長(日下昭治) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 21票

有効投票 20票

無効投票 1票です。

有効投票のうち 景山岩三郎議員 12票

滑川 公英議員 8票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は6票であります。

よって、景山岩三郎議員が旭市議会副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました景山岩三郎議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選を告知いたします。

立会人の方はご苦勞さまでした。自席へお戻り願います。

(立会人、自席へ着席)

○議長(日下昭治) 議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(日下昭治) ただいま副議長に当選されました景山岩三郎議員より就任のご挨拶をお願いいたします。

ご登壇願います。

(11番 景山岩三郎 登壇)

○11番(景山岩三郎) ただいま議員各位のご推挙によりまして、旭市議会副議長にご選任いただきましたことを身に余る光栄と存じ、心よりお礼申し上げます。

日下議長を補佐し、市民の要望に応えるため、市政の推進と議会制民主主義の前進のため、全力で努力いたす決意でございます。

議員の皆様のご指導のもと、ご協力を心からお願いを申し上げましてご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございます。(拍手)

○議長(日下昭治) ここで、しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時14分

○議長(日下昭治) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎追加日程 議長報告事項の件

○議長(日下昭治) おはかりいたします。

議長報告事項を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(日下昭治) ご異議なしと認めます。

よって、議長報告事項の件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

議長報告事項を申し上げます。

先ほど、文教福祉常任委員会委員長、景山岩三郎議員より常任委員会委員長の辞任願が提出され、常任委員会において許可されました。

その後、委員会において常任委員会委員長の互選が行われましたので、その当選結果につきまして報告いたします。

文教福祉常任委員会委員長に、島田和雄議員。

以上のおおりにあります。

続いて、景山岩三郎議員より、議会運営委員の辞任願が提出され、これを許可いたしました。

つきましては、議会運営委員が欠員となりましたので、旭市議会委員会条例第8条の規定により、議長指名により選任いたしましたのでご報告いたします。

議会運営委員に、島田和雄議員。

以上のおおりにあります。

以上で議長報告事項を終わります。

◎追加日程 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（日下昭治） おはかりいたします。

千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（日下昭治） ご異議なしと認めます。

よって、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を日程に追加し、直ちに議題といたします。

千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

おはかりいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（日下昭治） ご異議なしと認めます。

よって選挙の方法は、指名推選で行うことに決しました。

おはかりいたします。議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(日下昭治) ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

指名いたします。

島田和雄議員を指名いたします。

おはかりいたします。ただいま指名しました島田和雄議員を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(日下昭治) ご異議なしと認めます。

よって、島田和雄議員が当選されました。

ただいま当選されました島田和雄議員が議場におられますので、当選の告知をいたします。

○議長(日下昭治) 以上をもちまして、本定例会に提出されました議案等の審議は全部終了いたしました。

これにて平成25年旭市議会第2回定例会を閉会いたします。

長期間にわたり、大変ご苦勞さまでございました。

閉会 午後 1時18分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

旭市議会 議長 日下昭治

前議長 林俊介

前副議長 林七巳

議員 柴田徹也

議員 木内欽市